

## 第1編第2章 規則

### 凡 例

1. 本章には、1991年4月1日から2021年5月1日までの、京都大学に関する主要な学内規則とその改正履歴を収録した。
2. 条文及び改正履歴は、『学内達示例規書類』、『京都大学規程集』、「各規程集編集後に制定・改正された規程」（京都大学ホームページ <https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/organization/other/revision>）を典拠とした。
3. 学内規則は、「1991年4月1日から2004年3月31日まで」（以下、「法人化以前」）と「2004年4月1日以降」（以下、「法人化以後」）に分け、それぞれ編章ごとに年代順に配列した。1991年4月1日時点で現行の学内規則は「法人化以前」に収録した。2004年3月31日以前に制定され、2004年4月1日時点で現行の学内規則は、「法人化以前」と「法人化以後」の両方に同じ内容を収録し、その旨を四角囲みで記した。
4. 制定時及び全部改正時の条文を収録したが、通則は1991年4月1日時点の条文を収録した。
5. 達示、総長裁定、評議会決定、理事裁定などの種類とともにその達示日及び裁定日を示した。
6. 規則の廃止、全部改正、改称は〔注〕に示した。
7. 原史料が縦書きのものは横書きに改めた。横書きの表記方法は、「京都大学における達示規程並びに総長裁定及び理事裁定の規程の左横書きに関する実施要領の施行等について」（2005年9月30日総総法第51号）に従った。

達示第3号

1953(昭和28)年4月7日

※1991(平成3)年4月1日時点の内容を掲載

## 京都大学通則

### 第1章 学年

第1条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2条 学期は、次の2期とする。

前期 4月1日から10月15日まで

後期 10月16日から翌年3月31日まで

第3条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

春季休業 4月1日から4月7日まで

創立記念日 6月18日

夏季休業 7月11日から9月10日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

### 第2章 学部

第4条 入学は、学年の初め1回とする。

2 入学の手続は、当該学部の定めるところによる。

第5条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 通常の課程以外の課程により前号に相当する学校教育を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部大臣の指定した者
- (5) 文部大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了したもの
- (6) 文部大臣の指定した者
- (7) 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (8) 本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第6条 入学志望者に対しては、試験を行う。

2 試験は、当該学部の定めるところによる。

第7条 次の各号の一に該当する者は、前条の規定にかかわらず選考のうえ、入学を許可することができる。

- (1) 一の学部を卒業した者が、他の学部又は同一学部の他の学科に入学を志望するとき。
- (2) 中途退学した者が同一学部に入學を志望するとき。
- (3) 他の大学の学部を卒業した者

第8条 本学の他学部へ転学を志望し、又は他大学から本学へ転学を志望する者は、欠員のある場合に限り、当該学部の定めるところにより許可することができる。

第9条 入学志望者は、所定の期日までに、願書を学部長あて提出しなければならない。

第10条 入学志望者は、願書に添えて検定料を納めなければならない。

2 受理した検定料は、返還しない。

3 前項の規定にかかわらず、第6条に規定する試験を2段階の選抜方法で実施する場合において、出願書類等による第1段階目の選抜に合格しなかつた者については、その者の申出により国立の学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第9号。以下「文部省令」という。）第2条第2項に規定する第2段階目の選抜に係る額に相当する額を返還するものとする。

第11条 入学志望者には、健康診断を行う。

第12条 入学に際しては、所定の期日までに入学料を納めなければならない。

2 入学料を納めない者には、入学を許可しない。ただし、次項の規定による手続をとった者については、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、特別の事由のある者については、別に定める京都大学授業料、入学料免除等規程（昭和53年達示第5号。以下「免除等規程」という。）による。

4 前項の規定による手続をとった者が入学料全額の免除をなされなかつた場合において、免除等規程の定めるところにより所定の期日までに納めるべき入学料を納めないときは、学生の身分を失う。

5 受理した入学料は、返還しない。

第13条 入学を許可せられた者は、本学の定めた方式によつて宣誓を行うものとする。

第14条 除籍せられた者が、再入学を願い出たときは、除籍せられた日から3年以内限り、学部長の申請により評議会の議を経て、総長が許可することができる。

第15条 科目、授業、修業年限及び在学年限は、当該学部の定めるところによる。

第16条 学生は、他学部の科目を学修することができる。ただし、この場合は、所属学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

第16条の2 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、外国の大学と協議のうえ、学生に、休学することなく当該外国の大学に留学し、その科目を学修することを許可することができる。

2 前項の規定により学修した科目及びこれについて修得した単位は、当該学部の定める

ところにより、30単位以内に限り、学士試験合格に必要な科目及び単位として認定することができる。

第17条 疾病その他の事故により、3月以上修学を中止しようとするときは、所属学部長の許可を得て、休学することができる。

2 疾病のため、修学が不相当と認められる者に対しては、学部長は、総長の許可を得て、休学を命ずることができる。

3 休学は、通算4年を超えることができない。

4 休学期間内に復学しようとするときは、その旨届け出なければならない。

5 休学期間は、在学年に算入しない。

第18条 学生が退学しようとするときは、その事由を申し出て、総長の許可を受けなければならない。

第19条 次の場合には、学部長の申請により評議会の議を経て、総長が除籍する。

(1) 疾病その他事故により成業の見込みがない者

(2) 授業料納付の義務を怠る者

第20条 試験は、当該学部の定めるところにより行う。

第21条 学部所定の期間在学し、試験委合格した者には学士試験合格証書を授与する。

第22条 前条の合格者は、次の区分に従い、称号を用いることができる。

文学部	文学士
教育学部	教育学士
法学部	法学士
経済学部	経済学士
理学部	理学士
医学部	医学士
薬学部	薬学士
工学部	工学士
農学部	農学士

第23条 授業料は、年額を次の2期に分けて、所定の期日までに納めなければならない。

ただし、第2期に係る授業料については、学生が申し出た場合、当該年度の第1期に係る授業料を納めるときは、入学年度の第1期又は第1期及び第2期に係る授業料については、入学を許可される者が申し出た場合、入学を許可するときに納めるものとする。

第1期 4月から9月まで 年額の2分の1に相当する額

第2期 10月から3月まで 年額の2分の1に相当する額

2 前項の規定にかかわらず、特別の事由のある者については、別に定める免除等規程による。

3 受理した授業料は、返還しない。

4 第1項ただし書の規定により、第2期に係る授業料を当該年度の第1期に係る授業料



を納めるときに併せて納めた者が第2期に係る授業料の徴収時期前に休学又は退学し、かつ、申し出た場合にあつては、既に納めた第2期に係る授業料に相当する額を、入学年度の第1期又は第1期及び第2期に係る授業料を納めた者が入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退し、かつ、申し出た場合にあつては、既に納めた授業料に相当する額を返還するものとする。

第24条 休学中は、別に定める免除等規程により授業料を免除する。

第25条 停学を命ぜられた者は、その期間中であっても授業料を納付しなければならない。

第26条 学生は、別に定める学生票の交付を受け、常に携帯しなければならない。

第27条 本学学規に違背し、学生の本分を守らない者があるときは、総長は懲戒する。

2 懲戒に関する手続は、別に定める。

第28条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 譴責
- (2) 停学
- (3) 放学

第29条 停学3月以上にわたるときは、その期間は、在学年に算入しない。

### 第3章 大学院

第30条 大学院に次表上欄に掲げる研究科を置き、研究科にそれぞれ同表下欄に掲げる専攻を置く。

文学研究科 哲学専攻、宗教学専攻、心理学専攻、社会学専攻、美学美術史学専攻、国史学専攻、東洋史学専攻、西洋史学専攻、地理学専攻、考古学専攻、国語学国文学専攻、中国語学中国文学専攻、梵語学梵文学専攻、フランス語学フランス文学専攻、英語学英米文学専攻、ドイツ語学ドイツ文学専攻、言語学専攻

教育学研究科 教育学専攻、教育方法学専攻、臨床教育学専攻

法学研究科 基礎法学専攻、公法専攻、民刑事法専攻、政治学専攻

経済学研究科 理論経済学・経済史学専攻、経済政策学専攻、経営学専攻、現代経済学専攻

理学研究科 数学専攻、物理学第一専攻、物理学第二専攻、宇宙物理学専攻、地球物理学専攻、化学専攻、動物学専攻、植物学専攻、地質学鉱物学専攻、生物物理学専攻、数理解析専攻、霊長類学専攻

医学研究科 生理系専攻、病理系専攻、社会医学系専攻、内科系専攻、外科系専攻、分子医学系専攻、脳統御医科学系専攻

薬学研究科 薬学専攻、製薬化学専攻

工学研究科 土木工学専攻、機械工学専攻、電気工学専攻、資源工学専攻、冶金学専攻、工業化学専攻、建築学専攻、石油化学専攻、化学工学専攻、高分子

化学専攻、原子核工学専攻、電子工学専攻、航空工学専攻、衛生工学専攻、数理工学専攻、精密工学専攻、合成化学専攻、電気工学第二専攻、金属加工学専攻、交通土木工学専攻、建築学第二専攻、情報工学専攻、物理工学専攻、分子工学専攻、応用システム科学専攻、環境地球工学専攻

農学研究科 農学専攻、林学専攻、農芸化学専攻、農林生物学専攻、農業工学専攻、農林経済学専攻、水産学専攻、林産工学専攻、食品工学専攻、畜産学専攻、熱帯農学専攻

人間・環境学研究科 人間・環境学専攻

第31条 研究科に博士課程を置く。

- 2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。ただし、医学研究科の博士課程の標準修業年限は、4年とする。
- 3 博士課程（医学研究科の博士課程を除く。）は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱う。
- 4 前項の前期2年及び後期3年の課程は、それぞれ「修士課程」及び「博士後期課程」という。

第32条 修士課程及に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
  - (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
  - (3) 文部大臣の指定した者
  - (4) 大学に3年以上在学し、本学において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
  - (5) 本学において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 博士後期課程の入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。
- (1) 修士の学位を有する者
  - (2) 外国において、本学大学院の修士課程に相当する課程を修了した者
  - (3) 文部大臣の指定した者
  - (4) 本学において、第1号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者
- 3 医学研究科の博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。
- (1) 医学部医学科又は歯学部を卒業した者
  - (2) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
  - (3) 文部大臣の指定した者
  - (4) 本学において、第1号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

第33条 入学志望者に対しては、試験を行う。

2 試験は、当該研究科の定めるところによる。

第34条 中途退学した者が、同一研究科に入学を志望するときは、前条の規定にかかわらず、選考のうえ、入学を許可することがある。

第35条 本学大学院の他研究科に転科を志望し、又は他大学大学院から本学大学院に転学を志望する者は、欠員のある場合に限り、当該研究科の定めるところにより、許可することがある。

2 同一研究科内における転専攻については、当該研究科の定めるところによる。

第36条 除籍せられた者が再入学を願い出たときは、除籍せられた日から3年以内限り、研究科長の申請により評議会の議を経て、総長が許可することがある。

第37条 入学志望者は、所定の期日までに、願書を研究科長あてに提出しなければならない。

第38条 科目、その授業及び研究指導は、当該研究科の定めるところによる。

2 当該研究科において必要と認めるときは、学部若しくは他の研究科の科目を学修させ、修士課程若しくは医学研究科の博士課程の単位とし、又は他の研究科において研究指導を受けさせ、修士課程、博士後期課程若しくは医学研究科の博士課程の修了に必要な研究指導の一部とすることができる。

第39条 学生は、他の研究科の科目を学修し、又は他の研究科において研究指導を受けることができる。ただし、この場合所属の研究科及び当該他の研究科の研究科長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により学修した科目及びこれについて修得した単位並びに前項の規定により受けた研究指導の取扱いについては、当該研究科の定めるところによる。

第40条 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところより、他の大学と協議のうえ、学生に、当該他の大学の大学院の科目の学修を許可することがある。

2 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、外国の大学と協議のうえ、学生に、休学することなく当該外国の大学の大学院に留学し、その科目を学修することを許可することがある。

3 前2項の規定により学修した科目及びこれについて修得した単位は、当該研究科の定めるところにより、10単位以内に限り、修士課程又は医学研究科の博士課程の修了に必要な科目及び単位として認定することができる。

第41条 学生で、他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けることを志望するものには、それぞれ前条第1項又は第2項に定めるものと同様の要件及び手続により、これを許可することがある。ただし、修士課程の学生について許可する場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする

2 前項の規定により受けた研究指導は、当該研究科の定めるところにより、修士課程、

博士後期課程又は医学研究科の博士課程の修了に必要な研究指導の一部とすることができる。

第42条 疾病その他の事故により、3月以上修学を中止しようとするときは、研究科長の許可を得て、休学することができる。

2 疾病のため、修学が不相当と認められる者に対しては、研究科長は、総長の許可を得て、休学を命ずることができる。

3 休学は、修士、博士後期の各課程及び医学研究科の博士課程において、それぞれ通算3年を超えることができない。ただし、医学研究科の博士課程においては、特別の事情がある者に対し、なお、1年以内の休学を許可することができる。

第43条 試験及び研究指導の認定方法は、当該研究科の定めるところによる。

第44条 修士課程の修了の要件は、同課程に2年以上在学して、研究指導を受け、専攻科目につき30単位以上を修得し、かつ、当該研究科の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間については、別に定めるところにより、優れた研究業績を挙げた者について、同課程に1年以上の在学をもって足りるものとする。

2 在学年限は、4年を超えることができない。

第45条 博士後期課程の修了の要件は、同課程に3年以上在学して、研究指導を受け、かつ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。

2 医学研究科の博士課程の修了の要件は、同課程に4年以上在学して専攻科目につき30単位以上修得し、研究指導を受け、かつ、医学研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。

3 前2項の在学期間については、別に定めるところにより、優れた研究業績を挙げた者について、それぞれ博士後期課程にあっては1年（修士課程の修了の要件を満たした者で、大学院における在学期間が2年未満のものにあっては、その在学期間を含めて3年）以上の、医学研究科の博士課程にあっては3年以上の在学をもって足りるものとする。

4 在学年限は、博士後期課程においては6年を、医学研究科の博士課程においては8年を超えることができない。

第46条 授業料は、年額を次の2期に分けて、所定の期日に納めなければならない。

第1期 4月から9月まで年額の2分の1に相当する額

第2期 10月から3月まで年額の2分の1に相当する額

第47条 休学中は、別に定める免除等規程により授業料を免除する。

第48条 第4条、第10条第1項及び第2項、第11条ないし第13条、第17条第4項及び第5項、第18条、第19条、第23条第1項ただし書及び第2項ないし第4項、第25条ないし第29条の規定は、大学院学生の場合に準用する。この場合において、第4条第2項中「当該学部」とあるのは「当該研究科」と、第19条中「学部長」とあ

るのは「研究科長」と、それぞれ読み替えるものとする。

#### 第4章 学位

第49条 修士課程を修了した者には、次の区分に従い、学位を授与する。

文学研究科	京都大学文学修士
教育学研究科	京都大学教育学修士
法学研究科	京都大学法学修士
経済学研究科	京都大学経済学修士
理学研究科	京都大学理学修士
薬学研究科	京都大学薬学修士
工学研究科	京都大学工学修士
農学研究科	京都大学農学修士
人間・環境学研究科	京都大学学術修士

2 前項に規定するもののほか、人間・環境学研究科以外の研究科においては、別に定めるところにより、学術修士の学位を授与することができる。

第50条 博士後期課程を修了した者及び医学研究科の博士課程を修了した者には、次の区別に従い、博士の学位を授与する。

文学研究科	京都大学文学博士
教育学研究科	京都大学教育学博士
法学研究科	京都大学法学博士
経済学研究科	京都大学経済学博士
理学研究科	京都大学理学博士
医学研究科	京都大学医学博士
薬学研究科	京都大学薬学博士
工学研究科	京都大学工学博士
農学研究科	京都大学農学博士

2 前項に規定するもののほか、別に定めるところにより、学術博士の学位を授与することができる。

第51条 前条に規定するもののほか、別に定めるところにより博士の学位の授与を申請して、博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、学識の確認を経た者にも、前条と同様の区別に従い、学位を授与する。

#### 第5章 外国学生、委託生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生等

第52条 外国人で第5条及び第32条によらないで学部又は大学院に入学しようとする者には、当該学部又は研究科の定めるところにより、外国学生として入学を許可することがある。

2 外国学生で学部又は大学院の課程を修了した者には、当該学部又は研究科の定めるところにより学士試験合格証書又は学位を授与する。

第53条 公の機関又は団体等から、その所属の職員につき、学修科目を定め、学部又は大学院に入学を願い出たときは、当該学部又は研究科の定めるところにより、委託生として入学を許可することがある。

2 委託生で所定の科目につき試験に合格した者には、当該学部又は研究科の定めるところにより、修了証書を授与する。

第54条 特定の科目を定め、学部又は大学院において、聴講を志望する者には、当該学部又は研究科の定めるところにより聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生で聴講した科目につき、本人の希望があるときは、証明書を交付する。なお、当該学部又は研究科の定めるところにより試験のうえ、単位を与えることができる。

第55条 外国の大学の学生又は他の大学若しくは外国の大学の大学院の学生で、大学間の協議に基づき、特定の科目を定め、それぞれ、学部又は大学院において聴講を志望する者には、当該学部又は研究科の定めるところにより、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 他の大学又は外国の大学の大学院の学生で、大学間の協議に基づき、大学院において研究指導を受けることを志望する者には、当該研究科の定めるところにより、特別研究学生として入学を許可することがある。

3 特別聴講学生として聴講した科目については、試験のうえ、単位を与える。

第56条 委託生又は聴講生として入学を志望する者は、願書に添えて検定料を納めなければならない。

2 委託生又は聴講生として入学する者は、入学に際して、所定の期日までに入学料を納めなければならない。特別聴講学生又は特別研究学生として入学する者は、入学料の納付を要しない。

3 委託生、聴講生及び特別聴講学生の授業料は、学修又は聴講科目の単位数に応じて、特別研究学生の授業料は、研究指導を受ける期間の月数に応じて、それぞれ所定の期日までに納めなければならない。ただし、国立大学の大学院の学生である特別聴講学生及び特別研究学生は、授業料の納付を要しない。

4 受理した検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

5 入学料、授業料を納めないときは、入学又は聴講若しくは研究指導を受けることを許可しない。

第57条 第4条、第6条、第8条ないし第20条、第22条ないし第29条の規定は、学部の外国学生に準用する。

2 第4条、第10条第1項及び第2項、第11条ないし第13条、第17条第4項及び第5項ないし第19条、第23条第1項ただし書及び第2項ないし第4項、第25条ないし第29条、第33条、第35条ないし第47条、第48条後段、第49条、第50条の規定は、大学院の外国学生に準用する。

3 第11条、第16条、第18条ないし第20条、第25条ないし第28条の規定は、

学部の委託生及び聴講生に準用する。

4 第11条、第16条、第18条ないし第20条、第25条ないし第28条、第35条、第36条、第39条第1項、第43条、第48条後段（第19条の場合に限る。）の規定は、大学院の委託生及び聴講生に準用する。

5 第18条、第20条、第25条ないし第28条の規定は、学部の特別聴講学生に準用する。

6 第18条、第25条ないし第28条、第43条の規定は、大学院の特別聴講学生及び特別研究学生に準用する。

第58条 この章及び別に定めるもののほか、特定の学部又は研究科において特定の方法により学修を志望する者については、当該学部又は研究科の定めるところによる。

#### 第6章 授業料等の額

第59条 第10条第1項の検定料及び第12条第1項の入学料の額並びに第23条第1項及び第46条の授業料の年額は、それぞれ文部省令の定めるところによる。

2 第56条第1項の検定料、同条第2項の入学料及び同条第3項の授業料の額は、それぞれ文部省令第12条の規定に基づき定められた額とする。

#### 附 則

この規程は、平成3年5月28日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

改正 平3・12・24達示39号、平4・3・17達示3号、10・20達示29号、11・10達示53号、平5・3・9達示13号、6・22達示58号、平6・6・7達示13号、9・27達意32号、11・8達示40号、平7・1・24達示3号、5・9達示10号、平8・3・26達示5号、平9・3・18達示2号、平10・3・10達示5号、平11・3・9達示2号、11・30達示22号、平12・3・21達示39号、平13・2・27達示26号、3・21達示33号、7・3達示15号、7・30達示17号、10・9達示22号、平14・4・1達示1号、平15・10・7達示40号、10・21達示41号、平16・4・1達示62号、12・20達示136号、平17・2・28達示144号、3・22達示26号、3・22達示27号、7・25達示57号、9・27達示63号、11・29達示77号、平18・3・29達示15号、12・25達示69号、平19・3・29達示13号、12・20達示73号、平20・3・27達示13号、平21・3・26達示10号、平22・3・29達示24号、平23・2・28達示71号、3・28・達示29号、平24・2・21達示2号、3・27達示28号、平25・3・27達示22号、6・11達示42号、11・26達示66号、平26・3・18達示7号、平27・2・24達示2号、3・25達示27号、平28・3・22達示26号、6・3達示49号、11・29達示85号、平29・1・31達示95号、2・28達示102号、3・28達示27号、9・26達示62号、平31・3・27達示15号、4・23達示36号、令元・5・28達示40号、6・21達示42号、令2・3・25達示12号、9・29達示56号、令3・3・29達示14号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第3編 学務>第1章 通則等



達示第1号

1947（昭和22）年1月10日

### 建築委員会規程

第1条 京都帝国大学に建築委員会を置く。

第2条 委員会は、左の事項を審議する。

- 1、本学敷地と建築物との配合に関する事。
- 2、本学建築物及び道路の整頓に関する事。
- 3、本学建築物の体裁に関する事。

第3条 委員会は、左の職員でこれを組織する。

総 長  
学 部 長  
教 授 若干名  
技術顧問  
事務局長  
技術課長  
庶務課長  
会計課長

総長を委員長とする。

職務上委員となるものの外は、委員長がこれを委嘱し、その任期は3年とする。

第4条 委員長は、委員会を召集して、その議長となる。

委員長に事故があるときは、年長の学部長がこれを代理する。

第5条 委員会に幹事を置き、事務局事務官及び技官の中から総長が、これを委嘱する。

幹事は、委員長の指揮を承けて、会務を掌る。

第6条 委員会に書記を置き、技術課勤務の職員の中から総長が、これを命ずる。

書記は、委員長の指揮を承けて、会務に従事する。

第7条 学内一部局に限る事項は、委員会の委任によつて当該部局でこれを審議することができる。

第8条 委員長が必要と認め、又は委員の要求があつた場合は、委員長は、委員以外の本学職員を委員会に列席せしめ、意見の陳述を求めることができる。

### 附 則

この改正は昭和21年12月24日からこれを施行する。

改正 昭34・6・11、昭36・1・25総長裁定、昭40・10・12達示20号、昭43・1  
1・19達示11号、12・11総長裁定、昭54・12・4達示27号、平5・4・13達  
示50号、平8・5・14達示36号、平10・4・9達示35号、平11・3・9達示7号、  
平13・9・25達示21号、平14・4・1達示18号、平15・4・1達示21号

〔注〕2004・6・15達示第121号で廃止。

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第2章 諸委員会

達示第1号

1949（昭和24）年2月22日

物品管理委員会規程

第1条 京都大学に物品管理委員会を置く。

第2条 委員会は本学に於ける物品の管理に関する重要事項を審議しその意見を総長に具申する。

第3条 委員会は左の職員でこれを組織する。

事務局長

会計課長

庶務課次長

会計課次長

各学部事務長中互選によるもの3名

各研究所事務主任中互選によるもの2名

医学部附属医院事務長

附属図書館事務長

互選によるものの任期は、1年とする。

第4条 委員長は事務局長とする。

委員長は委員会を召集してその議長となる。

委員長に事故があるときは会計課長がこれを代理する。

第5条 委員会に幹事を置き会計課監査掛長をこれに充てる。

幹事は委員長の指揮を承けて会務を掌る。

第6条 委員長が必要と認め又は委員の要求があつた場合は委員長は委員以外の本学職員を委員会に列席せしめ意見の陳述を求めることができる。

附 則

この規程は昭和24年3月1日からこれを施行する。

改正 昭25・7・31達示12号

達示第18号

1949(昭和24)年8月25日

### 京都大学輔導会議規程

第1条 京都大学に輔導会議を置く。

第2条 輔導会議は、左の委員で組織する。

学部長

分校主事

専門部長

輔導部長

事務局長

学長は、輔導会議を招集して議長となる。

第3条 輔導会議は、左の事項を審議する。

一 学生輔導に関して学長の諮詢した事項

一 学生輔導に関して委員より提議した事項

第4条 学長が必要と認め、又は委員の要求があつたときは、委員以外の本学職員の委員会出席を求めて意見をきくことができる。

第5条 議事の顛末は、統計記録室長が記録する。

### 附 則

この規程は、昭和24年8月25日から、施行する。

改正 昭27・4・20達示8号、昭29・4・16学長裁定、昭40・4・13達示3号、平5・4・13達示47号、平8・5・14達示31号、平10・4・9達示28号、平11・3・9達示7号、平14・4・1達示18号、平15・4・1達示21号、平16・6・2達示117号、平18・3・29達示39号、9・22達示58号、平23・3・31達示38号、平25・3・27達示33号、平27・3・31達示31号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第2章 諸委員会

達示第19号

1949(昭和24)年8月25日

京都大学輔導委員規程

第1条 京都大学に輔導委員を置く。

第2条 輔導委員は、左の者を充てる。

輔導部長

学部、分校、専門部の教授、助教授中部局長の推薦したもの 若干名

学生課長

教務課長

第3条 輔導委員は、教官と協力して学生生徒の輔導の衝に当る。

第4条 輔導委員で輔導委員会を組織する。

輔導委員会は、輔導会議の決定した方針に依り学生生徒の輔導に関する事項を協議処理し、部局との連絡調整を図る。

第5条 輔導部長を輔導委員会の委員長とする。

委員長は、委員会を招集して議長となる。

委員長に事故あるときは、委員長の指名した委員が代理する。

委員会に幹事を置き、統計記録室長を充てる。

幹事は、委員長の指揮を承けて会務をつかさどる。

附則

この規程は、昭和24年8月25日から施行する。

改正 昭27・4・20達示9号、昭29・4・16学長裁定、平4・10・20達示41号、平5・4・13達示48号、平8・5・14達示46号、平10・4・9達示48号、平11・3・9達示7号、平14・4・1達示18号、平15・4・1達示21号、平16・5・31達示116号、平18・3・29達示39号、9・22達示58号、平19・3・30達示33号、平25・3・27達示33号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第2章 諸委員会

達示第4号

1951(昭和26)年3月29日

### 防火委員会規程

第1条 京都大学に防火委員会を置く。

第2条 委員会は火災の予防、防止およびその対策について調査審議する。

第3条 委員会は次の職員で組織する。

学 長

事務局長

学長の指定する部局の推薦したもの各1名

2 学長を委員長とする。

3 職務上委員となるものの他は委員長が委嘱する。

第4条 委員長は委員会を招集して議長となる。

2 委員長に事故があるときは年長の委員が代理する。

第5条 委員会に調査員を置き、学長の指定する部局から3名以内を推薦せしめて委員が委嘱する。

第6条 調査員は委員を補佐し、火気に関する施設の調査および点検に当る。

2 調査員は委員会に調査、点検の結果を報告または意見を述べることができる。

第7条 委員会の要求があつたときは、当該部局は火気に関する施設の調査、点検を拒むことができない。

第8条 委員会は委員または調査員の報告または意見に基き必要と認めるときは当該部局に対し施設の補修取替その他必要な事項を勧告することができる。

2 前項の勧告があつたとき、当該部局は速かにこれを実施しなければならない。

3 特別の事情により前項の勧告を実施することのできないときは当該部局は委員会に速かにその旨報告しなければならない。

第9条 委員会が必要と認めるときは委員以外のものの委員会出席を求めて説明または意見を聴くことができる。

第10条 特殊の事項につき調査の必要があるときは委員会は臨時調査班を設けることができる。

第11条 委員会に幹事を置き、庶務課長、会計課長、技術課長を充てる。

2 幹事は委員長の指揮を受けて会務をつかさどる。

第12条 この規定に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員会の議を経て委員長が定める。

第13条 委員会の事務は事務局の所管とする。

### 附 則

この規程は昭和26年3月5日から施行する。

改正 昭34・6・11、昭36・1・25、昭43・7・24、12・11総長裁定、昭48・1  
2・18達示31号、平10・4・9達示58号、6・23達示82号、平12・3・31達  
示52号

達示第10号

1952(昭和27)年4月20日

京都大学学生部委員会規程

第1条 京都大学に学生部委員会(以下委員会という。)を置く。

第2条 委員会は、左の委員で組織する。

1 学生部長

2 各学部及び分校の教授又は助教授のうちから1名づつ学部長又は分校主事の推薦した者

3 学生課長

4 厚生課長

第3条 委員会は、学生の輔導に関する事項を協議処理する。

第4条 学生部長を委員会の委員長とする。

委員長は、委員会を招集して議長となる。

委員会に幹事を置き、学生課長をあてる。

幹事は、委員長の指揮をうけて会務をつかさどる。

附 則

この規程は、昭和27年4月20日から施行する。

改正 昭29・4・16学長裁定、昭40・4・13達示4号、10・26達示21号、昭44・3・18達示4号、平5・4・13達示49号、平8・5・14達示32号、平10・4・9達示29号、平11・3・9達示7号、平14・4・1達示18号、平15・4・1達示21号、平16・6・2達示117号、平18・1・23達示84号、3・29達示39号、9・22達示58号、平23・3・31達示38号、平25・3・27達示3号、平27・3・31達示31号、12・22達示66号、令3・3・29達示4号

〔注〕2011・3・31達示第38号で京都大学学生生活委員会規程に改称。

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第2章 諸委員会



達示第31号

1953(昭和28)年9月29日

### 京都大学評議会規程

第1条 評議会は、次の評議員で組織する。

- 1 学 長
- 2 各学部長
- 3 各学部の教授2名
- 4 分校主事
- 5 教授定員5名以上を有する各附置研究所の長

第2条 評議会は、学長が必要と認めたとき、又は評議員2名以上の要求があつたとき召集する。

第3条 議長に事故があるときは、年長の学部長が代理する。

第4条 評議会は、評議員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

第5条 評議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

第6条 議案は、学長から評議会に附議する。

第7条 議長が必要と認めたときは、評議員以外の者に出席をもとめ、意見をきくことができる。

第8条 議事録は、事務官が作成する。

### 附 則

この規程は、昭和28年4月1日から適用する。但し、第1条第4号及び第5号の規定は、昭和28年9月29日から施行する。

改正 昭29・5・25達示6号、昭44・12・23達示25号、昭48・1・16達示1号、昭50・1・28達示1号、昭54・11・20達示25号、昭55・4・8達示15号、平2・6・26達示29号、平3・4・30達示12号、平4・10・20達示30号、平5・3・9達示14号、平8・3・26達示14号、平10・4・9達示24号、平11・3・9達示7号、平12・4・1達示1号

〔注〕2000・4・1達示第1号で全部改正。

2004・4・1達示第4号で廃止。

総長裁定

1958(昭和33)年6月16日

#### 原子力研究整備委員会要項

- 1、京都大学に原子力研究整備委員会を置く。
- 2、委員会は、京都大学における原子力の研究、利用並びにその施設の整備に関する重要事項を審議する。
- 3、委員会は、次の職員で組織する。
  - (1) 理学部長
  - (2) 医学部長
  - (3) 工学部長
  - (4) 農学部長
  - (5) 化学研究所長
  - (6) 工学研究所長
  - (7) 基礎物理学研究所長
  - (8) 教授若干名
  - (9) 事務局長職務上委員となる者のほかは、総長が委嘱するものとし、その任期は、2年とする。
- 4、委員長は、委員の互選によるものとする。  
委員長は、委員会を招集して、その議長となる。  
委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が代理する。
- 5、委員会に幹事を置き、庶務課長および会計課長を充てる。
- 6、委員長が必要と認め、または委員の要求があつたときは、委員以外の者を委員会に列席させ、意見を聞くことができる。

#### 附 則

この要項は、昭和33年6月16日から施行する。

改正 昭42・6・28、昭43・2・17、9・3、昭46・4・1、昭49・2・27、昭56・3・24総長裁定、平5・2・1総長裁定、平8・5・2総長裁定、平10・3・17総長裁定、平12・3・31総長裁定、平16・6・2総長裁定、平18・3・29総長裁定、平23・3・28総長裁定、平27・3・31総長裁定、平30・3・28総長裁定

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第2章 諸委員会

達示第13号

1960(昭和35)年12月6日

#### 京都大学放射性同位元素等管理委員会規程

第1条 京都大学に放射性同位元素等管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2条 委員会の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 放射線障害の防止に関し、必要な事項を調査、審議すること。
- (2) 放射線障害の防止に関し、関係各部局間の連絡調整を図ること。
- (3) 放射性同位元素及び放射線発生装置(以下「放射性同位元素等」という。)を使用する総合研究施設の利用及び管理の基本に関し、必要な事項を審議すること。

第3条 委員会は、放射性同位元素等を利用する部局の教授若干名、事務局長、庶務部長、経理部長及び技術課長で組織する。

2 職務上委員となる者のほかは、総長が委嘱するものとし、その任期は、2年とする。

第4条 委員長は、委員の互選によるものとする。

2 委員長は、委員会を招集して、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ、委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。

第5条 委員会に放射線障害予防小委員会(以下「小委員会」という。)を置く。

2 小委員会は、京都大学放射線障害予防規程の定めるところにより、委員会の所掌事項のうち、放射線障害防止の実施に関する事項を分掌する。

3 小委員会の委員は若干名とし、放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、委員会の委員長が委嘱する。

4 小委員会の委員の任期は、1年とする。

第6条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員は、委員会の委員長が委嘱するものとする。

第7条 委員長が必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて説明又は意見を聞くことができる。

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て総長が定める。

第9条 委員会の庶務は、事務局庶務部で処理する。

#### 附 則

この規程は、昭和35年12月6日から施行する。

改正 昭36・1・10総長裁定、昭37・10・23達示9号、昭39・5・4達示7号、昭42・3・7達示3号、昭46・10・5達示21号、昭48・5・8達示21号、昭51・12・21達示43号、昭58・3・8達示7号、平10・4・9達示56号、平12・3・31達

示50号、平13・4・10達示12号、平16・6・2達示117号、平17・3・22達  
示7号、平19・3・30達示33号

〔注〕2011・3・28達示第11号で廃止。

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第2章 諸委員会

達示第18号

1965（昭和40）年9月28日

京都大学教育課程等委員会規程

第1条 教養部および学部に関連を有する教育課程ならびにその関連事項について調査審議するため、京都大学に京都大学教育課程等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、学部および教養部の教授各1名の委員で組織する。

2 委員は、総長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 委員会に専門委員若干名を置くことができる。

2 専門委員は、学部または教養部の教授のうちから総長が委嘱する。

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によつて定める。

3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4 委員長が欠けたときまたは事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

第5条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開会することができない。

2 委員会の議事は、出席の委員の過半数で決する。

第6条 委員会は、必要と認めるときには、委員以外の者の出席を求めて意見をきくことができる。

第7条 委員会に関する事務は、庶務部において処理する。

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、昭和40年9月28日から施行する。

達示第4号

1966（昭和41）年3月22日

#### 京都大学入学試験制度委員会規程

第1条 京都大学の入学試験に関する諸制度について調査審議するため、京都大学に入学試験制度委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、学部および教養部の教授各2名の委員で組織する。

2 委員は、総長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 委員会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学部、教養部または研究所の教授または助教授のうちから総長が委嘱する。

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によつて定める。

3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4 委員長が欠けたときまたは事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

第5条 委員会は、その定めるところにより小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員および専門委員は、委員長が指名する。

第6条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開会することができない。

2 委員会の議事は、出席の委員の過半数で決する。

第7条 委員会に関する事務は、庶務部において処理する。

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

#### 附 則

この規程は、昭和41年4月1日から施行する。

改正 昭61・6・17総長裁定、平4・10・1総長裁定

総長裁定

1968(昭和43)年10月8日

#### 京都大学宇治地区防火委員会規程

第1条 京都大学宇治地区における火災の予防および防止について調査審議し、連絡協議するため、京都大学防火規程第5条第1項の規定に基づき、宇治地区に、宇治地区防火委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2条 委員会は、次の委員で組織する。

- (1) 宇治地区にある部局の長
- (2) 宇治地区にある研究施設その他の施設の属する部局の長の推薦する教授 各1名
- (3) 委員会の所掌事務に関し特に必要と認められる教授 若干名

2 前項第2号および第3号の委員は、総長が委嘱する。

第3条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によつて定めるものとし、その任期は、2年とする。

3 委員長は、委員会を招集して、その議長となる。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

第4条 委員会は、必要と認めたときには、委員以外の者に委員会への出席を求めて、その説明または意見を聞くことができる。

第5条 委員会に幹事を置き、委員長が所属する部局の事務長をあてる。

2 幹事は、委員会に関する事務をつかさどる。

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

#### 附 則

この規程は、昭和43年10月8日から施行する。

改正 平12・3・31総長裁定

〔注〕2012・12・3総長裁定で廃止。

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第2章 諸委員会

評議会決定

1969（昭和44）年12月23日

京都大学評議会内規

第1条 評議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学通則その他重要な規則の制定および改廃
- (2) 予算概算および配分の全学的方針
- (3) 学部・学科、教養部、大学院研究科・専攻、研究所その他重要な教育研究施設の設置および廃止
- (4) 事務局、学生部、附属図書館その他の部局の重要な組織変更
- (5) 名誉教授の称号の授与基準および授与
- (6) 学生の定員
- (7) 学生の厚生補導およびその身分に関する重要事項
- (8) 大学としての式典（慣行によるものを除く。）
- (9) 寄附の受入れの基準および受入れ
- (10) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の規定によりその権限に属せしめられた事項
- (11) その他大学の運営に関する重要事項

第2条 評議員は、2名以上の連名で評議会に一定の案件を議題として申し出ることができる。

2 前項の申出に対し出席評議員の3分の2以上の賛成があるときは、評議会は、これを議題としなければならない。

第3条 評議会において審議される議題は、緊急やむをえない場合をのぞき、会議の5日前に評議員に通知しなければならない。

第4条 総長または2名以上の評議員が議題の表決に関し3分の2の多数決によることを提議した場合において、出席評議員の過半数の賛成があるときは、表決は出席評議員の3分の2の多数決によることができる。

第5条 評議会に、必要に応じ、特別委員会を置くことができる。

第6条 総長は、大学の運営に関する緊急重大な事項の処理について評議会に報告しなければならない。

第7条 評議員は、評議会において、大学の運営に関し総長に質問し、または意見を述べることができる。

第8条 学生部長は、厚生補導に関する重要事項の処理について評議会に報告しなければならない。

第9条 総長、学部長、教養部長または評議員である研究所長の事務代理は、評議員の代理として評議会に出席し、表決に加わることができる。



- 2 評議員である研究所長に事故があるときは、あらかじめその代理として事務局に通知された者は評議会に出席することができる。ただし、この者は、表決に加わることはできない。

附 則

この内規は、昭和45年1月1日から施行する。

改正 昭48・1・16、昭50・1・28、昭54・11・20、昭55・4・8、平2・6・26、平3・4・30、平5・3・9、平8・3・26、平10・3・10、平11・3・9達示7号

〔注〕2000・5・9評議会決定で全文改正。

達示第2号

1973(昭和48)年1月16日

### 京都大学同和問題委員会規程

第1条 京都大学に同和問題委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2条 委員会は、総長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議し、およびこれらについて必要に応じて総長を補佐する。

- (1) 同和問題の教育および研究に関すること。
- (2) 同和問題の調査および資料の整備に関すること。
- (3) 同和問題の啓蒙に関すること。
- (4) その他同和問題に関すること。

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 各学部および教養部から教授または助教授 1名
- (2) 研究所から教授または助教授 若干名
- (3) その他総長が必要と認める者 若干名

2 委員は、総長が委嘱し、その任期は、2年とする。

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によつて定める。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第5条 委員会に必要に応じて小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織および運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第6条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて、説明または意見をきくことができる。

第7条 委員会に関する事務は、庶務部庶務課において処理する。

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

### 附 則

この規程は、昭和48年1月16日から施行する。

改正 平4・11・24達示56号、平7・6・27達示24号、平8・5・14達示34号、平10・4・9達示32号、平11・3・9達示7号、平14・4・1達示18号、平15・4・1達示21号、平16・6・2達示117号

〔注〕1995・6・27達示第24号で同和・人権問題委員会規程に改称。

2005・2・28達示第147号で廃止。

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第2章 諸委員会

総長裁定

1973(昭和48)年6月5日

京都大学入学者選抜方法研究委員会要項

- 第1 京都大学に入学者選抜方法研究委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 第2 委員会は、京都大学入学者選抜試験受験者の学力検査の成績、高等学校在学中の成績、入学後の学業成績等の相関の追跡調査その他必要と認められる事項の調査を行ない、京都大学におけるより適切な入学者選抜方法について調査研究する。
- 第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
- (1) 各学部および教養部から教授または助教授 1名
  - (2) 総長が必要と認める教授または助教授 若干名
- 2 委員は、総長が委嘱し、その任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第4 特別の事項を調査研究するため必要があるときは、委員会に、臨時委員を置くことができる。
- 2 臨時委員は、委員会の意見をきいて、総長が委嘱する。
  - 3 臨時委員は、当該特別の事項の調査研究が終つたときは、退任する。
- 第5 委員会に委員長を置き、委員の互選によつて定める。
- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 第6 委員会に関する事務は、学生部入学主幹において処理する。
- 第7 この要項に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要項は、昭和48年6月5日から実施する。

改正 昭61・6・17総長裁定、平4・10・1総長裁定、平17・5・30総長裁定

〔注〕2006・3・6達示第90号で廃止。

※当該規則は以下にも掲載。 規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第2章 諸委員会
--

達示第26号

1973(昭和48)年7月3日

京都大学遺跡保存調整委員会規程

- 第1条 京都大学に遺跡保存調整委員会(以下「調整委員会」という。)を置く。
- 第2条 調整委員会は、京都大学敷地内における遺跡の保存と新築計画等との調整のため必要な事項を審議する。
- 第3条 調整委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
- (1) 文学部長
  - (2) 部局長(前号に掲げるものを除く。)のうちから若干名
  - (3) 関係教官若干名
  - (4) 事務局長、経理部長および施設部長
- 2 前項第2号および第3号の委員は、総長が委嘱する。
- 3 第1項第2号および第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第4条 調整委員会に委員長を置き、前条第1項第1号および第2号の委員の互選によって定める。
- 2 委員長は、調整委員会を招集し、議長となる。
  - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 第5条 調整委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を調整委員会に出席させて、説明または意見をきくことができる。
- 第6条 調整委員会に関する事務は、経理部管財課において処理する。
- 第7条 この規程に定めるもののほか、調整委員会の運営に関し必要な事項は、調整委員会が定める。

附 則

この規程は、昭和48年7月3日から施行する。

達示第27号

1973（昭和48）年9月18日

### 京都大学安全委員会規程

第1条 京都大学に安全委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、他委員会の所掌に属するものを除くほか、京都大学における安全保持に関する重要事項を調査審議する。

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 人文・社会科学系学部の教授1名
- (2) 自然科学系各学部および教養部の教授各1名
- (3) 研究所の教授若干名
- (4) 医学部附属病院の診療科長または中央診療施設の部長1名
- (5) 関係教授または助教授若干名
- (6) 事務局長、学生部長、庶務部長、経理部長、施設部長および保健管理センターの所長

2 前項第1号から第5号までの委員は、総長が委嘱する。

3 第1項第1号から第5号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 委員会に、委員長および副委員長を置き、委員の互選によつて定める。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、および委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第5条 委員会に必要に応じて小委員会を置くことができる。

2 小委員会には、必要に応じて第3条第1項の委員以外の者をその委員として加えることができる。

3 前項の規定により小委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。

4 前3項に規定するもののほか、小委員会の組織および運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第6条 委員会および小委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明もしくは意見をきき、または部局に報告を求めることができる。

第7条 委員会に関する事務は、庶務部人事課において処理する。

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

### 附 則

この規程は、昭和48年9月18日から施行する。

改正 昭59・4・24達示4号、平4・11・24達示57号、平5・3・9達示23号、平8・

5・14達示40号、平10・4・9達示37号、平11・3・9達示37号、平12・3・  
31達示49号、平14・4・1達示18号、平15・4・1達示21号

達示第21号

1974(昭和49)年5月14日

### 京都大学保健衛生委員会規程

第1条 京都大学に保健衛生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2条 委員会は、京都大学における学生及び職員の保健管理並びに学内衛生に関する重要事項を調査審議する。

2 前項に規定するもののほか、委員会は、保健管理センターの所長の選考及び任期、教官の人事その他管理運営に関する重要事項を審議するものとする。

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 各学部長及び教養部長
- (2) 研究所長 若干名
- (3) 医学部附属病院長
- (4) 関係教授 若干名
- (5) 保健管理センターの所長及び保健診療所長
- (6) 事務局長及び学生部長

2 前項第2号及び第4号の委員は、総長が委嘱する。

3 第1項第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、その補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第1項第6号の委員は、保健管理センターの教官の人事に関する事項については、その審議に加わらないものとする。

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、前条第1項第1号から第5号までの委員のうちから、委員会において選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、及び委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第5条 委員会に必要に応じて小委員会を置くことができる。

2 小委員会には、必要に応じて第3条第1項の委員以外の者をその委員として加えることができる。

3 前項の規定により小委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。

4 前3項に規定するもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第6条 委員会は、審議に加わるべき委員の4分の3以上が出席しなければ、保健管理センターの所長の選考若しくは任期又は教官の人事に関する事項について議事を開き、議決することができない。

2 保健管理センターの所長の選考若しくは任期又は教官の人事に関する事項についての議事は、審議に加わるべき出席委員の3分の2以上の多数で決する。

第7条 委員会及び小委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明若しくは意見をきき、又は部局に報告を求めることができる。

第8条 委員会に関する事務は、保健診療所において処理する。

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

#### 附 則

1 この規程は、昭和49年5月14日から施行する。

2 次に掲げる規程は、廃止する。

衛生事務取扱規程（昭和22年達示第6号）

京都大学保健管理センター管理委員会規程（昭和41年達示第13号）

改正 平4・10・20達示34号、平5・3・9達示15号、平8・5・14達示39号、平10・3・17達示17号、4・9達示77号、平11・3・9達示7号、平14・4・1達示18号、平15・4・1達示21号、平16・6・2達示117号、平18・3・29達示39号、9・22達示58号、平19・3・30達示33号

〔注〕2011・3・28達示第4号で廃止。

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第2章 諸委員会



総長裁定

1974（昭和49）年10月1日

京都大学保健安全関係委員会委員長懇談会要項

- 第1 京都大学に保健安全関係委員会委員長懇談会（以下「委員長懇談会」という。）を置く。
- 第2 委員長懇談会は、本学学生及び職員の保健及び安全保持に関する関係委員会の所掌事項について、相互に連絡、協議し、その調整をはかる。
- 第3 委員長懇談会は、次の者をもつて構成する。
- (1) 保健衛生委員会の委員長及び副委員長
  - (2) 安全委員会の委員長及び副委員長
  - (3) 放射性同位元素等管理委員会の委員長
  - (4) 廃棄物処理等専門委員会の委員長
  - (5) 防火委員会の委員長
- 第4 委員長懇談会の議長は、安全委員会の委員長をもつてあて、安全委員会の委員長に事故があるときは、同委員会の副委員長がこれを代行する。
- 第5 委員長懇談会の会議は、例会及び臨時会とする。
- 2 例会は、毎年5月及び11月に開催する。
  - 3 議長は、関係委員会の委員長から請求があつたときは、臨時会を開催することができる。
- 第6 委員長懇談会は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見をきくことができる。
- 第7 委員長懇談会に関する事務は、庶務部庶務課において処理する。
- 第8 この要項に定めるもののほか、委員長懇談会の運営に関し必要な事項は、委員長懇談会が定める。

附 則

この要項は、昭和49年10月1日から実施する。

改正 昭52・5・19、昭55・1・21、平10・3・17総長裁定

総長裁定

1974（昭和49）年12月17日

歴史的建築物保存調査専門委員会要項

- 1 建築委員会に歴史的建築物保存調査専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。
- 2 専門委員会は、本学敷地内の歴史的建築物等に関し、保存の必要性、保存の方法等について調査研究するものとする。
- 3 専門委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
  - (1) 建築委員会の委員 若干名
  - (2) 専門委員会の任務遂行のため必要な専門的知識を有する者 若干名
  - (3) 庶務部長、経理部長及び施設部長前項第1号及び第2号の委員は、建築委員会の議に基づき、建築委員会の委員長が委嘱する。
- 4 専門委員会の委員長は、3第1項第1号の委員のうちから選出する。
- 5 専門委員会の委員長は、専門委員会を招集して、その議長となる。
- 6 専門委員会は、その調査研究の結果を随時建築委員会に報告するものとする。
- 7 この要項に定めるもののほか、専門委員会の議事の運営その他必要な事項は、専門委員会が定める。

附 則

この要項は、昭和49年12月17日から実施する。

改正 昭49・12・17総長裁定、昭51・7・19総長裁定、平10・3・17総長裁定

〔注〕2004・6・15達示第121号で廃止。

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降) > 第1編 組織及び運営 > 第2章 諸委員会

大学院審議会決定

1977（昭和52）年1月11日

制規等専門委員会要項

- 1 大学院審議会に、本学大学院に関する制規等について検討するため、制規等専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。
- 2 専門委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
  - (1) 大学院審議会の審議員 3名
  - (2) 各研究科の推薦する教授 各1名
  - (3) 教養部の推薦する教授 1名
  - (4) 研究所の推薦する教授 2名
  - (5) 大学院審議会の議長の推薦する教授 若干名委員は、総長が委嘱する。  
委員の任期は、2年（第1項第1号の委員にあつては、審議員としての任期の満了の日まで）とし、再任を妨げない。
- 3 専門委員会に委員長を置き、大学院審議会の議長の指名する委員をもつてあてる。  
委員長は、専門委員会を招集し、議長となる。  
委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 4 専門委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見をきくことができる。
- 5 この要項に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、専門委員会が定める。
- 6 この要項は、昭和52年1月11日から実施する。  
改正 昭56・4・7大学院審議会決定、平4・10・6大学院審議会決定

達示第28号

1977(昭和52)年4月26日

### 京都大学環境保全委員会規程

京都大学廃棄物処理等専門委員会規程(昭和50年達示第29号)の全部を改正する。

第1条 京都大学に環境保全委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2条 委員会は、環境保全をはかるための京都大学における基本的方策について調査審議し、及び必要に応じて関係各部局間の連絡調整を行う。

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 人文・社会科学系の学部、研究所等の教授又は助教授 若干名
- (2) 自然科学系の学部、教養部及び医学部附属病院の教授又は助教授(医学部附属病院の場合にあっては、同病院に勤務する医学部の教授及び助教授を含む。) 各1名
- (3) 自然科学系の研究所等の教授又は助教授 若干名
- (4) 環境保全センターのセンター長
- (5) その他総長が必要と認める教授又は助教授 若干名
- (6) 事務局長、庶務部長、経理部長及び施設部長

2 前項第1号から第3号まで及び第5号の委員は、総長が委嘱する。

3 第1項第1号から第3号まで及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号から第3号までの委員のうちから、委員会において選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第5条 特定の事項を検討させるため、委員会に、小委員会を置くことができる。

2 小委員会には、必要に応じて第3条第1項の委員以外の者をその委員として加えることができる。

3 前項の規定により小委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。

4 前3項に規定するもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第6条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明若しくは意見をきき、又は部局に報告を求めることができる。

第7条 委員会に関する事務は、施設部企画課において処理する。

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和52年4月26日から施行し、昭和52年4月18日から適用する。
- 2 この規程施行の際現に改正前の規定による廃棄物処理等専門委員会の委員である者のうち、総長が指名するもの以外のものは、引き続き改正後の第3条の相当規定による委員となるものとする。ただし、その任期は、同条第3項の規定にかかわらず、総長が指名する者については昭和53年3月31日まで、その他の者については昭和54年3月31日までとする。

改正 昭50・7・1達示29号、昭52・4・26達示28号、平4・12・22達示60号、平8・5・14達示41号、平10・4・9達示38号、平11・3・9達示7号、平14・4・1達示18号、平15・4・1達示21号、平16・6・2達示117号

〔注〕2004・10・25達示第133号で廃止。

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第2章 諸委員会

達示第35号

1977(昭和52)年5月24日

### 京都大学国際交流委員会規程

第1条 京都大学における国際交流に関する事項を審議するため、京都大学に国際交流委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 学部及び教養部から教授又は助教授 各1名
- (2) 研究所及びセンターから教授又は助教授 5名
- (3) 附属図書館長
- (4) その他総長が必要と認める教授又は助教授 若干名
- (5) 事務局長及び学生部長

2 前項第1号、第2号及び第4号の委員は、総長が委嘱する。

3 第1項第1号、第2号及び第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選によつて定める。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第4条 委員会に必要に応じて小委員会を置くことができる。

2 小委員会には、必要に応じて第2条第1項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。

3 前項の規定により小委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。

4 前3項に規定するもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第5条 委員会及び小委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見をきくことができる。

第6条 委員会に関する事務は、庶務部国際主幹において処理する。

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

### 附 則

この規程は、昭和52年7月1日から施行する。

改正 昭60・6・13達示11号、平4・10・20達示32号、平8・5・14達示35号、平10・4・9達示34号、平11・3・9達示7号、平12・3・7達示30号、平13・6・19達示14号、平14・4・1達示18号、平15・4・1達示21号、平16・6・2達示117号、平17・3・22達示11号

〔注〕2007・3・22達示第11号で廃止。

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第2章 諸委員会

総長裁定

1979（昭和54）年12月4日

#### 敷地利用特別委員会要項

- 一 建築委員会に、本学の建築物その他の施設の整備に関する敷地利用の基本計画について調査立案するため、敷地利用特別委員会（以下「特別委員会」という。）を置く。
- 二 特別委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
  - (1) 建築委員会の委員（第4号に掲げるものを除く。） 若干名
  - (2) 特別委員会の所掌事項に関し専門的知識を有する教授又は助教授 若干名
  - (3) その他総長が必要と認める教授又は助教授 若干名
  - (4) 事務局長、学生部長、庶務部長、経理部長及び施設部長
- 2 前項第1号から第3号までの委員は、建築委員会の議に基づき、建築委員会の委員長が委嘱する。
- 三 特別委員会に委員長を置き、二第1項第1号の委員のうちから建築委員会の委員長が指名する。
  - 2 委員長は、特別委員会を招集し、議長となる。
  - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 四 特別委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見をきくことができる。
- 五 特別委員会は、その調査立案の経過を随時建築委員会に報告するものとする。
- 六 この要項に定めるもののほか、特別委員会の運営に関し必要な事項は、特別委員会が定める。

#### 附 則

この要項は、昭和54年12月4日から実施する。

改正 平5・3・25総長裁定、平8・5・2総長裁定、平10・3・17総長裁定、平13・9・25総長裁定、平14・1・10総長裁定

〔注〕2004・6・15達示第121号で廃止。

※当該規則は以下にも掲載。 規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第2章 諸委員会
--



総長裁定

1984（昭和59）年1月31日

京都大学教職教育委員会要項

- 第1 京都大学に教職教育委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 第2 委員会は、京都大学における教職教育（教育職員免許状授与の所要資格を得させるための課程における教育をいう。以下同じ。）の在り方について調査検討するとともに、必要に応じて、教職教育の実施に関し学部・研究科等相互間の連絡調整を行う。
- 第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
- (1) 教育学部長
  - (2) 学部及び教養部の教授 各1名
  - (3) その他総長が必要と認める教授又は助教授 若干名
- 2 前項第2号及び第3号の委員は、総長が委嘱する。
- 3 第1項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 第4 委員会に委員長を置き、教育学部長をもつて充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
  - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 第5 委員会に必要に応じて小委員会を置くことができる。
- 2 小委員会には、必要に応じて第3第1項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。
  - 3 前項の規定により小委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。
  - 4 前3項に規定するもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。
- 第6 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。
- 第7 委員会に幹事を置き、庶務部庶務課長及び教育学部事務長をもつて充てる。
- 第8 この要項に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要項は、昭和59年1月31日から実施する。

改正 平元・6・21総長裁定、平4・10・1総長裁定、平8・5・31総長裁定、平10・3・23総長裁定、平11・3・9総長裁定、平14・3・31総長裁定、平15・3・31総長裁定、平16・6・2総長裁定、平18・3・29総長裁定、平19・3・30総長裁定、平20・6・4総長裁定、12・24総長裁定、平23・3・31総長裁定、平24・3・30総長裁定、平27・3・31総長裁定、令2・1・20総長裁定

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降) > 第1編 組織及び運営 > 第2章 諸委員会

総長裁定

1984（昭和59）年9月11日

京都大学学術情報システム整備委員会要項

第1 京都大学に学術情報システム整備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 委員会は、京都大学における全学ネットワークによる学術情報システムの整備に関し必要な事項を審議する。

第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 学部及び教養部の教授又は助教授 各1名
- (2) 研究所の教授又は助教授 若干名
- (3) 附属図書館長
- (4) 大型計算機センター長
- (5) 情報処理教育センター長
- (6) 事務局長
- (7) その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第1号、第2号及び第7号の委員は、総長が委嘱する。

3 第1項第1号、第2号及び第7号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第5 委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会には、第3第1項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。

3 前項の規定により専門委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。

4 前3項に規定するもののほか、専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第6 委員会に幹事を置き、経理部情報処理課長、施設部企画課長、附属図書館総務課長及び大型計算機センター事務長をもつて充てる。

第7 この要項に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この要項は、昭和59年9月11日から実施する。

2 学術情報問題調査検討委員会要項（昭和54年12月4日総長裁定）は、廃止する。

改正 平4・10・1総長裁定、平8・5・1総長裁定、12・4総長裁定、平9・3・19総長裁定、7・7総長裁定、平10・3・17総長裁定、平11・3・9総長裁定、平12・3・31総長裁定

〔注〕2005・3・22達示第13号で廃止。

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第2章 諸委員会

総長裁定

1984（昭和59）年9月25日

## 京都大学将来計画検討委員会要項

### 第1 性格

総長の諮問機関とする。

### 第2 任務

21世紀を展望した京都大学の在り方及びそれに即した施設の整備について調査審議する。

### 第3 組織

1 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 各学部長及び教養部長
- (2) 研究所長 若干名
- (3) 学部、教養部及び研究所の教授 若干名
- (4) 附属図書館長
- (5) 医学部附属病院長
- (6) その他総長が必要と認める者 若干名
- (7) 事務局長及び学生部長

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によつて定める。

委員長は会務を掌理し、副委員長は委員長を補佐し、及び委員長に事故があるときはその職務を代行する。

3 委員会に必要に応じて小委員会を置くことができる。

小委員会には、必要に応じて第1項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。

4 第1項第2号、第3号及び第6号の委員並びに前項の規定により小委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。

### 第4 運営

委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

### 第5 庶務

委員会の庶務は、事務局において処理する。

### 附 則

この要項は、昭和59年9月25日から実施する。

総長裁定

1988（昭和63）年6月28日

#### 京都大学動物実験委員会要項

- 第1 京都大学に動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 第2 委員会は、動物実験の計画の立案並びに実施に際し、動物実験者から京都大学動物実験に関する指針（昭和63年6月24日総長裁定）3及び6に基づく申請があつたとき、助言等を行う。
- 2 委員会は、前項の助言等のために必要な調査検討を行うことができる。
- 第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
- (1) 実験動物を取り扱う部局の教授又は助教授 若干名
  - (2) 前号以外の部局の教授又は助教授 若干名
  - (3) その他総長が必要と認める者 若干名
- 2 委員は、総長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第4 委員会に委員長を置き、委員の互選によつて選出する。
- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 第5 委員会に必要に応じて小委員会を置くことができる。
- 2 小委員会には、必要に応じて第3第1項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。
- 3 前項の規定により小委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。
- 4 前3項に規定するもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。
- 第6 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。
- 第7 委員会に関する事務は、庶務部庶務課において処理する。
- 第8 この要項に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

#### 附 則

- 1 この要項は、昭和63年6月28日から実施する。
- 2 京都大学動物実験指針検討委員会要項（昭和62年7月14日総長裁定）は、廃止する。

改正 平元・6・21総長裁定、平10・3・17総長裁定、平12・3・31総長裁定、平16・  
6・2総長裁定、平18・3・29総長裁定

〔注〕2007・2・5達示第72号で廃止。

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第2章 諸委員会

達示第39号

1988(昭和63)年11月22日

京都大学後援会助成事業検討委員会規程

第1条 京都大学に、財団法人京都大学後援会から助成を受ける事業について検討するため、助成事業検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 実施事業の計画、募集及び採択に関する事項
- (2) その他実施事業に関し必要な事項

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 総長
- (2) 各学部長及び教養部長
- (3) 各研究所長
- (4) その他総長が必要と認める教授 若干名
- (5) 事務局長

2 前項第4号の委員は、総長が委嘱する。

第4条 委員会に委員長を置き、総長をもつて充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第5条 委員会に必要に応じて小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。

第7条 委員会に関する事務は、事務局庶務部において処理する。

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事の運営に関し必要な事項は、委員会  
が定める。

附 則

1 この規程は、昭和63年11月22日から施行する。

2 京都大学創立七十周年記念後援会助成金選考委員会規程(昭和49年達示第24号)は廃止する。

改正 平4・10・20達示35号、平5・3・9達示16号、平8・5・14達示42号、平10・4・9達示39号、平11・3・9達示7号、平12・3・28達示44号、平13・9・25達示21号、平14・4・1達示18号、平15・4・1達示21号、平16・6・2達示117号

〔注〕2000・3・28達示第44号で京都大学教育研究振興財団助成事業検討委員会規程



に改称。

2005・3・14達示第5号で廃止。

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第2章 諸委員会

総長裁定

1989(平成元)年1月25日

京都大学教務事務電算管理運営委員会要項

- 第1 電子計算機による教務事務の処理に関し、教務事務電算化のための基本方針(平成元年1月24日総長裁定)にのっとり、各学部及び教養部に共通する処理システム(以下「共通システム」という。)の適正な管理・運営を図るため、京都大学に教務事務電算管理運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 第2 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
- (1) 共通システムの管理・運営に関すること。
  - (2) 共通システムに係る重要データの管理方法に関すること。
  - (3) 成績情報の保護に関すること。
  - (4) その他共通システムに関する重要事項
- 第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
- (1) 各学部の教授又は助教授各1名
  - (2) 教養部の教授又は助教授1名
  - (3) 経理部長及び学生部次長
- 2 前項第1号及び第2号の委員は、総長が委嘱する。
- 3 第1項第1号及び第2号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第4 委員会に委員長を置き、第3第1項第1号及び第2号の委員の互選によって定める。
- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
  - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 第5 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。
- 第6 委員会に関する事務は、学生部入試課において処理する。
- 第7 この要項に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成元年1月25日から実施する。
- 2 この要項実施後、最初に委嘱する委員の任期は、第3第3項本文の規定にかかわらず、平成元年3月31日までとする。

改正 平4・10・1総長裁定、平5・3・25総長裁定、平9・3・27総長裁定、平10・3・17総長裁定、平11・3・9総長裁定、11・26総長裁定、平14・3・31総長裁定、平15・3・31総長裁定、10・17総長裁定、平16・6・2総長裁定、平17・6・1

6 総長裁定、平18・3・29 総長裁定、平19・3・30 総長裁定、平23・3・31 総長  
裁定、平24・3・30 総長裁定、平25・3・27 総長裁定、平27・3・31 総長裁定、  
平29・3・28 総長裁定、平30・3・28 総長裁定

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第2章 諸委員会

達示第14号

1989(平成元)年6月27日

京都大学大学入試センター試験実施委員会規程

第1条 大学入試センター試験の実施に関する業務を行うため、京都大学に、大学入試センター試験実施委員会(以下「実施委員会」という。)を置く。

第2条 実施委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 総長
- (2) 学部及び教養部の教授 各1名
- (3) 研究所及びセンターの教授 若干名
- (4) 前2号に掲げるもののほか、総長が必要と認める教授又は助教授 若干名
- (5) 学生部長

2 前項第2号から第4号までの委員は、総長が委嘱する。

3 第1項第2号から第4号までの委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 実施委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は総長をもって充て、副委員長は前条第1項第2号の委員のうちから総長が委嘱する。

3 委員長は、実施委員会の会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、常務を行い、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第4条 実施委員会に関する事務は、学生部入試課において処理する。

附 則

1 この規程は、平成元年6月27日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱する委員の任期は、第2条第3項本文の規定にかかわらず、平成2年3月31日までとする。

3 京都大学共通第一次学力試験実施委員会等規程(昭和53年達示第40号)は、廃止する。

改正 平4・10・20達示31号、平10・4・9達示30号、平16・6・2達示117号

〔注〕2006・3・6達示第90号で廃止。

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第2章 諸委員会

総長裁定

1991（平成3）年5月28日

京都大学創立百周年記念施設建設委員会要項

- 一 京都大学創立百周年記念事業委員会に、京都大学創立百周年を記念して建設される施設について、その基本計画を立案するため、京都大学創立百周年記念施設建設委員会（以下「建設委員会」という。）を置く。
- 二 建設委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
  - (1) 京都大学創立百周年記念事業委員会の委員（第三号に掲げる者を除く。） 若干名
  - (2) 総長が必要と認める教授又は助教授 若干名
  - (3) 事務局長及び学生部長
  - (4) 庶務部長、経理部長及び施設部長
- 2 前項第1号の委員は、京都大学創立百周年記念事業委員会の委員長が委嘱し、同項第2号の委員は、総長が委嘱する。
- 三 建設委員会に委員長を置き、二第1項第1号及び第2号の委員のうちから、京都大学創立百周年記念事業委員会の委員長が指名する。
  - 2 委員長は、建設委員会を招集し、議長となる。
  - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 四 建設委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。
  - 2 専門委員会には、二第1項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。
  - 3 前項の規定により専門委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。
- 五 建設委員会及び専門委員会は、必要のある場合には、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。
- 六 建設委員会に関する事務は、関係部局の協力を得て、施設部企画課において処理する。
- 七 この要項に定めるもののほか、建設委員会に関し必要な事項は、建設委員会が定める。

附 則

この要項は、平成3年5月28日から実施する。

改正 平10・3・17総長裁定、平13・9・25総長裁定

総長裁定

1991（平成3）年7月9日

京都大学教育課程等特別委員会要項

- 第1 京都大学における教育課程の在り方等教育の高度化、及び大学設置基準等の改正に関連する諸問題について検討するため、京都大学に教育課程等特別委員会（以下「特別委員会」という。）を置く。
- 第2 特別委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
- (1) 各学部及び教養部の教授又は助教授 若干名
  - (2) その他総長が必要と認める教授又は助教授 若干名
- 2 委員は、総長が委嘱する。
- 第3 特別委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 委員長は、特別委員会を招集し、議長となる。
  - 3 副委員長は、委員長を補佐し、及び委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 第4 特別委員会に必要なに応じて専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会には、第2の委員以外の者を、その委員として加えることができる。
  - 3 前項の規定により専門部会に加えられる委員は、総長が委嘱する。
  - 4 前3項に規定するもののほか、専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、特別委員会が定める。
- 第5 特別委員会に関する事務は、事務局庶務部において処理する。
- 第6 この要項に定めるもののほか、特別委員会の議事その他運営に関し必要な事項は、特別委員会が定める。

附 則

この要項は、平成3年7月9日から実施する。

〔注〕1992・12・1 総長裁定で廃止。

総長裁定

1992（平成4）年6月2日

京都大学保健診療所の在り方検討委員会要項

- 第1 京都大学保健診療所の基本的な在り方について検討するため、京都大学に保健診療所の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 第2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
- (1) 医学部長及び医学部附属病院長
  - (2) 保健管理センターの所長及び保健診療所長
  - (3) 京都大学保健衛生委員会の委員長が推薦する委員 若干名
  - (4) 事務局長及び学生部長
- 2 前項第3号の委員は、総長が委嘱する。
- 第3 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
  - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 第4 委員会は、必要のある場合は、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。
- 第5 委員会に関する事務は、庶務部庶務課において処理する。
- 第6 この要項に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要項は、平成4年6月2日から実施する。

改正 平10・3・17 総長裁定

達示第19号

1992(平成4)年6月30日

#### 京都大学核燃料物質管理委員会規程

第1条 京都大学に核燃料物質管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2条 委員会は、核燃料物質の使用及び計量管理に関し必要な事項を調査、審議し、及び必要に応じて関係各部局間の連絡調整を行う。

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 核燃料物質を使用する部局の長
- (2) 核燃料物質を使用する部局の教授又は助教授 若干名
- (3) 庶務部長、経理部長及び施設部長

2 前項第2号の委員は、総長が委嘱する。

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第5条 委員会に、第2条に掲げる事項のうち、京都大学研究用原子炉(以下「KUR」という。)及び京都大学臨界集合体実験装置(以下「KUCA」という。)の運転に使用する核燃料物質に関する事項を分担する原子炉用燃料管理小委員会(以下「炉燃料小委員会」という。)並びにKUR及びKUCAの運転に使用する核燃料物質以外の核燃料物質に関する事項を分担する研究用核燃料管理小委員会(以下「研究用核燃小委員会」という。)を置く。

2 炉燃料小委員会及び研究用核燃小委員会には、必要に応じて第3条第1項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。

3 前項の規定により炉燃料小委員会又は研究用核燃小委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。

4 前3項に規定するもののほか、炉燃料小委員会及び研究用核燃小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第7条 委員会に関する事務は、庶務部研究協力課において処理する。

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

#### 附 則

この規程は、平成4年6月30日から施行する。



改正 平10・4・9達示57号、平12・3・31達示51号、平16・6・2達示117号、平  
18・3・29達示39号、平19・3・30達示33号

〔注〕2011・3・28達示第11号で廃止。

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第2章 諸委員会

達示第51号

1992(平成4)年11月10日

#### 京都大学教育課程委員会規程

第1条 京都大学における高度一般教育を、総合人間学部を実施責任部局として全学的協力のもとに円滑に行うため、京都大学教育課程委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2条 委員会は、京都大学における全学共通科目をめぐる全学的企画・調整・運営を行うものとする。

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 総長
- (2) 各学部長
- (3) 学部の教授又は助教授 各1名
- (4) 大学院人間・環境学研究科長
- (5) 大学院人間・環境学研究科の教授又は助教授 1名
- (6) 研究所長及びセンター長 若干名
- (7) 研究所及びセンターの教授又は助教授 若干名
- (8) その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第3号及び第5号から第8号までの委員は、総長が委嘱する。

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長若干名を置く。

2 委員長は総長をもって充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する副委員長が、その職務を代行する。

第5条 委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会には、必要に応じて第3条第1項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。

3 前項の規定により専門委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。

4 専門委員会の委員長は、委員会の副委員長をもって充てる。

5 専門委員会に必要に応じて専門部会を置くことができる。

6 前各項に規定するもののほか、専門委員会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第6条 委員会、専門委員会及び専門部会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第7条 委員会に関する事務は、事務局庶務部及び総合人間学部・人間・環境学研究科事務部において処理する。

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事その他運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成4年11月10日から施行する。

改正 平7・5・16達示22号、平8・5・14達示33号

〔注〕2003・4・1達示第1号で廃止。

達示第52号

1992(平成4)年11月10日

京都大学自己点検・評価実施準備委員会規程

第1条 京都大学教育課程等特別委員会の報告に基づき、京都大学における自己点検・評価の実施準備のため、京都大学に自己点検・評価実施準備委員会(以下「準備委員会」という。)を置く。

第2条 準備委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 自己点検・評価の実施体制に関する事。
- (2) 全学的委員会の任務に関する事。
- (3) 全学的委員会の組織に関する事。
- (4) 自己点検・評価の実施に関し、各部局との組織的連絡調整に関する事。
- (5) 自己点検・評価実施規程の作成に関する事。
- (6) その他自己点検・評価の実施に関し必要な事。

第3条 準備委員会の委員は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 学部の教授 各1名
- (2) 大学院人間・環境学研究科の教授 1名
- (3) 研究所及びセンターの教授 各1名
- (4) 医学部附属病院の診療科長又は中央診療施設の部長 1名
- (5) その他総長が必要と認める者 若干名
- (6) 事務局長及び学生部長

2 前項第1号から第5号までの委員は、総長が委嘱する。

第4条 準備委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、準備委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第5条 準備委員会に必要なに応じて小委員会を置くことができる。

2 小委員会には、必要なに応じて第3条第1項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。

3 前項の規定により小委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。

4 前3項に規定するもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、準備委員会が定める。

第6条 準備委員会に幹事を置き、庶務部長、経理部長、施設部長及び学生部次長をもって充てる。

第7条 準備委員会及び小委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第8条 準備委員会に関する事務は、事務局庶務部において処理する。

第9条 この規程に定めるもののほか、準備委員会の議事その他運営に関し必要な事項は、準備委員会が定める。

附 則

この規程は、平成4年11月10日から施行する。

〔注〕1993・2・23達示第10号で廃止。

達示第9号

1993(平成5)年2月23日

#### 京都大学将来構想検討委員会規程

第1条 京都大学に将来構想検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2条 委員会は、京都大学の将来構想に関し必要な事項について調査審議する。

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 総長
- (2) 各学部長
- (3) 大学院人間・環境学研究科長
- (4) 研究所長 若干名
- (5) センター長 若干名
- (6) 医学部附属病院長
- (7) 事務局長及び学生部長
- (8) その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第4号、第5号及び第8号の委員は、総長が委嘱する。

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長若干名を置く。

2 委員会の委員長は総長をもって充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員会の委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4 委員会の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する副委員長が、その職務を代行する。

第5条 委員会に企画小委員会を置く。

2 企画小委員会は、京都大学の将来構想にかかわる基本計画の企画及び立案を行う。

3 企画小委員会の委員は、第3条第1項の委員のうちから委員会の委員長が指名する者及び京都大学の教授又は助教授のうちから総長が委嘱する者で組織する。

4 企画小委員会に委員長を置き、第3条第1項の委員のうちから総長が指名する。

5 企画小委員会の委員長の任期は、2年とする。

6 前各項に規定するもののほか、企画小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第6条 特定の専門の事項を調査審議するため、委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会には、必要に応じて第3条第1項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。

3 前項の規定により専門委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。

4 専門委員会に委員長を置き、委員会の副委員長のうちから委員会の委員長が指名する。

5 前各項に規定するもののほか、専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第8条 委員会に幹事を置き、庶務部長、経理部長、施設部長及び学生部次長をもって充てる。

第9条 委員会に関する事務は、関係部局等の協力を得て、庶務部庶務課において処理する。

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

#### 附 則

1 この規程は、平成5年2月23日から施行する。

2 京都大学総合研究会議規程（昭和27年達示第15号）は、廃止する。

改正 平7・5・16達示21号、平8・5・14達示29号、平10・4・9達示26号、平11・3・9達示7号、平12・3・31達示45号、平13・9・25達示21号、平14・4・1達示18号、平15・4・1達示21号

達示第10号

1993(平成5)年2月23日

## 京都大学自己点検・評価実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都大学(以下「本学」という。)の教育研究水準の向上を図り、かつ、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究活動等の状況について行う自己点検・評価の実施に関し必要な事項を定める。

(全学委員会の設置)

第2条 本学の自己点検・評価を実施するため、本学に自己点検・評価委員会(以下「全学委員会」という。)を置く。

(全学委員会の任務)

第3条 全学委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 本学の自己点検・評価の基本方針及び実施に関すること。
- (2) 本学の自己点検・評価の事項及び項目に関すること。
- (3) 本学の自己点検・評価の報告書の作成及び公表に関すること。

(全学委員会の組織)

第4条 全学委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 総長
- (2) 各学部長
- (3) 大学院人間・環境学研究科長
- (4) 各研究所長
- (5) 各センター長
- (6) 医学部附属病院長、農学部附属農場長及び農学部附属演習林長
- (7) 保健診療所長
- (8) 附属図書館長
- (9) 事務局長及び学生部長
- (10) その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第10号の委員は、総長が委嘱する。

3 第1項第10号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(全学委員会の委員長等)

第5条 全学委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は総長をもって充て、副委員長は前条第1項第2号から第8号まで及び第10号の委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、全学委員会を招集し、議長となる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。



(全学委員会の議事)

第6条 全学委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開会することができない。

2 全学委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 前2項に規定するもののほか、全学委員会の議事の運営に関し必要な事項は、全学委員会が定める。

(実行委員会の設置)

第7条 全学委員会の下に、本学の自己点検・評価を実施するため、自己点検・評価実行委員会(以下「実行委員会」という。)を置く。

(実行委員会の任務)

第8条 実行委員会は、次の各号に掲げる事項について、自己点検・評価を実施し、報告書案を作成するものとする。

- (1) 本学の理念及び目標に関すること。
- (2) 教育活動に関すること。
- (3) 研究活動に関すること。
- (4) 診療活動に関すること。
- (5) 教員組織に関すること。
- (6) 管理運営に関すること。
- (7) 財政に関すること。
- (8) 施設設備に関すること。
- (9) 学術情報に関すること。
- (10) 国際交流に関すること。
- (11) 社会との連携に関すること。
- (12) その他全学委員会が必要と認める事項

2 前項各号に掲げる事項に係る点検・評価項目については、全学委員会が別に定める。

(実行委員会の組織)

第9条 実行委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 全学委員会の副委員長
- (2) 学部の教授又は助教授 各1名
- (3) 大学院人間・環境学研究科の教授又は助教授 1名
- (4) 研究所の教授又は助教授 各1名
- (5) 生体医療工学研究センター、生態学研究センター及び東南アジア研究センターの教授又は助教授 各1名
- (6) 医学部附属病院の教授又は助教授(同病院に勤務する医学部の教授及び助教授を含む。) 1名

(7) 庶務部長、経理部長、施設部長、学生部次長、附属図書館事務部長及び医学部附属病院事務部長

(8) その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第2号から第6号まで及び第8号の委員は、総長が委嘱する。

3 第1項第2号から第6号まで及び第8号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(実行委員会の委員長)

第10条 実行委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、実行委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(実行委員会の議事)

第11条 実行委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開会することができない。

2 実行委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 前2項に規定するもののほか、実行委員会の議事の運営に関し必要な事項は、実行委員会が定める。

(実施部局)

第12条 自己点検・評価を実施する部局（以下「実施部局」という。）は、次のとおりとする。

(1) 学部

(2) 大学院研究科

(3) 研究所及びセンター

(4) 医学部附属病院、農学部附属農場及び農学部附属演習林

(5) 保健診療所

2 前項第1号の学部及び同項第2号の大学院研究科が適当と認める場合は、1の実施部局として取り扱うことができる。

(部局委員会の設置)

第13条 各実施部局に、当該部局の自己点検・評価を実施するため、部局自己点検・評価委員会（以下「部局委員会」という。）を置く。

(部局委員会の任務)

第14条 部局委員会は、次の各号に掲げる事項について、自己点検・評価を実施し、全学委員会に報告するものとする。

(1) 当該部局の理念及び目標に関すること。

(2) 当該部局に関する第8条第1項第2号から第12号に定める事項及び同条第2項に定める項目

(3) その他部局委員会が必要と認める事項

- 2 部局委員会の組織は、当該部局の長が定める。
- 3 部局委員会の運営に関し必要な事項は、部局委員会が定める。
- 4 部局委員会は、本学の自己点検・評価の実施に協力するものとする。

(調査会の設置)

第15条 本学の自己点検・評価が円滑に実施されているか否かについて調査を行うため、自己点検・評価調査会（以下「調査会」という。）を置く。

- 2 調査会は、調査の結果に基づき、必要な提言を行う。

(調査会の組織等)

第16条 調査会は、次の各号に掲げる調査会員で組織する。

(1) 評議会の評議員 若干名

(2) その他総長が必要と認める者 若干名

- 2 前項の調査会員は、総長が委嘱する。
- 3 第1項第2号の調査会員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の調査会員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 調査会に会長を置き、調査会員のうちから総長が指名する。
- 5 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する調査会員がその職務を代行する。
- 6 前各項に規定するもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、調査会が定める。

(点検・評価の実施)

第17条 自己点検・評価は、毎年度実施する。

(結果の公表)

第18条 全学委員会は、本学の自己点検・評価の結果を取りまとめ、報告書を定期的に公表するものとする。

- 2 部局委員会は、当該部局の自己点検・評価の結果について、公表することができる。

(点検・評価結果の対応)

第19条 総長及び部局の長は、自己点検・評価の結果に基づき、改善等が必要なものについては、これに努めるものとする。

(庶務)

第20条 全学委員会、実行委員会及び調査会の庶務は、事務局庶務部において処理する。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、本学の自己点検・評価の実施に関し必要な事項は、全学委員会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成5年2月23日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に委嘱する第9条第1項第2号から第6号まで及び第8号の委員の任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、平成7年3月31日までとする。

3 京都大学自己点検・評価実施準備委員会規程(平成4年達示第52号)は、廃止する。

改正 平8・5・14達示28号、平10・4・9達示76号、平12・3・7達示29号

〔注〕2001・2・27達示第25号で廃止。

達示第4号

1994(平成6)年3月29日

京都大学新キャンパス委員会規程

第1条 京都大学に新キャンパス委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 新キャンパスの確保及びこれに伴う現有キャンパスの整理に関する事。
- (2) 新キャンパス利用の基本計画策定に関する事。

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 各学部長
- (2) 大学院人間・環境学研究科長
- (3) 研究所長 若干名
- (4) センター長 若干名
- (5) 学部、大学院人間・環境学研究科、研究所及びセンターの教授 若干名
- (6) 附属図書館長
- (7) 医学部附属病院長
- (8) 建築委員会の推薦する者 若干名
- (9) 将来構想検討委員会の推薦する者 若干名
- (10) 事務局長及び学生部長
- (11) その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第3号から第5号まで、第8号、第9号及び第11号の委員は、総長が委嘱する。

3 第1項第3号から第5号まで、第8号、第9号及び第11号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長若干名を置く。

2 委員長は委員の互選によって選出し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する副委員長が、その職務を代行する。

第5条 委員会に必要な応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会には、必要な応じて第3条第1項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。

3 前項の規定により専門委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。

4 専門委員会に委員長を置き、委員会の副委員長のうちから委員会の委員長が指名する。

5 前各項に規定するもののほか、専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第6条 委員会及び専門委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第7条 委員会に幹事を置き、庶務部長、経理部長、施設部長及び学生部次長をもって充てる。

第8条 委員会に関する事務は、庶務部庶務課において処理する。

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

#### 附 則

この規程は、平成6年3月29日から施行する。

改正 平8・5・14達示30号、平9・6・24達示43号、平10・4・9達示27号、平11・3・9達示7号、平12・3・31達示46号、平13・9・25達示21号、平成14・4・1達示18号、平15・4・1達示21号

総長裁定

1994（平成6）年4月12日

京都大学創立百周年記念事業支援委員会要項

- 第1 財団法人京都大学後援会が行う京都大学の創立百周年記念事業募金を支援するため、京都大学創立百周年記念事業支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 第2 委員会は、総長、各部局長、総長が指名する者若干名、事務局長及び学生部長で組織する。
- 2 委員会に委員長を置き、総長をもって充てる。
  - 3 委員会に委員長代理を若干名置き、委員長が指名する。
  - 4 委員会に幹事会を置き、事務局の各部長、学生部次長、事務部長及び事務長で組織する。
- 第3 委員会に部会を置く。
- 2 部会は、委員会委員のほか総長の指名する者で組織する。
  - 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 第4 この要項に定めるもののほか、委員会の運営その他必要なことは別に定める。

附 則

この要項は、平成6年4月12日から実施する。

改正 平10・3・17総長裁定

〔注〕1999・8・26総長裁定で廃止。

総長裁定

1995（平成7）年4月18日

京都大学創立百周年記念式典・シンポジウム委員会要項

- 一 京都大学創立百周年記念事業委員会に、京都大学創立百周年を記念して行う式典等の行事及びシンポジウムを企画・立案し、及び実施するため、京都大学創立百周年記念式典・シンポジウム委員会（以下「式典・シンポジウム委員会」という。）を置く。
- 二 式典・シンポジウム委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
  - (1) 京都大学創立百周年記念事業委員会の委員（第3号に掲げる者を除く。） 若干名
  - (2) 総長が必要と認める教授 若干名
  - (3) 事務局長及び学生部長
- 2 前項第1号の委員は、京都大学創立百周年記念事業委員会の委員長が委嘱し、同項第2号の委員は、総長が委嘱する。
- 三 式典・シンポジウム委員会に委員長を置き、二第1項第1号及び第2号の委員のうちから、京都大学創立百周年記念事業委員会の委員長が指名する。
  - 2 委員長は、式典・シンポジウム委員会を招集し、議長となる。
  - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 四 式典・シンポジウム委員会に必要な応じて専門委員会を置くことができる。
  - 2 専門委員会には、二第1項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。
  - 3 前項の規定により専門委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。
- 五 式典・シンポジウム委員会及び専門委員会は、必要のある場合には、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。
- 六 式典・シンポジウム委員会に関する事務は、庶務部庶務課において処理する。
- 七 この要項に定めるもののほか、式典・シンポジウム委員会に関し必要な事項は、式典・シンポジウム委員会が定める。

附 則

この要項は、平成7年4月18日から実施する。

改正 平10・3・17 総長裁定

〔注〕1999・8・26 総長裁定で廃止。



総長裁定

1995（平成7）年9月12日

京都大学百年史編集史料室要項

- 一 京都大学百年史編集委員会（以下「編集委員会」という。）に、京都大学百年史編集史料室（以下「編集史料室」という。）を置く。
- 二 編集史料室は、次の各号に掲げる業務（各部局で行うものを除く。）を行う。
  - (1) 執筆及び編集に関すること。
  - (2) 史料の収集、整理及び保存に関すること。
  - (3) 各部局間の連絡調整に関すること。
  - (4) その他必要な業務
- 三 編集史料室は、次の各号に掲げる室員で組織する。
  - (1) 編集委員会の委員 若干名
  - (2) 附属図書館の職員 若干名
- 2 前項第1号の室員は、編集委員会の委員長が指名し、同項第2号の室員は、総長が委嘱する。
- 四 編集史料室に室長を置き、編集委員会の委員長をもって充てる。
  - 2 室長は、編集史料室の業務を総括する。
- 五 この要項に定めるもののほか、編集史料室の運営に関して必要な事項は、編集委員会が定める。

附 則

この要項は、平成7年9月12日から実施する。

達示第35号

1997(平成9)年4月8日

### 京都大学広報委員会規程

第1条 京都大学における広報に関する基本的事項について審議し、及び「京大広報」の編集、発行その他の広報活動を行うため、京都大学広報委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 部局長 若干名
- (2) 本学の専任の教授又は助教授 若干名
- (3) 学生部長
- (4) 事務局長

2 前項第1号及び第2号の委員は、総長が委嘱する。

3 第1項第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、前条第1項第1号の委員のうちから、総長が指名し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

第4条 委員会に、「京大広報」の編集及び発行を行うため、編集委員会を置く。

2 編集委員会は、第2条第1項第2号及び第3号の委員で組織する。

3 編集委員会の委員長は、委員会の副委員長をもって充てる。

4 第1項に規定するもののほか、委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

5 前項の専門委員会には、必要に応じて第2条第1項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。

6 前項の規定により専門委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。

7 前各項に規定するもののほか、専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第5条 委員会及び専門委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第6条 委員会に関する庶務は、庶務部広報調査課において処理する。

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事その他運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

### 附 則

1 この規程は、平成9年4月8日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱する第2条第1項第2号の委員の任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、平成11年3月31日までとする。

改正 平10・4・9達示33号、平12・3・31達示47号、平13・2・13達示13号、9・25達示21号、平14・4・1達示18号、平15・4・1達示21号、平16・6・2達示117号、平18・3・29達示39号、平19・3・30達示33号、平20・9・16達示48号、平23・3・28達示3号、平24・3・27達示31号、9・26達示58号、平26・9・30達示40号、平27・3・31達示31号、平29・3・28第6号、平30・6・26達示55号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第2章 諸委員会

総長裁定

1999（平成11）年6月1日

#### 京都大学人権問題対策委員会要項

- 第1 京都大学におけるセクシュアル・ハラスメントに関する防止対策等を検討し、及びセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に、関係部局に対し解決のための適切な対応の助言等を行うため、京都大学人権問題対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 第2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
- (1) 京都大学同和・人権問題委員会委員 若干名
  - (2) 学部の教授 各1名
  - (3) 大学院人間・環境学研究科、大学院エネルギー科学研究科、大学院アジア・アフリカ地域研究研究科、大学院情報学研究科及び大学院生命科学研究科の教授 各1名
  - (4) 研究所及びセンターの教授 若干名
  - (5) カウンセリングセンター長
  - (6) 総務部長
  - (7) その他総長が必要と認める者 若干名
- 2 前項第1号から第4号まで及び第7号の委員は、総長が委嘱する。
- 3 第1項第1号から第4号まで及び第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第3 委員会に委員長を置き、第2第1項の委員のうちから総長が指名する。
- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
  - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 第4 委員会は、必要のある場合は、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。
- 第5 委員会は、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合、必要と認めるときは、関係部局に対し、説明を求め、及び必要な対応について助言等を行い、又はカウンセリングセンターに対し、助言及びカウンセリングの実施等を求めることができる。
- 第6 委員会の事務は、総務部総務課において処理する。
- 第7 この要項に定めるもののほか、委員会の議事その他運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

#### 附 則

- 1 この要項は、平成11年6月1日から実施する。
- 2 この要項 実施後最初に委嘱する第2第1項第1号から第4号まで及び第7号の委員の任期は、第2第3項本文の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

改正 平14・3・31総長裁定、平15・3・31総長裁定、平16・6・2総長裁定  
〔注〕2005・2・28達示第147号で廃止。

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第2章 諸委員会

総長裁定

2000(平成12)年3月21日

京都大学春秋講義企画委員会要項

- 第1 京都大学に春秋講義企画委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 第2 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
- (1) 京都大学春秋講義の企画及び実施に関すること。
  - (2) 京都大学春秋講義の在り方に関すること。
  - (3) その他公開講座に関すること。
- 第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
- (1) 総長
  - (2) 本学の専任の教授 8名
- 2 前項第2号の委員は、総長が委嘱する。
- 3 第1項第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第4 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は総長をもって充て、副委員長は委員の互選によって選出する。
  - 3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
  - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 第5 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。
- 第6 委員会に関する事務は、研究協力部研究協力課において処理する。
- 第7 この要項に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成12年4月1日から実施する。
- 2 この要項の実施後最初に委嘱する委員のうち総長が指名する委員の任期は、第3第3項本文の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

改正 平16・6・2総長裁定、平17・6・16総長裁定

〔注〕2006・12・25総長裁定で廃止。

※当該規則は以下にも掲載。  
規則(2004(平成16)年4月1日以降) > 第1編 組織及び運営 > 第2章 諸委員会

達示第1号

2000(平成12)年4月1日

### 京都大学評議会規程

京都大学評議会規程(昭和28年達示31号)の全部を改正する。

第1条 評議会は、次の評議員で組織する。

- 1 総長
- 2 各学部長
- 3 各学部の教授2名
- 4 大学院人間・環境学研究科長、大学院エネルギー科学研究科長、大学院アジア・アフリカ地域研究研究科長、大学院情報学研究科長及び大学院生命科学研究科長
- 5 各附置研究所の長
- 6 生態学研究センター、東南アジア研究センター及び宙空電波科学研究センターの長
- 7 附属図書館長

第2条 評議会は、総長が必要と認めたとき、又は評議員2名以上の要求があったとき召集する。

第3条 議長に事故があるときは、年長の学部長が代理する。

第4条 評議会は、評議員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

第5条 評議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、評議会は、特定の議事について、この要件を加重することができる。

第6条 議案は、総長から評議会に附議する。

第7条 議長が必要と認めたときは、評議員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

第8条 議事録は、事務官が作成する。

### 附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

改正 平13・4・1達示6号、平14・4・1達示17号、平15・4・1達示18号

〔注〕2004・4・1達示第4号で廃止。

評議会決定

2000（平成12）年5月9日

### 京都大学評議会内規

京都大学評議会内規（昭和44年12月23日評議会決定）の全部を改正する。

第1条 評議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する事項
- (2) 大学通則その他重要な規則の制定及び改廃
- (3) 学部・学科、大学院研究科・専攻、研究所その他重要な教育研究施設の設置及び廃止並びに部局の重要な組織変更
- (4) 予算概算及び配分の全学的方針
- (5) 教員人事の方針に関する事項
- (6) 名誉教授の称号の授与基準及び授与
- (7) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (8) 学生の定員
- (9) 学生の厚生補導に関する重要事項
- (10) 学生の入学、卒業、課程の修了その他その在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (11) 大学としての式典（慣行によるものを除く。）
- (12) 寄附の受入れの基準及び受入れ
- (13) 教育研究活動等の状況について本学が行う評価に関する事項
- (14) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の規定によりその権限に属せしめられた事項
- (15) その他大学の運営に関する重要事項

第2条 評議員は、2名以上の連名で評議会に一定の案件を議題として申し出ることができる。

2 前項の申出に対し出席評議員の3分の2以上の賛成があるときは、評議会は、これを議題としなければならない。

第3条 評議会において審議される議題は、緊急やむを得ない場合を除き、会議の5日前に評議員に通知しなければならない。

第4条 総長又は2名以上の評議員が議題の表決に関し3分の2の多数決によることを提議した場合において、出席評議員の過半数の賛成があるときは、表決は出席評議員の3分の2の多数決によることができる。

第5条 評議会に、必要に応じ、特別委員会を置くことができる。

第6条 総長は、大学の運営に関する緊急重大な事項の処理について評議会に報告しなければならない。



第7条 評議員は、評議会において、大学の運営に関し総長に質問し、又は意見を述べることができる。

第8条 厚生補導担当の副学長は、厚生補導に関する重要事項の処理について評議会に報告しなければならない。

第9条 総長、学部長、大学院人間・環境学研究科長、大学院エネルギー科学研究科長、大学院アジア・アフリカ地域研究研究科長、大学院情報学研究科長、大学院生命科学研究科長、研究所長、宙空電波科学研究センター長、生態学研究センター長、東南アジア研究センター所長又は附属図書館長の事務代理は、評議員の代理として評議会に出席し、表決に加わることができる。

2 大学院人間・環境学研究科長、大学院エネルギー科学研究科長、大学院アジア・アフリカ地域研究研究科長、大学院情報学研究科長、大学院生命科学研究科長、研究所長、宙空電波科学研究センター長、生態学研究センター長、東南アジア研究センター所長又は附属図書館長に事故があるときは、あらかじめ評議員の代理として事務局に通知された者は評議会に出席することができる。ただし、この者は、表決に加わることはできない。

#### 附 則

この内規は、平成12年5月9日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

改正 平13・2・13、平14・4・1、平15・4・1

〔注〕2004・4・1達示第4号で廃止。

達示第14号

2000(平成12)年12月5日

### 京都大学情報公開委員会規程

第1条 京都大学における行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づく情報公開制度の全学的な調整及び運用に関する重要事項について審議するため、京都大学情報公開委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 総長、部局長のほか開示請求のあった事項の関係委員会の委員長は、委員会に対し審議を求めることができる。

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) 総長が指名する副学長

(2) 学部の教授又は助教授 各1名

(3) 大学院人間・環境学研究科、大学院エネルギー科学研究科、大学院アジア・アフリカ地域研究研究科、大学院情報学研究科及び大学院生命科学研究科の教授又は助教授 各1名

(4) 研究所及びセンターの教授又は助教授 若干名

(5) 事務局長

(6) その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第2号から第4号まで及び第6号の委員は、総長が委嘱する。

3 第1項第2号から第4号まで及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する副委員長が、その職務を代行する。

第4条 委員会に必要なに応じて専門委員会を置くことができる。

2 前項の専門委員会には、必要なに応じて第2条第1項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。

3 前項の規定により専門委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。

4 前各項に規定するもののほか、専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第5条 委員会及び専門委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第6条 委員会に関する庶務は、総務部総務課及び大学情報課において処理する。

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事その他運営に関し必要な事項は、委

員会が定める。

附 則

この規程は、平成12年12月5日から施行する。

改正 平13・9・25達示21号、平14・4・1達示18号、平15・4・1達示21号、平16・6・2達示117号、平17・3・14達示4号、平18・3・29達示39号、平19・3・30達示33号

〔注〕2005・3・14達示第4号で京都大学情報公開・個人情報保護委員会規程に改称。  
2008・9・16達示第48号で廃止。

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第2章 諸委員会

達示第25号

2001(平成13)年2月27日

### 京都大学大学評価委員会規程

第1条 京都大学(以下「本学」という。)に京都大学大学評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2条 委員会は、本学の教育研究水準の向上を図り、かつ、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況に関する点検・評価について必要な事項を行う。

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 総長
- (2) 副学長
- (3) 各学部長
- (4) 大学院人間・環境学研究科長、大学院エネルギー科学研究科長、大学院アジア・アフリカ地域研究科長、大学院情報学研究科長及び大学院生命科学研究科長
- (5) 各研究所長
- (6) 各センター長
- (7) 医学部附属病院長、大学院農学研究科附属農場長及び大学院農学研究科附属演習林長
- (8) 附属図書館長
- (9) 事務局長
- (10) その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第10号の委員は、総長が委嘱する。

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は総長をもって充て、副委員長は前条第1項第3号から第8号まで及び第10号の委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第5条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開会することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 前2項に規定するもののほか、委員会の議事の運営に関し必要な事項は、委員会が決める。

第6条 委員会に、自己点検・評価等専門委員会及び第三者評価専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。

2 自己点検・評価等専門委員会は、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第2条及び大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第1条の2に定める自己評価等

について、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 全学的な自己点検・評価及び学外者による検証の企画・立案に関すること。
  - (2) 全学的な自己点検・評価及び学外者による検証の実施並びに報告書の作成に関すること。
  - (3) その他全学的な自己点検・評価及び学外者による検証に関し必要なこと。
- 3 第三者評価専門委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。
- (1) 大学評価・学位授与機構が行う全学テーマ別評価に関すること。
  - (2) 大学評価・学位授与機構が行う分野別教育評価及び分野別研究評価の本学内の調整に関すること。
  - (3) その他大学評価・学位授与機構が行う評価に関し必要なこと。
  - (4) 大学評価・学位授与機構以外の学外の機関が行う本学に対する評価に関すること。
- 4 専門委員会は、第3条第1項の委員のうちから委員会の委員長が指名する者及び本学の教職員のうちから総長が委嘱する者で組織する。
- 5 専門委員会に委員長を置き、第3条第1項の委員のうちから総長が任命する。
- 6 専門委員会に必要に応じて作業部会を置くことができる。
- 7 前項の作業部会には、必要に応じて専門委員会の委員以外の者を、その委員として加えることができる。
- 8 前各項に規定するもののほか、専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第7条 学部、大学院研究科、研究所、センター、医学部附属病院及び附属図書館（以下「部局」という。）に、当該部局における教育研究活動等の状況について点検・評価を行うことを目的とする委員会（以下「部局委員会」という。）を置く。

2 部局委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、当該部局が定める。

第8条 委員会は、本学の自己点検・評価を毎年度実施するものとする。

2 委員会は、前項の点検・評価の結果について、学外者による検証を定期的実施するものとする。

第9条 委員会は、前条により実施した結果を取りまとめ、総長に報告するとともに、報告書を定期的に公表するものとする。

第10条 委員会及び専門委員会の庶務は、総務部企画課において処理する。

第11条 この規程に定めるもののほか、本学の点検・評価に関し必要な事項は、委員会が定める。

#### 附 則

1 この規程は、平成13年2月27日から施行する。

2 京都大学自己点検・評価実施規程（平成5年達示第10号）は、廃止する。

改正 平13・9・25達示21号、平14・4・1達示18号、平15・4・1達示21号、平16・4・14達示113号、6・15達示119号、12・20達示139号、平18・3・

29達示39号、平19・3・30達示33号、12・20達示73号、平22・3・29達  
示36号、平23・3・31達示38号、平24・3・27達示31号、9・26達示58号、  
平25・3・27達示33号、平26・3・27達示13号、10・28達示43号、平27・  
3・31達示31号、平28・3・31達示40号、令元・11・26達示74号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第2章 諸委員会

総長裁定

2004(平成16)年3月31日

京都大学情報ネットワーク危機管理委員会要項

- 第1 この要項は、京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程第7条第2項の規定に基づき、情報ネットワーク危機管理委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 第2 委員会は、次各号に掲げる委員で組織する。
- (1) 最高情報セキュリティ責任者
  - (2) その他最高情報セキュリティ責任者が指名する者 若干名
- 2 前項第2号の委員は、最高情報セキュリティ責任者が委嘱する。
- 3 第1項第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 第3 委員会に委員長を置き、最高情報セキュリティ責任者をもって充てる。
- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。
  - 3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
  - 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行し、委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。
- 第4 委員会は、他のネットワーク及び情報機器の機能を阻害すると判断したときは、対象となる情報機器又はネットワークを本学が管理するネットワークから切離す緊急措置を行うことができる。ただし、あらかじめ部局情報セキュリティ責任者から委員会に対して緊急措置の対象外とする旨の届出がなされている情報機器又はネットワークについては、切離しを行わない。
- 2 委員会は、前項本文の緊急措置を行うときは、原則として、あらかじめ当該情報機器又はネットワークを管理する部局の情報セキュリティ責任者に緊急措置の内容を通知するものとする。
  - 3 部局情報セキュリティ責任者は、緊急措置の内容について異議があるときは、最高情報セキュリティ責任者に対してその旨申し立てることができる。
  - 4 最高情報セキュリティ責任者は、前項の申立てについて相当と認めるときは、委員会による緊急措置を停止し、直ちに緊急措置を解除させるものとする。
- 第5 部局情報セキュリティ責任者は、緊急措置を必要としない状況が確立したと判断したときは、委員会に対してその旨を報告するものとする。
- 2 委員会は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく緊急措置を解除するものとする。ただし、遮断措置がなお必要と認められる場合はこの限りでない。
- 第6 委員会に関する事務は、情報環境部企画管理課及び学術情報メディアセンター等事務部において行う。

第7 この要項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、最高情報セキュリティ責任者が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成16年4月1日から実施する。
- 2 京都大学情報ネットワーク危機管理委員会内規(平成13年8月20日総長裁定)は、廃止する。

改正 平17・6・16総長裁定

〔注〕2006・12・25達示第71号で廃止。

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第2章 諸委員会



達示第1号

1897(明治30)年9月2日

京都帝国大学命令及告示式

- 一 本学職員并ニ学生々徒ニ対スル総長ノ命令ヲ達示トス
- 一 本学職員并ニ学生々徒ニ対スル総長ノ訓諭ヲ訓示トス
- 一 本学職員并ニ学生々徒ニ対スル本学ノ通知ヲ告示トス
- 一 分科大学職員并ニ学生々徒ニ対スル分科大学長ノ指命ヲ達トス
- 一 分科大学職員并ニ学生々徒ニ対スル分科大学長ノ諭告ヲ訓トス
- 一 分科大学職員并ニ学生々徒ニ対スル分科大学ノ通知ヲ告トス
- 一 本学職員并ニ学生々徒ニ対シテ本学若シクハ分科大学ノ部局ヨリ発スル通告ヲ揭示トス
- 一 達示訓示ハ総長ノ名ヲ以テシ告示ハ本学ノ名ヲ以テス
- 一 達訓ハ分科大学長ノ名ヲ以テシ告ハ分科大学ノ名ヲ以テス
- 一 命令及通知ハ其職員ニ関スルモノハ文書回閲ヲ以テ例トシ其学生々徒ニ関スルモノハ一定ノ場所ニ揭示スルヲ以テ式トス

改正 大8・4・1達示5号

※当該規則は以下にも掲載。 規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第18章 文書、公印及び権限の委任等
--

達示第22号

1973(昭和48)年5月8日

### 京都大学分課規程

第1条 事務局に庶務部、経理部、施設部および保健診療所を置く。

- 2 庶務部に庶務課、広報調査課および人事課を置く。
- 3 経理部に主計課、経理課および管財課を置く。
- 4 施設部に企画課、建築課および設備課を置く。

第2条 庶務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 本学の事務に関し、総括し、および連絡調整すること。
- (2) 機密に関すること。
- (3) 公印の管守に関すること。
- (4) 儀式その他の行事に関すること。
- (5) 評議会その他の会議に関すること。
- (6) 学則その他の規程等の制定および改廃に関すること。
- (7) 一般教務に関すること(学生部の所掌に属するものを除く。)
- (8) 学位に関すること。
- (9) 内地研究員、外地研究員等に関すること。
- (10) 学術団体等との連絡に関すること。
- (11) 渉外に関すること。
- (12) 公文書類を接受し、発送し、および整理保存すること。
- (13) その他他の部および課の所掌に属しない事務を処理すること。

第3条 広報調査課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学に関する諸制度の趣旨の普及に関すること。
- (2) 広報刊物物の編さんおよび頒布に関すること。
- (3) 調査統計その他諸報告に関すること。
- (4) 資料の調査および収集に関すること。

第4条 人事課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 職員の任免、分限、懲戒、服務等に関すること。
- (2) 職員の給与に関すること。
- (3) 職員の定員に関すること。
- (4) 職員の勤務評定に関すること。
- (5) 職員の安全保持および福祉に関すること。
- (6) 恩給、共済組合の長期給付および退職手当に関すること。
- (7) 栄典および表彰に関すること。
- (8) 人事記録に関すること。

- (9) 職員の団体に関すること。
- (10) 課の所掌事務の諸報告に関すること。
- (11) その他人事に関する事務を処理すること。

第5条 主計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 会計事務に関し、総括し、および連絡調整すること。
- (2) 予算に関すること。
- (3) 債権管理の総括事務に関すること。
- (4) 物品管理の総括事務に関すること。
- (5) 会計の監査に関すること。
- (6) 支出負担行為の確認に関すること。
- (7) 会計官吏の公印の管守に関すること。
- (8) 会計諸規程に関すること。
- (9) 会計に関する渉外事務を処理すること。
- (10) 課の所掌事務の諸報告に関すること。
- (11) その他会計事務で経理課および管財課の所掌に属しない事務を処理すること。

第6条 経理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 収入、支出および決算に関すること。
- (2) 歳入歳出外現金および有価証券に関すること。
- (3) 債権の管理に関すること。
- (4) 前渡資金に関すること。
- (5) 給与等の支給に関すること。
- (6) 所得税等の徴収に関すること。
- (7) 物品の管理に関すること。
- (8) 委任経理に関すること。
- (9) 科学研究費等の経理に関すること。
- (10) 計算証明に関すること。
- (11) 共済組合に関すること（人事課の所掌に属するものを除く。）。
- (12) 課の所掌事務の諸報告に関すること。
- (13) その他会計経理に関すること。

第7条 管財課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 国有財産の管理および処分に関すること。
- (2) 土地、建物の借入れに関すること。
- (3) 公務員宿舎に関すること。
- (4) 学内の警備取締りに関すること。
- (5) 学内の防火に関すること。
- (6) 課の所掌事務の諸報告に関すること。

第8条 企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 施設整備に関し、総括し、および連絡調整すること。
- (2) 営繕工事に関し、予算の資料を準備すること。
- (3) 営繕工事の入札および契約事務に関すること。
- (4) 工事費の経理に関すること。
- (5) 工食用資材の検収および監守に関すること。
- (6) 施設部の所掌事務の諸報告に関すること。
- (7) その他施設整備および営繕に関する事務で建築課および設備課の所掌に属しない事務を処理すること。

第9条 建築課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 建物および土地の整備計画に関すること。
- (2) 建物および土地の営繕工事の設計、施工監督および検査に関すること。
- (3) 建物および土地の営繕工事費の積算に関すること。
- (4) 建物および土地の維持保全に関すること。
- (5) その他営繕工事に関する技術的事項に関すること（設備課の所掌に属するものを除く。）。

第10条 設備課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 給排水、ガス、空気調和、冷暖房、電気、電話の設備等（以下「設備」という。）の整備計画に関すること。
- (2) 設備の営繕工事の設計、施工監督および検査に関すること。
- (3) 設備の営繕工事費の積算に関すること。
- (4) 設備の維持管理に関すること。
- (5) 電話交換に関すること。
- (6) その他設備の営繕工事に関する技術的事項に関すること。

第11条 保健診療所においては、学生および職員の診療に関する事務をつかさどる。

第12条 学生部に学生課、厚生課および入学主幹を置く。

第13条 学生課においては、次の事務をつかさどる。ただし、学部、教養部および事務局の所掌に属するものを除く。

- (1) 学生の厚生補導に関し、総括し、および連絡調整すること。
- (2) 学生の修学指導に関し、連絡調整すること。
- (3) 学生の課外教養および課外教養施設に関すること。
- (4) 学生の掲示、集会および団体に関すること。
- (5) 学生の外国留学に関すること。
- (6) 外国人留学生に関すること。
- (7) 学生生徒旅客運賃割引証に関すること。
- (8) 課の所掌事務の諸報告に関すること。

- (9) 学生懇話室に関すること。
- (10) その他学生の厚生補導に関する事務で厚生課および入学主幹の所掌に属しない事務を処理すること。

第14条 厚生課においては、次の事務をつかさどる。ただし、学部、教養部および事務局の所掌に属するものを除く。

- (1) 学生の経済相談に関すること。
- (2) 学生の奨学金に関すること。
- (3) 学生の授業料および研究料の減免および分納に関すること。
- (4) 学生のアルバイトおよび下宿のあつ旋に関すること。
- (5) 学生の寄宿舎に関すること。
- (6) 学生の健康増進に関すること。
- (7) 学生の課外体育および課外体育施設に関すること。
- (8) 学生の厚生事業に関すること。
- (9) 学生の就職に関し、調査連絡すること。
- (10) 課の所掌事務の諸報告に関すること。
- (11) その他学生の厚生福祉に関すること。

第15条 入学主幹は、次の事務をつかさどる。ただし、学部、教養部および事務局の所掌に属するものを除く。

- (1) 入学者選抜に関し、総括し、および連絡調整すること。
- (2) 入学者選抜方法の改善に関する企画および立案に関すること。
- (3) 入学者選抜にかかる各種委員会に関すること。
- (4) 学生の身分に関すること。
- (5) 所掌事務の調査統計その他諸報告に関すること。
- (6) その他入学者選抜および一般教務に関すること。

第16条 化学研究所事務部に管理課および業務課を置く。

第17条 前条の管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究所の事務に関し、連絡調整すること。
- (2) 教授会その他の会議に関すること。
- (3) 一般庶務に関すること。
- (4) 職員の服務および福祉に関すること。
- (5) 研究所予算の経理に関すること。
- (6) 職員の給与等の支給に関すること。
- (7) 科学研究費および委任経理金に関すること。
- (8) 受託研究に関すること。
- (9) 研修員等に関すること。
- (10) 調査統計その他諸報告に関すること。

(11) その他業務課の所掌に属しない事務を処理すること。

第18条 前前条の業務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 国有財産の監守に関すること。
- (2) 物品の管理に関すること。
- (3) 営繕に関すること。
- (4) 図書の整理、閲覧等に関すること。
- (5) 文献、技術資料の収集、整理保存、複写等に関すること。
- (6) 研究所報告その他自刊図書に関すること。
- (7) 警備、防火および衛生に関すること。
- (8) 宇治地区共通業務のうち研究所が分担するものの処理に関すること。
- (9) その他研究所の業務に関する事務を処理すること。

第19条 附属図書館事務部に整理課および閲覧課を置く。

第20条 整理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 図書館事務に関し、総括し、および連絡調整すること。
- (2) 図書の受入れに関すること。
- (3) 図書の分類および目録の作成に関すること。
- (4) 調査統計に関すること。
- (5) 職員の服務および福祉に関すること。
- (6) 経理に関すること。
- (7) 職員の給与等の支給に関すること。
- (8) 物品の管理に関すること。
- (9) その他閲覧課の所掌に属しない事務を処理すること。

第21条 閲覧課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 図書の閲覧および貸付けに関すること。
- (2) 閲覧室の管理に関すること。
- (3) 図書および図書館利用についての案内指導に関すること。
- (4) 図書館間の相互利用に関すること。
- (5) 図書の交換に関すること。
- (6) 書庫の管理に関すること。
- (7) 図書の保存に関すること。
- (8) 図書の展示に関すること。
- (9) 参考用資料に関すること。
- (10) 文献の複写に関すること。

第22条 医学部附属病院事務部に管理課および業務課を置く。

第23条 前条の管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 病院事務に関し、連絡調整すること。

- (2) 一般庶務に関すること。
- (3) 職員の服務に関すること。
- (4) 職員の福祉に関すること。
- (5) 病院予算の経理に関すること。
- (6) 前渡資金の経理に関すること。
- (7) 職員の給与等の支給に関すること。
- (8) 備品および消耗品に関すること。
- (9) 照査に関すること。
- (10) 調査および統計に関すること。
- (11) 看護学校等生徒の院内実習に関すること。
- (12) その他業務課の所掌に属しない事務を処理すること。

第24条 前前条の業務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 患者に関すること。
- (2) 保険に関すること。
- (3) 病院収入に関すること。
- (4) 施設等の保守および営繕に関すること。
- (5) 患者の給食および寝具に関すること。
- (6) 洗たく、消毒等に関すること。
- (7) その他病院の業務に関する事務を処理すること。

第25条 学部、教養部、研究所（化学研究所を除く。）、農学部附属農場、農学部附属演習林、大型計算機センターおよび東南アジア研究センターに、事務長を置く。

2 事務局および学生部の各課に、課長補佐を置く。

3 附属図書館事務部および医学部附属病院事務部の各課に、課長補佐を置くことができる。

4 第1項の部局に、事務長補佐を置くことができる。

5 課長補佐は事務官または技官をもつてあて、および事務長補佐は事務官をもつてあて

る。

6 課長補佐および事務長補佐は、それぞれ上司の命を受けて事務を処理する。

第26条 部局における事務分掌に関する規程は、その部局長が定める。

2 部局長は、前項の規程を制定し、または改廃したときは、総長に報告するものとする。

第27条 京都大学に技術顧問を置く。

2 技術顧問は、共通施設の技術に関し、その指導および審議にあたる。

3 技術顧問は、教授または助教授の中から総長が委嘱する。

第28条 京都大学に保健管理センターを置く。

2 保健管理センターにおいては、学生および職員の保健管理に関する事務をつかさどる。

第29条 京都大学に体育指導センターを置く。

- 2 体育指導センターの所掌事務については、京都大学体育指導センター規程（昭和47年達示第18号）の定めるところによる。

附 則

- 1 この規程は、昭和48年5月8日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。
- 2 保健管理センターの庶務は、当分の間、保健診療所の事務部門が行なう。
- 3 体育指導センターの庶務は、当分の間、学生部が行なう。

改正 昭49・4・9達示19号、昭50・4・15達示14号、昭51・5・11達示21号、昭52・4・26達示31号、昭53・4・18達示23号、昭55・2・19達示8号、4・8達示16号、昭56・4・21達示17号、昭57・4・20達示8号、11・30達示25号、昭59・4・24達示5号、昭60・4・23達示5号、昭61・4・15達示9号、昭63・5・10達示22号、平元・2・21達示1号、6・27達示19号、平2・4・17達示7号、6・26達示31号、平3・5・28達示32号、平4・10・20達示49号、平5・3・9達示21号、平6・7・12達示14号、9・27達示24号、平8・6・18達示58号、平9・6・16達示42号、平10・4・1達示16号、7・30達示83号、平11・4・1達示15号、6・30達示19号、平12・10・10達示10号

〔注〕2000・10・10達示第10号で全部改正。



総長裁定

1996(平成8)年9月15日

### 京都大学公印規程

京都大学公印規程(昭和42年3月3日総長裁定)の全部を改正する。

第1条 京都大学において使用する公印に関しては、文部省公印規則(以下「規則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 公印の種類及び寸法、規則第8条に定める公印管守責任者は、別表のとおりとする。

第3条 公印管守責任者の置かれる部局の長(以下「部局長」という。)は、当該管守に係る公印を作成、改刻又は廃止しようとするときは、あらかじめ総長の承認を得るものとする。部局長は、前項の承認を得て公印を作成、改刻又は廃止したときは、別記様式により総長に報告するものとする。

第4条 公印管守責任者は、規則第11条の規定により公印を印刷使用したときは、総長に報告するものとする。

第5条 公印管守責任者は、その所管に属する公印が遠隔地にある附属教育施設又は附属研究施設及びその長のものである場合において職務の執行上支障があるときは、総長の承認を得て公印管守責任者の職務の一部又は全部を当該附属教育施設又は附属研究施設において文書を主管する職員に行わせることができる。

第6条 公印管守責任者は、必要があるときは、あらかじめ公印の押印又はその立会いに関する事務を行わせる職員を命ずるものとする。公印管守責任者は、前項の職員を命じたときは、その職員の官職、氏名及び公印の種類を総長に報告するものとする。

第7条 学生票、通学及び通勤証明書その他総長が適当と認める文書に使用する公印については、規則第9条第1項に規定する公印の使用請求に係る決裁済原議書の添付は要しないものとする。

### 附 則

この規程は、平成8年7月15日から施行し、平成8年5月11日から適用する。

別 表

種 類	寸法	公 印 管 守 責 任 者
京都大学の印	3 0	
総長の印	3 0	庶務部庶務課長
事務局長の印	3 0	
事務局の部の印	2 8	庶務部庶務課長（経理部にあつては経理部主計課長、施設部にあつては施設部企画課長）
事務局の部長の印	2 3	
企画調整官の印	2 3	
事務局の課の印	2 5	
事務局の課長の印	2 0	
保健診療所の印	2 5	保健診療所所長補佐
保健診療所長の印	2 0	
学生部の印	2 8	学生課長
学生部長の印	3 0	
学生部次長の印	2 3	
学生部の課の印	2 5	
学生部の課長の印	2 0	
学部、研究所の印	2 8	事務長（工学部、化学研究所、防災研究所、原子炉実験所にあつては総務課長、胸部疾患研究所にあつては管理課長）
学部、研究所の長の印	3 0	
学部、研究所の事務長の印	2 0	
学部、研究所の事務部長の印	2 3	
学部、研究所の課長の印	2 0	
学部附属の教育施設、研究施設、研究所附属の研究施設の印	2 5	事務長（工学部、化学研究所、防災研究所、原子炉実験所にあつては総務課長、胸部疾患研究所にあつては管理課長、農学部附属農場にあつては農学部附属農場事務長、農学部附属演習林にあつては農学部附属演習林事務長）
学部附属の教育施設、研究施設、研究所附属の研究施設の長の印	2 3	
農学部附属農場、農学部附属演習林の事務長の印	2 0	事務長
大学院研究科の印	2 8	事務長（人間・環境学研究科にあつては総合人間学部・人間・環境学研究科事務長、工学研究科及びエネルギー科学研究科にあつては工学部等総務課長）
大学院研究科長の印	2 3	

附属図書館、医学部附属病院の印	2 8	総務課長
附属図書館、医学部附属病院の長の印	3 0	
附属図書館、医学部附属病院の事務部長の印	2 3	
附属図書館、医学部附属病院の課長の印	2 0	
大型計算機センター、東南アジア研究センターの印	2 8	事務長
大型計算機センター、東南アジア研究センターの長の印	2 3	
大型計算機センター、東南アジア研究センターの事務長の印	2 0	
放射性同位元素総合センター、環境保全センター、情報処理教育センター、遺伝子実験施設、生体医療工学研究センター、留学生センター、高等教育教授システム開発センター、放射線生物研究センター、超高層電波研究センター、生態学研究センター、保健管理センター、体育指導センターの印	2 8	センター長（遺伝子実験施設にあっては施設長、留学生センター、体育指導センターにあっては学生課長、高等教育教授システム開発センターにあっては教育学部事務長、保健管理センターにあっては保健診療所長補佐）
放射性同位元素総合センター、環境保全センター、情報処理教育センター、遺伝子実験施設、生体医療工学研究センター、留学生センター、高等教育教授システム開発センター、放射線生物研究センター、超高層電波研究センター、生態学研究センター、保健管理センター、体育指導センターの長の印	2 3	
埋蔵文化財研究センターの印	2 5	センター長
埋蔵文化財研究センター長の印	2 0	
アフリカ地域研究資料センターの印	2 5	
アフリカ地域研究資料センターの長の印	2 0	
身体障害学生相談室の印	2 5	入試課長
身体障害学生相談室長の印	2 0	
学生懇話室の印	2 5	学生課長
学生懇話室長の印	2 0	

国際交流会館の印	2 5	庶務部庶務課長
国際交流会館長の印	2 0	
学術情報ネットワーク機構の印	2 5	学術情報ネットワーク機構事務部部門 事務室長
学術情報ネットワーク機構長の印	2 0	
総合技術部の印	2 5	庶務部庶務課長
総合技術部長の印	2 0	
医療技術短期大学の印	3 0	事務長
医療技術短期大学部学長の印	3 0	庶務部庶務課長
医療技術短期大学部部長の印	3 0	事務長
医療技術大学部事務局長の印	2 0	

備考 寸法の単位は、ミリメートル平方とする。

別記様式

( 印 影 )	
印影の名称	
印材	
寸法	ミリメートル平方
作成・改刻年月日	年 月 日
使用開始年月日	年 月 日
廃止年月日	年 月 日
備考(規則第7条に該当する公印については、その用途を記入すること。)	

改正 平9・3・19総長裁定、平10・4・1総長裁定、平11・3・9総長裁定、9・21総長裁定、平12・10・30総長裁定、平13・3・1総長裁定、3・21総長裁定、平14・9・30総長裁定、平17・6・9総長裁定

〔注〕2005・6・9総長裁定で全部改正。

※当該規則は以下にも掲載。  
 規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第18章 文書、公印及び権限の委任等

達示第21号

1999(平成11)年11月9日

#### 京都大学運営諮問会議規程

第1条 京都大学の運営に関する重要事項について、総長の諮問に応じて審議し、及び総長に対して助言又は勧告を行うため、京都大学に運営諮問会議を置く。

第2条 運営諮問会議は、委員若干名で組織する。

2 委員の任期は、2年とし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 運営諮問会議に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第4条 運営諮問会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

第5条 運営諮問会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第7条 運営諮問会議に関する事務は、総務部総務課において行う。

第8条 この規程に定めるもののほか、運営諮問会議の議事の運営に関し必要な事項は、運営諮問会議が定める。

#### 附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

〔注〕2004・4・1達示第105号で廃止。

総長裁定

2000(平成12)年10月10日

## 京都大学事務分掌規程

京都大学事務分掌規程(昭和35年1月18日総長裁定)の全部を改正する。

### 第1 総務部

第1条 総務課の事務を分掌させるため、専門職員及び次の4掛を置く。

総務掛

秘書掛

文書企画掛

法規企画掛

2 専門職員(企画調査担当)は、次の事務をつかさどる。

- (1) 調査統計その他諸報告並びに資料の調査、収集及び整理保存に関する事務のうち特定の専門的事項
- (2) 事務用情報共有システムの管理運用に関すること。

3 総務掛においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 儀式その他の行事に関すること。
- (2) 評議会その他の会議に関すること。
- (3) 職員の出張に関すること。
- (4) 総務部の所掌事務のうち、他に属しないこと。

4 秘書掛においては、総長、副学長及び事務局長の秘書事務をつかさどる。

5 文書企画掛においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 公文書類の接受、発送及び整理保存に関すること。
- (3) 大学の制度に関する調査及び企画に関すること。

6 法規企画掛においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学部、学科、大学院研究科、附置研究所等の設置及び廃止に関すること。
- (2) 事務組織の設置及び廃止に関すること。
- (3) 事務能率の増進に関する調査及び企画に関すること。
- (4) 規程案の審査並びに規程の制定及び改廃に関すること。
- (5) 法令及び規程の編さんに関すること。
- (6) その他法規に関し、連絡調整すること。

第2条 企画課の事務を分掌させるため、次の2掛を置く。

将来計画掛

大学評価掛

2 将来計画掛においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 将来構想に関する事務に係る企画立案及び連絡調整に関すること。
- (2) 企画課の所掌事務のうち、他に属しないこと。

3 大学評価掛においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 自己点検・評価に関すること。
- (2) 大学評価・学位授与機構等による外部評価に関すること。
- (3) その他本学の自己点検・評価に関し、連絡調整すること。

第3条 大学情報課の事務を分掌させるため、専門員、専門職員及び大学情報掛を置く。

2 専門員（広報担当）は、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学に関する諸制度の趣旨の普及に係る事務のうち特定の専門的事項に関すること。
- (2) 情報公開に係る事務のうち特定の専門的事項に関すること。

3 専門職員は、次の事務をつかさどる。

- (1) 学報の発行に関すること。
- (2) 大学概覧等広報刊行物の編さん及び頒布に関すること。

4 大学情報掛においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学に関する諸制度の趣旨の普及に関すること（専門員の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 情報公開に関すること（専門員の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 広報委員会に関すること。
- (4) 大学情報課の所掌事務のうち、他に属しないこと。

第4条 人事課の事務を分掌させるため、専門員、専門職員及び次の9掛を置く。

職員掛

研修掛

福祉掛

宇治地区人事掛

第1任用掛

第2任用掛

第1給与掛

第2給与掛

第3給与掛

2 専門員（再任用・定員管理担当）は、次の事務をつかさどる。

- (1) 再任用制度の実施に関し、企画立案すること。
- (2) 定員管理に関すること。

3 専門職員（総務事務電算開発担当）は、人事事務及び庶務事務に係る情報処理システムの企画及び開発に関する事務をつかさどる。

4 職員掛においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 職員の服務に関すること。
- (2) 職員の分限及び懲戒に関すること。



- (3) 職員の勤務評定に関する事。
  - (4) 職員の勤務時間及び休暇に関する事。
  - (5) 職員団体に関する事。
  - (6) 職員の兼業に関する事。
  - (7) 人事課の所掌事務のうち、他に属しない事。
- 5 研修掛においては、次の事務をつかさどる。
- (1) 職員の研修に関する事。
  - (2) 栄典及び表彰に関する事。
  - (3) 職員の厚生事業に関する事。
  - (4) 職員のレクリエーションに関する事。
- 6 福祉掛においては、次の事務をつかさどる。
- (1) 共済組合の長期給付に関する事。
  - (2) 退職手当に関する事。
  - (3) 安全保持に関する事。
  - (4) 職員の災害補償に関する事。
  - (5) 勤労者財産形成貯蓄に関する事。
- 7 宇治地区人事掛においては、化学研究所、エネルギー理工学研究所、木質科学研究所、食糧科学研究所、防災研究所、宙空電波科学研究センター及び宇治地区事務部の職員に係る次の事務をつかさどる。
- (1) 職員の任免に関する事。
  - (2) 職員の定員に関する事。
  - (3) 職員の初任給、諸手当及び俸給の調整額に関する事。
  - (4) 人事事務に関し、連絡調整する事。
  - (5) 職員の服務に関する事。
  - (6) 職員の勤務時間及び休暇に関する事。
  - (7) その他人事に関する事。
- 8 第1任用掛においては、次の事務をつかさどる。
- (1) 職員の任免に関する事(宇治地区人事掛及び第2任用掛の所掌に属するものを除く。)
  - (2) 事務系職員採用候補者の選考に関する事。
- 9 第2任用掛においては、次の事務をつかさどる。
- (1) 医学部附属病院の職員の任免に関する事。
  - (2) 非常勤職員の任免に関する事(宇治地区人事掛の所掌に属するものを除く。)
  - (3) 学内委員会委員等の命免に関する事。
  - (4) 外国人教師及び外国人研究員の勤務の契約に関する事。
  - (5) 名誉教授の称号授与に関する事。
  - (6) 職員の人事記録に関する事。

第1給与掛においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 職員の級別定数に関すること。
- (2) 職員の昇格及び昇給に関すること。
- (3) 職員の初任給に関すること（宇治地区人事掛、第2給与掛及び第3給与掛の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 研究所の職員の諸手当に関すること（宇治地区人事掛の所掌に属するものを除く。）。

第2給与掛においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究所及びセンターの職員の初任給に関すること（宇治地区人事掛の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 俸給の調整額に関すること（宇治地区人事掛の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 学部の職員の諸手当に関すること。
- (4) 職員の期末手当及び勤勉手当に関すること。

第3給与掛においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 医学部附属病院及び医療技術短期大学の職員の初任給に関すること。
- (2) 職員の諸手当に関すること（宇治地区人事掛、第1給与掛及び第2給与掛の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 給与の調査及び統計に関すること。

## 第2 経理部

第5条 主計課の事務を分掌させるため、専門職員及び次の7掛を置く。

総務掛

法規掛

第1監査掛

第2監査掛

第1予算掛

第2予算掛

第3予算掛

2 専門職員（調査企画事務担当）は、大学の会計事務に関する調査及び企画に関する事務をつかさどる。

3 総務掛においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 会計官吏等の公印の管守に関すること。
- (2) 経理部の総務に関すること。
- (3) 会計に関する渉外事務を処理すること。
- (4) 経理部の所掌事務のうち、他に属しないこと。

4 法規掛においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 会計の法規に関すること。
- (2) 学内会計諸規程に関すること。

- (3) 物品管理の総括事務に関すること。
  - (4) 債権管理の総括事務に関すること。
  - (5) 会計関係の訴訟等に関すること。
  - (6) 歳入歳出以外の契約に関すること（研究協力部の所掌に属するものを除く。）。
  - (7) 経理部の所掌事務に関し、連絡し調査し、及び企画すること。
  - (8) 会計検査に関すること。
  - (9) 金庫検査に関すること。
- 5 第1監査掛においては、次の事務（次項に掲げるものを除く。）をつかさどる。
- (1) 会計の監査に関すること。
  - (2) 支出負担行為の確認に関すること。
  - (3) 返納金債権の調査確認に関すること。
- 6 第2監査掛においては、研究所及び医学部附属病院に関し、前項各号に掲げる事務をつかさどる。
- 7 第1予算掛においては、次の事務（次項及び第9項に掲げるものを除く。）をつかさどる。
- (1) 概算及び予算に関する統括事務を処理すること。
  - (2) 概算の編成その他予算の要求に関すること。
  - (3) 予算の配分に関すること。
  - (4) 支出負担行為計画の示達及び支払計画に関すること。
  - (5) 予算の繰越に関すること。
  - (6) 予算に係る調査及び諸報告に関すること。
- 8 第2予算掛においては、病院（予算項区分の「大学附属病院」をいう。）、施設整備及び営繕費の予算並びに一般会計の予算に関し、前項第2号から第6号までに掲げる事務をつかさどる。
- 9 第3予算掛においては、研究所（予算項区分の「研究所」をいう。）の予算（営繕費の予算を除く。）に関し、第7項第2号から第6号までに掲げる事務をつかさどる。
- 第6条 経理課の事務を分掌させるため、専門員、専門職員及び次の5掛を置く。

収入掛

支出掛

第1給与掛

第2給与掛

共済組合掛

- 2 専門員（給与・共済組合担当）は、次の事務をつかさどる。
- (1) 給与・共済組合に係る事務のうち特定の専門的事項に関すること。
  - (2) 日本学術会議近畿地区の前渡資金の経理に関すること。
- 3 専門職員（計算証明事務担当）は、次の事務をつかさどる。
- (1) 歳出金の計算証明に関すること。

- (2) 歳入歳出外現金の計算証明に関すること。
  - (3) 国の債務負担の計算証明に関すること。
  - (4) 支出簿の記帳に関すること。
- 4 専門職員（共済組合事務担当）は、共済組合に係る事務のうち特定の専門的事項に関する事務（専門員の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
- 5 収入掛においては、次の事務をつかさどる。
- (1) 債権の管理に関すること（主計課の所掌に関するものを除く。）
  - (2) 歳入金の徴収に関すること。
  - (3) 歳入金の計算証明に関すること。
  - (4) 現金及び有価証券の出納保管に関すること。
- 6 支出掛においては、次の事務をつかさどる。
- (1) 歳出金の支出に関すること。
  - (2) 前渡資金の出納に関すること。
  - (3) 共済組合給付金等の出納に関すること。
  - (4) 科学研究費補助金の出納に関すること。
  - (5) 委任経理の出納に関すること。
- 7 第1給与掛においては、次の事務（専門員の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
- (1) 定員内職員の給与の経理に関すること。
  - (2) 所得税及び住民税に関すること。
  - (3) 事務局並びに保健管理センター、体育指導センター、カウンセリングセンター及び留学生センター（次項第4号、第7条第4項第2号、第7条第5項第2号及び第7条第7項第2号において「保健管理センター等」という。）の旅費、退職手当等の経理に関すること。
- 8 第2給与掛においては、次の事務（専門員の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
- (1) 非常勤職員の給与の経理に関すること。
  - (2) 社会保険に関すること。
  - (3) 公務災害補償費及び児童手当の経理に関すること。
  - (4) 保健管理センター等の科学研究費補助金の経理に関すること。
  - (5) 事務局の委任経理金（奨学生資金を除く。）の経理に関すること。
- 9 共済組合掛においては、次の事務（専門員及び専門職員（共済組合事務担当）の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
- (1) 共済組合に関すること（人事課及び支出掛の所掌に属するものを除く。）。
  - (2) 共済組合の諸報告及び計算書の作成に関すること。

第7条 契約課の事務を分掌させるため、専門職員及び次の4掛を置く。

契約管理掛

第1契約掛

第2契約掛

#### 用度掛

- 2 専門職員（特定調達契約担当）は、特定調達契約に係る事務のうち特定の専門的事項に関する事務（専門職（特定役務調達契約担当）の所掌に属するものを除く。）及び特定調達契約に関する調査等の事務をつかさどる。
- 3 専門職員（特定役務調達契約担当）は、特定役務調達契約に係る事務のうち特定の専門的事項に関する事務及び特定調達契約等に関する統計等の事務をつかさどる。
- 4 契約管理掛においては、次の事務をつかさどる。
  - (1) 契約事務に係る企画調査及び連絡調整に関すること。
  - (2) 事務局及び保健管理センター等の物件費（施設部の所掌に係る営繕工事費を除く。）の経理に関すること。
  - (3) 自動車の管理運用に関すること。
  - (4) 清風会館の管理運営に関すること。
  - (5) 拾得物に関すること。
  - (6) 契約課の所掌事務のうち、他に属しないこと。
- 5 第1契約掛においては、次の事務をつかさどる。
  - (1) 特定調達契約に関すること（専門職員及び第2契約掛の所掌に属するものを除く。）。
  - (2) 事務局及び保健管理センター等の契約書の作成を必要とする契約（共通経費に係るものを除く。）に関すること。
- 6 第2契約掛においては、次の事務をつかさどる。
  - (1) 研究所及び医学部附属病院の特定調達契約（医薬品等の契約を除く。）に関すること（専門職員の所掌に属するものを除く。）。
  - (2) 一括契約に関すること。
- 7 用度掛においては、次の事務をつかさどる。
  - (1) 共通経費経理委員会及び共通経費（施設部の所掌に係るものを除く。）の経理に関すること。
  - (2) 事務局及び保健管理センター等の物品の管理に関すること。
  - (3) 事務局の環境整備の実施に関すること。

第8条 管財課の事務を分掌させるため、専門員及び次の2掛を置く。

#### 第1管財掛

#### 第2管財掛

- 2 専門員（国有財産担当）は、管財に係る事務のうち特定の専門的事項に関する事務をつかさどる。
- 3 第1管財掛においては、次の事務（専門員の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
  - (1) 国有財産の監守計画の策定に関すること。
  - (2) 国有財産の取得に関すること。
  - (3) 建物の新営、移改築の認可申請等に関すること。

- (4) 国有財産台帳等の整備に関すること。
  - (5) 国有財産の実地監査に関すること。
  - (6) 国有財産の増減その他諸報告に関すること。
- 4 第2管財掛においては、次の事務（専門員の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
- (1) 国有財産の用途の変更及び廃止並びに処分に関すること。
  - (2) 国有財産の貸付等に関すること。
  - (3) 土地建物等の借入れに関すること。
  - (4) 公務員宿舎に関すること。
  - (5) 学内の警備取締りに関すること。
  - (6) 防火委員会に関すること。
  - (7) 自衛消防団その他防火に関すること。
  - (8) 国有財産の滅失き損等の調査に関すること。

第9条 情報処理課の事務を分掌させるため、専門職員及び情報企画掛を置く。

- 2 専門職員は、次の事務をつかさどる。
- (1) 電子計算機による事務処理に必要な事務の標準化及び調整に関すること。
  - (2) 電子計算機による事務処理のための調査、分析及び資料収集に関すること。
  - (3) 電子計算機による事務処理のためのシステムの開発に関すること。
  - (4) 電子計算機による事務処理のためのシステムの維持管理に関すること。
  - (5) 事務用電子計算機の運転操作及び維持管理に関すること。
  - (6) 事務用電子計算機に係るデータ処理に関すること。
  - (7) 事務用電子計算機に係るデータ等の保護管理に関すること。
  - (8) 近畿A地区国立学校の事務の電子計算機による共同処理に関すること。
- 3 情報企画掛においては、次の事務をつかさどる。
- (1) 事務処理に係る電子計算機の利用に関し、企画立案すること。
  - (2) 事務用電子計算機の利用計画に関すること。
  - (3) 事務用電子計算機の利用に係る調査、統計その他諸報告に関すること。
  - (4) 近畿A地区国立学校の事務処理に係る電子計算機の共同利用についての連絡調整に関すること。
  - (5) その他電子計算機の利用に関する事務で専門職員の所掌に属しない事項に関すること。

### 第3 施設部

第10条 企画課の事務を分掌させるため、専門員、専門職員及び次の3掛を置く。

総務掛

工事司計掛

企画掛

- 2 専門員（施設整備担当）は、次の事務をつかさどる。
- (1) 施設整備の長期計画の企画立案等に係る技術的専門事項に関すること。

- (2) その他大学の将来計画に係る事務のうち特定の技術的専門事項に関すること。
- 3 専門職員(総合地球環境学研究所創設調査担当)は、総合地球環境学研究所(仮称)の創設調査への対応に関する事務をつかさどる。
- 4 総務掛においては、次の事務をつかさどる。
  - (1) 施設部の総務に関すること。
  - (2) 建築委員会及び環境保全委員会に関すること。
  - (3) 施設部の所掌事務のうち、他に属しないこと。
- 5 工事司計掛においては、次の事務をつかさどる。
  - (1) 営繕工事の入札及び契約事務に関すること。
  - (2) 共通経費に係る設備の維持管理等の契約に関すること。
  - (3) 工事費の経理に関すること。
  - (4) 営繕工事に必要な官庁手続に関すること。
  - (5) 営繕工事関係類の照査に関すること。
  - (6) 営繕工事関係書類の作成及び整理に関すること。
- 6 企画掛においては、次の事務(専門員の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。
  - (1) 営繕工事に關し、企画すること。
  - (2) 営繕工事に關し、予算の資料を準備すること。
  - (3) 営繕工事に關する報告に關すること。
  - (4) 工事記録及び営繕工事関係資料の整備に關すること。

第11条 建築課の事務を分掌させるため、次の5掛を置く。

工事計画掛

第1工営掛

第2工営掛

第3工営掛

第4工営掛

- 2 工事計画掛においては、次の事務をつかさどる。
  - (1) 建物及び土地の整備計画に関すること。
  - (2) 建物及び土地の基幹環境整備の調査に関すること。
  - (3) 建築課の所掌事務のうち他に属しないこと。
- 3 第1工営掛においては、次の事務をつかさどる。
  - (1) 建物及び土地の新営工事の設計に関すること。
  - (2) 建物及び土地の新営工事費の積算に関すること。
  - (3) 第1号の事務に関する関係官庁等に対してする諸手続のうち技術的事項に関すること。
  - (4) 建物及び土地の営繕工事に関する統計及び調査のうち技術的事項に関すること。
- 4 第2工営掛においては、次の事務をつかさどる。
  - (1) 建物及び土地の新営工事の施工監督及び検査に関すること。

(2) 建物及び土地の維持保全に関すること。

5 第3工営掛においては、次の事務をつかさどる。

(1) 建物及び土地の改造及び補修工事の設計、施工監督及び検査に関すること

(2) 建物及び土地の改造及び補修工事費の積算に関すること。

6 第4工営掛においては、次の事務をつかさどる。

(1) 建物及び土地の新営及び改造の基幹環境整備の設計、施工監督及び検査に関すること。

(2) 建物及び土地の新営及び改造の基幹環境整備の積算に関すること。

第12条 機械設備課の事務を分掌させるため、次の4掛を置く。

機械管理掛

第1機械掛

第2機械掛

環境技術掛

2 機械管理掛においては、次の事務をつかさどる。

(1) 空気調和、給排水、ガスの設備等(以下「機械設備」という。)の整備計画に関すること。

(2) 機械設備の営繕工事に係る調整、指導、助言、支援等に関すること。

(3) 機械設備の維持管理に関すること。

(4) 機械設備の補修工事費の積算に関すること。

(5) 機械設備課の所掌事務のうち、他に属しないこと。

3 第1機械掛においては、次の事務をつかさどる。

(1) 機械設備の修繕工事の設計、施工監督及び検査に関すること。

(2) 機械設備の新営工事費の積算に関すること。

(3) 機械設備の新営工事に関する関係官庁等に対してする諸手続のうち技術的事項に関する  
こと。

4 第2機械掛においては、次の事務をつかさどる。

(1) 機械設備の修繕工事の設計、施工監督及び検査に関すること。

(2) 機械設備の修繕工事費の積算に関すること。

(3) 機械設備の修繕工事に関する関係官庁等に対してする諸手続のうち技術的事項に関する  
こと。

5 環境技術掛においては、次の事務をつかさどる。

(1) 機械設備のうち、特殊空気調和設備、廃液処理設備等の特殊な技術を要する環境設備  
(以下環境設備)という。)の営繕工事の設計、施工監督及び検査に関すること。

(2) 環境設備の営繕工事費の積算に関すること。

(3) 環境設備の営繕工事に関する関係官庁等に対してする諸手続のうち技術的事項に関する  
こと。

第13条 電気情報設備課の事務を分掌させるため、専門員及び次の4掛を置く。

電気管理掛



第1 電気掛

第2 電気掛

情報通信掛

2 専門員（電気情報設備担当）は、次の事務をつかさどる。

- (1) 電気設備、情報通信設備等（以下「電気情報設備」という。）の長期計画及び整備計画の立案、調査等に係る技術的専門事項に関すること。
- (2) その他大学の将来計画に係る事務のうち特定の技術的専門事項に関すること。

3 電気管理掛においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 電気情報設備の整備計画に関すること（専門員の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 電気情報設備の営繕工事に係る調整、指導、助言、支援等に関すること。
- (3) 電気設備の維持管理に関すること。
- (4) 電気設備の補修工事費の積算に関すること。
- (5) 電気情報設備課の所掌事務のうち、他に属しないこと。

4 第1 電気掛においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 電気設備の新営工事の設計、施工監督及び検査に関すること。
- (2) 電気設備の新営工事費の積算に関すること。
- (3) 電気設備の新営工事に関する関係官庁等に対してする諸手続のうち支術的事項に関すること。

5 第2 電気掛においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 電気設備の修繕工事の設計、施工監督及び検査に関すること。
- (2) 電気設備の修繕工事費の積算に関すること。
- (3) 電気設備の修繕工事に関する関係官庁等に対してする諸手続のうち技術的事項に関すること。

6 情報通信掛においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 情報通信設備の営繕工事の設計、施工監督及び検査に関すること。
- (2) 情報通信設備の維持管理に関すること。
- (3) 情報通信設備の営繕工事費の積算に関すること。
- (4) 電話交換に関すること。
- (5) 情報通信設備の営繕工事に関する関係官庁等に対してする諸手続のうち技術的事項に関すること。

第4 学生部

第14条 学生課の事務を分掌させるため、専門職員及び総務掛を置く。

2 専門職員は、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の厚生補導に関すること。
- (2) 学生の課外教養及び課外教養施設に関すること。
- (3) 学生の課外体育及び課外体育施設に関すること。

- (4) 総合体育館の管理に関すること。
  - (5) 学生の団体に関すること。
  - (6) 学生の集会及び掲示に関すること。
- 3 総務掛においては、次の事務をつかさどる。
- (1) 学生部の総務に関すること。
  - (2) 補導会議及び学生部委員会等会議に関すること。
  - (3) 入学生の修学指導に関し、連絡調整すること。
  - (4) 体育指導センターに関すること。
  - (5) カウンセリングセンターに関すること（人事課の所掌に属するものを除く。）。
  - (6) 学生部の所掌事務のうち、他に属しないこと。

第15条 厚生課の事務を分掌させるため、専門員、専門職員及び次の2掛を置く。

厚生企画掛

保健掛

- 2 専門員(保健管理担当)は、保健管理に係る事務のうち特定の専門的事項をつかさどる。
- 3 専門職員は、次の事務をつかさどる。
- (1) 学生の入学料の免除並びに授業料の免除及び徴収猶予に関すること。
  - (2) 学生の奨学金に関すること。
  - (3) 学生の就職に関し、調査連絡すること。
  - (4) 学生の福利施設の管理に関すること。
  - (5) 学生寄宿舍の管理運営に関すること。
  - (6) 学生の教育研究災害傷害保険及び京都大学学生健康保険組合に関すること。
  - (7) 保健衛生委員会に関すること。
  - (8) 学生の健康増進に関すること。
  - (9) 学生の保健統計に関すること。
  - (10) 保健管理センターに係る事務のうち、特定の専門的事項に関すること。
- 4 厚生企画掛においては、次の事務をつかさどる。
- (1) 学生の厚生事務に係る企画・立案及び連絡調整に関すること。
  - (2) 学生のアルバイト及び下宿のあっ旋に関すること。
  - (3) 学生生活の調査統計に関すること。
  - (4) 厚生課の所掌事務のうち、他に属しないこと。
- 5 保健掛においては、次の事務をつかさどる。
- (1) 保健管理センターに関すること（専門職員の所掌に属するものを除く。）。
  - (2) 保健管理に関する事業計画の策定に関すること。
  - (3) 医学部附属病院との業務協力に関すること。

第16条 教務課の事務を分掌させるため、専門職員及び次の2掛を置く。

教務掛

#### 教務情報掛

- 2 専門職員（学務担当）は、次の事務をつかさどる。
    - (1) 教務、学位等に係る特定の専門的事項に関する事。
    - (2) 教職課程に関する事。
    - (3) 大学院審議会に関する事。
  - 3 専門職員（教務事務電算担当）は、次の事務をつかさどる。
    - (1) 電子計算機による教務事務処理に係る企画立案及び連絡調整に関する事。
    - (2) 教務事務電算管理運営委員会に関する事。
  - 4 専門職員（教養教育担当）は次の事務をつかさどる。
    - (1) 全学共通科目に係る企画及び連絡調整に関する事
    - (2) 全学共通科目に係る全学委員会その他の諸会議に関する事。
    - (3) 全学共通科目に係る調査統計その他諸報告に関する事。
  - 5 教務掛においては、次の事務（専門職員（学務担当）の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
    - (1) 入学、卒業、修了、退学、転学、休学、除籍、懲戒その他学生の身分に関する事。
    - (2) 学位に関する事。
    - (3) 教務に係る調査統計その他諸報告に関する事。
    - (4) 教務課の所掌事務のうち、他に属しないこと。
  - 6 教務情報掛においては、次の事務（専門職員（教務事務電算担当）の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
    - (1) 電子計算機による教務事務に係るデータ処理及び管理に関する事。
    - (2) 電子計算機による教務事務処理に係る調査、分析及び資料収集に関する事。
    - (3) 電子計算機による教務事務処理に係るシステムの開発、運用及び維持管理に関する事
- 第17条 入試課の事務を分掌させるため、専門職員及び次の2掛を置く。

#### 入学試験掛

#### 企画調査掛

- 2 専門職員（入学者選抜事務担当）は、次の事務をつかさどる。
  - (1) 学者選抜方法の改善に係る専門的事項に関する事。
  - (2) 入学者選抜方法研究委員会に関する事。
  - (3) 入学者選抜事務のうち特定の専門的事項に関する事。
- 3 入学試験掛においては、次の事務（専門職員及び企画調査掛の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
  - (1) 入学者選抜に関し、総括し、及び連絡調整すること。
  - (2) 入学者選抜に係る各種委員会に関する事。
  - (3) その他入学者選抜に関する事。
- 4 企画調査掛においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学入試センター試験の実施に関すること。
- (2) 大学入試センター試験実施委員会に関すること。
- (3) 入学者選抜に係る情報提供に関すること。
- (4) 学者選抜に関する調査統計その他諸報告に関すること。
- (5) 入試課の所掌事務のうち、他に属しないこと。

#### 第5 研究協力部

第18条 研究協力課の事務を分掌させるため、専門員、専門職員及び総務掛を置く。

2 専門員(研究協力担当)は、次の事務をつかさどる。

- (1) 外部資金の受入れ及び科学研究費補助金の交付申請に関する企画、調整及び調査に関すること。
- (2) 発明及び特許に係る特定の専門的事項に関すること。
- (3) ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー協議会に関すること。

3 専門職員は、次の事務(専門員の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

- (1) 奨学寄附金の受入れに関すること。
- (2) 受託研究の受入れに関すること。
- (3) 民間等との共同研究に関すること。
- (4) 科学研究費補助金の交付申請等に関すること。
- (5) 放射性同位元素等の取扱いに関すること。
- (6) 核燃料物質の取扱いに関すること。
- (7) 組換えDNA実験及び動物実験に関すること。
- (8) 発明及び特許に関すること。
- (9) 各種研究助成金の応募に関すること。

4 総務掛においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究協力部の総務に関すること。
- (2) 研究協力事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (3) 研修員、内地研究員等に関すること(国際交流課の所掌に属するものを除く。)
- (4) 学術研究の公開に関すること。
- (5) 講習会、研究集会に関すること。
- (6) 日本学術会議等との連絡に関すること。
- (7) その他研究協力に関すること。
- (8) 研究協力部の所掌事務のうち、他に属しないこと。

第19条 国際交流課の事務を分掌させるため、専門員、専門職員及び国際企画掛を置く。

2 専門員(国際交流担当)は、次の事務をつかさどる。

- (1) 国際交流に係る企画、調整及び調査に関すること。
- (2) 学術の国際交流協定に係る事務のうち、特定の専門的事項に関すること。

3 専門職員は、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学が実施する協定大学等との交流事業に関する事。
  - (2) 在外研究員及び国際研究集会派遣研究員等に関する事。
  - (3) 国際シンポジウムに関する事。
  - (4) 日本学術振興会等の国際交流に係る事業に関する事。
  - (5) 外国人研究者等の受入れに関する事。
  - (6) 政府間の科学技術協力事業に係る共同研究に関する事。
  - (7) 学術の国際交流協定に関する事(専門員の所掌に属するものを除く。)
  - (8) 大学が参加する国際学術組織に関する事。
  - (9) 海外の研究者、教育研究機関に対する情報の提供に関する事。
  - (10) 外国人来訪者等の接遇に関する事。
  - (11) 国際交流会館に関する事(留学生課の所掌に属するものを除く。)
- 4 国際企画掛においては、次の事務をつかさどる。
- (1) 国際交流事務に関し、総括し、及び連絡調整する事。
  - (2) 国際交流委員会に関する事。
  - (3) 職員の海外渡航に関する事。
  - (4) 海外の教育研究機関との連絡調整に関する事。
  - (5) 国際交流に係る資料収集並びに調査及び統計に関する事。
  - (6) 国際交流課の所掌事務のうち、他に属しない事。
- 第20条 留学生課の事務を分掌させるため、専門員、専門職員及び留学生企画掛を置く。
- 2 専門員(留学生担当)は、次の事務をつかさどる。
- (1) 留学生交流に係る企画、立案及び調査に関する事。
  - (2) 大学間の学生交流協定に関する事。
  - (3) 学生の海外留学に係る事務のうち、特定の専門的事項に関する事。
- 3 専門職員は、次の事務をつかさどる。
- (1) 留学生関係経費に関する事。
  - (2) 国費外国人留学生の給与及び旅費に関する事。
  - (3) 短期留学生に関する事。
  - (4) 国際教育プログラムの企画及び調整に関する事。
  - (5) 学生の海外留学に関する事(専門員の所掌に属するものを除く。)
  - (6) 外国人留学生の現地見学等に関する事。
  - (7) 外国人留学生の奨学金に関する事。
  - (8) 外国人留学生の宿舎に関する事。
  - (9) 外国人留学生に対する各種補助に関する事。
  - (10) 国際交流会館および分館の管理運営に関する事。
  - (11) 外国人留学生の日本語及び日本文化・日本事情の教育に関する事。
- 4 留学生企画掛においては、次の事務(専門職員の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

- (1) 留学生に係る事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 外国人留学生の受入れに関すること。
- (3) 外国人留学生の修学及生活上の指導助言に関すること。
- (4) 帰国外国人留学生のアフターケアに関すること。
- (5) 私費外国人留学生統一試験及び日本語能力試験に関すること。
- (6) 外国人留学生に係る地域との交流の推進及び留学生支援団体等との連絡調整に関すること。
- (7) 留学生に係る資料収集及び提供並びに調査統計その他諸報告に関すること。
- (8) 留学生センターに関すること。
- (9) 留学生課の所掌事務のうち、他に属しないこと。

#### 第6 その他

第21条 各掛に掛長を置く。

2 各掛に主任を置くことができる。

第22条 専門員、専門職員、掛長及び主任は、上司の命を受け事務を分掌する。

#### 附 則

この規程は、平成12年10月10日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

改正 平13・7・30総長裁定、平14・9・30総長裁定、平17・9・15総長裁定

〔注〕2005・9・15総長裁定で全部改正。

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第15章 事務組織等

達示第10号

2000(平成12)年10月10日

## 京都大学分課規程

京都大学分課規程(昭和48年達示第22号全部改正)の全部を次のように改正する。

### 第1章 総則

第1条 この規程は、京都大学に置く事務の部、課、室その他の事務組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 事務局

#### 第1節 事務局に置く部及び課

第2条 事務局に総務部、経理部、施設部、学生部及び研究協力部を置く。

- 2 総務部に総務課、企画課、大学情報課及び人事課を置く。
- 3 経理部に主計課、経理課、契約課、管財課及び情報処理課を置く。
- 4 施設部に企画課、建築課、機械設備課及び電気情報設備課を置く。
- 5 学生部に学生課、厚生課、教務課及び入試課を置く。
- 6 研究協力部に研究協力課、国際交流課及び留学生課を置く。

#### 第2節 総務部

第3条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 本学の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 機密に関すること。
- (3) 儀式その他の行事に関すること。
- (4) 評議会その他の会議に関すること。
- (5) 公印の管守に関すること。
- (6) 公文書類を接受し、発送し、及び整理保存すること。
- (7) 調査統計その他諸報告に関すること。
- (8) 資料の調査及び収集に関すること。
- (9) 大学の制度及び組織に関すること。
- (10) 学則その他の規程等の制定及び改廃に関すること。
- (11) その他他の部及び課の所掌に属しない事務を処理すること。

第4条 企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 将来構想に係る事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 自己点検・評価に係る事務に関すること。
- (3) 大学評価・学位授与機構等による外部評価に関すること。

第5条 大学情報課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学に関する諸制度の趣旨の普及に関すること。
- (2) 広報刊行物の編さん及び頒布に関すること。

(3) 情報公開に関すること。

第6条 人事課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 職員の任免、分限、懲戒、服務等に関すること。
- (2) 職員の給与に関すること。
- (3) 職員の定員に関すること。
- (4) 職員の勤務評定に関すること。
- (5) 職員の安全保持及び福祉に関すること。
- (6) 恩給、共済組合の長期給付及び退職手当に関すること。
- (7) 栄典及び表彰に関すること。
- (8) 人事記録に関すること。
- (9) 職員の団体にに関すること。
- (10) 課の所掌事務の諸報告に関すること。
- (11) その他人事に関する事務を処理すること。

### 第3節 経理部

第7条 主計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 会計事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 予算に関すること。
- (3) 債権管理の総括事務に関すること。
- (4) 物品管理の総括事務に関すること。
- (5) 会計の監査に関すること。
- (6) 支出負担行為の確認に関すること。
- (7) 会計官吏の公印の管守に関すること。
- (8) 会計諸規程に関すること。
- (9) 会計に関する渉外事務を処理すること。
- (10) 課の所掌事務の諸報告に関すること。
- (11) その他会計事務で経理課、契約課、管財課及び情報処理課の所掌に属しない事務を処理すること。

第8条 経理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 収入、支出及び決算に関すること。
- (2) 歳入歳出外現金及び有価証券に関すること。
- (3) 債権の管理に関すること。
- (4) 前渡資金に関すること。
- (5) 給与等の支給に関すること。
- (6) 所得税等に関すること。
- (7) 委任経理に関すること。
- (8) 科学研究費補助金の経理に関すること。



- (9) 計算証明に関すること。
- (10) 共済組合に関すること（人事課の所掌に属するものを除く。）。
- (11) 課の所掌事務の諸報告に関すること。
- (12) その他会計経理に関すること。

第9条 契約課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 政府調達契約及び一括契約に関すること。
- (2) 事務局の物品の調達及び役務の請負の契約に関すること。
- (3) 物品の管理に関すること。
- (4) 共通経費に関すること（施設部の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 自動車の管理運用に関すること。
- (6) 課の所掌事務の諸報告に関すること。

第10条 管財課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 国有財産の管理及び処分に関すること。
- (2) 土地、建物の借入れに関すること。
- (3) 公務員宿舎に関すること。
- (4) 学内の警備取締りに関すること。
- (5) 学内の防火に関すること。
- (6) 課の所掌事務の諸報告に関すること。

第11条 情報処理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 事務処理に係る電子計算機の利用に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 事務用電子計算機システムの管理及び運用に関すること。
- (3) 事務用電子計算機に係る入力データ等の保護管理に関すること。
- (4) 電子計算機による事務処理のためのシステム設計、プログラミング等に関すること。
- (5) 近畿A地区国立学校の事務処理に係る電子計算機の共同利用に関すること。
- (6) 課の所掌事務の諸報告に関すること。
- (7) その他電子計算機の利用に関する事務で他に属しないこと。

#### 第4節 施設部

第12条 企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 施設整備に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 営繕工事に関し、予算の資料を準備すること。
- (3) 営繕工事の入札及び契約事務に関すること。
- (4) 工事費の経理に関すること。
- (5) 工事前資材の検収及び監守に関すること。
- (6) 施設部の所掌事務の諸報告に関すること。
- (7) その他施設整備及び営繕に関する事務で建築課、機械設備課及び電気情報設備課の所掌に属しない事務を処理すること。

第13条 建築課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 建物及び土地の整備計画に関すること。
- (2) 建物及び土地の営繕工事の設計、施工監督及び検査に関すること。
- (3) 建物及び土地の営繕工事費の積算に関すること。
- (4) 建物及び土地の維持保全に関すること。
- (5) 建物及び土地の基幹環境整備に関すること。
- (6) その他営繕工事に関する技術的事項に関すること（機械設備課及び電気情報設備課の所掌に属するものを除く。）。

第14条 機械設備課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 空気調和、給排水、ガスの設備等（以下「機械設備」という。）の設備計画に関すること。
- (2) 機械設備の営繕工事の設計、施工監督及び検査に関すること。
- (3) 機械設備の営繕工事費の積算に関すること。
- (4) 機械設備の維持管理に関すること。
- (5) その他機械設備の営繕工事に関する技術的事項に関すること。

第15条 電気情報設備課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 電気設備、情報通信設備等（以下「電気情報設備」という。）の設備計画に関すること。
- (2) 電気情報設備の営繕工事の設計、施工監督及び検査に関すること。
- (3) 電気情報設備の営繕工事費の積算に関すること。
- (4) 電気情報設備の維持保全に関すること。
- (5) 電話交換に関すること。
- (6) その他電気情報設備の営繕工事に関する技術的事項に関すること。

#### 第5節 学生部

第16条 学生課においては、次の事務をつかさどる。ただし、学部の所掌に属するものを除く。

- (1) 学生の厚生補導に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 学生の修学指導に関し、連絡調整すること。
- (3) 学生の課外教養及び課外教養施設に関すること。
- (4) 学生の掲示、集会及び団体に関すること。
- (5) 学生の課外体育及び課外体育施設に関すること。
- (6) 課の所掌事務の諸報告に関すること。
- (7) 体育指導センターに関すること。
- (8) カウンセリングセンターに関すること（人事課の所掌に属するものを除く。）。
- (9) その他学生の厚生補導に関する事務で厚生課、教務課及び入試課の所掌に属しない事務を処理すること。

第17条 厚生課においては、次の事務をつかさどる。ただし、学部の所掌に属するものを除く。

- (1) 学生の経済相談に関すること。
- (2) 学生の奨学金に関すること。
- (3) 学生の入学料の免除並びに授業料の免除及び徴収猶予に関すること。
- (4) 学生のアルバイト及び下宿のあっ旋に関すること。
- (5) 学生の寄宿舍に関すること。
- (6) 学生の健康増進に関すること。
- (7) 学生の厚生事業に関すること。
- (8) 学生の就職に関し、調査連絡すること。
- (9) 課の所掌事務の諸報告に関すること。
- (10) 保健衛生委員会に関すること。
- (11) 保健管理センターに関すること。
- (12) その他学生の厚生福祉に関すること。

第18条 教務課においては、次の事務をつかさどる。ただし、学部の所掌に属するものを除く。

- (1) 教務事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 学生の身分に関すること。
- (3) 学位に関すること。
- (4) 電子計算機による教務事務処理に関すること。
- (5) 全学共通科目に関すること。
- (6) 所掌事務の調査統計その他諸報告に関すること。
- (7) その他教務に関すること。

第19条 入試課においては、次の事務をつかさどる。ただし、学部の所掌に属するものを除く。

- (1) 入学者選抜に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 入学者選抜方法の改善に関する企画及び立案に関すること。
- (3) 入学者選抜に係る各種委員会に関すること。
- (4) 大学入試センター試験の実施に関すること。
- (5) 入学者選抜に係る情報提供に関すること。
- (6) 所掌事務の調査統計その他諸報告に関すること。
- (7) その他入学者選抜に関すること。

#### 第6節 研究協力部

第20条 研究協力課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究協力事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 研修員、内地研究員等に関すること（国際交流課の所掌に属するものを除く。）。

- (3) 学術研究の公開に関すること。
- (4) 科学研究費補助金の交付申請等に関すること。
- (5) 奨学寄附金の受入れに関すること。
- (6) 受託研究及び民間等との共同研究の受入れに関すること。
- (7) 発明及び特許に関すること。
- (8) 放射性同位元素等の取扱いに関すること。
- (9) 組換えDNA実験等に関すること。
- (10) その他研究協力及び国際交流に関する事務で国際交流課及び留学生課の所掌に属しない事務を処理すること。

第21条 国際交流課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 国際交流に係る事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 在外研究員及び国際研究集会派遣研究員等に関すること。
- (3) 職員の海外渡航に関すること。
- (4) 外国人研究者等の受入れに関すること。
- (5) 国際協力研究に関すること。
- (6) 日本学術振興会等の国際交流に係る事業に関すること。
- (7) 海外の研究者、教育研究機関等に対する情報の提供に関すること。
- (8) 国際交流会館に関すること（留学生課の所掌に属するものを除く。）。
- (9) その他国際交流に関する事務で他に属しないこと。

第22条 留学生課においては、次の事務をつかさどる。ただし、学部の所掌に属するものを除く。

- (1) 留学生に係る事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 外国人留学生の受入れに関すること。
- (3) 外国人留学生に対する指導助言に関すること。
- (4) 外国人留学生の厚生補導に関すること。
- (5) 外国人留学生の日本語及び日本文化・日本事情の教育に関すること。
- (6) 国際交流会館おうばく分館の管理運営に関すること。
- (7) 学生の海外留学に関すること。
- (8) 留学生センターに関すること。
- (9) その他留学生に関すること。

### 第3章 部局

#### 第1節 部局に置く事務部

第23条 学部、化学研究所、人文科学研究所、再生医科学研究所、基礎物理学研究所、ウイルス研究所、経済研究所、数理解析研究所、原子炉実験所、霊長類研究所、附属図書館、医学部附属病院、大型計算機センター及び東南アジア研究センターに事務部を置く。

- 2 総合人間学部に置く事務部は、大学院人間・環境学研究科の事務を併せて処理するものとし、その名称は、総合人間学部・人間・環境学研究科事務部とする。
- 3 教育学部に置く事務部は、高等教育教授システム開発センターの事務を併せて処理するものとし、その名称は、教育学部事務部とする。
- 4 理学部に置く事務部は、大学院生命科学研究科及び生態学研究センターの事務を併せて処理するものとし、その名称は、理学部等事務部とする。
- 5 医学部に置く事務部は、放射性同位元素総合センター、遺伝子実験施設、放射線生物研究センターの事務を併せて処理するものとし、その名称は、医学部事務部とする。
- 6 工学部に置く事務部は、大学院エネルギー科学研究科、大学院情報学研究科及び環境保全センターの事務を併せて処理するものとし、その名称は、工学部等事務部とする。
- 7 農学部に置く事務部は、大学院農学研究科附属農場及び大学院農学研究科附属演習林の事務を併せて処理するものとし、その名称は、農学部等事務部とする。
- 8 化学研究所に置く事務部は、エネルギー理工学研究所、木質科学研究所、食糧科学研究所、防災研究所及び宙空電波科学研究センターの事務を併せて処理するものとし、その名称は、宇治地区事務部とする。
- 9 大型計算機センターに置く事務部は、総合博物館及び総合情報メディアセンターの事務を併せて処理するものとし、その名称は、大型計算機センター等事務部とする。
- 10 東南アジア研究センターに置く事務部は、大学院アジア・アフリカ地域研究研究科の事務を併せて処理するものとし、その名称は、東南アジア研究センター等事務部とする。

## 第2節 工学部等事務部

第24条 工学部等事務部に総務課、経理課、教務課及び学術協力課を置く。

第25条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学部等の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 教授会その他の会議に関すること。
- (3) 一般庶務に関すること。
- (4) 職員の服務及び福祉に関すること。
- (5) 図書の整理、閲覧等に関すること。
- (6) 紀要その他自刊図書に関すること。
- (7) 研修員等に関すること。
- (8) 調査統計その他諸報告に関すること。
- (9) その他経理課、教務課及び学術協力課の所掌に属しない事務を処理すること。

第26条 経理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学部等の予算の経理に関すること。
- (2) 職員の給与等の支給に関すること。
- (3) 国有財産の監守に関すること。

- (4) 物品の管理に関すること。
- (5) 科学研究費補助金及び委任経理金の経理に関すること。
- (6) 受託研究及び民間等との共同研究の経理に関すること。
- (7) 営繕に関すること。
- (8) その他会計経理に関すること。

第27条 教務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の身分及び学籍に関すること。
- (2) 学生の修学指導に関すること。
- (3) 教育課程並びに授業及び試験に関すること。
- (4) 学位に関すること。
- (5) 科目等履修生、聴講生、研究生等に関すること。
- (6) 学生の厚生補導に関すること。
- (7) 学生に関する統計に関すること。
- (8) その他教務に関すること。

第28条 学術協力課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 奨学寄付金の受入れに関すること。
- (2) 科学研究費補助金の交付申請等に関すること。
- (3) 受託研究及び民間等との共同研究の受入れに関すること。
- (4) 海外渡航に関すること。
- (5) 外国人研究者等に関すること。
- (6) 学術奨励に関すること。
- (7) その他研究協力及び国際交流に関すること。

### 第3節 農学部等事務部

第29条 農学部等事務部に総務課、経理課及び教育・研究協力課を置く。

第30条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学部等の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 教授会その他の会議に関すること。
- (3) 一般庶務に関すること。
- (4) 職員の服務及び福祉に関すること。
- (5) 図書の整理、閲覧等に関すること。
- (6) 調査統計その他諸報告に関すること。
- (7) その他経理課及び教育・研究協力課の所掌に属しない事務を処理すること。

第31条 経理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学部等の予算の経理に関すること。
- (2) 職員の給与等の支給に関すること。
- (3) 国有財産の監守に関すること。

- (4) 物品の管理に関する事。
- (5) 科学研究費補助金及び委任経理金に関する事。
- (6) 受託研究及び民間等との共同研究に関する事。
- (7) 営繕に関する事。
- (8) その他会計経理に関する事。

第32条 教育・研究協力課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の身分及び学籍に関する事。
- (2) 学生の修学指導に関する事。
- (3) 教育課程並びに授業及び試験に関する事。
- (4) 学位に関する事。
- (5) 科目等履修生、聴講生、研究生等に関する事。
- (6) 学生の厚生補導に関する事。
- (7) 学生に関する統計に関する事。
- (8) 学術研究の公開に関する事。
- (9) 海外渡航に関する事。
- (10) 外国人研究者等に関する事。
- (11) 学術奨励に関する事。
- (12) 研修員等に関する事。
- (13) その他教務、研究協力及び国際交流に関する事。

#### 第4節 宇治地区事務部

第33条 宇治地区事務部に総務課、経理課及び研究協力課を置く。

第34条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究所等の事務に関し、統括し、及び連絡調整する事。
- (2) 教授会その他の会議に関する事。
- (3) 一般庶務に関する事。
- (4) 職員の服務及び福祉に関する事。
- (5) 調査統計その他諸報告に関する事。
- (6) 事務処理に係る情報システムに関する事。
- (7) その他経理課及び研究協力課の所掌に属しない事務を処理する事。

第35条 経理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究所等の予算の経理に関する事。
- (2) 職員の給与等の支給に関する事。
- (3) 国有財産の監守に関する事。
- (4) 物品の管理に関する事。
- (5) 科学研究費補助金及び委任経理金の経理に関する事。
- (6) 受託研究及び民間等との共同研究の経理に関する事。

- (7) 営繕に関すること。
- (8) 宇治地区共通業務の処理に関すること。
- (9) その他研究所等及び宇治地区事務部の会計経理に関すること。

第36条 研究協力課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学術研究の公開に関すること。
- (2) 奨学寄付金の受入れに関すること。
- (3) 科学研究費補助金の交付申請等に関すること。
- (4) 受託研究及び民間等との共同研究の受入れに関すること。
- (5) 海外渡航に関すること。
- (6) 外国人研究者等に関すること。
- (7) 学術奨励に関すること。
- (8) 共同利用研究に関すること。
- (9) 研修員等に関すること。
- (10) その他研究協力及び国際交流に関すること。

#### 第5節 原子炉実験所事務部

第37条 原子炉実験所事務部に総務課及び経理課を置く。

第38条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究所の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 協議委員会、運営委員会その他の会議に関すること。
- (3) 一般庶務に関すること。
- (4) 職員の服務及び福祉に関すること。
- (5) 共同利用研究に関すること。
- (6) 図書の整理、閲覧等に関すること。
- (7) 文献、技術資料の収集、整理保存、複写等に関すること。
- (8) 研究所報告その他自刊図書に関すること。
- (9) 受託研究員等に関すること。
- (10) 調査統計その他諸報告に関すること。
- (11) その他経理課の所掌に属しない事務を処理すること。

第39条 経理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究所予算の経理に関すること。
- (2) 前渡資金の経理に関すること。
- (3) 職員の給与等の支給に関すること。
- (4) 国有財産の監守に関すること。
- (5) 物品の管理に関すること。
- (6) 科学研究費補助金及び委任経理金に関すること。
- (7) 営繕及び各種施設の維持管理に関すること。



- (8) 警備及び防火に関すること。
- (9) その他会計経理に関すること。

#### 第6節 附属図書館事務部

第40条 附属図書館事務部に総務課、情報管理課及び情報サービス課を置く。

第41条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 図書館事務に関し、統括し、及び連絡調整すること。
- (2) 図書館商議会に関すること。
- (3) 一般庶務に関すること。
- (4) 職員の服務及び福祉に関すること。
- (5) 経理に関すること。
- (6) 職員の給与等の支給に関すること。
- (7) 国有財産の監守に関すること。
- (8) 物品（図書館資料（電子化資料を含む。以下同じ。）を除く。）の管理に関すること。
- (9) 宇治分館運営委員会に関すること。
- (10) 宇治分館の図書館資料の収集及び整理に関すること。
- (11) 宇治分館の図書館資料の保全及び管理に関すること。
- (12) 宇治分館の図書館資料の利用に関すること。
- (13) 調査及び諸報告に関すること。
- (14) その他情報管理課及び情報サービス課の所掌に属しない事務を処理すること。

第42条 情報管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 図書館資料の選択及び受入れに関すること。
- (2) 図書館資料の登録に関すること。
- (3) 外国雑誌センターに関すること（情報サービス課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 図書館資料の分類及び目録の作成に関すること。
- (5) 全学総合目録に関すること。
- (6) 全国総合目録のデータベース形成に関すること。
- (7) 電子図書館に関すること（情報サービス課の所掌に属するものを除く。）。
- (8) 図書館資料の電子化の推進に関すること。
- (9) 図書館事務に係る電子計算機の管理及び運用に関すること。
- (10) 所掌事務の調査統計その他諸報告に関すること。

第43条 情報サービス課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 参考調査に関すること。
- (2) 図書館資料及び図書館についての利用指導に関すること。
- (3) 図書館資料の閲覧及び貸出しに関すること。
- (4) 図書館資料の保全及び管理に関すること。
- (5) 閲覧室及び書庫の整備、保全に関すること。

- (6) 外国雑誌センター資料の運用に関する事。
- (7) バックナンバーセンターに関する事。
- (8) 図書館資料の展示に関する事。
- (9) 図書館間の相互利用に関する事。
- (10) 図書館資料の複写及び相互貸借に関する事。
- (11) 所掌事務の調査統計その他諸報告に関する事。

#### 第7節 医学部附属病院事務部

第44条 医学部附属病院事務部に総務課、管理課、医事課及び企画室を置く。

第45条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 病院事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 一般庶務に関する事。
- (3) 職員の服務及び福祉に関する事。
- (4) 調査統計その他諸報告に関する事。
- (5) その他管理課、医事課及び企画室の所掌に属しない事務を処理すること。

第46条 管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 病院予算の経理に関する事。
- (2) 前渡資金の経理に関する事。
- (3) 職員の給与等の支給に関する事。
- (4) 照査に関する事。
- (5) 備品及び消耗品に関する事。
- (6) 施設等の保守、営繕及び整備計画に関する事。
- (7) 清掃、洗たく、消毒等に関する事。
- (8) 保険診療所に関する事。
- (9) その他会計経理に関する事。

第47条 医事課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 患者に関する事。
- (2) 保険に関する事。
- (3) 病院収入に関する事。
- (4) 患者の給食及び寝具に関する事。
- (5) その他医事に関する事。

第48条 企画室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 病院の将来計画及び運営改善に係る企画立案及び連絡調整に関する事。
- (2) 地域医療との連携の推進に関する事。
- (3) 総合医療情報システムに関する事。
- (4) その他企画に関する事。

#### 第4章 その他

第49条 事務局の各課に、課長補佐又は専門員を置くことができる。

2 事務部に、課長補佐、事務長補佐、専門員又は主任専門職員を置くことができる。

3 課長補佐及び専門職員は事務官又は技官をもって充て、並びに事務長補佐及び主任専門職員は事務官をもって充てる。

4 課長補佐、事務長補佐、専門員及び主任専門職員は、それぞれ上司の命を受けて事務を処理する。

第50条 部局における事務分掌に関する規程は、その部局長が定める。

2 部局長は、前項の規程を制定し、又は改廃したときは、総長に報告するものとする。

第51条 京都大学に技術顧問を置く。

2 技術顧問は、共通施設の技術に関し、その指導及び審議に当たる。

3 技術顧問は、教授又は助教授のうちから総長が委嘱する。

第52条 防災研究所及び原子炉実験所に技術室を置く。

第53条 防災研究所技術室においては、研究用装置の設計及び試作並びに運転及び計測並びに災害観測及び観測データの処理・解析その他防災研究所における技術的管理に関する事務をつかさどる。

第54条 原子炉実験所技術室においては、原子炉及びその関連施設の設備並びに実験装置の運転・操作及び保守管理、放射線管理、廃棄物の管理その他原子炉実験所における技術的管理に関する事務(同実験所事務部経理課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

#### 附 則

この規程は、平成12年10月10日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

改正 平13・7・30達示18号、平14・9・30達示33号

〔注〕2004・4・1達示第60号で廃止。

達示第12号

2000(平成12)年11月7日

## 京都大学における行政文書の管理に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)第37条第2項の規定に基づき、京都大学における行政文書の分類、作成、保存に関する基準その他の行政文書の管理に関し、必要な事項について定める。

### (適用除外)

第2条 法律及びこれに基づく命令の規定により、行政文書の分類、作成、保存、廃棄その他の行政文書の管理に関する事項について特別の定めが設けられている場合においては、当該事項については、当該法律及びこれに基づく命令の定めるところによる。

### (定義)

第3条 この規程において「行政文書」とは、京都大学の職員(以下「本学職員」という。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、本学職員が組織的に用いるものとして、京都大学が保有しているものをいう。

### (文書の作成)

第4条 京都大学としての意思決定を行う場合は、当該事案が軽微なものである場合を除き文書(図画及び電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)を作成して行うものとする。この場合において、意思決定と同時に文書作成することが困難である場合は、事後に作成するものとする。

2 京都大学の事務及び事業の実績について、文書を作成するものとする。

### (行政文書の分類)

第5条 京都大学における行政文書は、別表に定める文書の類型にしたがって分類するものとする。

2 別表は、毎年1回見直しを行い、必要があるときは改定するものとする。

### (行政文書の保存)

第6条 行政文書はその保存期間が満了するまでの間、専用の場所において適切に保存しなければならない。この場合において、行政文書が滅失・毀損のおそれがある場合その他保存の必要に応じ、当該行政文書に代えて、内容を同じくする同一又は他の種別の行政文書を作成するものとする。

2 行政文書の保存期間は、文書の類型ごとに別表に定めるとおりとする。

3 行政文書の保存期間は、当該文書を作成又は取得した翌年度の4月1日から起算する

ことを原則とする。

(保存期間の延長)

第7条 次の各号に掲げる行政文書については、保存期間の満了する日後においても、その区分に応じてそれぞれ次に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長するものとする。この場合において、一の区分に該当する行政文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存するものとする。

- (1) 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間
- (2) 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間
- (3) 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間
- (4) 開示請求があったもの 情報公開法第9条各項の決定の日の翌日から起算して1年間

第8条 保存期間が満了した行政文書について、職務の遂行上必要があると認められるときは、一定の期間を定めて当該保存期間を延長するものとする。この場合において、当該延長に係る保存期間が満了した後にこれを更に延長しようとするときも、同様とする。

(行政文書の移管)

第9条 保存期間(延長された場合にあっては、延長後の保存期間とする。)が満了した行政文書は、京都大学大学文書館へ移管するものとする。

(行政文書ファイル管理簿)

第10条 京都大学の保有する行政文書ファイルの管理のための台帳として、「行政文書ファイル管理簿」(以下「管理簿」という。)を作成しなければならない。

- 2 管理簿は、第6条第3項に定める行政文書の保存期間の起算日において作成するものとする。
- 3 管理簿は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)により作成し、及びネットワーク上のデータベースとして整備するものとし、その様式は、別記様式のとおりとする。
- 4 管理簿に記載すべき事項であっても、情報公開法第5条各号に規定する不開示情報に該当するおそれのある場合は、当該事項について記載を簡略化することができる。

(行政文書の管理体制)

第11条 京都大学に、行政文書の管理を円滑に行うため、総括文書管理者、文書管理者及び文書管理担当者を置く。

(総括文書管理者)

第12条 総括文書管理者は、総長をもって充てる。

- 2 総括文書管理者は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 本規程及びその運用に係る通知等の整備

- (2) 分類基準表及び管理簿の整備
- (3) 行政文書の管理に関する事務の指揮監督、研修等の実施  
(文書管理者)

第13条 文書管理者は、事務局においては各課長、事務局以外の組織においては、当該部局長をもって充てる。

2 文書管理者は、当該組織において保有する行政文書に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 管理簿の作成
- (2) 保存期間の延長及び大学文書館への移管の措置の実施
- (3) 行政文書の管理

第14条 文書管理担当者は、文書管理者を置く組織の職員のうちから文書管理者が指名する。

2 文書管理担当者は、文書管理者を補佐する。

(細則)

第15条 この規程に定めるもののほか、京都大学における行政文書の管理に関し必要な事項は、総括文書管理者が定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

改正 平14・10・1、平16・9・6達示124号、平17・3・14達示3号、11・29達示76号、平18・3・29達示39号、平19・3・30達示33号、平22・3・29達示36号、平23・3・28達示19号、平24・3・27達示31号、平25・3・27達示33号、5・15達示36号、平26・1・7達示75号、3・27達示26号、平27・9・15達示50号、平28・3・31達示38号、平29・5・23達示31号、平30・12・18達示77号、令2・3・18達示4号

〔注〕2004・9・6達示第124号で京都大学における法人文書の管理に関する規程に改称。

※当該規則は以下にも掲載。  
規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第18章 文書、公印及び権限の委任等

総長裁定

2001(平成13)年2月27日

京都大学大学文書館への行政文書等の移管等に関する要項

(趣旨)

第1 京都大学が保有する本学の歴史に係る各種資料の京都大学大学文書館(以下「大学文書館」という。)への移管及び送付については、この要項の定めるところによる。

(行政文書の移管)

第2 京都大学における行政文書の管理に関する規程(平成12年達示第12号第9条に基づき、保存期間が満了した行政文書を大学文書館に移管するときは、文書管理者は、あらかじめ所定の様式により、移管を行う文書(以下「移管文書」という。)の目録を作成して大学文書館長(以下「館長」という。)に送付するものとする。

2 館長は、移管の日時を文書管理者と協議して定める。

3 館長は、移管文書の移管後の措置について、文書管理者の意見を聴くものとする。

4 文書管理者は、移管文書について、当分の間、大学文書館分館での保管を希望するときは、館長に申し出るものとする。

5 前項の申出について、館長が必要と認めるときは、当該移管文書を分館で保管するものとする。

(学内印刷物の送付)

第3 京都大学において次の各号に掲げる印刷物を作成したときは、作成者は、1部を大学文書館に送付するものとする。

(1) 年史、沿革史、略史その他の歴史書

(2) 規程集

(3) 広報誌(紙)その他の定期刊行物

(4) 職員録、電話番号表その他の名簿、目録

(5) 履修案内、シラバスその他の修学資料

(6) 大学概覧、入学案内その他の広報刊行物

(7) 自己点検・評価報告書その他の教育研究活動に関する報告書(学術研究論文集、紀要を除く。)

(8) 調査統計報告書その他の行政資料

(9) その他京都大学の歴史に係る資料として館長が指定したもの

(その他の資料の移管)

第4 第2及び第3に定めるもののほか、部局の保有する本学の歴史に係る各種資料のうち当該部局において利用の予定のないものについては、大学文書館への移管に努めるものとする。

(雑則)

第5 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、館長が定める。

附 則

この要項は、平成13年4月1日から実施する。

改正 平16・9・6総長裁定

〔注〕2004・9・6総長裁定で京都大学大学文書館への法人文書等の移管等に関する要項に改称。

2011・3・28総長裁定で廃止。

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第18章 文書、公印及び権限の委任等



達示第7号

2001(平成13)年4月1日

## 京都大学における情報公開制度の実施に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下、「法」という。)に基づく情報公開制度の京都大学における実施に関し、必要な事項について定める。

### (定義)

第2条 この規程において「行政文書」とは、京都大学における行政文書の管理に関する規程(平成12年達示第12号。以下「文書管理規程」という。)第3条に定めるものをいう。

2 この規程において「部局」とは、各学部、大学院人間・環境学研究科、大学院エネルギー科学研究科、大学院アジア・アフリカ地域研究研究科、大学院情報学研究科、大学院生命科学研究科、各研究所、附属図書館、医学部附属病院、放射性同位元素総合センター、環境保全センター、遺伝子実験施設、留学生センター、高等教育教授システム開発センター、総合博物館、総合情報メディアセンター、国際融合創造センター、放射線生物研究センター、宙空電波科学研究センター、生態学研究センター、大型計算機センター、東南アジア研究センター、事務局、保健管理センター、体育指導センター、カウンセリングセンター及び大学文書館をいう。

### (開示請求)

第3条 行政文書の開示を請求しようとする者(以下「開示請求者」という。)は、所定の開示請求書を開示窓口へ提出して行わなければならない。

2 前項に定める開示窓口は、総務部大学情報課に置く。ただし、原子炉実験所及び霊長類研究所に関する行政文書の開示請求について、開示請求者が希望するときは、当該部局を開示窓口として開示請求することができる。

### (開示請求書の補正)

第4条 前条により提出された開示請求書に形式上の不備があるときは、開示窓口において開示請求者に参考となる情報を提供して、その補正を求めることができる。

### (開示請求書の写しの交付)

第5条 開示窓口において開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の写しを交付するものとする。

### (開示請求書の写しの送付)

第6条 開示窓口において開示請求書を受理したときは、当該行政文書を管理する文書管理者(文書管理規程第13条第1項に定めるものをいう。以下同じ。)に開示請求書の写しを送付するものとする。

(行政文書の提出)

第7条 文書管理者は、前条により開示請求書の写しの送付を受けたときは、当該行政文書に関し、第22条の規定に基づき権限及び事務が部局の長に委任又は専決されたものである場合を除き、当該行政文書を総長に提出しなければならない。

(委員長への連絡)

第8条 文書管理者は、当該行政文書の内容が本学の委員会に関するものである場合は、当該委員会の委員長に開示請求の内容を連絡するものとする。

(開示等の決定)

第9条 総長は、第4条に定める補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内に行政文書の開示(部分開示を含む。以下同じ。)、不開示の決定を行うものとする。

(情報公開委員会)

第10条 総長は、行政文書の開示、不開示の決定を行うに際しては、必要に応じて、京都大学情報公開委員会(以下、「情報公開委員会」という。)に意見を求めるものとする。

(開示等の決定通知)

第11条 総長は、行政文書の開示の決定を行ったときは、所定の様式により、開示請求者に通知しなければならない。

第12条 総長は、不開示の決定を行ったとき(法第8条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。)は、所定の様式により、開示請求者に通知しなければならない。

(期限の延長)

第13条 総長は、法第10条第2項の規定により開示又は不開示の決定の期限を延長するときは、所定の様式により、開示請求者に通知しなければならない。

第14条 総長は、法第11条の規定により開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分を除く残りの部分について、開示又は不開示の決定の期限を延長するときは、所定の様式により、開示請求者に通知しなければならない。

(事案の移送)

第15条 総長は、法第12条第1項の規定により事案を他の行政機関の長に移送するときは、所定の様式により、開示請求者に通知しなければならない。

(第三者の意見聴取等)

第16条 総長は、法第13条第1項の規定により第三者から意見を聴取しようとするときは、所定の様式により、当該第三者に通知するものとする。

2 総長は、法第13条第2項の規定により第三者から意見を聴取しなければならないときは、所定の様式により、当該第三者に通知しなければならない。

3 総長は、法第13条第3項の規定により第三者の意に反して開示するときは、所定の様式により、当該第三者に通知しなければならない。

(開示の実施)

第17条 行政文書の開示を受ける者は、その求める開示の実施の方法等について、所定の様式により申し出なければならない。ただし、開示請求書に記載した開示実施方法等により開示を行う旨の通知があった場合(開示実施手数料が無料である場合に限る。)において、その内容を変更しないときはこの限りでない。

第18条 法第14条第4項の規定により更なる開示を求める者は、所定の様式により申し出なければならない。

第19条 閲覧による開示の実施は、開示窓口において行うものとする。ただし、行政文書の量が多量であることその他特に必要と認める場合は、総長は、当該行政文書を管理する部局等において開示を実施することができる。

(手数料)

第20条 開示請求者は、第3条の規定による申請を行う際に、併せて所定の開示請求手数料を開示窓口において現金で納付しなければならない。

2 行政文書の開示を受ける者は、第17条又は第18条の規定による申出を行う際に、併せて所定の開示実施手数料を開示窓口において現金で納付しなければならない。

3 行政文書の開示を受ける者で行政文書の写しの送付を希望するときは、第17条又は第18条の規定による申出を行う際に、併せて郵送料を郵便切手で納付しなければならない。

(手数料の減免)

第21条 開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、第17条又は第18条の規定により申出を行う際に、併せて所定の申請書に必要な書面を添付して提出しなければならない。

2 前項の申出によるもののほか、総長は、開示決定に係る行政文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

3 前2項の場合において、必要と認めるときは、総長は、情報公開委員会に意見を求めるものとする。

4 総長は、開示実施手数料の減額又は免除を決定したときは、所定の様式により、申請者に通知するものとする。

(部局長への委任)

第22条 開示請求のあった行政文書が、各学部、大学院人間・環境学研究所、大学院エネルギー科学研究科、大学院アジア・アフリカ地域研究研究科、大学院情報学研究科、大学院生命科学研究科、各研究所、附属図書館及び医学部附属病院に係る次の各号に掲げるものであるときは、総長は、第9条から第14条まで及び第16条に定める権限及び事務について当該部局の長に委任する。

(1) 教授会及び部局委員会の議事要録

- (2) 教官の人事に関する情報
  - (3) 学生等の学修に関する情報
  - (4) 学生等に対する不利益処分に関する情報
  - (5) 学部、研究科が独自に実施している入学者選抜及び転入学に関する情報
  - (6) 部局が独自に組織として関与している団体又は事業に関する情報
- 2 開示請求のあった行政文書が、前項に定める部局以外の部局に係る前項各号に掲げるものであるときは、総長は、第9条から第14条まで及び第16条に定める権限及び事務について当該部局の長に専決させる。

(不服申立てに対する措置)

第23条 総長は、開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てが行われたときは、情報公開委員会に意見を求めるものとする。

2 総長は、法第18条の規定により情報公開審査会に諮問したときは、所定の様式により、不服申立人その他法第19条各号に掲げる者（以下「不服申立人等」という。）に通知しなければならない。

3 総長は、不服申立てに対する決定をしたときは、所定の様式により、不服申立人等に通知するものとする。

(移送された事案の取扱い)

第24条 他の行政機関から移送された事案に係る開示手続については、第6条から前条までの規定に準じて取り扱うものとする。

(雑則)

第25条 この規程に定めるもののほか、本学の情報公開制度の実施に関し必要な事項は、情報公開委員会の議を経て総長が定める。

#### 附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

改正 平14・4・1達示18号、平15・4・1達示21号、平16・4・1達示101号、平17・3・14達示2号、平18・3・29達示39号、平19・3・30達示33号、平20・9・16達示48号、平21・2・3達示66号、平22・3・29達示36号、平23・3・31達示38号、平24・3・27達示31号、9・25達示53号、平25・3・27達示33号、平28・3・31達示35号、平29・3・28達示4号、平30・3・28達示20号、5・29達示49号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第18章 文書、公印及び権限の委任等

総長裁定

2002(平成14)年3月29日

京都大学総務部総務課秘書室要項

第1 総長、副学長、総長補佐及び事務局長の秘書業務を円滑に処理するため、総務部総務課に秘書室を置く。

第2 秘書室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 総長、副学長、総長補佐及び事務局長の秘書業務に関すること。
- (2) 総長室、副学長室、総長補佐室、事務局長室及びこれらに付随する関係施設の維持・運用に関すること。
- (3) 国立大学協会に関すること。

第3 秘書室に室長及び室員を置く。

2 室長は、室務を総括し、総務部総務課専門員をもって充てる。

3 室員は、上司の命を受け、室務に従事し、総務課秘書掛員をもって充てる。

第4 この要項に定めるもののほか、秘書室の組織に関し必要な事項は、室長が定める。

附 則

この要項は、平成14年4月1日から実施する。

総長裁定

2003(平成15)年9月2日

#### 京都大学知的財産企画室要項

- 第1 京都大学に、知的財産企画室を置く。
- 第2 知的財産企画室は、法人化後の京都大学における知的財産の創出、取得、管理及び活用を行う全学的な知的財産の管理・活用体制の構築を図るため、次の業務を行う。
- (1) 京都大学における知的財産ポリシーに関する検討
  - (2) 知的財産権の取得、管理及び活用の推進方策の検討
  - (3) 知的財産に係る技術移転の推進方策の検討
  - (4) 産学官連携の推進方策の検討
  - (5) 民間等外部の機関との共同研究等に対する支援方策の検討
- 2 前項の検討は、広く学内の意見を聴いて行うものとする。
- 第3 知的財産企画室に室長を置く。
- 2 室長は、総長が指名する総長補佐をもって充てる。
  - 3 室長は、知的財産企画室の室務を統括する。
- 第4 知的財産企画室に副室長を置く。
- 2 副室長は、国際融合創造センター長をもって充てる。
  - 3 副室長は、室長の職務を助ける。
- 第5 知的財産企画室に室長補佐及び室員を置く。
- 2 室長補佐は、研究協力部研究協力課長をもって充てる。
  - 3 室長補佐は、室長及び副室長の命を受け、室務を処理する。
  - 4 室員は、国際融合創造センター及び研究協力部研究協力課の職員をもって充てる。
  - 5 室員は、上司の命を受け、室務に従事する。
- 第6 この要項に定めるもののほか、知的財産企画室の組織に関し必要な事項は、室長が定める。

#### 附 則

この要項は、平成15年9月2日から実施する。

改正 平16・4・13総長裁定

〔注〕2005・3・22達示第9号で廃止。

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第13章 その他の学内組織等

総長裁定

2003(平成15)年11月4日

## 京都大学情報セキュリティ対策基準

### 第1章 総則

#### (定義)

第1 この基準において、「本学」、「情報セキュリティ」、「情報資産」、「情報セキュリティポリシー」、「リスク分析」、「個人情報」、「部局」、「教職員」、「学生等」、「最高情報セキュリティ責任者」、「部局情報セキュリティ責任者」、「全学委員会」、「幹事会」、「監査班」、「情報ネットワーク危機管理委員会」、「部局委員会」、「監視」又は「利用記録」とは、それぞれ京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程(平成15年達示第43号。以下「規程」という。)第1条、第2条各号、第4条から第8条まで、第11条及び第12条に規定されたものをいう。

### 第2章 情報の分類及び管理

#### (特定情報)

第2 部局情報セキュリティ責任者は、規程第9条第1項第2号に規定する情報資産(一時的に扱うものを除く。)について、情報セキュリティが侵害された場合の影響が大きいと評価された情報(以下「特定情報」という。)を分類しなければならない。

2 部局情報セキュリティ責任者は、前項に規定する評価にあたっては、個人情報の保護に留意しなければならない。

#### (情報管理者)

第3 部局情報セキュリティ責任者は、特定情報ごとに、当該情報の管理を行う者(以下「情報管理者」という。)を指名する。

#### (特定情報の管理)

第4 情報管理者は、担当する特定情報に関し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 特定情報を扱う情報機器(一時的に扱うものを除く。)を指定すること。特に重要な特定情報については、当該情報を一時的に扱う情報機器も同様とする。
- (2) 前号に規定する情報機器について、当該特定情報を利用できる者と利用の種類の組合せを定め、その電子的な制御(以下「アクセス制御」という。)を行い、又は行わせること。
- (3) 特定情報を記憶させた媒体は、必要に応じて物理的保護を行うとともに、施錠可能な場所を保管場所とすること。また、持ち出しや送付等に関する管理規程を定めること。
- (4) 複製(バックアップ)を定期的に行うこと。複製された情報も特定情報とする。
- (5) 特定情報を消去する場合には、記憶媒体から確実に消去されたことを確認すること。交換等により記憶媒体を廃棄する場合も、同様とする。

(6) 特定情報をネットワークを介して授受する場合には、必要に応じ暗号化等の保護を行うこと。

(特定情報の利用)

第5 特定情報を利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 情報管理者の認める利用の種類に従うこと。
- (2) 第4第3号に規定する管理規程に従うこと。
- (3) 情報管理者が特に認めない限り、複製等を作成しないこと。ただし、特定情報を利用する個人の自己に関する情報は、この限りでない。
- (4) 第6に定める特定情報機器以外の情報機器により特定情報を利用した後は、当該情報機器から特定情報を消去すること。
- (5) 規程第10条(セキュリティ侵害への対処)に従うこと。

第3章 情報機器及びネットワーク

(情報機器等管理者)

第6 部局情報セキュリティ責任者は、規程第9条第1項第1号に規定する情報資産で特定情報を扱うもの(以下「特定情報機器」という。)及び同項第3号に規定する情報資産で特定情報を扱うもの(以下「特定ネットワーク」という。)を指定し、これらに係るセキュリティ確保のための情報機器等管理者を指名する。ただし、特定情報を一時的に扱う場合は、この限りでない。

2 ネットワークについては、情報伝達経路を制御する装置又は部局が管理するネットワークの境界を区切りとして、前項の規定を適用する。

(特定情報機器)

第7 特定情報機器は、次の各号に規定する要件を満たすよう管理されるものとする。

- (1) 設置する場合は、人の出入りが管理された場所とすること。
- (2) 持ち運び可能な情報機器にあつては、施錠による固定等の盗難防止措置又は機器利用のための個人認証を行うこと。
- (3) アクセス制御が可能であること。また、必要に応じて、情報を利用できる情報機器を制限できること。
- (4) 停電及び過電流から保護されていることが望ましい。
- (5) 必要に応じて情報を暗号化できることが望ましい。
- (6) 情報セキュリティに影響を及ぼす不具合に対して、修正プログラム等により速やかな対応が行われていること。
- (7) 定期的バックアップや冗長化等による障害対処が行われていること。
- (8) 重要な設定ファイル等の改ざんの有無が、定期的に検査されていること。
- (9) 機能の阻害又は情報の漏洩、改ざん、消去等を行う可能性のあるプログラム(コンピュータ・ウイルス等)の侵入を、最新の情報に基づき適切な頻度で検査すること。



(10) 学外からの接続を認める場合には、各機器ごとに情報機器等管理者があらかじめ十分なセキュリティ対策を定め、実施すること。

(特定ネットワーク)

第8 特定ネットワークは、次の各号に規定する要件を満たすものとする。

- (1) 物理的損傷を受けないように設備されていること。
- (2) 当該情報機器等管理者の認めない接続及び設備又は設定の変更を防止するための措置がとられていること。
- (3) 当該ネットワークに接続できる者が特定されていること。
- (4) 適切な情報伝達経路制御が施されていること。
- (5) 無線ネットワークでは、認証及び十分な強度の暗号化が行われていること。

(特定情報機器等の管理)

第9 特定情報機器又は特定ネットワークに係るハードウェア又は重要なソフトウェアの設定及び変更は、部局情報セキュリティ責任者の指示又は承認により、情報機器等管理者のみが行うものとし、情報機器等管理者は、これに係るセキュリティ上の問題をあらかじめ確認しなければならない。特に重要な設定及び変更の作業は、情報機器等管理者の指名する補助者と共に行うことが望ましい。

- 2 情報機器等管理者は、規程第12条の定めに従い、特定情報機器の利用を記録し、これを閲覧することができる。
- 3 情報機器等管理者は、担当する特定情報機器又は特定ネットワークの保守のために必要な権限を他の者に与えることができる。ただし、権限を与える者及び与える権限の内容は必要最小限とし、厳重に監督しなければならない。
- 4 情報機器等管理者は、第1項の設定及び変更並びに前項で与えた権限の行使を記録し、又は記録させ、その記録を保存しなければならない。当該記録の閲覧は、セキュリティ確保のために必要な範囲に限る。
- 5 特定情報機器又は特定ネットワークの内容を知ることのできる文書（仕様書及び構成図等）も前項と同様とする。一般に公開する調達仕様書は、セキュリティ確保の上で問題の生じないように作成しなければならない。

(外部委託)

第10 特定情報機器又は特定ネットワークの開発や保守管理を本学外の事業者に行わせる場合は、当該事業者が遵守すべきポリシーに係る内容を契約に含めなければならない。当該事業者が下請事業者を使う場合には、ポリシーに係る内容が下請事業者においても遵守されることを確認しなければならない。

- 2 前項の契約には、ポリシーに係る内容が遵守されなかった場合の措置を定めるものとする。

第4章 技術的セキュリティ

(認証情報の管理等)

第11 情報機器等管理者は、認証情報に適切なアクセス制御をし、厳重に管理しなければならない。

2 認証情報の授受は、暗号化することが望ましい。

3 情報機器等管理者は、セキュリティ侵害又はその可能性が認められる場合、パスワードの変更を求め、又は認証情報を失効させることができる。

4 パスワードの発行にあたって、仮パスワードを発行する等の措置をとることが望ましい。

第12 特定情報のアクセス制御に係るパスワードは、次の各号に規定する要件を満たすものとする。

(1) 秘密とされること。

(2) 十分な長さで、かつ、想像しにくいものであること。

(3) 定期的に変更されること。

2 他の者の認証情報を聞きだし、又は使用してはならない。

(電子署名等)

第13 外部に送信するデータが完全であることを担保することが必要な場合には、電子署名等の方法を使用しなければならない。

(電子取引)

第14 電子調達やファームバンキング等の電子取引が必要な場合は、あらかじめセキュリティ事項を規定しなければならない。

(管理者権限による利用)

第15 管理者権限による情報機器の利用は、必要最小限としなければならない。

#### 第5章 セキュリティ侵害

(セキュリティ侵害への対処)

第16 特定情報、特定情報機器又は特定ネットワークに対する不正アクセス行為(「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」(平成11年法律第128号)第3条に規定する「不正アクセス行為」をいう。)又はこれに類する重大なセキュリティ侵害若しくはその可能性を認められた者は、これらの存在する部局の部局情報セキュリティ責任者があらかじめ指名する部局連絡責任者及び最高情報セキュリティ責任者があらかじめ指名する全学連絡責任者に連絡するものとする。ただし、規程第11条に規定する監視により認められたセキュリティ侵害の連絡は、第17において定めるところによる。

2 全学連絡責任者は、最高情報セキュリティ責任者及び情報ネットワーク危機管理委員会に直ちに連絡するものとする。

3 情報ネットワーク危機管理委員会は、規程第7条第2項に基づき総長の定めるところにより、対処を行う。

4 部局連絡責任者は、部局委員会に直ちに連絡するものとする。

5 部局委員会は、セキュリティ侵害を確認した場合、侵害の拡大を防止し、必要に応じて証拠保全等を行うため、情報管理者及び情報機器等管理者に、必要な措置を指示することがで

きる。部局委員会は、部局情報セキュリティ責任者に、侵害及びこれに対する措置の内容を報告するものとする。

- 6 部局情報セキュリティ責任者は、不正アクセス行為に該当すると認めた場合又はセキュリティ侵害による影響が重大であった場合、速やかに全学委員会に報告するものとする。
- 7 部局情報セキュリティ責任者は、前項の場合、必要に応じて再発防止のための計画を策定し、全学委員会に報告するものとする。
- 8 第1項に該当しないセキュリティ侵害についても、最高情報セキュリティ責任者は、部局情報セキュリティ責任者に報告を求めることができる。最高情報セキュリティ責任者は、そのための手続を定めることができる。
- 9 前各項に定める連絡、指示及び報告並びにこれらの記録は、非公開とする。ただし、個人情報に係る部分を削除し、再発防止のための資料とすることができる。資料は、体系的に整理し、常に活用できるよう保存することが望ましい。
- 10 学外等への連絡については、別に定める。
- 11 部局情報セキュリティ責任者は、教職員又は学生等が不正アクセス行為又はこれに類する重大なセキュリティ侵害を行ったと認めたときは、当該教職員又は学生等に対し、再発防止のための指導その他必要な措置を講じるものとする。

#### 第6章 通信及び利用情報の取得と個人情報の保護

##### (通信の監視と記録)

- 第17 規程第11条第1項に規定する範囲は、セキュリティ確保のために必要であり、かつ、通信の内容を不必要に含まないものとして、監視を行わせる最高情報セキュリティ責任者又は部局情報セキュリティ責任者が、あらかじめ全学委員会又は部局委員会の議を経て具体的に指示した範囲とする。ただし、不正アクセス行為又はこれに類する重大なセキュリティ侵害に対処するため特に必要と認められる場合、監視を行わせる者は、監視を行う者に、個人の特定に結びつく情報に基づいて、監視を行い、又は監視によって採取された記録(以下「監視記録」という。)の調査を行うことを命ずることができる。
- 2 規程第11条第1項に規定する手続は、前項本文に規定する範囲については、前項本文に規定する手続とし、前項ただし書の場合については、当該監視を行わせる者が、全学委員会の指名した者の意見を聴いたうえで、監視又は調査を命じ、報告を受けるものとする。
- 3 規程第11条第2項に規定する内容は、個人の特定に結びつく情報で、セキュリティ侵害の緊急性、内容及び程度に応じて、対処のために不可欠と認められる情報とし、同項に規定する手続は、監視を行わせる者が重大なセキュリティ侵害としてあらかじめ指示した基準に従い、伝達を行うものとする。
- 4 規程第11条第2項に規定する特に定める者は、情報ネットワーク危機管理委員会とする。
- 5 監視記録は特定情報とし、監視を行わせる者を情報管理者とする。監視を行う情報機器及び監視記録を保存する情報機器は、特定情報機器とする。

- 6 監視を行わせる者は、監視を行う者に対して、監視記録を保存する期間をあらかじめ指示するものとする。監視を行う者は、指示された期間を経過した監視記録を直ちに破棄しなければならない。ただし、第16第9項ただし書の規定に従い、これを資料とすることができる。
- 7 監視記録の情報管理者及びその伝達を受けた者は、セキュリティ確保のために必要な限りで、これを閲覧し、かつ、保有することができる。監視記録を不必要に閲覧することはできない。不必要となった監視記録は、直ちに破棄しなければならない。監視記録の内容は、他の者に伝達してはならない。
- 8 監視を行う者は、第17に定めるほか、監視によって知ることのできた情報を他の者に伝達してはならない。また、通信内容及び監視記録を不必要に閲覧してはならない。

(利用の記録)

- 第18 複数の者が利用する情報機器の管理者は、当該機器に係る利用記録(以下「利用記録」という。)をあらかじめ定めた目的の範囲でのみ採取することができる。当該目的との関連で必要性の認められない利用記録を採取することはできない。
- 2 前項に規定する目的は、法令の遵守、情報セキュリティの確保、課金その他当該情報機器の利用に必要なものに限られる。個人情報の取得を目的とすることはできない。ただし、当該情報機器を管理する部局情報セキュリティ責任者が教育上特に必要と認めた場合は、この限りでない。
  - 3 利用記録は特定情報とし、これを採取した者を情報管理者とする。利用記録を保存する情報機器は、特定情報機器とする。ただし、部局情報セキュリティ責任者が特に指定した利用記録は、この限りでない。
  - 4 利用記録は、当該情報管理者のみが、第1項の目的のために必要な限りで、閲覧することができる。他人の個人情報及び通信内容を不必要に閲覧してはならない。
  - 5 当該情報管理者は、第2項本文に規定する目的のために必要な限りで、利用記録を他の者に伝達することができる。同項ただし書に規定する場合に係る利用記録は、必要な限りで、部局情報セキュリティ責任者に伝達することができる。
  - 6 第1項の規定により情報機器の利用を記録しようとする者は、第2項本文の目的、これによって採取しようとする利用記録の範囲及び前項により利用記録を伝達する者を、あらかじめ部局情報セキュリティ責任者に申告し、かつ、当該機器の利用者に開示しなければならない。部局情報セキュリティ責任者は、申告の内容を不相当と認めるときは、これを更正することができる。
  - 7 利用記録の情報管理者又は利用記録の伝達を受けた者は、第1項の目的のために必要な限りで、これを保有することができる。不要となった利用記録は、直ちに破棄しなければならない。ただし、利用記録の情報管理者は、第16第9項ただし書の規定に従い、これを資料とすることができる。

(個人情報の取得と管理)

第19 電子的に個人情報の提供を求める場合は、提供を求める情報の範囲、利用の目的、その情報が伝達される範囲を、あらかじめ相手方に示さなければならない。

2 前項の個人情報は特定情報とし、当人の請求により、開示、訂正又は削除をしなければならない。また、そのための手続を示さなければならない。

(個人情報の保護)

第20 電子メール等に含まれる個人情報は、当該個人の許諾を得ずに、閲覧、複製又は譲渡等をしてはならない。

#### 第7章 セキュリティ向上のための措置

(実施手順の作成)

第21 部局委員会は、情報セキュリティポリシーを実施するための具体的手順(以下「実施手順」という。)を作成しなければならない。

(説明会等による周知等)

第22 全学委員会は、情報管理者及び情報機器等管理者に対して、情報セキュリティに関する講習等を実施するものとする。

2 全学委員会は、この基準が対象とするすべての者に対して、情報セキュリティポリシーの内容について啓発等を行うものとする。

3 部局情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティポリシー及びこれに関連する事項並びに第21に定める実施手順その他必要な事項を、当該部局の情報管理者、情報機器等管理者及び情報資産の利用者に周知しなければならない。

4 全学委員会及び部局委員会は、情報管理者、情報機器等管理者又は情報資産の利用者から情報セキュリティに関する相談があった場合は、これに応じるものとする。

(情報セキュリティ情報の収集と報告)

第23 情報セキュリティに関する情報は、組織的に収集するものとする。最高情報セキュリティ責任者は、これを統括し、定期的に全学委員会及び幹事会に提供するものとする。

#### 第8章 監査

(監査)

第24 規程第13条による監査の実施は、次の各号に定めるところによる。

(1) 監査は、リスク分析結果、実施手順の整合性及びその実施状況について計画的に行うものとし、公正な監査が実施されるよう中立性が保証されなければならない。

(2) 当該部局情報セキュリティ責任者その他の関係者は、その適正かつ円滑な実施に協力するものとする。

(3) 監査班は、監査業務の一部又は全部を、最高情報セキュリティ責任者の承認を得て、本学以外の事業者に委託することができる。

(4) 監査の実施(前号により本学外の事業者に委託する場合を含む。)にあたっては、個人情報を侵害してはならない。

附 則

この基準は、平成15年11月4日から実施する。

〔注〕2009・3・2達示第67号で廃止。

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第19章 その他

1919 (大正8) 年4月17日

総長選挙手続

第1条 京都帝国大学教授ハ三名連記無記名投票ノ方法ニ依リ京都帝国大学教授中ヨリ十名ノ総長候補者ヲ選定ス

前項ノ候補者ハ得票多数ナル者ヨリ順次ニ之ヲ採ル但シ第十位ノ者ト得票同数ナル者数人アリタルトキハ十名ヲ超ユト雖モ総テ之ヲ候補者トス

第2条 京都帝国大学教授ハ二名連記無記名投票ノ方法ニ依リ前条ノ候補者中ヨリ二名ノ確定候補者ヲ選定ス

前項ノ確定候補者ハ得票多数ナル者ヨリ順次ニ之ヲ採ル但シ第二位ノ者ト得票同数ナルモノ数人アリタルトキハ二名ヲ超ユト雖モ総テ之ヲ確定候補者トス

第3条 京都帝国大学教授ハ前条ノ確定候補者及ヒ現任総長ノ中ヨリ総長ヲ選定ス

前項ノ場合ニ於テハ投票ノ過半数ヲ得タル者ヲ以テ当選者トス

若シ過半数ヲ得タル者ナキトキハ高点者二人ニ就キ決選投票ヲ行ヒ第二位ノ高点者ト同点者アルトキハ其同点者全部ヲ含ミテ決選投票ヲ行フ其結果同点ナルトキハ年長者ヲ以テ当選者トス

当選者就職ヲ辞退シタルトキハ爾余ノ本条第一項ノ被選挙者ノ中ニ就キ更ニ前項ノ手続ニ依リ総長ヲ選定ス其当選者モ亦辞退シタルトキハ之ニ準ス

第4条 総長ノ選挙ハ各学部長ノ監督ノ下ニ事務官ヲシテ之ヲ行ハシム

第5条 総長ノ選挙ハ成可ク総長改選ノ年ノ三月中ニ結了セシムヘシ

第6条 第一条ノ総長候補者ノ選挙ヲ行フニハ選挙期日二週間前ニ投票用紙ヲ配付スヘシ此ノ場合ニ於テハ内地旅行者ニモ亦之ヲ配付スルヲ要ス

其他ノ選挙ニ関シテハ投票用紙ハ任地ニ在ル者ノミニ限り之ヲ配付ス

第7条 投票ハ各学部長立会ノ上事務官之ヲ開封ス

改正 昭3・6・28

〔注〕 1928・6・28 総長候補者選挙手続に改称。

評議会決定

1938(昭和13)年11月10日

総長候補者銓衡手続内規

- 第1条 総長辞職セントスルトキハ以下定ムルトコロニ従ヒ後任候補者ヲ銓衡ス総長死亡シタルトキ又ハ銓衡ノ手続ヲ行ハスシテ退職シタルトキハ総長代理者之ヲ行フ
- 第2条 総長又ハ総長代理者ハ各学部長ニ対シ総長候補者ノ銓衡ヲ行フ旨ヲ通告シ且全教授ニ対シ期日ヲ定メ各総長候補者ヲ答申スヘキ旨ヲ命ス
- 第3条 総長又ハ総長代理者ハ各学部長ニ対シ学部教授中ヨリ各3名ノ協議員ヲ推薦セシメ前条答申ノ期日ニ協議員会ヲ召集ス
- 第4条 教授ハ各答申番号ヲ記シタル用紙ヲ以テ現総長並ニ教授中ヨリ候補者2名ヲ連記シ答申ヲ為スヘシ  
各学部長ハ各学部教授ノ答申ヲ取纏メ協議員会ノ期日ニ之ヲ総長ニ提出ス
- 第5条 第2条ノ通告アリタル日ヨリ30日後ノ日迄ニ満65歳ニ達スル教授ハ総長候補者タル資格ヲ有セス現任総長ニツキ亦同シ  
前項ノ日迄ニ満60歳ニ達セサル者ト雖モ協議員会ノ日迄ニ満60歳ニ達シタル場合ニハ其ノ資格ヲ失フ
- 第6条 総長又ハ総長代理者ハ協議員会ヲ開キ書記官及庶務課長ヲシテ教授ノ答申ヲ取調ヘシム  
前項ノ答申ノ取調ハ年長協議員2名ノ立会アルコトヲ要ス
- 第7条 総長又ハ総長代理者ハ教授ノ答申多数ヲ得タル者10名ニツキ協議員会ニ諮詢ス答申多数者ノ順位ハ答申数ノ順序ニ依リ答申数同数ナル者ハ年齢順ニ依ル但シ第10位ノ者ト答申同数ナル者数名アルトキハ総テ之ヲ10名ニ加フ
- 第8条 協議員ハ協議員会ニ於テ各答申番号ヲ記シタル用紙ヲ以テ候補者2名ヲ連記シ答申ヲ為スヘシ
- 第9条 総長又ハ総長代理者ハ書記官並ニ庶務課長ヲシテ前条ノ答申ヲ取調ヘシム此ノ場合ニ於テ第6条第2項ノ規定ヲ準用ス
- 第10条 総長又ハ総長代理者ハ協議員ノ答申多数ヲ得タル者3名ニツキ更ニ協議員会ニ諮詢ス  
第7条第2項ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第11条 協議員前条ノ答申ヲ為スニハ協議員会ニ於テ各答申番号ヲ記シタル用紙ヲ以テ候補者1名ヲ記シ之ヲ為スヘシ  
前項答申ノ取調ニ付テハ第9条ノ規定ヲ準用ス
- 第12条 前条答申ノ結果過半数ヲ得タルモノナキトキハ答申多数ナル者2名ニツキ更ニ答申ヲ為サシム但シ答申数最モ多キ者3名以上同数ナルトキハ先ツ同数ナル者ノ全員ニツキ又答申多数ヲ得タル者ノ第2位ノ者ト同数ノ者2名以上アリタルトキハ先ツ同



数ナル者ニツキ答申ヲ為サシメ第七条第2項本文ノ規定ニ従ヒ答申数最モ少キ者又ハ年少者ヲ除キ答申多数ナル者2名ヲ得ルニ至ル迄之ヲ繰返スモノトス

前項本文ノ場合ニ於テ答申多数ナル者ニ該当スル協議員ハ答申ヲ為スコトヲ得サルモノトス

第11条ノ規定ハ第1項ノ答申並ニ答申ノ取調ニ之ヲ準用ス

第13条 前条ノ答申ノ結果答申過半数ニ達スル者ナキトキハ第七条第2項本文ノ規定ニ従ヒ其ノ順位ヲ定ム

#### 附 則

第1条 総長代理者ヲ置クヘキ場合ニ於テハ学部長中ノ年長者ヲ文部大臣ニ推薦ス

第2条 本内規ノ解釈ニツキ疑義アル場合ニハ評議会之ヲ決ス

#### 補 則

- 1 総長慣行ニ依リ辞職セントスルトキハ本内規第2条ノ通告ハ更迭時期ヨリ30日前ニ之ヲ為スコトヲ要ス
- 2 答申番号ハ其ノ都度之ヲ定ム
- 3 候補者資格者名簿ハ各学部別官等順ニ依リ官等同シキ者ハ其ノ発令順ニ依ル
- 4 協議員ニ配布スヘキ答申多数者ノ名簿ハ答申数ノ順序ニ依リ同数ナル者ハ年齢順ニ依ル
- 5 兼任教授ハ総長候補者資格並ニ答申資格ヲ有セス
- 6 本規定第5条ニ依ル日数ノ計算ハ通告アリタル日ノ翌日ヨリ起算シ30日迄ヲ含ム
- 7 協議員会ノ期日迄ニ新ニ教授ニ任セラレタル者ニ対シテモ出来得ル限り答申用紙ヲ配布ス
- 8 氏名ノ文字ニ誤アルモ或候補者ヲ指示シタルコト明ナル答申ハ之ヲ有効トス
- 9 無資格者又ハ不明ナル氏名ヲ記載シタル答申ハ之ヲ無効トス
- 10 2名連記答申ノ場合ニ2名ヲ記載セサルモノハ之ヲ無効トス
- 11 本手続中総長代理者ト謂フハ総長在職中ノ総長代理者ヲ包含セス

#### 申 合

本内規ハ新総長就任ノ上改メテ委員会ヲ設ケ之ヲ検討スルモノトス

達示第13号

1950(昭和25)年9月15日

#### 京都大学名誉教授称号授与規程

第1条 本学は、本学に多年勤務した教授で、教育上又は学術上功績のあつた者に京都大学名誉教授の称号を授ける。

第2条 前条の勤務年数は、左の標準による。

(1) 20年以上、但し学長として特に功勞の顕著であつた者および教授として特に学術上の功績の顕著であつた者は、この年数に達しなくても選考することができる。

(2) 本学の助教授の勤務年数は、その2分の1を、専任講師の勤務年数は、その3分の1を、第1号の勤務年数に加算する。

(3) 本学に包括した旧制諸学校中大学の学長、教授の勤務年数は、第1号の勤務年数に助教授、専任講師の勤務年数は、第2号の勤務年数に加算する。その他の学校の校長、教授の勤務年数は、その2分の1を第1号の勤務年数に加算する。

第3条 第1条の該当者に名誉教授の称号を授けようとするときは、当該部局長は、教授会又はこれに代るべき会議でその構成員の3分の2以上の同意を得て、学長に内申しなければならない。

2 学長は、前項の内申があつたときは、評議会の3分の2以上の同意を得て、名誉教授の称号授与の手續をとる。

第4条 前任学長に対しては、評議員の3分の1以上の申出により学長は評議会の3分の2以上の同意を得て、名誉教授の称号授与の手續をとる。

#### 附 則

1 この規程は、昭和25年9月12日から施行し、昭和25年4月1日から、適用する。

2 京都大学名誉教授推薦内規(大正10年2月3日評議会決定)は、廃止する。

改正 昭39・6・9達示9号、昭43・7・24総長裁定、昭49・4・9達示18号、平8・12・17達示66号、平14・11・5達示37号、平16・5・31達示116号、平22・3・29達示21号、平24・3・27達示23号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第2編 人事>第2章 人事

1954（昭和29）年6月8日

学長を総長に改称

要望事項

「学長」を「総長」に名称改正方について西原評議員より発言あり、これに対し一同賛意を表せり

達示第1号

1964(昭和39)年1月21日

### 京都大学教員停年規程

第1条 教員は、満63才を停年とする。

2 教員の停年による退職の時期は、停年に達した日の属する学年の末日とする。

第2条 部局長は、総長に対し、停年に達する教員の退職の内申をしなければならない。

第3条 授業上特に必要があるときは、教授会の議を経て、退職教員に非常勤講師を命ずることができる。

2 前項の場合における教授会の議決は、当該学部または教養部在職教授4分の3以上が出席した教授会において、その4分の3以上の同意を得なければならない。任期の満了した非常勤講師をさらに任用する場合も、同様とする。

第4条 併任の教員についても、前3条の規定を適用する。

### 附 則

1 この規程は、昭和39年4月1日から施行する。ただし、第1条第2項の適用については、昭和40年3月31日までの間は、事情により旧規程(昭和25年達示第9号)第2条第2項前段の例によることができる。

2 この規程は、助手に準用する。

改正 昭48・3・27達示19号、昭59・3・27達示2号、平5・3・30達示44号、平8・5・14達示43号、平10・4・9達示40号、平11・3・9達示8号、平14・1・18達示27号、4・1達示18号、平15・4・1達示21号、平18・3・29達示22号、平28・1・27達示84号

〔注〕2002・1・18達示第27号で京都大学教員定年規程に改称。

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第2編 人事>第2章 人事

達示第11号

1966(昭和41)年6月21日

### 京都大学総長選考基準

第1条 総長の選考は、この基準により行なう。

第2条 協議会は、次の各号の一に該当する場合に、総長候補者を選考する。

- (1) 総長の任期が満了するとき。
- (2) 総長が辞任を申し出たとき。
- (3) 総長が欠けたとき。

第3条 総長候補者は、総長および専任の教授のうちから選考する。

第4条 協議会は、総長候補者を選考するため、選挙資格を有する者に選挙を行なわせる。

第5条 選挙資格を有する者は、選挙通告の日に現に専任の教授、助教授または講師である者とする。

第6条 被選挙資格を有する者は、選挙通告の日に現に総長または専任の教授である者とする。

第7条 前2条に規定する者が選挙施行の日までに退職したときは、選挙資格または被選挙資格を失なう。

第8条 選挙に関する事務は、協議会が管理する。

第9条 協議会は、選挙施行の期日を定め、選挙資格を有する者に通告する。

- 2 前項の通告は、第2条第1号による場合には総長の任期が満了する日の30日以前に、同条第2号および第3号による場合にはできるだけすみやかに行なう。

第10条 選挙は、無記名の投票により行ない、1日中に完了する。

- 2 投票は、1人1票とする。
- 3 不在投票および代理投票は認めない。

第11条 開票の立会は、協議会が選出する協議員8名をもつて行なう。

第12条 協議会は、第一次総長候補者を定めるため、2名連記による選挙を行なわせる。

- 2 第一次総長候補者は、前項の選挙において得票多数の者15名とする。

第13条 協議会は、第二次総長候補者を定めるため、単記による選挙を行なわせる。

- 2 第二次総長候補者は、前項の選挙において得票多数の者3名とする。

第14条 前2条の選挙において末位に得票同数の者があるときは、当該候補者に加える。

第15条 協議会は、第三次総長候補者を定めるため、単記による選挙を行なわせる。

- 2 第三次総長候補者は、前項の選挙において得票過半数の者とする。
- 3 第1項の選挙において、得票過半数の者がいないときは、得票多数の者2名について、決選投票を行なわせる。第1項の選挙において、得票同数の者があることにより決選投票を行なうべき者が2名をこえるときは、年長者を先順位とする。

4 前項の決選投票において、得票多数の者を第三次総長候補者とする。ただし、得票同数のときは、年長者を第三次総長候補者とする。

第16条 協議会は、第13条および前条の選挙にさいし、あらかじめ候補者の名簿を選挙資格を有する者に送付する。

2 第一次総長候補者の名簿は、五十音順に、その他の名簿は、得票順に記載する。

第17条 協議員が候補者となつたときは、当該選挙の事務から退かなければならない。

第18条 協議会は、選挙の結果に基づき、総長候補者を選考する。

2 第3次総長候補者は、前項の選考を辞退することができない。

第19条 第三次総長候補者がやむを得ない事情により協議会の承認を得て選考を辞退したときは、第二次総長候補者中その者を除いた候補者について選挙を行ない、得票多数の者を第三次総長候補者とする。ただし、決選投票による第三次総長候補者が辞退したときは、次位者を第三次総長候補者とする。

第20条 総長の任期は、4年とし、再任をさまたげない。ただし、通算6年をこえることができない。

第21条 この基準に定めるもののほか、この基準の実施に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### 附 則

この規程は、昭和41年6月21日から施行する。

改正 昭48・10・16達示28号、平13・7・3達示16号

〔注〕2004・5・19達示第115号で廃止。

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第2編 人事>第1章 総長・監事選考等

達示第11号

1972(昭和47)年3月21日

#### 京都大学客員教授選考基準

第1条 国立学校設置法施行規則(昭和39年文部省令第11号)第30条の2第2項の規定に基づく本学客員教授(以下「客員教授」という。)の選考については、この基準の定めるところによる。

第2条 客員教授として選考できる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 本学において専攻分野について教授もしくは研究に従事する外国人または従事することが予定されている外国人で、その招へい期間が引き続き3月以上の者であること。
- (2) 本学教授と同等以上の資格があると認められる者であること。

第3条 客員教授の選考は、当該教授会またはこれに代わる会議の議に基づき、総長が行なう。

第4条 客員教授については、勤務の契約書に、客員教授として委嘱する旨を明記するものとする。

#### 附 則

この基準は、昭和47年3月21日から施行する。

改正 昭51・12・21達示46号、昭58・12・15達示25号、平4・11・10達示55号、平15・1・14達示41号、平16・4・1達示91号、6・2達示117号、平17・3・22達示31号、平19・3・29達示11号、平26・3・27達示26号、平27・3・9達示6号、11・5達示59号、平29・11・6達示55号

[注] 1992・11・10達示第55号で京都大学客員教授及び客員助教授選考基準に改称。  
2004・4・1達示第91号で京都大学客員教授及び客員助教授に関する規程に改称。  
2007・3・29達示第11号で京都大学客員教授及び客員准教授等に関する規程に改称。

※当該規則は以下にも掲載。 規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第2編 人事>第2章 人事
--

総長裁定

1977(昭和52)年3月22日

京都大学招へい外国人学者等受入れ要項

- 1 この要項は、本学における国際交流の一層の進展に資するため、外国人研究者の本学への受入れに関し必要な事項を定める。
- 2 外国人研究者で次の各号に該当するものは、京都大学招へい外国人学者(以下「招へい外国人学者」という。)として受け入れるものとする。
  - (1) 国立学校設置法施行規則(昭和39年文部省令第11号)第30条の3の勤務の契約による者でないこと。
  - (2) 原則として1月以上にわたって部局の研究教育に貢献する者であること。
  - (3) 本学の教授、助教授又は講師と同等以上の資格があると認められる者であること。
- 3 招へい外国人学者の受入れは、当該教授会(又はこれに代わる機関。以下同じ。)の議に基づき、当該部局の長が行う。
- 4 招へい外国人学者の受入れ期間は、1年以内とする。ただし、必要がある場合は、3と同様の手続により、その期間を延長することができる。
- 5 招へい外国人学者のうち、次の各号に該当する者で適当と認められるものに対しては、総長は、当該教授会の議に基づき、京都大学招へい教授を称せしめることができる。
  - (1) その受入れ期間が引き続き3月以上の者であること。
  - (2) 本学教授と同等以上の資格があると認められる者であること。
- 6 次の各号に掲げる者で本学の申請又は推薦によるものは、招へい外国人学者として受け入れる場合を除くほか、京都大学外国人共同研究者(以下「外国人共同研究者」という。)として受け入れるものとする。
  - (1) 日本学術振興会の国際交流事業により招へいされる外国人研究者
  - (2) 日本国際教育協会の帰国外国人留学生短期研究制度により招へいされる外国人研究者
- 7 本学以外の申請又は推薦による6の各号に掲げる者で、本学において1月以上滞在するものは、招へい外国人学者として受け入れる場合を除くほか、外国人共同研究者として受け入れることができる。
- 8 外国人共同研究者の受入れは、当該部局の長が行う。
- 9 2から8までに定めるもののほか、招へい外国人学者及び外国人共同研究者の受入れに関し必要な事項は、当該部局の定めるところによる。
- 10 外国に長期間滞在する日本国籍を有する研究者の受入れについては、この要項による外国人研究者に準じて取り扱うことができる。



11 この要項は、昭和52年4月1日から実施する。ただし、この要項実施の際現に本学に受け入れられている外国人研究者の取扱いについては、この要項の定めにかかわらず、なお従前の例による。

改正 昭58・12・15、昭61・6・3、平1・1・17、平2・1・23総長裁定、平12・3・28総長裁定、平16・7・30総長裁定、平19・3・30総長裁定、平26・3・27総長裁定、平27・3・9総長裁定、平30・3・27総長裁定

〔注〕2018・3・27総長裁定で全部改正。

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第2編 人事>第2章 人事

達示第19号

1998(平成10)年4月9日

厚生補導担当の副学長の職務を定める規程

第1条 総長は、副学長のうち1名に、厚生補導担当を命ずるものとする。

第2条 厚生補導担当を命ぜられた副学長は、学生の厚生補導に関する事務を掌理し、当該事務に関し事務局職員を指揮監督するものとする。

第3条 この規程に定めるもののほか、厚生補導担当の副学長の職務に関し必要な事項は、総長が定める。

附 則

この規程は、平成10年4月9日から施行する。

改正 平16・5・31達示116号、平17・10・24達示69号、11・29達示76号、平18・3・29達示39号、平23・3・31達示38号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第3章 副学長等

達示第23号

1998(平成10)年4月9日

京都大学教官の任期に関する規程

第1条 京都大学において任用される教官の大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づく任期等については、この規程の定めるところによる。

第2条 法第4条第1項第1号の規定に基づき任期を定めて任用する教官は、別表に掲げる教育研究組織の職に任用されるものとし、当該教官の任期及び再任の可否はそれぞれ同表に定めるとおりとする。

第3条 法第4条第2項の規定に基づく同意は、別紙様式により得るものとする。

附 則

この規程は、平成10年4月9日から施行する。

表 (法第4条第1項第1号関係)

部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考
再生医科学研究所	再生医学応用研究部門 生体修復応用分野 器官形成応用分野 再生医学応用流動分野	教授 助教授 講師 助手	5年	可	

別紙様式

同 意 書

年 月 日

京 都 大 学 総 長 殿

(氏 名) 印

私は、京都大学〇〇〇〇に就任するに際し、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第4条第1項第1号及び京都大学教官の任期に関する規程第2条の規定に基づき、下記のと通りの任期により任用されるものであることに同意します。

記

年 月 日から 年 月 日まで

注：〇〇部分には、教育研究組織及び職を記入する。

改正 平12・11・21達示13号、平13・2・13達示18号、4・1達示5号、10・9達示23号、11・12達示24号、平14・1・15達示26号、4・2達示22号、6・7達示26号、6・25達示28号、9・24達示31号、11・19達示39号、平15・5・20達示24号、6・24達示30号、9・16達示39号、10・21達示42号、11・18達示44号、平16・4・1達示90号、平17・2・28達示148号、3・6達示87号、平18・5・30達示44号、7・31達示54号、平19・3・29達示12号、6・28達示46号、7・17達示51号、7・31達示52号、平20・3・27達示12号、5・28達示34号、6・23達示37号、7・10達示38号、8・26達示39号、平2

1・3・26達示9号、6・22達示32号、7・16達示35号、9・28達示37号、10・21達示39号、平22・3・16達示1号、9・28達示58号、平23・2・28達示70号、3・28達示28号、7・28達示49号、9・27達示55号、10・25達示58号、11・22達示63号、平24・2・21達示1号、3・13達示5号、4・24達示37号、5・25達示40号、5・29達示42号、7・24達示49号、平25・3・27達示21号、5・16達示39号、平26・3・18達示6号、6・24達示32号、6・26達示33号、7・22達示36号、平27・3・25達示26号、6・23達示36号、6・26達示43号、10・27達示58号、12・22達示71号、平28・2・23達示88号、6・28達示58号、6・28達示59号、7・26達示62号、9・27達示72号、10・25達示76号、11・29達示84号、平29・1・31達示94号、2・28達示101号、6・27達示34号、9・26達示43号、11・6達示56号、11・28達示63号、平30・1・30達示74号、3・28達示26号、平31・2・19達示2号、3・27達示14号、4・23達示35号、令1・5・28達示39号、6・25達示49号、7・23達示53号、9・25達示64号、10・29達示70号、令2・2・18達示92号、3・25達示11号、6・29達示38号、7・31達示48号、9・29達示55号、10・27達示60号、11・24達示66号、令3・1・26達示73号、令3・3・29達示13号

〔注〕2004・4・1達示第90号で京都大学教員の任期に関する規程に改称。

※当該規則は以下にも掲載。 規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第2編 人事>第2章 人事
--

総長裁定

2000（平成12）年4月3日

#### 企画調整官の職務を定める要項

企画調整官は、総長及び事務局長の命を受け、次に掲げる事項に関し企画し、及び総括整理する。

- 1 将来構想検討委員会その他将来構想に関する事務
- 2 新キャンパス委員会その他新キャンパスに関する事務
- 3 自己点検・評価委員会その他自己点検・評価に関する事務
- 4 大学評価・学位授与機構等による外部評価に関する事務

#### 附 則

- 1 この要項は、平成12年4月3日から実施し、平成12年4月1日から適用する。
- 2 企画調整官の職務範囲を定める要項（平成8年3月26日総長裁定）は、廃止する。

総長裁定

2000（平成12）年4月3日

#### 企画調整官室要項

第1 企画調整官の職務を補佐し、本学の将来構想及び新キャンパス等に関する事務を円滑に行うため、企画調整官室を置く。

第2 企画調整官室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 将来構想検討委員会その他本学の将来構想に関する事務の企画、整理及び調整
- (2) 新キャンパス委員会その他本学の新キャンパスに関する事務の企画、整理及び調整
- (3) 自己点検・評価委員会その他本学の自己点検・評価に関すること。
- (4) 大学評価・学位授与機構等による外部評価に関すること。

第3 企画調整官室に、室長、室長補佐及び室員を置く。

- 2 室長には、総務部企画課長を充てる。
- 3 室長補佐には、総務部企画課課長補佐を充てる。
- 4 室員には、事務局に所属する職員のうちから、事務局長が指名した者を充てる。

第4 企画調整官室に関する事務は、総務部企画課で処理する。

第5 この要項に定めるもののほか、企画調整官室の運営その他に関し必要な事項は、室長が定める。

#### 附 則

- 1 この要項は、平成12年4月3日から実施し、平成12年4月1日から適用する。
- 2 京都大学企画室設置要項（平成8年3月26日総長裁定）は、廃止する。

達示第31号

2001(平成13)年3月6日

京都大学総長補佐に関する規程

第1条 総長の職務に関し、副学長とともに総長を補佐し、企画立案及び連絡調整を行うため、総長補佐3名を置く。

第2条 総長補佐は、京都大学の専任の教授のうちから、総長が評議会の承認を得て、委嘱する。

第3条 総長補佐の任期は、2年とする。ただし、委嘱する総長の任期の終期を超えることはできない。

2 総長補佐が欠けた場合、補欠の総長補佐の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 この規程に定めるもののほか、総長補佐に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

〔注〕2004・4・1達示第69号で廃止。



達示第46号

2003(平成15)年12月2日

副学長及び総長補佐の任期の特例に関する規程

第1条 この規程は、平成15年12月16日に就任する副学長及び総長補佐(次条において「次期副学長等」という。)の任期の特例を定めるものとする。

第2条 次期副学長等の任期は、京都大学副学長選考規程(平成10年達示第18号)第3条第1項本文及び京都大学総長補佐に関する規程(平成13年達示第31号)第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成15年12月2日から施行する。

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第2編 人事>第2章 人事

達示第3号

1949(昭和24)年5月12日

### 京都大学内地研究員研修規程

- 第1条 本学学部研究所又はその附属施設において研修を志望する者があるときは当該部局において支障のない場合に限りこれを許可する
- 第2条 研修志望者は願書に研修科目及び期間を記載し履歴書を添付して志望者の所属長を経て総長に出願しなければならない  
但し出願時期は当該部局の定めるところによる
- 第3条 志望者に対しては学力を検定し又は人物考査を行うことがある
- 第4条 研修を許可した者に対しては必要があるときは当該部局長の申出により総長において指導教官を定める
- 第5条 研修料は1月金300円とし研修期間の全額を前納しなければならない但し既納の研修料は返還しない
- 第6条 研修は1年を超えることができない但し特別の事情があるときは第2条の手続を経て更に1年以内に限り延長することができる
- 第7条 研修に要する特別の費用は当該部局の定めるところにより研修員の負担とする
- 第8条 研修員は指導教官の許可を得て本学備付の機械器具等を使用することができる
- 第9条 研修員の服務については特殊の事情により総長の許可を得た場合を除き本学職員に準ずる
- 第10条 本規程に違背したとき又は疾病その他の事故に因り研修の見込がない者に対しては部局長の申出により総長において研修の中止を命ずる

### 附 則

この規程は、昭和24年4月1日から施行する。

改正 昭25・7・15達示11号、昭27・5・20達示14号、昭28・5・12達示26号、昭30・12・20達示21号、昭31・4・10達示13号、昭33・7・3達示8号、11・29達示12号、昭34・3・2総長裁定、3・20達示5号、昭35・3・22達示6号、昭38・4・23達示6号、7・2達示21号、昭39・6・9達示10号、昭40・11・30達示22号、昭41・4・26達示9号、昭43・4・16達示4号、昭45・6・24達示23号、昭49・1・22達示2号、9・24達示27号、昭50・3・31達示12号、6・3達示25号、昭53・3・30達示15号、4・21達示30号、6・20達示39号、昭55・4・30達示23号、昭57・4・20達示10号、昭58・5・24達示16号、9・13達示23号、昭59・4・27達示6号、昭60・12・10達示23号、昭62・3・19達示8号、10・6達示21号、昭63・6・7達示35号、平元・3・31達示4号、4・28達示10号、7・3達示20号、10・31達示24号、平3・3・14達示5号、5・28達示21号、平4・10・20達示36号、平5・3・31達示45号、

平7・3・31達示9号、平8・5・28達示56号、平9・3・31達示13号、平11・3・31達示17号、平13・3・6達示30号、3・21達示33号、平14・10・8達示35号、平16・4・1達示95号、平17・3・31達示49号、平19・2・5達示75号、3・30達示33号、平26・3・7達示1号、3・27達示20号、平29・9・29達示51号、平31・3・29達示30号、令2・1・16達示82号、11・20達示63号

〔注〕1950・7・15達示第11号で京都大学研修規程に改称。

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第3編 学務>第1章 通則等

達示第1号

1958(昭和33)年1月28日

### 京都大学学位規程

第1条 本学において授与する学位の種類は、次のとおりとする。

文学修士	文学博士
教育学修士	教育学博士
法学修士	法学博士
経済学修士	経済学博士
理学修士	理学博士
薬学修士	医学博士 薬学博士
工学修士	工学博士
農学修士	農学博士

第2条 本学大学院の課程を経た者の学位論文は、審査願に論文目録を添えて総長に提出するものとする。ただし、博士課程を経た者にあつては、履歴書を添えなければならない。

第3条 前条の博士課程を経ない者が学位の授与を申請するときは、学位申請書に学位論文、論文目録、履歴書および学位論文審査手数料を添え、総長に提出するものとする。

第4条 受理した学位論文審査手数料は、返還しない。

第5条 学位論文は1編とし、修士の論文は、1通、博士の論文は、3通を提出しなければならない。ただし、参考として他の論文を添えることができる。

2 審査のため必要があるときは、研究科会議は、学位論文の副本、訳文、模型または標本等の材料を提出させることができる。

第6条 研究科会議は、審査に附された論文について、研究科所属の教授の中から調査委員3名を選定してこれを調査させる。

2 研究科会議で必要があると認めるときは、前項の委員を増し、または調査の一部を当該研究科所属の教授以外の者に委嘱することができる。

3 研究科会議で必要があると認めるときは、修士論文の調査委員については、第1項の規定にかかわらず、別段の定めをなすことができる。

第7条 調査委員は、論文の調査、試験および試問が終つたときは、学位論文の内容の要旨、調査および試験の結果の要旨ならびに試問の成績を研究科会議に文書をもつて報告するものとする。ただし、修士論文の内容の要旨、調査および試験の結果の要旨は、省略することができる。

第8条 学位授与の議決は、当該研究科所属の教授の3分の2以上が出席して、その3分の2以上が賛成しなければならない。

第9条 研究科会議において、博士の学位を授与できるものと議決したときは、関係学部長は、学位論文および論文内容の要旨にその審査および試験の結果の要旨ならびに試問の成績を添えて総長に報告しなければならない。

2 研究科会議において博士の学位を授与できないものと議決したときは、その旨を報告するものとする。

第10条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、またはその榮譽を汚す行為があつたときは、総長は当該研究科会議および大学院審議会の議を経て学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 学位規則第8条に違背したときは、前項の規定によることができる。

3 研究科会議および大学院審議会において、前各項の議決をする場合は、構成員の3分の2以上が出席して、その4分の3以上が同意しなければならない。

第11条 博士の学位を授与したときは、総長は学位簿に登録して文部大臣に報告するものとする。

第12条 学位記および学位授与申請関係書類の様式は別表のとおりとする。

#### 附 則

1 この規程は、昭和33年1月28日から施行する。

2 大正10年3月26日達示第11号制定の京都大学学位規程は廃止する。ただし、従前の規程による学位の授与は、この規程にかかわらず昭和37年3月31日（医学博士については昭和35年3月31日）までは、なお従前の例による。

3 博士の課程を経ない者に対する学位の授与は、課程を経た者に対する博士の学位を授与した後において取り扱うものとする。

#### 別 表

##### 一、第2条の規定による論文提出者に授与する学位記様式

学 位 記
本籍(都道府県名)
氏 名
年 月 日生
本学大学院〇〇学研究科〇〇専攻の修(博)士課程を修了したので 京都大学〇〇学修(博)士の学位を授与する
論文題目
年 月 日

京 都 大 学

○修(博)第 号

- 備 考 1. 論文題目を記入するのは博士学位記のみ。  
2. 欄外左上の○内は学位種類の略号を記入する。

二、第3条の規定による学位申請者に授与する学位記様式

学 位 記 本籍(都道府県名)
氏 名
年 月 日生
本学にて学位論文を提出し所定の審査および試験に合格したので京 都大学○○学博士の学位を授与する
論文題目
年 月 日
京 都 大 学

○博第 号

- 備 考 欄外左上の○内は学位種類の略号を記入する。

三、学位授与申請関係書類様式

1. 第2条の規定による修士論文審査願様式

学 位 論 文 審 査 願
このたび○○学修士の学位をうけたく学位論文および論文目録各 一通を提出いたしますから審査下さるようお願いいたします。
年 月 日
○○学研究科○○専攻○○年入学
氏 名 印
京都大学総長 殿

備考 論文目録様式は三の4による。

2. 第2条の規定による博士論文審査願様式

学位論文審査願	
このたび〇〇学博士の学位をうけたく学位論文（主論文一編、参考論文〇編）、論文目録、履歴書各三通を提出いたしますから審査下さるようお願いいたします。	
年 月 日	
〇〇学研究科〇〇専攻〇〇年入学	
氏 名 印	
京都大学総長	殿

備考 論文目録、履歴書様式は書類様式三の4および5による。

3. 第3条の規定による学位申請書様式

学位申請書	
このたび〇〇学博士の学位をうけたく学位論文（主論文一編、参考論文〇編）、論文目録、履歴書各三通および学位論文審査料金〇〇〇円を添えて申請いたします。	
年 月 日	
住 所	
氏 名 印	
京都大学総長	殿

4. 第2、第3条の規定による論文目録様式

論文目録	
主論文	
一、題 目	
二、公表の方法・時期	
三、冊 数	

参考論文
一、
一、
年 月 日
学位授与申請者
氏 名 印

- 備考 (1) 論文未公表の場合は、公表予定の方法・時期を記載すること。  
(2) 参考論文が2種以上ある場合は、列記すること。  
(3) 修士学位論文目録は論文題目のみでよい。

5. 第2、第3条の規定による履歴書様式

履 歴 書			
本 籍 地			
現 住 所			
氏 名			
年 月 日生			
学 歴			
昭和	年	月	日
昭和	年	月	日
昭和	年	月	日
職 歴			
昭和	年	月	日
昭和	年	月	日
昭和	年	月	日
研 究 歴			
昭和	年	月	日
昭和	年	月	日
昭和	年	月	日
賞 罰			
昭和	年	月	日



右の通り相違ありません。

昭和 年 月 日

氏 名 印

- 備考 1 履歴事項は、高等学校卒業後の履歴について、年次を追って記載すること。  
2 本学大学院の課程を経た者は、その単位修得証明書を添えること。

改正 昭34・9・29達示22号、昭50・2・25達示9号、昭51・6・8達示30号、昭52・3・15達示18号、10・27総長裁決、昭61・4・15達示7号、平3・5・28達示22号、平4・3・17達示5号、10・20達示38号、12・22達示63号、平5・6・22達示61号、平7・11・14達示31号、平9・3・18達示10号、9・30達示47号、平10・12・8達示86号、平11・11・30達示23号、平12・12・19達示15号、平13・3・21達示33号、7・30達示17号、平14・11・5達示38号、平16・6・28達示122号、平17・2・28達示145号、10・24達示70号、平18・3・29達示39号、10・23達示62号、12・25達示70号、平19・3・29達示14号、平20・9・16達示44号、平22・3・16達示2号、平24・4・24達示38号、9・25達示57号、平25・3・27達示23号、6・11達示43号、平26・3・18達示8号、平27・3・9達示7号、平28・3・22達示27号、6・3達示50号、平31・3・27達示16号、令2・3・25達示13号、令3・2・24達示79号

※当該規則は以下にも掲載。  
規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第3編 学務>第1章 通則等

達示第35号

1975(昭和50)年11月25日

教育職員免許状授与資格の取得に関する規程

第1条 本学学生の教育職員免許状(以下「免許状」という。)授与の所要資格(以下「授与資格」という。)の取得に関しては、関係法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 授与資格を取得しようとする者は、免許状の種類に応じ、教科及び教職に関する専門科目について所要の科目を学修し、その単位を修得しなければならない。

2 養護学校教諭免許状の授与資格を取得しようとする者は、前項の科目のほか、所要の科目を学修し、その単位を修得しなければならない。

3 前2項の科目及び単位並びに学修方法等については、学部又は研究科の定めるところによる。

第3条 本学において、授与資格の取得の課程として認定を受けた学部・学科及び研究科・専攻並びに授与資格を取得することのできる免許状は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

2 学生は、その所属する学部・学科又は研究科・専攻において取得することができる免許状の授与資格のほか、他の学部・学科又は研究科・専攻で開設する教科、教職等に関する専門科目を学修し、その単位を修得することにより、他の免許状の授与資格を取得することができる。

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、学部・研究科で定める。

附 則

この規程は、昭和50年11月25日から施行する。

別表第1 学部

下記免許状の授与資格を得させる課程(正規の課程)として認定を受けた学部・学科		取得することができる免許状の種類
文部省	哲学科	中学校教諭一級普通免許状(社会、美術、宗教) 高等学校教諭二級普通免許状(社会、美術、宗教)
	史学科	中学校教諭一級普通免許状(社会) 高等学校教諭二級普通免許状(社会)
	文学科	中学校教諭一級普通免許状

		〔国語、外国語(英語・ドイツ語・フランス語・ロシア語・イタリア語・中国語・梵語)〕 高等学校教諭二級普通免許状 〔国語、書道、外国語(英語・ドイツ語・フランス語・イタリア語・中国語・梵語)〕
法学部		中学校教諭一級普通免許状(社会) 高等学校教諭二級普通免許状(社会)
経済学部	経済学科	中学校教諭一級普通免許状(社会、職業)
	経営学科	高等学校教諭二級普通免許状(社会、商業)
理学部	数学科	中学校教諭一級普通免許状(数学、理科) 高等学校教諭二級普通免許状(数学、理科)
	物理学科	
	宇宙物理学科	
	地球物理学科	
	化学科	
	動物学科	
	植物学科	
	地質学鉱物学科	
	生物物理学科	中学校教諭一級普通免許状(理科) 高等学校教諭二級普通免許状(理科)
医学部	医学科	中学校教諭一級普通免許状(理科、保健体育、保健) 高等学校教諭二級普通免許状(理科、保健体育、保健)
薬学部	薬学科	中学校教諭一級普通免許状(理科、保健)
	製薬化学科	高等学校教諭二級普通免許状(理科、保健)
工学部	土木工学科	中学校教諭一級普通免許状(数学、理科、技術) 高等学校教諭二級普通免許状(数学、理科、工業)
	機械工学科	
	電気工学科	
	資源工学科	
	冶金学科	
	工業化学科	

	建築学科	
	石油化学科	
	化学工学科	
	高分子化学科	
	電子工学科	
	航空工学科	
	原子核工学科	
	衛生工学科	
	数理工学科	
	精密工学科	
	合成化学科	
	電気工学第二学科	
	金属加工学科	
	機械工学第二学科	
	交通土木工学科	
	建築学第二学科	
	情報工学科	
農学部	農学科	
	林学科	
	農芸化学科	
	農林生物学科	中学校教諭一級普通免許状(理科、技術)
	農業工学科	高等学校教諭二級普通免許状(理科、農業)
	農林経済学科	
	林産工学科	
	畜産学科	
	水産学科	中学校教諭一級普通免許状(理科、技術) 高等学校教諭二級普通免許状(理科、水産)
	食品工学科	中学校教諭一級普通免許状(理科)

		高等学校教諭二級普通免許状(理科、農業)
教育学部		前各項に掲げる種類及び免許教科の免許状養護学校教諭一級普通免許状

別表第2 大学院

下記免許状の授与資格を得させる課程(大学院の課程) として認定を受けた研究科・専攻		取得することができる免許状の種類
文学研究科	哲学専攻	高等学校教諭一級普通免許状(社会)
	心理学専攻	
	社会学専攻	
	美学美術史学専攻	
	国史学専攻	
	東洋史学専攻	
	西洋史学専攻	
	地理学専攻	
	考古学専攻	
	宗教学専攻	高等学校教諭一級普通免許状(社会、宗教)
	国語学国文学専攻	高等学校教諭一級普通免許状(国語)
	中国語学中国文学専攻	高等学校教諭一級普通免許状(国語、外国語(中国語))
	梵語学梵文学専攻	高等学校教諭一級普通免許状(外国語(梵語))
	仏蘭西語学仏蘭西文学専攻	高等学校教諭一級普通免許状(外国語(フランス語))
英語学英米文学専攻	高等学校教諭一級普通免許状(外国語(英語))	
独逸語学独逸文学専攻	高等学校教諭一級普通免許状(外国語(ドイツ語))	

	言語学専攻	高等学校教諭一級普通免許状(外国語(イタリヤ語))
教育学研究科	教育学専攻	高等学校教諭一級普通免許状(社会)
	教育方法学専攻	
法学研究科	基礎法学専攻	高等学校教諭一級普通免許状(社会)
	公法専攻	
	民刑事法専攻	
	政治学専攻	
経済学研究科	理論経済学・ 経済史学専攻	高等学校教諭一級普通免許状(社会)
	経済政策学専攻	高等学校教諭一級普通免許状(社会、 商業)
	経営学専攻	
理学研究科	数学専攻	高等学校教諭一級普通免許状(数学)
	物理学第一専攻	高等学校教諭一級普通免許状(理科)
	物理学第二専攻	
	宇宙物理学専攻	
	地球物理学専攻	
	化学専攻	
	動物学専攻	
	植物学専攻	
	地質学鉱物学専攻	
	生物物理学専攻	
薬学研究科	薬学専攻	
	製薬化学専攻	
工学研究科	土木工学専攻	高等学校教諭一級普通免許状(工業)
	機械工学専攻	
	電気工学専攻	

	資源工学専攻	
	冶金学専攻	
	工業化学専攻	
	建築学専攻	
	石油化学専攻	
	化学工学専攻	
	高分子化学専攻	
	原子核工学専攻	
	電子工学専攻	
	航空工学専攻	
	衛生工学専攻	
	数理工学専攻	
	精密工学専攻	
	合成化学専攻	
	電気工学第二専攻	
	金属加工学専攻	
	機械工学第二専攻	
	交通土木工学専攻	
	建築学第二専攻	
	情報工学専攻	
農学研究科	農学専攻	高等学校教諭一級普通免許状(農業)
	林学専攻	
	農芸化学専攻	
	農林生物学専攻	
	農業工学専攻	
	農林経済学専攻	
	林産工学専攻	
	食品工学専攻	

	水産学専攻	高等学校教諭一級普通免許状(水産)
--	-------	-------------------

改正 昭51・5・17達示25号、昭52・5・23達示34号、昭53・4・21達示31号、昭55・5・7達示26号、昭57・5・20達示11号、昭58・4・28達示11号、昭59・5・9達示7号、昭62・5・25達示14号、昭63・4・30達示19号、平元・4・21達示9号、平2・5・29達示8号、平3・3・19達示6号、4・18達示7号、平4・4・28達示9号、平5・6・23達示64号、平6・7・28達示16号、平7・6・1達示23号、平8・8・29達示62号、平9・3・31達示14号、平10・5・28達示81号、平11・4・22達示18号、平12・6・12達示5号、平14・10・1達示34号、平16・7・5達示123号、平17・5・13達示51号、平18・7・20達示53号、平19・6・12達示37号、平21・5・22達示28号、平22・4・6達示38号、平27・3・25達示28号、平29・3・28達示8号、平30・3・28達示28号、平31・3・27達示19号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第3編 学務>第1章 通則等



達示第37号

1975(昭和50)年12月9日

### 京都大学研究生規程

第1条 本学において、研究生として特定事項の研究を志望する者があるときは、学部、教養部、研究所等(以下「部局」という。)において支障のない場合に限り、当該部局の定めるところにより、入学を許可することがある。

第2条 研究生として入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者
- (2) 当該部局において適当と認めた者

第3条 研究生の入学は、学年又は学期の初めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

第4条 研究生として入学を志望する者は、所定の願書に、履歴書その他必要書類及び検定料を添え、当該部局の長に願出しなければならない。

2 前項の入学志望者については、選考のうえ、教授会(又はこれに代わる機関。以下同じ。)の議を経て、当該部局の長が入学を許可するものとする。

第5条 入学に際しては、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

2 入学料を納めない者には、前条第2項の許可を行わない。

第6条 入学を許可された者には、健康診断を行う。

第7条 研究生に対しては、教授会の議を経て指導教官を定める。

第8条 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、当該部局の定めるところにより、期間の延長を許可することがある。

第9条 研究生の授業料は、所定の期日までに在学期間の全額を前納しなければならない。

2 授業料を納めない者は、除籍する。

第10条 研究に必要な特別の費用は、研究生の負担とする。

第11条 第4条第1項の検定料、第5条第1項の入学料及び第9条第1項の授業料の額は、それぞれ国立の学校における授業料その他の費用に関する省令(昭和36年文部省令第9号)第10条の規定に基づき定められた額とする。

2 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

第12条 本規程に違背した者、又は疾病その他の事故により研究の見込がない者に対しては、教授会の議を経て、当該部局の長が退学を命ずることがある。

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、当該部局の定めるところによる。

### 附 則

1 この規程は、昭和50年12月9日から施行する。

2 この規程施行の際現に医学部、薬学部又は工学部の研究生である者については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

改正 昭53・3・30達示16号、4・21達示30号、6・20達示39号、平元・7・3達示20号、10・31達示25号、平3・12・24達示40号、平4・10・20達示37号、平13・7・30達示17号、平22・3・29達示24号、平26・3・27達示20号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第3編 学務>第1章 通則等

達示第4号

1987(昭和62)年2月24日

京都大学名誉博士称号授与規程

第1条 京都大学(以下「本学」という。)における名誉博士の称号の授与については、この規程の定めるところによる。

第2条 名誉博士の称号は、本学における学術研究に寄与した功績が特に顕著であると認められる研究者に授与するものとする。

第3条 名誉博士の称号の種類は、次のとおりとする。

名誉文学博士  
名誉教育学博士  
名誉法学博士  
名誉経済学博士  
名誉理学博士  
名誉医学博士  
名誉薬学博士  
名誉工学博士  
名誉農学博士

第4条 名誉博士の称号の授与は、評議会の議を経て、総長が決定する。

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、総長が定める。

附 則

この規程は、昭和62年2月24日から施行する。

改正 平15・1・28達示43号、平16・5・31達示116号

※当該規則は以下にも掲載。 規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第3編 学務>第1章 通則等
---

1946（昭和21）年9月23日

京都大学医学部附属医院協議会規程

- 一、医院ニ医院協議会ヲ設ケ部長並ニ藥局長、事務長ヲ以テ組織ス
  - 一、医院協議会ハ院務ニ関スルコトヲ協議ス
  - 一、医院協議会ハ毎月一回医院長之ヲ召集ス  
但必要アル場合ハ臨時ニ召集スルコトヲ得
  - 一、医院協議会ハ現員ノ二分一以上出席スルニアラサレバ開会スルコトヲ得ズ
  - 一、医院協議会ハ出席者ノ二分一以上ノ賛成ヲ得ルニアラサレバ議決スルコトヲ得ズ
- 改正 昭34・5・20、昭37・4・23、昭41・12・19、昭43・2・19、昭49・6・  
25、平6・5・24

達示第14号

1949(昭和24)年8月15日

## 京都大学工学部規程

### 第1 学 科

第1条 本学部の学科は次の通りである

土木工学科

機械工学科

電気工学科

鉱山学科

冶金学科

工業化学科

建築学科

燃料化学科

化学機械学科

繊維化学科

応用物理学科

### 第2 入 学

第2条 入学志望者は2月15日までに本学部で定めた書式による願書を出身学校を経て提出しなければならない

第3条 入学志望者には入学許可の前に身体検査を行う

第4条 入学者選定方法は教授会で定める

### 第3 修 学

第5条 1カ年の修学期間を2期に分ける

第6条 修学は科目の学修及び特別研究(特別計画を含む)とし各学科の科目を分けて必修科目及び選択科目とする

第7条 科目には授業時間数に応じて各々単位数を定める

但し科目によつては単位数をつけないことがある

第8条 学生は学修する科目を定め予め担当教官の承認を受けなければならない

第9条 設備その他の都合によつて科目の学修人員数を制限することがある

第10条 特別研究を行う学生は予め指導教官の承認を受けなければならない

### 第4 試 験

第11条 科目試験の評点は100を以つて満点とし、60以上を以つて合格点とする

科目によつては評点をつけないことがある

評点は公表しない

第12条 演習、実習、実験及び製図の評点は試験を行わずにつけることがある

第13条 特別研究はその業績の判定と口頭試験とによつて合格を定める

口頭試験は省略することがある

第14条 4年以上在学し一般教養科目中人文科学関係、社会科学関係、自然科学関係の3つの系列に亘つて夫々2科目以上合計9科目以上を履修し少くとも一般教養科目36単位、専門科目(特別研究を含む)84単位、体育4単位、合計124単位を取得した者は学士試験に合格したものとする

但し必修外国語は1科目と見なす

#### 第5 在学

第15条 在学は8年を超えることができない

但し特別の事由があるときは教授会の議を経て延長することができる

#### 第6 転学及び転科

第16条 他の大学又は本学他学部学生であつて、本学部に転学を志望する者又は本学部学生で転科を志望する者があるときは選考のうえ教授会の議を経て許可することがある

#### 第7 聴講生

第17条 本学部の授業科目中5科目(実験、実習、演習、製図等を除く)までの聴講を願ひ出る者があるときは教授会の議を経て許可することがある

聴講生は1科目につき金180円を納付しなければならない

但し聴講した科目につき受験することはできない

第18条 聴講出願期間は3月10日より3月31日までとする

但し後期に開講せられる科目については9月30日まで願書を受理することがある

#### 第8 内地研究員

第19条 再教育のため本学部において研修を志望する者があるときは教授会の議を経て許可することがある

第20条 研修の願書は随時受理する

第21条 研修に要する特別の費用は研究員の負担とする

#### 附 則

この規<sup>(マ)</sup>定は昭和24年6月1日からこれを施行する

工学部規程(昭和8年4月1日制定)は廃止する

国立学校設置法附則第3項規定の実施に関しては別段の定めをなすまではなお従前の規定による

改正 昭25・1・7達示1号、2・21達示4号、10・2達示16号、昭28・4・7達示22号、昭29・4・20達示5号、昭30・4・5達示13号、7・19達示18号、昭31・2・21達示3号、7・17達示23号、昭33・4・26達示4号、昭34・5・12達示13号、昭35・4・12達示10号、昭36・6・20達示8号、昭37・5・8達示7号、昭38・4・23達示10号、昭39・4・28達示4号、昭41・3・22達示8号、昭4

2・4・25達示6号、昭45・7・7達示28号、昭47・1・25達示2号、4・18達示15号、昭50・9・30達示32号、昭51・3・26達示10号、昭56・12・8達示28号、昭63・12・6達示40号、平4・3・17達示4号、平5・2・9達示8号、3・12達示32号、5・11達示55号、平6・9・27達示34号、平7・5・9達示15号、平8・3・26達示13号、平12・3・7達示34号、平13・3・21達示33号、11・30達示25号、平16・7・30達示111号、平18・3・29達示38号、平25・12・26達示74号、平27・3・9達示7号、平28・3・15達示9号、平31・3・27達示21号、令2・3・13達示2号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第3編 学務>第2章 学部

達示第23号

1949(昭和24)年11月5日

京都大学経済学部規程

第1 入 学

第1条 入学志望者は、2月15日までに本学部所定の願書を最終の出身学校を経て提出しなければならない。

第2条 入学志望者に対する選抜方法は、教授会で定める。

第2 授 業

第3条 授業は、一般教養科目と専門科目に分ち行う。

第4条 一般教養科目に属するものを必須科目及び選択科目に分ち左の通りとする。

人文科学関係

必須科目

哲学、史学概論、現代世界史

第一外国語、第二外国語

選択科目

倫理学、心理学、教育学

論理学、宗教学、芸術学

人文地理学、言学、文学

社会科学関係

必須科目

政治学、経済学、社会学

統計学、法学

選択科目

生活科学

自然科学関係

必須科目

数 学

選 抜 科目

自然科学A1、自然科学A2

体育関係

必須科目

保健教育、体育理論、実技

一般教養科目の配当は、分校の規程による。

第5条 専門科目に属するものを基本科目及び研究科目に分ち左の通りとする。

基本科目



経済原論第一部、経済原論第二部、経済学史  
経済史、経営学、統計学  
農業経済論、工業経済論、商業経済論  
世界経済論、交通論、金融論  
財政学、経済政策、社会政策  
外国経済書講読、経済学<sup>(ママ)</sup>習

#### 研究科目

経済変動論、分配論、社会思想史  
日本経済史、東洋経済史、西洋経済史  
経営財務論、経営組織論、経営労務論  
会計学、原価計算論、会計監査論  
簿記学、予算統制論、経営比較論  
外国為替論、企業形態論、生産管理論  
国営企業論、理論統計学、数理統計学  
経済統計学、貨幣論、保険論  
海運論、計画経済論、日本貿易論  
社会運動史、協同組合論、(経済学演習)  
商品学、銀行経営論、商品取引所論  
株式取引所論、各国経済事情、(外国経済書講読)  
人口論、技術論、工学概論  
経済地理学、経済社会学、経済心理学  
経済哲学、憲法、行政法  
民法第一部、民法第二部、民法第三部  
商法第一部、商法第二部、商法第三部  
刑法、国際法

第6条 前2条に掲げた科目の外必要に応じ、特定の科目を授業することがある。

第7条 各科目は、4ケ年に配当して履修せしめる。

科目の配当及び授業時間数は、毎学期始め適宜定める。

第8条 第4条及び第5条に掲げた科目の外、他学部の科目の聴講を希望するものは、学期の始めに願い出でなければならない。

#### 第3 試 験

第9条 試験は、毎学期の終りに行う。但し、特別の事情があるときは、その時期を変更することがある。

第10条 試験を受けようとする者は、受験科目を届出でなければならない。前項の届出期日は予め掲示する。

第11条 単位科目の成績は、100を満点とし、60以上を合格点とする。

第12条 一般教養科目の試験は、分校の規程による。

第13条 4ヶ年以上在学し左記の単位を取得したものは、学士試験に合格したものとす  
る。

一般教養科目	40単位以上
体 育	4単位以上
専門科目	80単位以上

右の専門科目80単位中には、基本科目16単位以上、外国経済書講読及び経済学演習  
各2単位以上を含めなければならない。

#### 第4 在 学

第14条 在学期間は、4ヶ年を原則とし、6ヶ年を超ゆることが出来ない。

但し、休学期間は、算入しない。

#### 第5 転 学

第15条 他の大学学生、又は本学他学部学生で本学部に転学を志望する者があるときは、  
選考の上教授会の議を経て許可することがある。

#### 第6 聴 講 生

第16条 特定の科目につき聴講を志望する者があるときは、教授会の議を経て聴講生と  
して入学を許可することがある。

聴講生の取扱その他については、別に定める。

#### 附 則

この規程は、昭和24年7月1日から、施行し、昭和24年4月1日から、適用する。  
国立学校設置法附則第3項規定の実施に関して別段の定めをなすまでは、なお従前の規  
程による。

左の規程は、これを廃止する。

#### 京都大学経済学部規程（大正8年5月31日制定）

改正 昭25・10・2達示16号、昭28・4・7達示19号、昭29・6・8達示10号、昭3  
0・4・5達示10号、昭32・5・28達示5号、昭33・4・8達示2号、昭34・4・  
21達示8号、昭40・1・26達示1号、9・28達示19号、昭41・12・20達示1  
7号、昭44・7・8達示14号、昭45・3・25達示10号、6・24達示24号、12・  
24達示33号、昭47・1・25達示5号、昭48・1・23達示5号、昭49・1・22  
達示5号、昭50・1・28達示4号、昭51・2・10達示3号、昭52・2・1達示3号、  
昭53・2・21達示8号、昭54・2・20達示4号、昭55・2・5達示4号、昭56・  
2・10達示4号、昭57・2・9達示3号、昭58・2・22達示3号、昭59・5・22  
達示8号、平2・3・6達示3号、平3・12・24達示41号、平5・1・12達示4号、  
3・12達示28号、10・1達示70号、11・9達示73号、平11・3・9達示6号、  
平13・3・21達示33号、平成14・4・1達示19号、平16・7・30達示111号、

平21・3・31達示23号、平26・1・9達示76号、平27・3・9達示7号、平28・  
3・15達示5号、令元・12・11達示76号

※当該規則は以下にも掲載。  
規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第3編 学務>第2章 学部

達示第24号

1949（昭和24）年11月29日

京都大学法学部規程

1 入 学

第1条 入学者選定の方法は、教授会で定める。

2 科 目

第2条 科目を分けて一般教養科目、体育、専門科目及び特別科目とする。

第3条 一般教養科目は、次の通りである。

科 目 名

必 修 科 目

法 学、経済学、史学概論、政治学、社会学

現代世界史、外国語（一）、外国語（二）

選 択 科 目

心理学、論理学、言 学、倫理学、哲 学、人文地理学

文 学、教育学、統計学、人類学、生活科学

自然科学A1、自然科学A2、数 学A、工業概論

2 一般教養科目の単位数は、教授会が定める。

3 一般教養科目の配当及び授業時数は、分校の定めるところによる。

第4条 専門科目は、次の通りである。

科 目 名

憲 法

行政法第一部（総論）

行政法第二部（各論）

刑 法第一部（総論）

刑 法第二部（各論）

刑事訴訟法

民 法第一部（総則）

民 法第二部（物権）

民 法第三部（債権）

民 法第四部（親族、相続）

商 法第一部（総則、商行為、手形、但し、保険を除く。）

商 法第二部（会社）

商 法第三部（海商、保険）

民事訴訟法第一部（判決手続）

民事訴訟法第二部（強制執行、破産）

国際法第一部（平時法）

国際法第二部（紛争処理法）

国際私法、労働法、法理学、日本法制史、西洋法制史

羅馬法、国法学、政治学、外交史、政治史、政治思想史

行政学、刑事学、経済学（原論、政策）財政学

社会政策、外国法

演 習

2 外国法は、英米法、独逸法及び仏蘭西法の3種とし、英米法は6部、独逸法は6部、仏蘭西法は3部に分ち、各1部で1科目とする。但し、各部の題目は、毎年教授会で定める。

3 演習の実施及び題目は、毎年教授会で定める。

第5条 特別科目の講義は、専門科目に関して行う。

2 特別科目の講義については、毎学年教授会で定める。

第6条 専門科目の配当、単位数及び授業時数は、教授会で定める。

### 3 在 学

第7条 在学は、6年を超えることを得ない。

2 4年以上在学して学士試験に合格した者は、学籍を脱する。

### 4 転 学

第8条 他の大学又は、本学の他学部学生であつて本学部に転学を志望する者は、教授会の議を経て許可することがある。

### 5 試 験

第9条 専門科目の試験（以下試験という。）は、毎学年1回その終りに行う。但し、特別の事情あるときは、教授会の決議に依り特定の科目についてその時期を変更することがある。

第10条 試験は、受験の申出をした者に対して行う。

2 受験の申出は、受験科目を示してなさなければならない。

3 受験の申出期間は、その都度教授会で定める。

第11条 試験は、受験者の選択に従い、第4条に掲げた各科目について行う。

2 各科目の試験の成績は、100点を満点とし、60点を及第とする。

3 試験の成績は、公表しない。

第12条 試験は、その学年で授業を担当した教官が行う。但し、已むを得ない事情あるときは、教授会の決議に依り変更することがある。

2 受験者に対する授業を担当した教官が、その学年で授業を担当した教官と異なるときは、受験者の申出に依り教授会の議を経て受験者に対する授業を担当した教官が、試験を行うことができる。

3 前項の申出の時期については、第10条第3項の規定を準用する。

第13条 一般教養科目40単位、体育4単位、専門科目80単位合計124単位以上を取得した者は、学士試験に合格した者とする。

2 一般教養科目の試験については、別に分校の定めるところによる。

#### 6 聴講生

第14条 専門科目について聴講を出願する者あるときは、教授会の決議に依り聴講生として許可する。

2 聴講生の聴講期間は、学年に依る1年間限りとし、全科目に亘り随意に聴講することができる。

3 聴講生は、願出に依り聴講した科目について受験することができる。合格した科目に対しては、証明書を与える。

4 聴講生は、授業料と同額の聴講料を納めなければならない。

#### 附 則

第15条 この規程は、昭和24年6月1日から、施行する。

第16条 従前の法学部規程は、廃止する。但し、国立学校設置法附則第3項規定の実施に関して別段の定めをなすまでは、なお従前の規程による。

改正 昭25・3・3学長裁定、9・15達示14号、10・2達示16号、昭28・4・7達示18号、昭30・4・5達示9号、昭31・3・6達示4号、昭34・2・24達示3号、3・10達示4号、4・21達示7号、6・23達示19号、昭37・3・6達示4号、昭39・1・22達示15号、昭41・12・20達示16号、昭44・2・18達示1号、6・17達示10号、昭45・3・10達示4号、3・25達示9号、昭46・1・26達示1号、2・23達示6号、昭47・1・25達示4号、昭48・1・23達示4号、昭49・1・22達示4号、昭50・1・28達示3号、昭51・2・10達示2号、5・31達示27号、昭52・2・1達示2号、昭53・2・21達示7号、5・8達示35号、昭54・2・20達示3号、昭55・2・5達示3号、5・1達示24号、昭56・2・10達示3号、昭57・2・9達示1号、5・25達示12号、昭58・7・5達示20号、昭59・5・29達示10号、昭62・3・31達示9号、昭63・3・8達示2号、平4・5・12達示11号、平5・1・12達示3号、3・12達示27号、平6・1・20達示1号、平7・1・13達示2号、平8・2・15達示3号、平12・3・7達示32号、平13・3・21達示33号、11・30達示25号、平16・7・30達示129号、平20・3・27達示24号、平21・3・31達示22号、平25・3・27達示24号、11・26達示67号、平27・3・9達示7号、平28・3・15達示4号、平31・2・19達示3号、令元・11・8達示71号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第3編 学務>第2章 学部

達示第26号

1949(昭和24)年12月19日

京都大学文学部規程

第1 学 科

第1条 本学部に哲学科、史学科及び文学科を置く。

第2 入 学

第2条 入学者の選抜方法は、教授会で定める。

第3 授 業

第3条 授業は、一般教養科目及び専門科目に分けて行う。

第4条 一般教養科目は、左の通りとする。

人文科学

哲学、倫理学、心理学、社会学、宗教学、芸術学、論理学、教育学  
国史学、東洋史学、西洋史学、人文地理学、現代世界史、人類学  
文学、国語学国文学、漢文学、英語、独語、仏語、露語、中国語

社会科学

法学、政治学、経済学、統計学、生活科学

自然科学

数学、物理学、化学、生物学、地学、天文学

体 育

2 一般教養科目の配当及び授業時数は、分校の定めるところによる。

第5条 専門科目を分けて専攻科目及び副科目とする。

2 専攻科目は、左の通りとする。

哲 学 科

哲学、西洋哲学史、印度哲学史、支那哲学史、心理学、倫理学  
教育学教授法、美学美術史、社会学、宗教学、仏教学、基督教学

史 学 科

国史学、東洋史学、西洋史学、考古学、人文地理学

文 学 科

国語学国文学、中国語学中国文学、西洋古典語学、西洋古典文学  
英語学英文学、独語学独文学、仏語学仏文学  
伊太利語学伊太利文学、梵語学梵文学、言語学

3 副科目は、毎学年の初めに定める。

第4 試 験

第6条 試験は、科目試験及び論文試験とする。

2 科目試験の単位及びその数については、別に定める。

3 論文試験は、所定の科目試験に合格した者に対して行う。

但し、論題は、専攻科目の範囲内に限る。

第7条 前条の論文は、教授会の指定した教官が審査する。

第8条 試験実施の期日その他については、予め告知する。

第9条 4年以上在学し、一般教養科目40単位、専門科目80単位（論文を含む。）体育4単位以上を取得した者は、通則第21条に定める学士試験合格者とする。

2 一般教養科目の試験については、分校の定めるところによる。

#### 第5 在 学

第10条 在学は、7年を超えることができない。

#### 第6 転学及転科

第11条 他の大学学生又は、本学他学部学生で、本学部に転学を志望する者、若くは、本学部学生で、転科を志望する者があるときは、銓衡の上教授会の議を経て許可することがある。

#### 第7 聴 講 生

第12条 特定の科目につき聴講を志望する者があるときは、教授会の銓衡を経て聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生の取扱、その他については、別に定める。

#### 附 則

1 この規程は、昭和24年6月1日から、施行する。

2 明治39年8月16日制定の文学部規程は、廃止する。

3 国立学校設置法附則第3項規定の実施に関して別段の定めをなすまでは、なお従前の規程による。

改正 昭25・10・2達示16号、昭28・4・7達示16号、昭29・5・25達示7号、昭30・4・5達示7号、昭34・5・12達示12号、6・23達示17号、昭35・2・23達示5号、昭37・3・6達示3号、昭41・12・6達示15号、昭45・4・14達示15号、昭57・11・30達示23号、平4・5・12達示10号、平5・1・12達示2号、3・12達示25号、10・1達示68号、平7・5・9達示14号、平8・3・26達示12号、平13・3・21達示33号、平15・3・3達示48号、平16・7・30達示111号、平25・12・19達示70号、平27・3・9達示7号、平28・3・15達示2号、令元・10・28達示67号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第3編 学務>第2章 学部



達示第10号

1950(昭和25)年7月15日

## 京都大学理学部規程

### 第1 学 科

第1条 理学部に次の学科を置く。

数 学 科  
物 理 学 科  
宇宙物理学科  
地球物理学科  
化 学 科  
動 物 学 科  
植 物 学 科  
地質学鉱物学科

第2条 学生は、学部で定めた時期にその属する学科の志望を申出るものとする。

第3条 学生の学科への分属は、各学科の収容可能な人員と志望者数とを調整して教授会で定める。

### 第2 入 学

第4条 入学手続並びに入学者選考方法は、教授会で定める。

第5条 入学者の決定は、教授会で行う。

### 第3 授 業

第6条 授業は、一般教養科目・専門科目及び体育に分つ。

第7条 一般教養科目及び体育の授業は、分校の定めるところによる。

第8条 専門科目の授業は、教授会で定める。

第9条 学生の履修すべき科目は、各学科について公示された例に準拠して、各自選択する。

2 選択した科目については、予め担当教官の承認を受けなければならない。

3 設備その他の都合により、科目の学修人員を制限することがある。

第10条 科目に対する単位数は、教授会で定める。

### 第4 学 士 試 験

第11条 4年以上在学し、一般教養科目中、人文科学・社会科学及び自然科学の各系列に亘つて夫々2科目以上合計9科目以上を履修し、少くとも一般教養科目36単位以上、専門科目84単位以上及び体育4単位合計124単位以上を取得した学生は、学士試験合格の認定を請求することができる。

2 前項の在学年限及び単位には、本学他学部又は他大学の在学年数及び履修した科目の単位数を通算することがある。

第12条 前条第1項の認定は、教授会で行う。

第5 在 学

第13条 在学は、7年を越えることができない。

第6 転学及び転科

第14条 本学他学部又は他大学の学生で、本学部に転学を志望する者又は本学部学生で、転科を志望する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て許可することがある。

第7 聴 講 生

第15条 本学部の授業科目中、特定の講義について聴講を願い出る者があるときは、教授会の議を経て許可することがある。

2 聴講生の取扱その他については、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和24年6月1日から、施行する。
- 2 昭和9年7月10日制定の理学部規程は、廃止する。
- 3 国立学校設置法附則第3項規定の実施については、別段の定めをなすまでは、なお、従前の規程による。

改正 昭25・10・2達示16号、昭28・4・7達示20号、昭30・4・5達示11号、昭34・3・20達示6号、昭39・2・18達示2号、昭42・4・25達示5号、昭45・7・7達示25号、平5・1・12達示5号、3・12達示29号、平6・9・27達示33号、平13・3・21達示33号、平14・4・1達示19号、平16・7・30達示111号、平25・3・27達示25号、12・26達示74号、平27・3・9達示7号、平28・3・15達示6号、令元・12・20達示81号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第3編 学務>第2章 学部

達示第18号

1950(昭和25)年12月22日

京都大学教育学部規程

第1 入 学

第1条 入学者の選抜方法は、教授会で定める。

第2 授 業

第2条 授業は、一般教養科目及び専門科目に分けて行う。

第3条 一般教養科目は、左の通りとする。

人 文 科 学

哲学、倫理学、心理学、社会学、宗教学、芸術学

論理学、教育学

国史学、東洋史学、西洋史学、人文地理学、現代世界史

人類学

文学、国語学、国文学、漢文学、外国文学

社 会 科 学

法学、政治学、経済学、統計学、生活科学

自 然 科 学

数学、物理学、化学、生物学、地学、天文学

体 育

2 一般教養科目の配当及び授業時数は、分校の定めるところによる。

第4条 専門科目は、左の通りとする。

教育原理、教育哲学、教育史、

比較教育学、教育課程、教育方法

教育指導、精神衛生、各科教授法、教育実習

教育心理原理、教育心理方法、発達心理学

教育社会学、社会教育学、文化人類学

社会福祉学、教育行政学、教育財政学

体育学、新聞学、図書館学、博物館学

2 教授会の議を経て前項以外の科目を専門科目と見なすことができる。

3 専門科目の単位数、配当及び授業時数は、別に定める。

第3 試 験

第5条 試験は、科目試験及び論文試験とする。

2 論文試験は、所定の科目試験に合格した者に対して行う。

但し、論文題目は、受験科目の範囲内に限る。

第6条 前条の論文は、教授会の指定した教官が審査する。

第7条 試験実施の期日その他については、予め告知する。

第8条 4年以上在学し、一般教養科目36単位体育4単位専門科目84単位(論文を含む。)以上を取得した者は、通則第21条に定める学士試験合格者とする。

2 一般教養科目の試験については、分校の定めるところによる。

#### 第4 在 学

第9条 在学は、7年を超えることができない。

#### 第5 転 学

第10条 本学他学部又は他大学の学生で本学部に転学を志望する者、又は本学部学生で他に転学を志望する者があるときは、教授会の議を経て許可することがある。

#### 第6 聴 講 生

第11条 特定の科目につき聴講を志望する者があるときは、教授会の選考を経て聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生の取扱その他については、別に定める。

#### 附 則

この規程は、昭和25年12月19日から、施行する。

改正 昭28・4・7達示17号、昭30・4・5達示8号、昭32・4・23達示1号、昭34・2・24達示3号、5・26達示15号、6・23達示18号、昭37・5・8達示6号、昭45・4・28達示18号、昭51・4・27達示12号、昭58・2・22達示2号、5・24達示15号、平4・12・44達示61号、平5・3・12達示26号、10・1達示69号、平10・3・10達示6号、平12・6・16達示6号、平13・3・21達示33号、平14・4・1達示19号、平16・7・30達示111号、平25・12・19達示71号、平27・3・9達示7号、平28・3・15達示3号、平30・6・21達示54号、令元・10・28達示68号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第3編 学務>第2章 学部

達示第6号

1953(昭和28)年4月7日

京都大学大学院文学研究科規程

第1 専攻

第1条 修士、博士の両課程に、次の専攻を置く。

哲 学  
宗 教 学  
心 理 学  
社 会 学  
美 学  
国 史 学  
東 洋 史 学  
西 洋 史 学  
地 理 学  
考 古 学  
国 語 学 国 文 学  
中 国 語 学 中 国 文 学  
梵 語 学 梵 文 学  
仏 蘭 西 語 学 仏 蘭 西 文 学  
英 語 学 英 米 文 学  
独 逸 語 学 独 逸 文 学  
言 語 学

第2 入学

第2条 入学手続及び入学者選抜方法は、文学部教授会で定める。

第3条 入学者の決定は、文学部教授会で行う。

第3 転科

第4条 通則第34条により本研究科に転科を志望する者は、文学部教授会の議を経て、許可することがある。

第4 科目及び学修方法

第5条 各専攻に属する科目は、次の通りとする。

哲 学  
哲学 倫理学 支那哲学史 印度哲学史 西洋古代哲学史 西洋中世哲学史 西洋近  
世哲学史  
宗 教 学  
宗教学 仏教学 基督教学 宗教史 仏教史

心 理 学

実験心理学 実験比較心理学 社会心理学

社 会 学

社会学原論 文化社会学 民俗学

美 学

美学美術史 東洋美術 西洋美術

国 史 学

国史学(古代) 国史学(中世) 国史学(近世)

東 洋 史 学

東洋史学(古代) 東洋史学(中世) 東洋史学(近世)

西 洋 史 学

史学理論 西洋史学(古代) 西洋史学(中世) 西洋史学(近世)

地 理 学

人文地理学 歴史地理学 地誌学

考 古 学

考古学(日本) 考古学(東洋) 人類学

国語学国文学

国語学 国文学

中国語学中国文学

中国語学 中国文学

梵語学梵文学

梵語学 梵文学

仏蘭西語学仏蘭西文学

仏蘭西語学 仏蘭西文学

英語学英米文学

英語学 英米文学

独逸語学独逸文学

独逸語学 独逸文学

言 語 学

言語学 西洋古典語学西洋古典文学 伊太利語学伊太利文学 梵語学 仏蘭西語学  
英語学 独逸語学

第6条 前条の科目の外、必要に応じ、特定の科目を授業することがある。

第7条 科目の単位数は、研究科会議で定める。

第8条 科目の配当及び授業時間数は、毎学年の始めに定める。

第9条 各学生につき、指導教授を定める。

2 学生は、学修につき、指導教授の指導を受けなければならない。

第10条 通則第37条により他の研究科の科目の学修を志望する者は指導教授の許可を得て、毎学年の始めに願出でなければならない。

第11条 修士課程に必要な30単位の中、各専攻に属する科目16単位は、必修とし、爾余の単位は、指導教授の許可を得て、自由選択とすることができる。

2 博士課程に必要な20単位の中、各専攻に属する科目12単位は、必修とし、爾余の単位は、指導教授の許可を得て、自由選択とすることができる。

#### 第5 試験

第12条 試験は、毎学年の終りに行う。但し、特別の事情があるときは、その時期を変更することができる。

第13条 試験を受けようとする者は、受験科目を届け出でなければならない。

2 前項の届出期日は、予め告知する。

#### 第6 論文審査

第14条 研究論文は、研究科会議で定めた教官の調査及び口頭試問の結果にもとづいて、研究科会議で審査する。

第15条 通則第40条第4項により学位を得ようとする者は、研究論文を提出し、且つ、専攻学術に関し、大学院の博士課程を終えた者と同等以上の学識を有することを確認されなければならない。

第16条 前条の専攻学術に関する学識の確認は、筆答試問及び口頭試問により行う。但し、研究科会議の議を経て、他の方法によることができる。

2 提出論文の審査は、大学院の博士課程における論文審査と同一の手続による。

#### 第7 外国学生、委託生、聴講生

第17条 外国学生、委託生及び聴講生として入学を希望する者には、文学部教授会の議を経て、許可することができる。

#### 附 則

この規程は、昭和28年4月1日から施行する。

改正 昭31・10・1、昭32・5・23総長裁定、昭35・6・21達示12号、昭45・3・25達示14号、昭47・5・23達示21号、昭52・3・15達示9号、平2・6・26達示20号、平5・3・12達示34号、平7・9・26達示28号、平8・2・20達示4号、3・26達示6号、平16・7・30達示111号、平18・5・30達示41号、平20・9・30達示49号、平25・12・19達示72号、平27・3・9達示7号、平29・9・26達示45号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第3編 学務>第3章 大学院

達示第7号

1953(昭和28)年4月7日

京都大学大学院教育学研究科規程

第1 専攻

第1条 修士、博士の両課程に、次の専攻を置く。

教育学

教育方法学

第2 入学

第2条 入学手続及び入学者選抜方法は、教育学部教授会で定める。

第3条 入学者の決定は、教育学部教授会で行う。

第3 転科

第4条 通則第34条により本研究科に転科を志望する者には、教育学部教授会の議を経て、許可することがある。

第4 科目及び学修方法

第5条 各専攻に属する科目は、次の通りとする。

教育学

教育哲学

教育史

教育課程

教育方法学

教育心理学

教育指導

社会教育学

教育社会学

教育行政学

各科教授法

第6条 前条の科目の外、必要に応じ、特定の科目を授業することがある。

第7条 科目の単位数は、研究科会議で定める。

第8条 科目の配当及び授業時間数は、毎学年の始めに定める。

第9条 各学生につき、指導教授を定める。

2 学生は、学修につき、指導教授の指導を受けなければならない。

第10条 通則第37条により他の研究科の科目の学修を志望する者は、指導教授の許可を得て、毎学年の始めに願い出でなければならない。

第11条 修士課程に必要な30単位の中、各専攻に属する科目16単位は、必修とし、爾余の単位は、指導教授の許可を得て、自由選択とすることができる。



2 博士課程に必要な20単位の中、各専攻に属する科目12単位は、必修とし、爾余の単位は、指導教授の許可を得て、自由選択とすることができる。

#### 第5 試験

第12条 試験は、毎学年の終りに行う。但し、特別の事情があるときは、その時期を変更することができる。

第13条 試験を受けようとする者は、受験科目を届け出でなければならない。

2 前項の届出期日は、予め告知する。

#### 第6 論文審査

第14条 研究論文は、研究科会議で定めた教官の調査及び口頭試問の結果にもとづいて、研究科会議で審査する。

第15条 通則第40条第四項により学位を得ようとする者は、研究論文を提出し、且つ、専攻学術に関し、大学院の博士課程を終えた者と、同等以上の学識を有することを確認されなければならない。

第16条 前条の専攻学術に関する学識の確認は、筆答試問及び口頭試問により行う。但し、研究科会議の議を経て、他の方法によることができる。

2 提出論文の審査は、大学院の博士課程における論文審査と同一の手続による。

#### 第7 外国学生、委託生、聴講生

第17条 外国学生、委託生及び聴講生として入学を希望する者には、教育学部教授会の議を経て、許可することができる。

#### 附 則

この規程は、昭和28年4月1日から施行する。

改正 昭31・10・1、昭32・5・23総長裁定、昭42・7・4達示18号、昭52・3・15達示10号、昭63・5・10達示21号、平2・6・26達示21号、平5・3・12達示35号、平7・1・24達示4号、平8・2・20達示4号、平10・3・10達示7号、平14・4・1・達示19号、平16・7・30達示111号、平18・5・30達示41号、平20・9・30達示49号、平25・12・19達示73号、平26・3・18達示9号、平27・3・9達示7号、平29・9・26達示46号、平30・3・28達示34号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第3編 学務>第3章 大学院

達示第8号

1953（昭和28）年4月7日

京都大学大学院法学研究科規程

第1 専攻

第1条 修士、博士の両課程に、次の専攻を置く。

基礎法学

公 法

民刑事法

第2 入 学

第2条 入学手続及び入学者の選抜方法は、法学部教授会で定める。

第3条 入学者の決定は、法学部教授会で行う。

第3 転 科

第4条 通則第34条により本研究科に転科を志望する者には、法学部教授会の議を経て、許可することがある。

第4 科目及び学修方法

第5条 各専攻に属する科目は次の通りとし、科目ごとに演習を行う。

基礎法学

法 哲 学

法 思 想 史

日 本 法 史

東 洋 法 史

西 洋 法 史

ロ ー マ 法

公 法

憲 法

国 法 学

行 政 法

財 政 法

国 際 法

政 治 学

行 政 学

政 治 史

外 交 史

民刑事法

民 法

商 法  
民事手続法  
刑 法  
刑事手続法  
国際私法  
社 会 法

第6条 前条の科目の外、必要に応じ、特定の科目を授業することがある。

第7条 科目の配当、単位数及び授業時数は、研究科会議で定める。

#### 第5 試験

第8条 試験は、講義の終了した各学期末に行う。但し、特別の事情があるときは、研究科会議の議を経て、特定の科目についてその時期を変更することがある。

第9条 試験は、受験の申出をした者に対して行う。

2 試験の成績は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。

第10条 試験は、その学年で授業を担当した教官が行う。但し、やむを得ない事情があるときは、研究科会議の議を経て、変更することがある。

第11条 修士及び博士の学位を得るに必要な単位の、学修方法は、研究科会議で定める。

#### 第6 論文審査

第12条 研究論文は、研究科会議で定めた教官の調査及び口頭試問の結果にもとづいて研究科会議が審査する。

第13条 通則第40条第4項により学位を得ようとする者は、研究論文を提出し、且つ、専攻学術に関し、大学院の博士課程を終えた者と同等以上の学識を有することを確認されなければならない。

第14条 前条の専攻学術に関する学識の確認は、筆答試問及び口頭試問により行う。但し、研究科会議の議を経て、他の方法によることができる。

2 提出論文の審査は、大学院の博士課程における論文審査と同一の手続による。

#### 第7 外国学生、聴講生

第15条 外国学生及び聴講生として入学を希望する者には、法学部教授会の議を経て、許可することがある。

2 聴講生の聴講期間は、研究科会議で定める。

3 聴講生は、願出により、聴講した科目について受験することができる。合格した科目に対しては、証明書を交付する。

#### 附 則

この規程は、昭和28年4月1日から施行する。

改正 昭30・4・5達示5号、昭31・10・1、昭32・5・23総長裁定、昭34・2・24  
達示3号、昭35・2・21達示4号、昭41・3・22達示7号、昭44・2・18達示2  
号、昭52・3・15達示11号、昭53・5・8達示36号、昭55・5・1達示25号、

平2・6・26達示22号、平4・6・30達示20号、平5・3・12達示36号、平7・  
1・24達示4号、平8・2・20達示4号、7・9達示60号、平13・11・30達示2  
5号、平16・7・30達示128号、平18・3・29達示14号、5・30達示41号、  
平26・3・27達示23号、12・4達示48号、平27・3・9達示7号、平29・9・  
26達示46号、令2・3・11達示1号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第3編 学務>第3章 大学院

達示第9号

1953(昭和28)年4月7日

京都大学大学院経済学研究科規程

第1 専攻

第1条 修士、博士の両課程に、次の専攻を置く。

理論経済学・経済史学

経済政策学

第2 入学

第2条 入学手続及び入学者選抜方法は、経済学部教授会で定める。

第3条 入学者の決定は、経済学部教授会で行う。

第3 転科

第4条 通則第34条により本研究科に転科を志望する者には、経済学部教授会の議を経て、許可することがある。

第4 授業及び学修方法

第5条 課程専攻に属する科目及び単位数は、次の通りとする。

修士課程

理論経済学・経済史学

古典経済学	(4 単位)
社会主義経済学	(4 〃)
近代経済学	(4 〃)
統計学特論	(4 〃)
経済統計論	(4 〃)
貨幣論特論	(4 〃)
金融経済論	(4 〃)
歴史派経済学	(4 〃)
経済学方法論	(4 〃)
近代経済史	(4 〃)
各国経済史(米国)	(4 〃)
日本経済史特論	(4 〃)
比較経済史	(4 〃)
各国経済史(英国)	(4 〃)
社会思想史特論	(4 〃)
各国経済史(中国)	(4 〃)
会計学の経済学的研究	(4 〃)
演習	(8 〃)

経済政策学

工業政策論	(4 単位)
企業集中論	(4 〃 )
経済政策学原理	(4 単位)
産業構造論	(4 〃 )
財政政策論	(4 〃 )
農業政策論	(4 〃 )
社会政策論特論	(4 〃 )
労働組合論	(4 〃 )
日本貿易論	(4 〃 )
国際貿易論	(4 〃 )
人事管理論	(4 〃 )
財務管理論	(4 〃 )
保険論特論	(4 〃 )
交通政策論	(4 〃 )
演 習	(8 〃 )

博士課程

理論経済学・経済史学

古典経済学特論	(4 単位)
社会主義経済学特論	(4 〃 )
近代経済学特論	(4 〃 )
経済変動論特論	(4 〃 )
貨幣論特論	(4 〃 )
金融経済論	(4 〃 )
経済史方法論	(4 単位)
経済哲学特論	(4 〃 )
日本経済思想史特論	(4 〃 )
日本経済史特論	(4 〃 )
中国経済思想史	(4 〃 )
中国経済史特論	(4 〃 )
演 習	(8 〃 )

経済政策学

工業政策論特論	(4 単位)
産業統制論	(4 〃 )
経済政策論特論	(4 〃 )
統制経済論特論	(4 〃 )

財政政策特論	(4 〃)
租税論	(4 〃)
公企業論	(4 〃)
農業政策論特論	(4 〃)
農地政策論	(4 〃)
日本貿易論特論	(4 〃)
国際貿易論特論	(4 〃)
人事管理論特論	(4 〃)
中小企業論	(4 〃)
海運政策論	(4 〃)
演習	(8 〃)

第6条 前条の科目の外、必要に応じ、特定の科目を授業することがある。

第7条 科目の配当及び授業時間数は、毎学年の始め別に定める。

第8条 他研究科の科目の学修を希望する者は、学年始めに願い出でなければならない。

第9条 各学生につき、指導教授を定める。

2 学生は、学修につき、指導教授の指導を受けなければならない。

第10条 修士課程に必要な30単位の中には、専攻に属する科目15単位以上を含まなければならない。

2 右の30単位中、8単位以内に限り、他研究科に設けられた修士課程の科目を加えることができる。

3 修士、博士の両課程における専攻に属する特殊研究は、必修とする。

#### 第5 試験

第11条 試験は、毎学年の終りに行う。但し、特別の事情があるときは、その時期を変更することがある。

第12条 試験を受けようとする者は、受験科目を届け出でなければならない。

2 前項の届出期日は、予め告知する。

第13条 試験成績は100を満点とし、60以上を合格点とする。

#### 第6 論文審査

第14条 研究論文は、研究科会議で定めた教官の調査の結果にもとづいて、研究科会議で審査する。

第15条 通則第40条第4項により学位を得ようとする者は、研究論文を提出し、且つ、専攻学術に関し、大学院の博士課程を終えた者と同等以上の学識を有することを確認されなければならない。

第16条 前条の専攻学術に関する学識の確認は、筆答試問及び口頭試問により行う。但し、研究科会議の議を経て他の方法によることができる。

2 提出論文の審査は、大学院の博士課程における論文審査と同一の手続による。

## 附 則

この規程は、昭和28年4月1日から施行する。

改正 昭30・4・5達示6号、昭31・10・1、昭32・5・13総長裁定、5・28達示6号、  
昭38・4・23達示11号、昭52・3・15達示12号、昭62・5・20達示12号、  
平2・6・26達示23号、平5・3・12達示37号、平7・9・26達示28号、平8・  
2・20達示4号、3・26達示7号、平9・3・18達示5号、平14・4・1達示19号、  
平16・7・30達示111号、平18・3・29達示14号、平20・3・27達示26号、  
6・23達示36号、平26・1・9達示77号、平27・3・9達示7号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第3編 学務>第3章 大学院



達示第10号

1953(昭和28)年4月7日

京都大学大学院理学研究科規程

第1 専攻

第1条 修士、博士の両課程に、次の専攻を置く。

数 学  
物 理 学  
宇宙物理学  
地球物理学  
化 学  
動 物 学  
植 物 学  
地質学鉱物学

第2条 前条の専攻ごとに、次の分科を置く。

数 学	
数学解析学	函 数 論
幾 何 学	代数学及び数論
位相解析学	
物 理 学	
固体液体物理学	電子学電波学
原子核物理学	輻射学放射学
量子力学原子核論	素 粒 子 論
物 性 論	非線型力学
宇宙物理学	
宇宙物理学	天 体 物 理 学
位置天文学	
地球物理学	
測地学及び地殻物理学	地震学及び応用地球物理学
気 象 学	海洋物理学及び陸水物理学
地球電磁気学	
化 学	
物 理 化 学	無 機 化 学
有 機 化 学	量 子 化 学
分析化学及び海洋化学	生 物 化 学
金 相 学	化 学 物 理

## 動物学

動物細胞学及び遺伝学      動物生理学及び生態学  
動物発生学及び実験形態学      動物系統学

## 植物学

植物生理学及び植物生態学  
植物細胞学及び植物組織学  
植物分類学及び植物地理学

## 地質学鉱物学

物理地質学      岩石学  
地質学      地史学  
鉱物学

## 第2 入学

第3条 入学手続及び入学者選抜方法は、理学部教授会で定める。

第4条 入学者の決定は、理学部教授会で行う。

## 第3 転科

第5条 通則第34条により本研究科に転科を志望する者があるときは、選考の上、理学部教授会の議を経て、許可することがある。

2 本研究科の学生で、特に研究の必要上専攻の変更を志望する者があるときは、欠員のある場合に限り、理学部教授会の議を経て、許可することがある。

## 第4 授業及び学修方法

第6条 科目、単位数及び授業時間数は、研究科会議で定める。

第7条 各学生につき、指導教授を定める。

2 学生は、学修につき、指導教授の指導を受けなければならない。

第8条 転科前に、本学又は他大学の大学院で学修した科目、単位数及び在学年数の一部又は全部を、研究科会議の議を経て、通算することがある。

## 第5 試験

第9条 試験は、科目ごとに適宜行う。

## 第6 論文審査

第10条 研究論文は、研究科会議で定めた教官の調査の結果にもとづいて、研究科会議で審査する。

第11条 通則第40条第4項により学位を得ようとする者は、研究論文を提出し、且つ、専攻学術に関し、大学院の博士課程を終えた者と同等以上の学識を有することを確認されなければならない。

第12条 前条の専攻学術に関する学識の確認は、筆答試問及び口頭試問により行う。但し、研究科会議の議を経て、他の方法によることができる。

2 提出論文の審査は、大学院の博士課程における論文審査と同一の手続による。

第7 外国学生、委託生・聴講生

第13条 外国学生、委託生及び聴講生として入学を志望する者には、理学部教授会の議を経て、許可することがある。

附 則

この規程は、昭和28年4月1日から施行する。

改正 昭29・10・5達示14号、昭31・10・1、昭32・5・23総長裁定、5・28達示7号、昭34・11・24達示23号、昭36・3・7達示2号、昭40・9・14達示17号、昭46・4・13達示11号、昭48・5・8達示24号、昭49・9・24達示29号、昭52・3・15達示13号、昭61・5・20達示11号、平2・6・26達示24号、平5・3・12達示38号、平6・9・27達示35号、平7・5・9達示11号、9・26達示28号、平8・2・20達示4号、平14・4・1達示19号、平15・3・3達示49号、平16・7・30達示111号、平18・5・30達示41号、平20・6・23達示36号、平25・12・26達示74号、平27・3・9達示7号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第3編 学務>第3章 大学院

達示第11号

1953(昭和28)年4月7日

京都大学大学院薬学研究科規程

第1 専攻

第1条 修士、博士の両課程に、次の専攻を置く。

薬学

第2 入学

第2条 入学手続及び入学者選抜方法は、医学部教授会で定める。

第3条 入学者の決定は、医学部教授会で行う。

第3 転科

第4条 通則第34条により本研究科に転科を志望する者には、医学部教授会の議を経て、許可することがある。

第4 授業及び学修方法

第5条 科目、単位数及び授業時間数は、研究科会議で定める。

第6条 学生は、毎学年の始めに学修する科目を定め、承認を受けなければならない。

第7条 他研究科の科目の学修を希望する者は、学年始めに願い出でなければならない。

第8条 各学生につき、指導教授を定める。

2 学生は、学修につき、指導教授の指導を受けなければならない。

第9条 転科前に、本学又は他大学の大学院で学修した科目、単位数及び在学年数の一部又は全部を研究科会議の議を経て、通算することができる。

第5 試験

第10条 試験は、毎学年の終りに行う。但し、特別の事情があるときは、その時期を変更することがある。

第11条 試験を受けようとする者は、受験科目を届け出でなければならない。

2 前項の届出期日は、予め告知する。

第6 論文審査

第12条 研究論文は、研究科会議で定めた教官の調査の結果にもとづいて、研究科会議で審査する。

第13条 通則第40条第4項により学位を得ようとする者は、研究論文を提出し、且つ、専攻学術に関し、大学院の博士課程を終えた者と同等以上の学識を有することを確認されなければならない。

第14条 前条の専攻学術に関する学識の確認は、筆答試問及び口頭試問により行う。但し、研究科会議の議を経て他の方法によることができる。

2 提出論文の審査は、大学院の博士課程における論文審査と同一の手続による。

附 則

この規程は、昭和28年4月1日から施行する。

改正 昭30・1・25達示2号、昭31・10・1、昭32・5・23総長裁定、昭34・11・24達示25号、昭35・4・12達示11号、昭40・5・11達示9号、昭49・5・14達示22号、昭52・3・15達示15号、平2・6・26達示26号、平5・3・12達示40号、6・22達示59号、平7・1・24達示4号、9・26達示28号、平8・2・20達示4号、平9・3・18達示6号、平16・7・30達示111号、平18・5・30達示41号、平19・3・30達示31号、平20・6・23達示36号、平22・3・29達示30号、平24・3・27達示30号、平25・12・26達示74号、平27・3・9達示7号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第3編 学務>第3章 大学院

達示第12号

1953(昭和28)年4月7日

## 京都大学大学院工学研究科規程

### 第1 専攻

第1条 修士、博士の両課程に、次の専攻を置く。

土木工学  
機械工学  
電気工学  
鉱山学  
冶金学  
工業化学  
建築学  
燃料化学  
化学機械学  
繊維化学  
応用物理学

### 第2 入学

第2条 入学手続及び入学者選抜方法は、工学部教授会で定める。

第3条 入学者の決定は、工学部教授会で行う。

### 第3 転科

第4条 通則第34条により本研究科に転科を志望する者には、工学部教授会の議を経て、許可することがある。

2 本研究科学生で専攻の変更を志望する者には、工学部教授会の議を経て、許可することがある。

### 第4 授業及び学修方法

第5条 授業は、講義、演習、特別実験(設計計画を含む。)及び研究実験とする。

第6条 科目、単位数及び授業時間数は、研究科会議で定める。

第7条 各学生につき、指導教授を定める。

2 学生は、学修につき、指導教授の指導を受けなければならない。

第8条 転科前に、本学又は他大学の大学院で学修した科目、単位数及び在学年数の一部又は全部を、研究科会議の議を経て、通算することができる。

### 第5 試験

第9条 試験は、毎学年の終りに行う。但し、特別の事情があるときは、その時期を変更することがある。

第10条 試験を受けようとする者は、受験科目を届け出でなければならない。

2 前項の届出期日は、予め告知する。

#### 第6 論文審査

第11条 研究論文は、研究科会議で定めた教官の調査の結果にもとづいて、研究科会議で審査する。

第12条 通則第40条第4項により学位を得ようとする者は、研究論文を提出し、且つ、専攻学術に関し、大学院の博士課程を終えた者と同等以上の学識を有することを確認されなければならない。

2 前項の専攻学術に関する学識の確認は、筆答試問及び口答試問により行う。但し、研究科会議の議を経て、他の方法によることができる。

3 提出論文の審査は、前条の手続による。

#### 第7 外国学生、委託生、聴講生

第13条 外国学生、委託生及び聴講生として入学を志望する者には、選考の上、工学部教授会の議を経て、許可することがある。

#### 附 則

この規程は、昭和28年4月1日から施行する。

改正 昭31・10・1総長裁定、昭32・4・23達示3号、5・13総長裁定、昭33・4・26達示5号、昭34・5・12達示14号、昭37・6・19達示8号、昭38・4・23達示12号、昭39・9・29達示14号、昭40・5・11達示10号、昭41・3・22達示7号、昭42・2・21達示2号、昭43・4・30達示7号、昭45・4・28達示19号、昭49・3・26達示14号、5・14達示23号、昭52・3・15達示16号、昭54・5・1達示13号、昭58・5・24達示14号、昭62・5・20達示13号、平2・6・26達27号、平3・5・28達示23号、平5・3・12達示41号、6・22達示60号、平6・9・27達示36号、平7・1・24達示4号、5・9達示12号、平8・2・20達示4号、3・26達示9号、平10・3・10達示8号、10・26達示85号、平13・11・30達示25号、平15・6・4達示27号、平16・7・30達示111号、平17・3・22達示28号、平18・5・30達示41号、平20・3・27達示27号、6・23達示36号、平25・12・26達示74号、平27・3・9達示7号、令元・9・25達示65号、11・15達示73号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第3編 学務>第3章 大学院

達示第13号

1953(昭和28)年4月7日

## 京都大学大学院農学研究科規程

### 第1 専攻

第1条 修士、博士の両課程に、次の専攻を置く。

農 学  
林 学  
農芸化学  
農林生物学  
農業工学  
農林経済学

水産学 但し、水産学専攻の博士課程は、一部の専門種目(水産化学)のみとする。

### 第2 入学

第2条 入学手続及び入学者選抜方法は、農学部教授会で定める。

第3条 入学者の決定は、農学部教授会で行う。

### 第3 転科

第4条 通則第34条により本研究科に転科を志望する者には、農学部教授会の議を経て許可することがある。

### 第4 授業及び学修方法

第5条 科目、単位数及び授業時間数は、研究科会議で定める。

第6条 学生は、毎学年の始めに学修する科目を定め、承認を受けなければならない。

第7条 各学生につき、指導教授を定める。

2 学生は、学修につき、指導教授の指導を受けなければならない。

第8条 転科前に、本学又は他大学の大学院で学修した科目、単位数及び在学年数を、研究科会議の議を経て、通算することがある。

### 第5 試験

第9条 試験は、毎学年の終りに行う。但し、特別の事情があるときは、その時期を変更することがある。

第10条 試験を受けようとする者は、受験科目を届け出でなければならない。

2 前項の届出期間は、予め告知する。

### 第6 論文審査

第11条 研究論文は、研究科会議で定めた教官の調査の結果にもとづいて、研究科会議で審査する。



第12条 通則第40条第4項により学位を得ようとする者は、研究論文を提出し、且つ、専攻学術に関し、大学院の博士課程を終えた者と同等以上の学識を有することを確認されなければならない。

第13条 前条の専攻学術に関する学識の確認は、筆答試問及び口頭試問により行う。但し、研究科会議の議を経て、他の方法によることができる。

2 提出論文の審査は、大学院の博士課程における論文審査と同一の手続による。

第7 外国学生、委託生、聴講生

第14条 外国学生、委託生及び聴講生として入学を志望する者には、農学部教授会の議を経て、入学を許可することがある。

附 則

この規程は、昭和28年4月1日から施行する。

改正 昭30・7・19達示19号、昭31・10・1、昭32・5・23総長裁定、昭34・11・24達示26号、昭44・4・22達示6号、昭46・4・27達示14号、昭48・5・8達示25号、昭49・3・12達示11号、昭52・3・15達示17号、昭56・5・19達示21号、平2・6・26達示28号、平5・3・12達示42号、6・22達示62号、平7・1・24達示4号、5・9達示13号、9・26達示28号、平8・3・26達示10号、平9・3・18達示7号、平12・9・26達示9号、平13・11・30達示25号、平16・7・30達示111号、平18・5・30達示41号、平20・6・23達示36号、平26・3・27達示22号、平27・3・9達示7号、平29・9・26達示46号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第3編 学務>第3章 大学院

達示第23号

1953（昭和28）年4月7日

## 京都大学農学部規程

### 1 学 科

第1条 本学部に左の7学科を置く。

農 学 科

林 学 科

農芸化学科

農林生物学科

農業工学科

農林経済学科

水 産 学 科

### 2 入 学

第2条 入学手続及び入学者の選抜方法は、教授会で定める。

第3条 入学者の決定は、教授会で行う。

### 3 修 学

第4条 授業は、一般教育科目、専門科目、補助科目（外国語）及び体育に分つ。

第5条 一般教育科目、補助科目（外国語）及び体育の授業については、分校の定めるところによる。

第6条 専門科目、その必修選択の別及び単位数は、教授会で定める。

第7条 学生は、学期の始めに履修する科目を定め、学部長の承認を受けなければならない。

第8条 学生は、学部長の許可を受けて、第4条により定める科目以外の科目を選択履修することができる。

2 前項の科目は、これを第四条により定める選択履修科目に算入することができる。

第9条 設備その他の都合により、学科及び学科目の履修人員を制限することがある。

### 4 試 験

第10条 試験は、科目試験及び論文試験とする。

第11条 試験の成績は、合格不合格とする。

第12条 科目試験は、毎学期の終に行う。但し、時宜により試験期を変更することがある。実験、実習及び演習については、担任教官の意見により試験を行わず、成績を定めることがある。

2 一般教育科目、補助科目（外国語）及び体育の試験は、分校の定めるところによる。

第13条 論文試験は、所定の科目試験に合格した者に対して行う。

第14条 一般教育科目中、人文科学、社会科学及び自然科学の3系列に亘つて、夫々3科目12単位以上、合計9科目36単位以上、専門科目(卒業論文を含む)84単位以上及び体育4単位、合計124単位以上、外に補助科目(英、独二外国語各8単位以上)16単位以上を取得した学生は、学士試験に合格した者とする。

#### 5 在学

第15条 在学は、8年を超えることができない。

第16条 4年以上在学し、学士試験に合格した者は、その時をもつて学籍を脱する。

2 前項の在学年数及び第14条の所定単位には、他大学又は本学他学部に於ける在学年数及び学修した科目の単位数を、教授会の議を経て、通算することがある。

#### 6 転学及び転科

第17条 他の大学、又は本学他学部学生であつて、本学部に転学を志望する者又は、本学部学生で、転学又は転科を志望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

#### 7 聴講生

第18条 専門科目について、聴講を出願する者があるときは、5科目以内に限り、教授会の議を経て、聴講を許可することがある。

聴講生の取扱いについては、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、昭和26年4月1日から適用する。
- 2 昭和26年3月31日以前の入学者については、単位の取得につき、この規程にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和25年2月21日達示第6号制定の京都大学農学部規程は廃止する。

改正 昭30・4・5達示14号、昭32・4・23達示2号、昭34・4・21達示10号、9・15達示21号、昭37・3・20達示5号、昭39・9・29達示13号、昭40・7・6達示14号、昭42・4・25達示7号、昭43・1・23達示1号、昭45・7・7達示29号、昭47・5・9達示16号、昭49・3・26達示12号、昭51・7・6達示35号、昭58・2・22達示5号、平5・1・12達示7号、3・12達示33号、平7・5・9達示16号、11・14達示30号、平9・3・18達示4号、平12・3・7達示35号、平13・2・27達示28号、3・21達示33号、11・30達示25号、平16・7・30達示111号、平26・3・27達示22号、平27・3・9達示7号、平28・3・15達示10号、令元・12・13達示77号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第3編 学務>第2章 学部

達示第12号

1954(昭和29)年9月21日

京都大学医学部規程

第1部 医学部医学科

第1 課程

第1条 本学部医学科に次の課程をおく。

医学進学課程

専門課程

第2 入学

第2条 入学者の選抜方法は、教授会で定める。

第3条 入学者の決定は、教授会で行う。

第3 授業

第4条 授業は、進学課程における一般教育科目、補助科目(外国語)、体育と、専門課程における専門科目に分けて行う。

第5条 一般教育科目、補助科目(外国語)及び体育の配当並びに授業時数は、教養部の定めるところによる。

第6条 専門科目は、左の通りとする。

解剖学、生理学、医化学、薬理学、病理学(医用動物学を含む)、微生物学、衛生学、公衆衛生学、法医学、内科学、精神医学、小児科学、放射線医学、外科学、整形外科学、皮膚病学、毒物学、泌尿器科学、眼科学、耳鼻咽喉科学、婦人科学産科学、口腔外科学

第7条 前条に掲げた科目の外、必要に応じ、特定の科目を授業することがある。

第8条 専門科目の配当及び授業時数は、教授会で定める。

第4 試験

第9条 進学課程における試験については、教養部の定めるところによる。

第10条 進学課程に2年以上在学し、所定の単位を取得した者は、進学課程を修了した者とする。

2 前項の認定は、教授会で行う。

第11条 専門科目の受験資格、並びに試験の期日及び方法は、教授会で定める。

第12条 専門課程に4年以上在学し、全試験に合格した者は、学士試験に合格した者とする。

第5 在学

第13条 在学期間は、進学課程4年、専門課程8年を超えることができない。

第6 転学及び転科

第14条 本学他学部又は他の大学の学生で本学部医学科に転学を志望する者、又は本学部薬学科学生で転科を志望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、教授会の議を経て許可することがある。

#### 第7 研究生

第15条 医学について特定の事項を研究しようとする者は、研究生として入学を許可する。

2 研究生は、指導者の指導を受け、研究に従事する。

第16条 研究生は、次の資格を有する者について学力を検定し、教授会の議を経て、入学を許可する。

- (1) 医師免許証を有する者、又はその資格がある者
- (2) 歯科医師免許証を有する者、又はその資格がある者
- (3) 薬剤師免許証を有する者、又はその資格がある者
- (4) 本学及び他大学の卒業生、又はこれに相当する学力を有する者

2 研究生の許可は、毎学期の始めとする。但し、特別の事情があるときは、この限りでない。

第17条 研究生として入学を志望する者は、研究事項を記載した願書に戸籍抄本及び履歴書を添え、総長に願出で、且つ、検定料金250円を納付しなければならない。

2 受理した検定料は、返還しない。

第18条 入学を許可された者は、入学料金250円を納付しなければならない。

2 受理した入学料は、返還しない。

第19条 研究生の指導者は、教授会の議を経て定める。

第20条 研究生の在学は、1年とする。但し、更に研究を継続したい者は、延期を願い出ることができる。

2 延期は、教授会の議を経て、許可する。

3 在学期間は、7年を超えることができない。

第21条 研究生は、1年金4200円の研究料を前納しなければならない。

2 特別の事由あるものについては、別に定める減免又は分納規程による。

3 既納の研究料は、返還しない。

第22条 研究に要する材料及び薬品は、自弁とする。

第23条 本学通則第11条、第19条、第27条及び第28条の規定は、研究生に適用する。

### 第2部 医学部薬学科

#### 第1 入学

第24条 入学者の選抜方法は、教授会で定める。

第25条 入学者の決定は、教授会で行う。

#### 第2 授業

第26条 授業は、一般教育科目、補助科目（外国語）、体育と専門科目に分けて行う。

第27条 一般教育科目、補助科目（外国語）及び体育の配当並びに授業時数は、教養部の定めるところによる。

第28条 専門科目は、左の通りとする。

薬化学（無機及び有機） 薬品分析化学 生薬学  
生薬化学 薬品製造学（無機及び有機） 薬剤学  
衛生化学（裁判化学を含む） 生物薬品化学 薬理学  
生理学 解剖学 病理学 公衆衛生学 生化学  
物理化学 薬業経済 薬制

第29条 前条に掲げた科目の外、必要に応じ特定の科目を授業することがある。

第30条 専門科目の配当及び授業時数は、教授会で定める。

### 第3 試験

第31条 専門科目の受験資格、並びに試験の期日及び方法は、教授会で定める。

第32条 4年以上在学し、一般教育科目中、人文科学、社会科学、自然科学の3系列に亘つて、それぞれ3科目12単位以上、合計9科目36単位以上、専門科目84単位以上、体育4単位以上、合計124単位以上、外に英語、独語、仏語の内2つについて、それぞれ8単位以上を取得した者は、学士試験に合格した者とする。

2 一般教育科目、補助科目（外国語）、体育の試験については、教養部の定めるところによる。

### 第4 在学

第33条 在学は、8年を超えることができない。

### 第5 転学及び転科

第34条 本学他学部又は他の大学の学生で本学部薬学科に転学を志望する者、又は本学部医学科学生で、転科を志望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、教授会の議を経て許可することがある。

### 第6 聴講生

第35条 特定の科目につき聴講を志望する者があるときは、教授会の議を経て、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生の取扱いその他については、別に定める。

### 第7 研究生

第36条 薬学に関する研究生については、第1部医学部医学科第7研究生の規定を準用する。

### 附 則

1 この規程は、昭和30年4月1日から施行する。

2 昭和25年2月21日制定医学部規程は、廃止する。但し、旧規程による入学者については、別段の定めをなさない限り、なお旧規程を適用する。

改正 昭30・4・5達示12号、昭31・3・20達示6号、4・10達示11号、昭34・1・27達示1号、4・2達示9号、昭35・4・12達示8号、昭36・7・4達示9号、昭38・4・23達示8号、昭39・6・23達示11号、昭40・4・13達示7号、昭41・3・22達示8号、昭42・7・4達示17号、昭45・7・7達示26号、昭47・5・23達示20号、昭50・5・6達示20号、昭51・3・26達示8号、昭60・3・27達示2号、昭62・12・16達示22号、平3・1・22達示1号、平4・3・31達示7号、12・22達示62号、平5・3・12達示30号、平6・3・29達示5号、平12・3・7達示33号、平13・3・21達示33号、平15・4・1達示19号、9・16達示37号、平16・2・17達示50号、7・30達示111号、平18・8・29達示56号、平20・3・27達示25号、平22・8・5達示51号、平23・3・28達示30号、平24・3・27達示29号、平25・3・27達示26号、12・26達示74号、平26・3・27達示21号、平27・3・9達示7号、平28・3・15達示7号、平29・3・28達示22号、平30・3・28達示32号、平31・3・27達示20号、令2・1・24達示84号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第3編 学務>第2章 学部

達示第17号

1955(昭和30)年7月19日

## 京都大学大学院医学研究科規程

### 第1 専攻

第1条 博士課程に次の専攻を置く。

生理系

病理系

社会医学系

内科系

外科系

### 第2 入学

第2条 入学手続及び入学者選抜方法は、医学部教授会で定める。

第3条 入学者の決定は、医学部教授会で行う。

### 第3 転科

第4条 通則第34条により本研究科に転科を志望する者には、医学部教授会の議を経て許可することがある。

### 第4 授業及び学修方法

第5条 科目、単位数及び授業時間数は、研究科会議で定める。

第6条 各学生の指導教授は、研究科会議で定める。

2 学生は、学修につき指導教授の指導を受けなければならない。

第7条 学生は、毎学年の始めに学修する科目を定め、承認を受けなければならない。

第8条 他研究科の科目の学修を希望する者は、学年始めに願い出なければならない。

2 他研究科の科目の学修については、当該研究科の規程による。

第9条 転科前に、本学又は他大学の大学院で学修した科目、単位数及び在学年数の一部又は全部を研究科会議の議を経て通算することができる。

### 第5 試験

第10条 試験は、科目ごとに適宜行う。

2 試験を行う教官については、研究科会議で定める。

第11条 試験を受けようとする者は、受験科目を届け出なければならない。

2 前項の届出期日は、あらかじめ告知する。

### 第6 論文審査

第12条 研究論文は、研究科会議で定めた教官の調査の結果にもとづいて、研究科会議で審査する。



第13条 通則第40条第4項により学位を得ようとする者は、研究論文を提出し、且つ、専攻学術に関し、大学院の博士課程を終えた者と同等以上の学識を有することを確認されなければならない。

第14条 前条の専攻学術に関する学識の確認は、筆答試問及び口頭試問により行う。ただし、研究科会議の議を経て他の方法によることができる。

2 提出論文の審査は、大学院の博士課程における論文審査と同1の手続による。

第7 外国学生、委託生、聴講生

第15条 外国学生、委託生及び聴講生として入学を志望する者には、医学部教授会の議を経て許可することがある。

2 聴講生は、願出により聴講した科目について受験することができる。合格した科目に対しては、医学研究科会議の議を経て証明書を交付する。

附 則

この規程は、昭和30年7月19日から施行し、昭和30年4月1日から適用する。

改正 昭31・10・1総長裁定、昭32・5・23総長裁定、7・9達示11号、昭34・11・24達示24号、昭49・3・26達示13号、昭52・3・15達示14号、昭54・12・18達示31号、昭60・5・21達示8号、平2・6・26達示25号、平5・3・12達示39号、平7・1・24達示4号、平8・2・20達示4号、3・26達示8号、平12・3・21達示40号、平16・7・30達示111号、平17・2・28達示146号、9・27達示64号、平18・3・29達示14号、5・30達示41号、平19・3・30達示30号、平20・6・23達示36号、平25・3・27達示28号、12・26達示74号、平27・3・9達示7号、平30・3・28達示35号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第3編 学務>第3章 大学院

達示第9号

1960(昭和35)年4月12日

## 京都大学薬学部規程

### 第1 学 科

第1条 本学部に薬学科を置く。

### 第2 入 学

第2条 入学者の選抜方法は、教授会で定める。

第3条 入学者の決定は、教授会で行なう。

### 第3 修 学

第4条 4年の修学期間を前期2年および後期2年に分け、一般教育科目、外国語科目、基礎教育科目および保健体育科目は、前期2年に、専門教育科目は、後期2年に配当する。ただし、若干の専門教育科目を前期2年に配当することがある。

第5条 一般教育科目、外国語科目、基礎教育科目および保健体育科目の配当並びに授業時数は、教養部の定めるところによる。

第6条 前期2年において、次の単位を修得した者でなければ、後期2年における専門教育科目を履修することができない。

一般教育科目 人文科学、社会科学、自然科学の3系列にわたり、それぞれ3科目12単位以上、合計36単位以上

外国語科目 英語およびドイツ語、又は英語およびフランス語のいずれか2か国語につき、それぞれ8単位以上、合計16単位以上

基礎教育科目 14単位以上

保健体育科目 講義および実技それぞれ2単位以上、合計4単位以上

2 前項に定める単位のうち、一般教育科目につき四単位以内、外国語科目につき1科目に限り2単位以内、基礎教育科目につき2単位以内、保健体育科目につき2単位以内不足する者は、前項の規定にかかわらず後期における専門教育科目を履修することができる。

3 前項の不足単位の修得については、別に定める。

第7条 専門教育科目の学修は、科目の学修および特別実習とする。

第8条 専門教育科目およびその授業時数の配当、並びに単位数は、教授会で定める。

### 第4 試 験

第9条 専門教育科目の試験の期日および方法は、教授会で定める。

2 一般教育科目、外国語科目、基礎教育科目および保健体育科目の試験については、教養部の定めるところによる。

第10条 4年以上在学し、第6条第1項に定める単位のほか、専門教育科目を84単位以上修得した者は、学士試験に合格した者とする。

## 第5 在学

第11条 在学は、8年を超えることができない。

## 第6 転学

第12条 本学の他学部学生又は他大学の学生で本学部に転学を志望する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て許可することがある。

## 第7 聴講生

第13条 特定の科目につき、聴講を志望する者があるときは、教授会の議を経て、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生の取り扱いその他については、別に定めるところによる。

## 第8 研究生

第14条 薬学に関する特定の事項を研究しようとする者は、研究生として入学を許可する。

2 研究生は、指導教授の指導を受け研究に従事する。

第15条 研究生は、次の資格を有する者について学力を検定し、教授会の議を経て、入学を許可する。

(1) 大学を卒業した者、又はこれに相当する学力を有すると認められた者

(2) 薬剤師の免許証を有する者、又はその資格がある者

2 研究生の入学は、毎学期の初めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

第16条 研究生として入学を志望する者は、研究事項を記載した願書に戸籍抄本、履歴書および検定料500円を添え、総長に願出しなければならない。

2 既納の検定料は、返還しない。

第17条 入学を許可された者は、入学料500円を納付しなければならない。

2 既納の入学料は、返還しない。

第18条 研究生の指導教授は、教授会で定める。

第19条 研究生の在学は、1年とする。ただし、更に研究を継続したい者は、在学の延期を願い出ることができる。

2 延期は、教授会の議を経て、許可する。

3 在学期間は、7年を超えることができない。

第20条 研究生は、1年金7200円の研究料を前納しなければならない。

2 既納の研究料は、返還しない。

第21条 研究に要する材料および薬品は、研究生の自弁とする。

第22条 本学通則第11条、第19条、第27条および第28条の規定は、研究生に準用する。

## 附 則

1 この規程は、昭和35年4月12日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

- 2 昭和35年3月31日現在医学部薬学科に在学する学生、聴講生又は研究生は、別段の定めをしない限り、昭和35年4月1日付で、薬学部薬学科の学生、聴講生又は研究生として転学させるものとする。
- 3 前項の規定により薬学部薬学科に転学されたものについては、医学部薬学科における在学年限は、薬学部薬学科における在学年限とみなし、医学部薬学科において履修した科目の単位は、薬学部薬学科において履修したものとみなす。
- 4 附則第2項の規定により薬学部薬学科に転学された研究生のうち昭和31年3月31日以前に入学したものの研究料については、第20条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

改正 昭36・5・9達示6号、昭38・4・23達示9号、昭41・3・22達示8号、昭45・7・7達示27号、昭47・4・18達示14号、昭48・3・6達示11号、昭50・5・6達示21号、昭51・3・26達示9号、昭58・2・22達示4号、平5・1・12達示6号、3・12達示31号、10・1達示71号、平9・3・18達示3号、平12・4・4達示2号、平13・3・21達示33号、平16・7・30達示111号、平18・3・29達示19号、平25・3・27達示27号、12・26達示74号、平27・3・9達示7号、平28・3・15達示8号、平30・3・28達示33号、令元・12・20達示81号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第3編 学務>第2章 学部

達示第18号

1966(昭和41)年12月20日

京都大学医学部附属病院規程

第1条 この規程は、京都大学医学部附属病院（以下「病院」という。）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 病院に、病院長を置く。

2 病院長は、医学部の専任の教授をもつてあてる。

3 病院長は、病院の院務を掌理する。

第3条 病院に、次の診療科を置く。

第一内科

第二内科

第三内科

第一外科

第二外科

眼科

産科婦人科

小児科

皮膚科

泌尿器科

耳鼻咽喉科

整形外科

精神科神経科

歯科口腔外科

放射線科

麻酔科

脳神経外科

第4条 診療科に、部長および副部長を置く。

2 部長は、医学部の当該講座担当の教授をもつてあてる。

3 部長は、診療科の業務をつかさどる。

4 副部長は、医学部の当該講座または当該診療科の助教授または講師をもつてあてる。

5 副部長は、部長の職務を助ける。

第5条 診療科に、外来医長および病棟医長を置く。

2 外来医長および病棟医長は、当該診療科の講師をもつてあてる。ただし、やむを得ない事情があるときは、当該診療科の助手をもつてあてることができる。

3 外来医長は外来患者の診療を、病棟医長は入院患者の診療をそれぞれ分掌する。

第6条 病院に、中央診療施設として中央検査部、中央手術部、中央放射線部および中央材料部ならびに理学的療法部および麻酔部を置く。

2 部の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 中央検査部 患者の診療に必要な各種の臨床検査に関すること。

(2) 中央手術部 手術の実施および手術室の利用に関すること。

(3) 中央放射線部

レントゲン部門 放射線発生装置を用いる患者の診療および同装置の利用に関すること。

同位元素部門 放射性同位元素を用いる患者の診療および同元素の保管に関すること。

(4) 中央材料部 診療に要する器具、材料等の消毒および供給に関すること。

(5) 理学的療法部 理学療法による患者の診療ならびにその器材および施設の利用に関すること。

(6) 麻酔部 手術患者の麻酔に関すること。

第7条 前条の部に、部長を置く。

2 部長は、医学部の専任の教授をもつてあてる。

3 部長は、部の業務をつかさどる。

4 特に必要があると認められるときは、部に副部長を置くことができる。

5 副部長は、医学部または病院の助教授または講師をもつてあてる。

6 副部長は、部長の職務を助ける。

第8条 病院に、看護部を置く。

第9条 看護部に、総看護婦長、副総看護婦長、看護婦長および看護長を置く。

2 総看護婦長、副総看護婦長、看護婦長および看護長は、技術職員をもつてあてる。

3 総看護婦長は、看護に関する業務をつかさどる。

4 副総看護婦長は、総看護婦長の職務を助ける。

5 看護婦長および看護長は、所属の看護職員を指揮し、看護に関する業務を処理する。

第10条 病院に、薬剤部を置く。

第11条 薬剤部に、薬剤部長および副薬剤部長を置く。

2 薬剤部長は、医学部または薬学部の教授をもつてあてる。

3 薬剤部長は、薬剤部の業務をつかさどる。

4 副薬剤部長は、技術職員をもつてあてる。

5 副薬剤部長は、薬剤部長の職務を助ける。

第12条 病院に、栄養治療室および狂犬病治療室を置く。

2 前項の室に、主任を置く。

3 主任は、医学部または病院の助教授をもつてあてる。

4 主任は、室の業務をつかさどる。

第13条 病院に、病院運営に関する重要事項を協議するため、協議会を置く。

2 協議会は、診療科の部長、薬剤部長、事務部長および医学部の臨床系附属研究施設の長をもつて組織する。

3 協議会の議事の運営に関する事項は、協議会の議に基づき病院長が定める。

第14条 病院の事務組織については、京都大学分課規程の定めるところによる。

第15条 この規程に定めるもののほか、病院の内部組織については、病院長が定める。

#### 附 則

1 この規程は、昭和42年1月1日から施行する。

2 京都大学医学部附属病院規程(昭和25年2月21日達示第2号制定)は、廃止する。

3 麻酔科には、第5条第1項の規定にかかわらず、当分の間、病棟医長を置かないものとする。

改正 昭43・1・23達示2号、昭45・3・25達示8号、6・9達示22号、昭48・5・8達示23号、昭49・6・11達示25号、9・24達示28号、昭51・5・25達示26号、10・26達示38号、昭52・11・8達示37号、昭53・10・31達示42号、昭55・2・19達示9号、5・20達示27号、昭56・5・19達示22号、昭57・5・25達示13号、昭58・12・6達示24号、昭60・6・25達示16号、昭61・6・17達示26号、昭62・7・7達示16号、平元・6・27達示16号、12・12達示28号、平3・4・30達示13号、平5・5・11達示54号、平6・5・24達示9号、平7・5・9達示18号、平9・5・13達示40号、平10・4・9達示41号、平11・3・30達示13号、12・27達示24号、平12・9・26達示8号、平13・2・27達示27号、3・27達示35号、平14・4・1達示15号、5・28達示25号、9・24達示32号、11・19達示40号、平15・4・1達示17号、9・16達示38号、平16・5・31達示116号、6・15達示120号、平17・3・28達示32号、平18・3・29達示10号、5・30達示43号、平19・3・29達示5号、平20・12・19達示59号、平21・3・31達示20号、7・21達示36号、平23・3・22達示72号、3・28達示10号、9・7達示51号、11・21達示61号、平24・3・27達示11号、9・25達示53号、平25・3・27達示6号、5・16達示38号、6・14達示45号、平26・3・27達示15号、10・31達示45号、平27・2・27達示61号、3・25達示9号、6・26達示39号、12・8達示62号、12・22達示67号、平28・1・7達示73号、2・4達示86号、3・31達示31号、5・16達示46号、平29・4・11達示26号、5・15達示28号、9・26達示41号、11・14達示60号、平30・2・28達示76号、3・28達示15号、10・30達示71号、平31・3・29達示28号、令元・7・9達示51号、令2・3・25達示6号、5・12達示26号・12・23達示71号、令3・3・29達示8号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第8章 医学部附属病院



教授会決定

1976（昭和51）年2月19日

京都大学農学部附属農場協議委員会内規

第1条 京都大学農学部附属農場（以下「農場」という。）に関する重要事項を審議するため農場に協議委員会を置く。

第2条 協議委員会は、次の者で組織する。

(1) 農場長

(2) 京都大学農学部在職の教官のうちから農場長が委嘱した者 若干名

(3) 大学院農学研究科及び農学部の専任教官のうちから農場長が委嘱した者 若干名

第3条 前条第2号及び第3号に定める協議員の任期は2年とする。但し重任を妨げない。

第4条 農場長は、協議委員会を召集し、その議長となる。

2 農場長に事故のある場合は、協議員のうち最年長者が前項の職務を代行する。

第5条 協議委員会は、協議員の半数以上の出席がなければ開会することができない。

第6条 協議委員会に幹事を置き、農場事務長を充てる。

第7条 この内規に定めるもののほか、協議委員会の運営については、協議委員会が定める。

第8条 この内規の改廃は、協議委員会に附議しなければならない。

附 則

1 この内規は、昭和51年4月1日から施行する。

2 京都大学農学部附属農場運営委員会規程（昭和36年12月1日施行）は、廃止する。

改正 平9・4・1、平10・4・9、平12・4・13

達示第28号

1976(昭和51)年6月8日

京都大学大学院の管理運営に関する規程

第1章 大学院審議会

第1条 京都大学に、大学院審議会を置く。

第2条 大学院審議会は、次の事項を審議する。

- (1) 大学院の組織に関すること。
- (2) 大学院に関する制規に関すること。
- (3) 大学院の教育に関すること。
- (4) 学位に関すること。
- (5) その他大学院に関する重要なこと。

2 大学院審議会は、前項各号に掲げる事項について審議するほか、必要があるときは、大学院の組織及び運営に関する事項について、研究科・部局等相互間のあつ旋等の調整を行う。

第3条 大学院審議会は、次の審議員で組織する。

- (1) 各研究科長
- (2) 各学部長
- (3) 教養部長
- (4) 各研究所長
- (5) 研究科ごとに、研究科会議の構成員である教授各1名。ただし、第1号の審議員を第2号から前号までのいずれかの審議員が兼ねる研究科については、2名とする。

2 前項第5号の審議員は、研究科会議の議に基づき、総長が委嘱する。

3 第1項第5号の審議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第4条 総長は、大学院審議会を招集し、議長となる。

2 総長に事故があるときは、あらかじめ総長の指名する審議員が、前項の職務を代行する。

第5条 大学院審議会は、審議員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

第6条 議長が必要と認めたときは、審議員以外の者に大学院審議会への出席を求め、意見をきくことができる。

第7条 大学院審議会には、必要に応じて、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員には、審議事項に応じて、大学院審議会の議を経て、審議員以外の者を加えることができる。

第8条 大学院審議会の議事について必要な事項は、大学院審議会が定める。

第2章 研究科長及び研究科会議

第9条 各研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、当該研究科会議を構成する教授のうちから、研究科会議の議に基づき、総長が命ずる。

3 研究科長の任期は、当該研究科の定めるところによる。

第10条 各研究科に、研究科会議を置く。

第11条 研究科会議は、当該研究科に関する次の事項を審議する。

- (1) 入学者の選抜に関すること。
- (2) 学生の身分に関すること。
- (3) 教育に関すること。
- (4) 学位授与の資格審査に関すること。
- (5) 研究科会議の構成に関すること。
- (6) 研究科長及び第3条第1項第5号の大学院審議会審議員の候補者の選出及び研究科長の任期に関すること。
- (7) その他研究科に関する重要なこと。

第12条 研究科会議は、当該研究科の教授のうちから、当該研究科の定めるところにより構成するものとする。

2 研究科において必要と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、研究科会議に、当該研究科の助教授又は講師を加えることができる。

第13条 研究科長は、研究科会議を招集し、議長となる。

2 研究科長に事故があるときは、大学院審議会審議員である者のうちからあらかじめ研究科長の指名する者が、前項の職務を代行する。

第14条 第5条、第7条及び第8条の規定は、研究科会議に準用する。

第15条 専攻の運営に関する必要な事項については、当該研究科が定める。

#### 附 則

1 この規程は、昭和51年6月8日から施行する。

2 次の規程は、廃止する。

京都大学大学院審議会規程（昭和28年達示第14号）

京都大学大学院研究科会議規程（昭和28年達示第15号）

3 この規程施行後いまだ研究科長が命ぜられない研究科にあつては、その命ぜられるまでの間、第9条第2項及び第3項の規定にかかわらず、関係学部長の職にある者が研究科長としてその<sup>(事務)</sup>聴務を行うものとする。

4 この規程施行の際現に京都大学大学院審議会規程（昭和28年達示第14号）第3条第1項第3号の規定に基づく大学院審議会審議員である者は、研究科において第3条第1項第5号の審議員が選出されるまでの間、同条同項の規定にかかわらず、なお引き続きその職にあるものとする。

改正 昭53・11・14達示45号、平元・11・14達示27号、平3・2・19達示2号、5・28達示19号、平5・3・9達示19号、平8・5・14達示27号、平9・3・18達示

9号、平10・4・9達示25号、平12・3・21達示41号、平13・6・19達示13号、平14・4・1達示2号、6・25達示27号、平成15・1・28達示44号

達示第17号

1991(平成3)年5月28日

京都大学大学院人間・環境学研究科規程

第1 専攻

第1条 本研究科に次に掲げる専攻を置く。

人間・環境学専攻

第2 入学

第2条 入学手続及び入学者選抜方法は、人間・環境学研究科会議（以下「研究科会議」という。）で定める。

第3条 入学者の決定は、研究科会議で行う。

第3 転学及び転科

第4条 京都大学通則（以下「通則」という。）第35条第1項の規定により本研究科に転学又は転科を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

第4 授業、研究指導及び学修方法

第5条 科目、その単位数、授業時間数及び研究指導に関する事項は、研究科会議で定める。

第6条 各学生につき、指導教授を定める。

2 学生は、学修につき、指導教授の指導を受けなければならない。

第7条 通則第39条第1項の規定により他の研究科の科目を学修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教授の承認を得て、所定の期日までに人間・環境学研究科長に願い出なければならない。

第8条 通則第40条第1項又は第2項の規定により他の大学の大学院の科目を学修し、又は休学することなく外国の大学の大学院に留学し、その科目を学修しようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

2 通則第41条第1項の規定により他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

3 前2項の規定による許可の願い出については、前条の規定を準用する。

第9条 次の各号に掲げる科目、単位数、研究指導及び在学年数は、研究科会議の議を経て、修士課程の修了に必要な科目、単位数、研究指導又は在学年数として認定することができる。

(1) 転学又は転科前に、本学又は他の大学の大学院で学修した科目、単位数、受けた研究指導及び在学年数の一部又は全部

(2) 前2条の規定により学修した科目、単位数及び受けた研究指導の一部又は全部

第5 試験

第10条 科目の試験は、学年の終わりに行う。ただし、特別の事情があるときは、その時期を変更することがある。

2 試験を受けようとする者は、受験科目を届け出なければならない。

3 前項の届出期日は、あらかじめ告知する。

#### 第6 論文審査及び課程修了の認定

第11条 修士論文の審査及び試験は、京都大学学位規程の定めるところにより、研究科会議で行う。

第12条 修士論文の提出の時期及び要件並びに試験実施の時期及び方法は、研究科会議で定める。

第13条 修士課程の修了の認定は、研究科会議で行う。

#### 第7 外国学生、委託生、聴講生、特別聴講学生及び特別研究学生

第14条 外国学生、委託生又は聴講生として入学を志望する者には、選考のうえ、研究科会議の議を経て、許可することがある。

第15条 通則第55条第1項又は第2項の規定により特別聴講学生又は特別研究学生として入学を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

#### 附 則

この規程は、平成3年5月28日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

改正 平4・10・20達示39号、平5・3・12達示43号、6・22達示63号、平7・1・24達示4号、平8・2・20達示4号、3・26達示11号、平9・3・18達示8号、平10・3・10達示9号、平15・6・4達示28号、平16・7・30達示111号、平18・5・30達示41号、平20・9・30達示49号、平25・12・26達示74号、平27・3・9達示7号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第3編 学務>第3章 大学院

達示第25号

1992(平成4)年10月1日

## 京都大学総合人間学部規程

### 第1 学科

第1条 本学部に次の学科を置く。

人間学科

国際文化学科

基礎科学科

自然環境学科

### 第2 入学

第2条 入学者の選抜方法は、教授会で定める。

第3条 入学者の決定は、教授会で行う。

### 第3 修学

第4条 授業は、学部科目及び全学共通科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分けて行う。

第5条 学部科目及び全学共通科目の単位数、配当及び授業時間数は、別に定めるところによる。

第6条 京都大学通則(昭和28年達示第3号。以下「通則」という。)第16条の規定により他学部の科目を学修しようとする者は、学年の初め又は学期の初めに学部長に願い出て、当該学部の学部長の許可を受けるものとする。

第7条 通則第16条の2の規定により外国の大学に留学し、その科目を学修しようとする者には、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

第8条 修学期間は、4年とする。

### 第4 試験

第9条 試験は、科目試験及び論文試験とする。

2 科目試験は、受験の申出をした者に対して行う。

3 論文試験は、所定の科目試験に合格した者に対して行う。ただし、論文題目は、受験科目の範囲内に限る。

第10条 前条の論文は、教授会の指定した教官が審査する。

第11条 試験実施の期日その他については、あらかじめ告知する。

### 第5 学士の学位授与

第12条 4年以上在学し、学部の定めるところにより、136単位以上を修得した者には、通則第49条に定める学士の学位を授与する。

2 第6条及び第7条の規定により他学部及び外国の大学において学修し修得した単位数は、教授会の議を経て、前項の単位数に算入することができる。

3 第14条の規定により本学他学部又は他の大学から本学部に転学した場合における転学前に学修し修得した単位数は、教授会の議を経て、第1項の単位数に通算することがある。

#### 第6 在学

第13条 在学は、8年を超えることができない。

#### 第7 転学及び転科

第14条 本学他学部学生若しくは他大学の学生で本学部に転学を志望する者又は本学部学生で転科若しくは他学部へ転学を志望する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て、許可することがある。

#### 第8 聴講生、特別聴講学生

第15条 特定の科目につき聴講を志望する者があるときは、教授会の議を経て、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生の取扱いその他については、別に定める。

第16条 通則第55条第1項の規定により特別聴講学生として入学を志望する者には、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

#### 附 則

この規程は、平成4年10月1日から施行する。

改正 平5・1・12達示1号、3・12達示24号、10・1達示67号、平8・1・23達示2号、平11・3・9達示5号、平12・3・7達示31号、平成13・3・21達示33号、平15・6・4達示26号、平16・7・30達示111号、平25・12・26達示74号、平27・3・9達示7号、平28・3・15達示1号、平30・3・28達示31号、令元・12・13達示77号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第3編 学務>第2章 学部



達示第15号  
1996(平成8)年4月1日

## 京都大学大学院エネルギー科学研究科規程

### 第1 専攻

第1条 本研究科に次に掲げる専攻を置く。

エネルギー社会・環境科学専攻

エネルギー基礎科学専攻

エネルギー変換科学専攻

エネルギー応用科学専攻

### 第2 入学

第2条 入学手続及び入学者選抜方法は、エネルギー科学研究科会議(以下「研究科会議」という。)で定める。

2 京都大学通則(以下「通則」という。)第36条の2第1項ただし書の規定による入学に関する事項は、研究科会議で定める。

第3条 入学者の決定は、研究科会議で行う。

### 第3 転学、転科及び転専攻

第4条 通則第40条第1項の規定により本研究科に転学又は転科を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

2 本研究科学生で転専攻を志望する者には、研究科会議の議を経て、欠員のある場合に限って、許可することがある。

### 第4 授業、研究指導及び学修方法

第5条 科目、その単位数、授業時間数及び研究指導に関する事項は、研究科会議で定める。

第6条 各学生につき、指導教官を定める。

2 学生は、学修につき、指導教官の指導を受けなければならない。

第7条 通則第44条第1項の規定により他の研究科の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教官の承認を得て、所定の期日までにエネルギー科学研究科長に願い出なければならない。

第8条 通則第45条第1項又は第2項の規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は休学することなく外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

2 通則第46条第1項の規定により他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けることを志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

3 前2項の規定による許可の願い出については、前条の規定を準用する。

第9条 次の各号に掲げる科目、単位数、研究指導及び在学年数の一部又は全部は、研究科会議の議を経て、それぞれ修士課程又は博士後期課程の修了に必要な科目、単位数、研究指導又は在学年数として認定することができる。

- (1) 転学、転科又は転専攻前に、本学又は他の大学の大学院で履修した科目、単位数、受けた研究指導及び在学年数
- (2) 前2条の規定により履修した科目、単位数及び受けた研究指導
- (3) 通則第46条の2第1項の規定により本研究科に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位数（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条において準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位数を含む。）

#### 第5 試験

第10条 科目の試験は、授業が行われた学期の終わりに行う。ただし、特別の事情があるときは、その時期を変更することができる。

#### 第6 学位論文の審査及び課程修了の認定等

第11条 通則第50条第3項の規定により、博士後期課程においては、研究科会議の定める科目につき4単位以上を修得するものとする。

第12条 修士論文及び博士論文の審査及び試験は、京都大学学位規程の定めるところにより、研究科会議で行う。

第13条 修士課程及び博士後期課程の修了の認定は、研究科会議で行う。

第14条 通則第57条の規定により博士の学位を得ようとする者は、博士論文を提出し、かつ、専攻学術に関し、大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学識を有することの確認を経なければならない。

2 前項の専攻学術に関する学識の確認は、筆答試問又は口頭試問により行う。ただし、研究科会議の議を経て、他の方法によることができる。

3 提出論文の審査及び試験は、第12条の手続による。

第15条 本研究科博士後期課程に所定の年限在学し、必要な研究指導を受けて退学した者が、通則第57条の規定により学位の授与を申請したときは、研究科会議の議を経て、前条の学識確認のための試問を免除することができる。

#### 第7 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び特別研究学生

第16条 外国学生、委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者には、選考のうえ、研究科会議の議を経て、許可することができる。

第17条 通則第63条第1項又は第2項の規定により特別聴講学生又は特別研究学生として入学を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することができる。

#### 附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

改正 平13・11・30達示25号、平16・7・30達示111号、平18・5・30達示41号、平20・6・23達示74号、平25・12・26達示74号、平27・3・9達示7号

※当該規則は以下にも掲載。  
規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第3編 学務>第3章 大学院

達示第11号

1998(平成10)年4月1日

京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科規程

第1 専攻

第1条 本研究科に次に掲げる専攻を置く。

東南アジア地域研究専攻

アフリカ地域研究専攻

第2 入学

第2条 入学手続及び入学者選抜方法は、アジア・アフリカ地域研究研究科会議（以下「研究科会議」という。）で定める。

2 京都大学通則（以下「通則」という。）第36条の2第1項ただし書の規定による入学に関する事項は、研究科会議で定める。

第3条 入学者の決定は、研究科会議で行う。

第3 転学、転科及び転専攻

第4条 通則第40条第1項の規定により本研究科に転学又は転科を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

2 本研究科学生で転専攻を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

第4 授業、研究指導及び学修方法

第5条 科目、その単位数、授業時間数及び研究指導に関する事項は、この規程に定めるもののほか、研究科会議で定める。

第6条 各学生につき、指導教官を定める。

2 学生は、学修につき、指導教官の指導を受けなければならない。

第7条 通則第44条第1項の規定により他の研究科の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教官の承認を得て、所定の期日までにアジア・アフリカ地域研究研究科長に願い出なければならない。

第8条 通則第45条第1項又は第2項の規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は休学することなく外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

2 通則第46条第1項の規定により他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

3 前2項の規定による許可の願い出については、前条の規定を準用する。

第9条 次の各号に掲げる科目、単位数、研究指導及び在学年数は、研究科会議の議を経て、課程の修了に必要な科目、単位数、研究指導又は在学年数として認定することができる。

- (1) 転学、転科又は転専攻前に、本学又は他の大学の大学院で履修した科目、単位数、受けた研究指導及び在学年数の一部又は全部
- (2) 前2条の規定により履修した科目、単位数及び受けた研究指導の一部又は全部
- (3) 通則第46条の2第1項の規定により本研究科に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位数（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条において準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位数を含む。）の一部又は全部

#### 第5 試験

第10条 科目の試験は、学期の終わりに行う。ただし、特別の事情があるときは、その時期を変更することがある。

- 2 試験を受けようとする者は、受験科目を届け出なければならない。
- 3 前項の届出期日は、あらかじめ告知する。

#### 第6 論文審査及び課程修了の認定等

第11条 通則第50条第3項の規定により研究科会議の定める科目につき、10単位以上を修得するものとする。

第12条 博士論文の審査及び試験は、京都大学学位規程の定めるところにより、研究科会議で行う。

第13条 博士論文の提出の時期及び要件並びに試験実施の時期及び方法は、研究科会議で定める。

第14条 課程の修了の認定は、研究科会議で行う。

- 2 通則第55条第2項の規定により修士の学位を授与する場合の修士課程の修了に相当する要件を満たすことの認定は、研究科会議で行う。

第15条 通則第57条の規定により学位の授与を申請した者の博士論文の審査及び試験については、第12条及び第13条の規定を準用する。

第16条 前条に規定する者については、専攻学術に関し、博士課程を修了した者と同等以上の学識を有することを確認しなければならない。

- 2 前項の専攻学術に関する学識の確認は、筆答試問又は口頭試問により行う。ただし、研究科会議の議を経て、他の方法によることができる。

第17条 本研究科に所定の年限在学し、必要な研究指導を受けて退学した者が、通則第57条の規定により学位の授与を申請したときは、研究科会議の議を経て、前条の試問を免除することができる。

#### 第7 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び特別研究学生

第18条 外国学生、委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者には、選考のうえ、研究科会議の議を経て、許可することがある。

第19条 通則第63条第1項又は第2項の規定により特別聴講学生又は特別研究学生として入学を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

改正 平成14・4・1達示19号、平16・7・30達示111号、平18・5・30達示41号、平20・6・23達示36号、平21・3・31達示24号、平26・3・27達示22号、平27・3・9達示7号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第3編 学務>第3章 大学院

達示第13号

1998(平成10)年4月1日

## 京都大学大学院情報学研究科規程

### 第1 専攻

第1条 本研究科に次に掲げる専攻を置く。

知能情報学専攻

社会情報学専攻

複雑系科学専攻

数理工学専攻

システム科学専攻

通信情報システム専攻

### 第2 入学

第2条 入学手続及び入学者選抜方法は、情報学研究科会議(以下「研究科会議」という。)で定める。

2 京都大学通則(以下「通則」という。)第36条の2第1項ただし書の規定による入学に関する事項は、研究科会議で定める。

第3条 入学者の決定は、研究科会議で行う。

### 第3 転学、転科及び転専攻

第4条 通則第40条第1項の規定により本研究科に転学又は転科を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

2 本研究科学生で転専攻を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

### 第4 授業、研究指導及び学修方法

第5条 科目、その単位数、授業時間数及び研究指導に関する事項は、研究科会議で定める。

第6条 各学生につき、指導教官を定める。

2 学生は、学修につき、指導教官の指導を受けなければならない。

第7条 通則第44条第1項の規定により他の研究科の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教官の承認を得て、所定の期日までに情報学研究科長に願い出なければならない。

第8条 通則第45条第1項又は第2項の規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は休学することなく外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

2 通則第46条第1項の規定により他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けることを志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

3 前2項の規定による許可の願い出については、前条の規定を準用する。

第9条 次の各号に掲げる科目、単位数、研究指導及び在学年数の一部又は全部は、研究科会議の議を経て、それぞれ修士課程又は博士後期課程の修了に必要な科目、単位数、研究指導又は在学年数として認定することができる。

(1) 転学、転科又は転専攻前に、本学又は他の大学の大学院で履修した科目、単位数、受けた研究指導及び在学年数

(2) 前2条の規定により履修した科目、単位数及び受けた研究指導

(3) 通則第46条の2第1項の規定により本研究科に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位数（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条において準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位数を含む。）

#### 第5 試験

第10条 科目の試験は、授業が行われた学期の終わりに行う。ただし、特別の事情があるときは、その時期を変更することがある。

#### 第6 学位論文の審査及び課程修了の認定等

第11条 通則第50条第3項の規定により、博士後期課程においては、研究科会議の定める科目につき6単位以上を修得するものとする。

第12条 修士論文及び博士論文の審査及び試験は、京都大学学位規程の定めるところにより、研究科会議で行う。

第13条 修士課程及び博士後期課程の修了の認定は、研究科会議で行う。

第14条 通則第57条の規定により博士の学位を得ようとする者は、博士論文を提出し、かつ、専攻学術に関し、大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学識を有することの確認を経なければならない。

2 前項の専攻学術に関する学識の確認は、筆答試問又は口頭試問により行う。ただし、研究科会議の議を経て、他の方法によることができる。

3 提出論文の審査及び試験は、第12条の手続による。

第15条 本研究科博士後期課程に所定の年限在学し、必要な研究指導を受けて退学した者が、通則第57条の規定により学位の授与を申請したときは、研究科会議の議を経て、前条の学識確認のための試問を免除することができる。

#### 第7 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び特別研究学生

第16条 外国学生、委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者には、選考のうえ、研究科会議の議を経て、許可することがある。



第17条 通則第63条第1項又は第2項の規定により特別聴講学生又は特別研究学生として入学を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

改正 平13・11・30達示25号、平16・7・30達示111号、平17・3・22達示29号、平20・9・30達示49号、平26・3・27達示22号、平27・3・9達示7号、平29・3・28達示8号、6・15達示33号、9・26達示46号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第3編 学務>第3章 大学院

総長裁定

1998(平成10)年5月12日

京都大学大学院生命科学研究科設置準備室要項

- 第1 京都大学大学院生命科学研究科(以下「研究科」という。)の設置に関する事務を円滑に処理するため、当分の間、京都大学に大学院生命科学研究科設置準備室(以下「設置準備室」という。)を置く。
- 2 設置準備室の事務の処理に当たっては、研究科の設置に関係する部局が緊密な連携及び協力を行うものとする。
- 第2 設置準備室は、研究科の設置に関し、必要な事務を行う。
- 第3 設置準備室は、次の各号に掲げる室員で組織する。
- (1) 総長が指名する副学長
  - (2) 関係部局長
  - (3) 総長が必要と認める教員 若干名
  - (4) 企画調整官
  - (5) 関係部局の事務職員 若干名
- 2 前項第2号、第3号及び第5号の室員は、総長が委嘱する。
- 第4 設置準備室に室長、室長補佐及び主幹を置く。
- 2 室長は、第3第1項第1号の室員をもって充て、設置準備室の事務を総括する。
  - 3 室長補佐は、第3第1項第3号の室員のうちから総長が委嘱し、室長を補佐する。
  - 4 主幹は、第3第1項第5号の室員のうちから総長が委嘱し、室長の命を受け、設置準備室の事務を処理する。
- 第5 企画調整官は、室長の命を受け、設置準備室の事務に関し、必要な連絡調整を行う。
- 第6 設置準備室に、研究科の設置に関する重要事項を審議するため、設置準備委員会を置く。
- 第7 設置準備委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
- (1) 概算要求に関すること。
  - (2) 研究科長候補者の選考に関すること。
  - (3) 研究科の教員の人事に関すること。
  - (4) 研究科の教育課程に関すること。
  - (5) 研究科の入学試験に関すること。
  - (6) 研究科の予算に関すること。
  - (7) 研究科の施設及び設備に関すること。
  - (8) その他研究科の設置に関し必要なこと。
- 第8 設置準備委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
- (1) 関係部局長

- (2) 室長
- (3) 教員の室員 若干名
- (4) 総長が必要と認める教授 若干名
- (5) 事務局長

2 前項第1号、第3号及び第4号の委員は、総長が委嘱する。

第9 設置準備委員会に委員長を置き、室長をもって充てる。

2 委員長は、設置準備委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第10 設置準備委員会に必要な応じて小委員会を置くことができる。

2 小委員会には、必要な応じて第8第1項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。

3 前項の規定により小委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。

4 前3項に規定するもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、設置準備委員会が定める。

第11 この要項に定めるもののほか、設置準備室の運営に関し必要な事項は、設置準備委員会の議を経て室長が定める。

#### 附 則

この要項は、平成10年5月12日から実施する。

達示第3号

1999(平成11)年3月9日

京都大学大学院生命科学研究科規程

第1 専攻

第1条 本研究科に次に掲げる専攻を置く。

統合生命科学専攻

高次生命科学専攻

第2 入学

第2条 入学手続及び入学者選抜方法は、生命科学研究科会議(以下「研究科会議」という。)で定める。

2 京都大学通則(以下「通則」という。)第36条の2第1項ただし書の規定による入学に関する事項は、研究科会議で定める。

第3条 入学者の決定は、研究科会議で行う。

第3 転学、転科及び転専攻

第4条 通則第40条第1項の規定により本研究科に転学又は転科を志望する者には、選考のうえ、研究科会議の議を経て、許可することがある。

2 本研究科学生で転専攻を志望する者には、欠員のある場合に限り、研究科会議の議を経て、許可することがある。

第4 授業、研究指導及び学修方法

第5条 科目、その単位数、授業時間数及び研究指導に関する事項は、研究科会議で定める。

第6条 各学生につき、指導教官を定める。

2 学生は、学修につき、指導教官の指導を受けなければならない。

第7条 通則第44条第1項の規定により他の研究科の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教官の承認を得て、所定の期日までに生命科学研究科長に願い出なければならない。

第8条 通則第45条第1項又は第2項の規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は休学することなく外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

2 通則第46条第1項の規定により他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けることを志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

3 前2項の規定による許可の願い出については、前条の規定を準用する。

第9条 次の各号に掲げる科目、単位数、研究指導及び在学年数の一部又は全部は、研究科会議の議を経て、それぞれ修士課程又は博士後期課程の修了に必要な科目、単位数、研究指導又は在学年数として認定することができる。

- (1) 転学、転科又は転専攻前に、本学又は他の大学の大学院で履修した科目、単位数、受けた研究指導及び在学年数
- (2) 前2条の規定により履修した科目、単位数及び受けた研究指導
- (3) 通則第46条の2第1項の規定により本研究科に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位数(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条において準用する大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に定める科目等履修生として修得した単位数を含む。)

#### 第5 試験等

第10条 試験は、科目ごとに適宜行う。

第11条 研究指導の認定方法は、研究科会議で定める。

#### 第6 学位論文の審査及び課程修了の認定等

第12条 通則第50条第3項の規定により、博士後期課程においては、研究科会議の定める科目につき、所定の単位以上を修得するものとする。

第13条 修士論文及び博士論文の審査及び試験は、京都大学学位規程の定めるところにより、研究科会議で行う。

第14条 修士論文及び博士論文の提出の時期及び要件並びに試験実施の時期及び方法は、研究科会議で定める。

第15条 修士課程及び博士後期課程の修了の認定は、研究科会議で行う。

第16条 通則第57条の規定により博士の学位を得ようとする者は、博士論文を提出し、かつ、専攻学術に関し、大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学識を有することの確認を経なければならない。

2 前項の専攻学術に関する学識の確認は、筆答試問及び口頭試問により行う。ただし、研究科会議の議を経て、他の方法によることができる。

3 提出論文の審査及び試験は、第13条の手続による。

第17条 本研究科博士後期課程に所定の年限在学し、必要な研究指導を受けて退学した者が、通則第57条の規定により学位の授与を申請したときは、研究科会議の議を経て、前条第2項の学識確認のための試問を免除することができる。

#### 第7 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び特別研究学生

第18条 外国学生、委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志願する者には、選考のうえ、研究科会議の議を経て、許可することがある。

第19条 通則第63条第1項又は第2項の規定により特別聴講学生又は特別研究学生として入学を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

#### 附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

改正 平14・4・1達示19号、平16・7・30達示111号、平18・5・30達示41号、  
平20・6・23達示36号、平25・12・26達示74号、平27・3・9達示7号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第3編 学務>第3章 大学院

達示第3号

2002(平成14)年4月1日

京都大学大学院地球環境学舎規程

第1 専攻

第1条 本学舎に次に掲げる専攻を置く。

地球環境学専攻

環境マネジメント専攻

第2 入学

第2条 入学手続及び入学者選抜方法は、地球環境学舎会議（以下「学舎会議」という。）で定める。

2 京都大学通則（以下「通則」という。）第36条の2第1項ただし書の規定による入学に関する事項は、学舎会議で定める。

第3条 入学者の決定は、学舎会議で行う。

第3 転学、転部及び転専攻

第4条 通則第40条第1項の規定により本学舎に転学又は転部を志望する者には、学舎会議の議を経て、許可することがある。

2 本学舎学生で転専攻を志望する者には、学舎会議の議を経て、許可することがある。

第4 授業、研究指導及び学修方法

第5条 科目、その単位数、授業時間数及び研究指導に関する事項は、学舎会議で定める。

第6条 各学生につき、指導教官を定める。

2 学生は、学修につき、指導教官の指導を受けなければならない。

第7条 通則第44条第1項の規定により他の研究科の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教官の承認を得て、所定の期日までに地球環境学舎長に願い出なければならない。

第8条 通則第45条第1項又は第2項の規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は休学することなく外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、学舎会議の議を経て、許可することがある。

2 通則第45条第3項の規定により外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修しようとする者には、学舎会議の議を経て、許可することがある。

3 通則第46条第1項の規定により他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けることを志望する者には、学舎会議の議を経て、許可することがある。

4 前3項の規定による許可の願い出については、前条の規定を準用する。

第9条 次の各号に掲げる科目、単位数、研究指導及び在学年数の一部又は全部は、学舎

会議の議を経て、それぞれ修士課程又は博士後期課程の修了に必要な科目、単位数、研究指導又は在学年数として認定することができる。

- (1) 転学、転部又は転専攻前に、本学又は他の大学の大学院で履修した科目、単位数、受けた研究指導及び在学年数
- (2) 前2条の規定により履修した科目、単位数及び受けた研究指導
- (3) 通則第46条の2第1項の規定により本学舎に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位数（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条において準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位数を含む。）

## 第5 試験

第10条 科目の試験は、授業が行われた学期の終わりに行う。ただし、特別の事情があるときは、その時期を変更することがある。

## 第6 学位論文の審査及び課程修了の認定等

第11条 通則第50条第3項の規定により、博士後期課程においては、学舎会議の定める科目につき、地球環境学専攻にあっては、10単位以上を、環境マネジメント専攻にあっては、13単位以上をそれぞれ修得するものとする。ただし、環境マネジメント専攻において、同専攻修士課程の修了者以外の者にあつては、21単位以上を修得するものとする。

第12条 修士論文及び博士論文の審査及び試験は、京都大学学位規程の定めるところにより、学舎会議で行う。

第13条 修士課程及び博士後期課程の修了の認定は、学舎会議で行う。

第14条 通則第57条の規定により博士の学位を得ようとする者は、博士論文を提出し、かつ、専攻学術に関し、大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学識を有することの確認を経なければならない。

2 前項の専攻学術に関する学識の確認は、筆答試問又は口頭試問により行う。ただし、学舎会議の議を経て、他の方法によることができる。

3 提出論文の審査及び試験は、第12条の手続による。

第15条 本学舎博士後期課程に所定の年限在学し、必要な研究指導を受けて退学した者が、通則第57条の規定により学位の授与を申請したときは、学舎会議の議を経て、前条第2項の学識確認のための試問を免除することができる。

## 第7 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び特別研究学生

第16条 外国学生、委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者には、選考のうえ、学舎会議の議を経て、許可することがある。

第17条 通則第63条第1項又は第2項の規定により特別聴講学生又は特別研究学生として入学を志望する者には、学舎会議の議を経て、許可することがある。

## 附 則



この規程は、平成14年4月1日から施行する。

改正 平16・7・30達示111号、平18・5・30達示41号、平19・3・30達示32号、  
平20・6・23達示36号、平25・11・29達示68号、平27・3・9達示7号、令  
2・7・29達示47号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第3編 学務>第3章 大学院

達示第4号

2002(平成14)年4月1日

京都大学大学院地球環境学舎及び大学院地球環境学堂の組織等に関する規程

第1条 この規程は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第66条ただし書に定める研究科以外の教育研究上の基本となる組織として本学に置かれる大学院地球環境学教育部及び大学院地球環境学研究部並びにこれに関連する組織等に関し必要な事項を定める。

第2条 前条の大学院地球環境学教育部、大学院地球環境学研究部は、それぞれ、大学院地球環境学舎(以下「学舎」という。)、大学院地球環境学堂(以下「学堂」という。)と称する。

第3条 学舎に次に掲げる専攻を置く。

地球環境学専攻

環境マネジメント専攻

第4条 学堂を構成する学術領域単位として次に掲げる学廊を置く。

地球益学廊

地球親和技術学廊

資源循環学廊

第5条 国立学校設置法施行規則(昭和39年文部省令第11号。以下次条において「規則」という。)第8条の7の規定により置かれる大学院地球環境学教育部長は、大学院地球環境学舎長(以下「学舎長」という。)と称する。

第6条 規則第8条の8第2項の規定により置かれる大学院地球環境学研究部長は、大学院地球環境学堂長(以下「学堂長」という。)と称する。

2 学堂長候補者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

3 学堂長は、学舎長を兼ねるものとする。

第7条 学舎に、その重要事項を審議するため、学舎会議を置く。

2 学舎会議に関し必要な事項は、京都大学大学院の管理運営に関する規程(昭和51年達示第28号)の定めるところによる。

第8条 学堂に、その重要事項を審議するため、教授会を置く。

第9条 学舎及び学堂の教育研究を支援するため、学堂に三才学林を置く。

2 三才学林に長を置き、学堂の専任の教授をもって充てる。

第10条 学舎及び学堂の事務組織については、京都大学分課規程(平成12年達示第10号)の定めるところによる。

第11条 この規程に定めるもののほか、学舎の内部組織については学舎長が、学堂の内部組織については学堂長が、それぞれ定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

改正 平16・4・1達示21号

〔注〕2004・4・1達示第21号で全部改正、京都大学大学院地球環境学堂及び大学院地球環境学舎に改称。

総長裁定

2002(平成14)年4月2日

### 京都大学大学院地球環境学舎・学堂協議会要項

#### (目的)

第1 京都大学大学院地球環境学舎(以下「学舎」という。)及び大学院地球環境学堂(以下「学堂」という。)の運営に関し、関係部局との円滑な連携を図るため、地球環境学舎・学堂協議会(以下「協議会」という。)を置く。

#### (役割)

第2 協議会は、学舎及び学堂と関係部局との連携に関し、学舎長及び学堂長から諮問された事項について協議する。

#### (組織)

第3 協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 副学長及び総長補佐のうちから総長が指名する者
- (2) 関係部局長
- (3) 学舎長及び学堂長
- (4) 学堂の教授のうちから学堂長が指名する者 若干名
- (5) その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第2号及び第5号の委員は、総長が委嘱する。

3 第1項第4号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長)

第4 協議会に委員長を置き、第3第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、協議会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

#### (意見聴取)

第5 協議会が必要と認めたときは、委員以外の者を協議会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

#### (雑則)

第6 この要項に定めるもののほか、協議会の議事の運営その他必要な事項は、協議会が定める。

#### 附 則

1 この要項は、平成14年4月2日から実施する。

2 この要項の実施後最初に委嘱する協議会委員の任期は、第3第3項本文の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

改正 平16・5・13総長裁定

〔注〕 2004・5・13総長裁定で京都大学大学院地球環境学堂・学舎協議会要項に改称。

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第3編学務>第3章大学院

達示第49号

2004(平成16)年1月13日

法科大学院における検定料の徴収方法の特例等を定める規程

第1条 この規程は、法科大学院における検定料の徴収方法の特例を定めるものとする。

第2条 法科大学院における検定料の徴収方法は、専門職大学院において準用する京都大学通則(昭和28年達示第3号)第10条第2項の規定にかかわらず、試験を二段階の選抜方法で実施する場合において、出願書類等による第一段階目の選抜に合格しなかった者については、その者の申出により第二段階目の選抜に係る額に相当する額として23,000円を返還するものとする。

附 則

この規程は、平成16年1月13日から施行する。

〔注〕2004・12・20達示第137号で廃止。

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第8編 諸料金

達示第25号

1947(昭和22)年10月7日

食糧科学研究所協議員会規程

- 第1条 食糧科学研究所に於ける重要な事項を審議するために、本所に協議員会を置く。
- 第2条 協議員は、12名以内とし、京都帝国大学に在職する教官のうちから、所長がこれを委嘱する。
- 第3条 協議員の任期は、2年とする。但し重任を妨げない。
- 第4条 協議員会は、所長がこれを召集してその議長となる。
- 第5条 協議員会は、過半数の協議員が出席しなければ開会することが出来ない。
- 第6条 議事の方法は、協議員会がこれを定める。
- 第7条 議事の要項は、事務官がこれを記録する。

附 則

この規程は、昭和22年9月10日から、これを施行する。

改正 昭55・1・22達示1号

〔注〕2001・4・1達示第8号で廃止。

達示第3号

1950(昭和25)年2月21日

京都大学工学研究所協議員会規程

第1条 工学研究所の常務に関する重要事項を審議するために協議員会を置く

第2条 協議員会は左に掲げる者で組織する

- (1) 工学研究所員である教授
- (2) 工学部長及工学部選出先任評議員
- (3) 工学部教授会から選出された工学部教授 若干名

第3条 前条第3号の協議員の任期は2年とする但し再任を妨げない

第4条 所長は協議員会を招集して議長となる

第5条 協議員会は協議員過半数の出席がなければ開くことができない

第6条 所長は工学研究所事務官に協議員会幹事を命じ会務を処理せしめる

第7条 議事の方法は協議員会において定める

第8条 この規程は協議員4分の3以上出席した協議員会において過半数の同意を得なければ変更することができない

附 則

この規程は昭和25年1月24日から適用する

改正 昭27・5・30学長裁定、昭29・6・8達示11号、昭33・5・29総長裁定、昭46・4・27達示12号、昭52・9・13達示36号、平8・5・11達示20号、平12・3・31達示54号

〔注〕1971・4・27達示第12号で原子エネルギー研究所協議員会規程に改称。1996・5・11達示第2号でエネルギー理工学研究所協議員会規程に改称。2004・4・1達示第35号で廃止。



達示第9号

1951(昭和26)年11月8日

京都大学防災研究所協議会規程

第1条 防災研究所の重要事項を審議するため、防災研究所協議会を置く。

第2条 協議会は、専任教授及び兼任教授で組織する。

第3条 所長は、協議会を招集し、議長となる。

2 所長に事故あるときは、年長の協議員が代理する。

第4条 協議会は、協議員の過半数が出席しなければ、開会できない。

第5条 議事の方法は、協議会で定める。

第6条 協議会に幹事を置き、事務官中より所長が命ずる。

2 幹事は、議長の指揮をうけて会務をつかさどる。

附 則

この規程は、昭和26年6月15日から施行する。

改正 昭27・5・22達示16号、昭54・5・1達示14号

〔注〕1996・5・11達示第22号で廃止。

達示第5号

1952(昭和27)年4月15日

### 湯川記念館規程

第1条 湯川秀樹博士のノーベル賞受賞を記念するため、京都大学に湯川記念館（以下記念館と称する）<sup>〔ママ〕</sup>を置く。

第2条 記念館は、基礎物理学の研究、普及及び資料の蒐集その他記念館設置の目的にふさわしい事業を行う。

第3条 記念館に館長を置く。

2 館長は、京都大学教授のうちから学長が命ずる。

3 館長は、館務を総理する。

第4条 記念館に研究部、事業部及び事務室を設け、各部に部長及び部員を、事務室に主任を置く。

2 部長及び部員は、館長が委嘱する。

第5条 記念館に湯川記念館委員会を置く。

2 委員会は、記念館の管理及び運営に関する重要事項につき、館長の諮問に応ずる。

3 委員会の規程は、別に定める。

### 附 則

この規程は、昭和27年4月15日から施行する。

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第6章 附置研究所

達示第6号

1952(昭和27)年4月15日

湯川記念館委員会規程

第1条 湯川記念館規程第5条に定める委員会は、左の者で組織する。

湯川記念館々長

京都大学理学部長

京都大学事務局長

京都大学教授又は助教授のうちから学長が命じた者 若干名

学外の学識経験者のうちから学長が委嘱した者 若干名

2 職務上当然委員となるもの以外の委員の任期は、2年とする。

第2条 館長は、委員会を招集して議長となる。

第3条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

第4条 委員会に幹事を置き、記念館事務室主任をあてる。

2 幹事は、議長の指揮をうけて庶務をつかさどる。

附 則

この規程は、昭和27年4月15日から施行する。

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第6章 附置研究所

達示第29号

1953(昭和28)年8月4日

基礎物理学研究所運営委員会規程

第1条 基礎物理学研究所に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、基礎物理学研究所の運営に関する重要事項について所長の諮問に応ずる。

第2条 運営委員会は、左の者で組織する。

(1) 京都大学教授又は助教授及び事務官のうちから学長が、命じた者 8名

(2) 学外の学識経験者のうちから学長が、委嘱した者 8名

2 委員の任期は、2年とする。但し、重任を妨げない。

第3条 所長は、運営委員会を招集して議長となる。

2 所長事故あるときは、予め所長が指名した委員が議長となる。

第4条 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

第5条 所長が必要と認めたときは、委員以外の者の委員会出席を求めて意見を聴くことができる。

第6条 運営委員会に幹事を置き、研究所事務主任をあてる。

2 幹事は、議長の指揮をうけて庶務をつかさどる。

附 則

この規程は、昭和28年8月1日から適用する。

改正 昭32・6・11達示8号、昭33・5・29総長裁定、昭48・3・20達示13号、昭54・6・26達示17号

〔注〕2004・4・1達示第38号で廃止。

達示第30号

1953(昭和28)年8月4日

#### 基礎物理学研究所協議員会規程

第1条 基礎物理学研究所の重要事項を審議するため、基礎物理学研究所協議員会を置く。

第2条 協議員会は、左に掲げる者で組織<sup>(ママ)</sup>する。

(1) 基礎物理学研究所教授 但し、助教授を加えることができる

(2) 所長の委嘱した京都大学教授 若干名

第3条 前条第2号の協議員の任期は、2年とする。但し、重任を妨げない。

第4条 協議員会は、所長が招集し、議長となる。

2 所長に事故あるときは、年長の協議員が代理する。

第5条 協議員会は、協議員の過半数が、出席しなければ、開会することができない。

第6条 議事の方法は、協議員会で定める。

第7条 協議員会に幹事を置き、事務官中より所長が命ずる。

2 幹事は、議長の指揮をうけて会務をつかさどる。

#### 附 則

この規程は、昭和28年8月1日から適用する。

改正 昭31・12・18達示26号、昭45・3・25達示7号

〔注〕2004・4・1達示第38号で廃止。

達示第11号

1962(昭和37)年10月23日

京都大学経済研究所協議員会規程

- 第1条 経済研究所に関する重要事項を審議するため、協議員会を置く。
- 第2条 協議員会は、経済研究所長および経済研究所所属の教授ならびに所長が委嘱した京都大学教授で組織する。ただし、必要に応じ、協議員会の議を経て、経済研究所所属の助教授を加えることができる。
- 第3条 所長の委嘱した協議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第4条 所長は協議員会を招集し、議長となる。
- 2 議長に事故あるときは、所長があらかじめ指名する協議員が代理する。
- 第5条 議案は、所長が協議員会に附議する。
- 第6条 協議員会は協議員の過半数が出席しなければ開会することができない。
- 第7条 協議員会の議事は、別段の定めがある場合を除くほか出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 第8条 所長が必要と認めたときは、協議員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 第9条 議事録の作成等協議員会の庶務は、事務長が処理する。

附 則

この規程は、昭和37年10月23日から施行する。

〔注〕2004・4・1達示第40号で廃止。

達示第13号

1963(昭和38)年4月23日

京都大学数理解析研究所協議員会規程

第1条 数理解析研究所の重要事項を審議するため、数理解析研究所に数理解析研究所協議員会(以下「協議員会」という。)を置く。

第2条 協議員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

(1) 数理解析研究所所属の教授

(2) 前号以外の京都大学教授のうちから所長の委嘱した者 若干名

2 前項第2号の協議員の任期は、2年とする。

3 第1項第2号の協議員は、再任されることができる。

第3条 所長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 所長に事故あるときは、あらかじめ所長が指名した協議員が議長となる。

第4条 協議員会は、協議員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

第5条 協議員会には、協議員会の決定により、数理解析研究所所属の助教授を出席させることができる。

第6条 協議員会の事務を処理するため、協議員会に幹事を置き、事務長をあてる。

第7条 前各条に定めるもののほか、議事の方法その他の必要事項は、協議員会が定める。

附 則

この規程は、昭和38年4月23日から施行する。

〔注〕2004・4・1達示第41号で廃止。

達示第14号

1963(昭和38)年4月23日

京都大学数理解析研究所運営委員会規程

第1条 数理解析研究所の運営に関する重要事項について所長の諮問に応ずるため、数理解析研究所に数理解析研究所運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 京都大学専任の教授のうちから総長の命じた者12名以内
- (2) 京都大学併任の教授および本学外の学識経験者のうちから総長の委嘱した者12名以内
- (3) 事務局長

2 職務上委員となる者のほか、委員の任期は2年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 職務上委員となる者のほか、委員は再任されることができる。

第3条 所長は、運営委員会を招集し、議長となる。

2 3名以上の委員から審議事項を示して運営委員会の開催を求められたときは、所長はすみやかに運営委員会を招集しなければならない。

3 所長に事故あるときは、あらかじめ所長が指名した委員が議長となる。

第4条 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

第5条 所長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

第6条 運営委員会の事務を処理するため、運営委員会に幹事を置き、事務長をあてる。

第7条 前各条に定めるもののほか、議事の方法その他の必要事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規程は、昭和38年4月23日から施行する。

改正 昭44・3・18達示5号、昭48・3・20達示14号

〔注〕2004・4・1達示第41号で廃止。



達示第15号

1963(昭和38)年4月23日

京都大学原子炉実験所協議会規程

第1条 原子炉実験所の重要事項を審議するため、原子炉実験所に原子炉実験所協議会(以下「協議会」という。)を置く。

第2条 協議会は、次の各号に掲げる者で組織する。

(1) 原子炉実験所の部門担当の教授

(2) 前号以外の教授のうちから所長の委嘱した者 若干名

2 前項の協議員のほか、協議会の決定により、必要に応じて協議会に原子炉実験所所属の助教授を加えることができる。

3 第1項第2号の協議員の任期は、2年とする。

4 第1項第2号の協議員は、再任されることができる。

第3条 所長は、協議会を招集し、議長となる。

2 所長に事故あるときは、年長の協議員が議長となる。

第4条 協議会は、協議員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

第5条 協議会の事務を処理するため、協議会に幹事を置き、事務長をあてる。

第6条 前各条に定めるもののほか、議事の方法その他の必要事項は、協議会が定める。

附 則

この規程は、昭和38年4月23日から施行する。

改正 昭50・5・6達示18号、平7・5・9達示19号

〔注〕2004・4・1達示第41号で廃止。

達示第16号

1963（昭和38）年4月23日

京都大学原子炉実験所運営委員会規程

第1条 原子炉実験所の運営に関する重要事項について所長の諮問に応ずるため、原子炉実験所に原子炉実験所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げるもので組織する。

- (1) 原子炉実験所所属の教授および助教授のうちから総長の命じた者若干名
- (2) 前号以外の教授および助教授ならびに本学外の学識経験者のうちから総長の委嘱した者 若干名
- (3) 事務局長

2 前項第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項第2号の委員は、再任されることができる。

第3条 所長は、運営委員会を招集し、議長となる。

2 所長に事故あるときは、あらかじめ所長が指名した委員が議長となる。

第4条 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

第5条 所長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

第6条 運営委員会の事務を処理するため、運営委員会に幹事を置き、事務長をあてる。

附 則

この規程は、昭和38年4月23日から施行する。

改正 昭50・5・6達示19号

〔注〕2004・4・1達示第41号で廃止。

達示第11号

1965(昭和40)年6月8日

京都大学人文科学研究所附属東洋学文献センター規程

第1条 人文科学研究所に東洋学文献センター(以下「文献センター」という。)を置く。

第2条 文献センターは、東洋学研究に資するため東洋学に関する文献を収集整備し、学内外の研究者に対して文献の閲覧、複写、参考調査および目録刊行等による情報の提供を行なうものとする。

第3条 文献センターに長を置く。

2 長は、人文科学研究所長をもつてあてる。

3 長は、文献センターを代表し、その業務を掌理する。

第4条 文献センターに主任を置く。

2 主任は、人文科学研究所の教授のうちから所長が委嘱するものとし、その任期は、2年とする。

3 主任は、文献センターの長を助け業務を整理する。

第5条 文献センターに運営協議会を置く。

2 運営協議会に関する規程は、別に定める。

第6条 文献センターの長は、運営の改善に資するため、必要に応じ学内外の利用者の意見を聞くものとする。

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、文献センターの長が定める。

附 則

この規程は、昭和40年7月1日から施行する。

〔注〕2000・3・7達示第25号で廃止。

達示第12号

1965(昭和40)年6月8日

京都大学人文科学研究所附属東洋学文献センター運営協議会規程

第1条 人文科学研究所附属東洋学文献センター(以下「文献センター」という。)に運営協議会を置く。

第2条 運営協議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 文献の収集、整理および保管の方針に関する事項
- (2) 文献の公開の基本方針に関する事項
- (3) 文献センターの予算に関する事項
- (4) その他運営に関する重要事項

第3条 運営協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 文学部長
- (2) 附属図書館長
- (3) 人文科学研究所の教授(次号に掲げる者を除く。)若干名
- (4) 文献センターの長および主任

2 前項第3号の委員は、人文科学研究所長が委嘱するものとし、その任期は、2年とする。

第4条 運営協議会に委員長を置く。

2 委員長は、文献センターの長をもつてあてる。

3 委員長は、運営協議会を招集し、その議長となる。

第5条 運営協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開会することができない。

2 運営協議会の議事は、出席の委員の過半数で決する。

第6条 運営協議会の事務を処理するため幹事若干名を置く。

2 幹事は、人文科学研究所長が委嘱する。

第7条 この規程に定めるもののほか、運営協議会の議事の運営その他必要な事項は、運営協議会が定める。

附 則

この規程は、昭和40年7月1日から施行する。

〔注〕2000・3・7達示第25号で廃止。

達示第12号

1967(昭和42)年6月1日

京都大学霊長類研究所協議会規程

第1条 霊長類研究所の重要事項を審議するため、霊長類研究所に霊長類研究所協議員会(以下「協議員会」という。)を置く。

第2条 協議員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

(1) 霊長類研究所所属の教授

(2) 前号以外の京都大学教授のうちから所長の委嘱した者 若干名

2 前項第2号の協議員の任期は、2年とする。

3 第1項第2号の協議員は、再任されることができる。

第3条 所長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 所長に事故あるときは、あらかじめ所長が指名した協議員が議長となる。

第4条 協議員会は、協議員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

第5条 協議員会には、協議員会の決定により、霊長類研究所所属の助教授を出席させることができる。

第6条 協議員会の事務を処理するため、協議員会に幹事を置き、事務長をあてる。

第7条 前各条に定めるもののほか、議事の方法その他の必要事項は、協議員会が定める。

附 則

この規程は、昭和42年6月1日から施行する。

改正 昭44・11・11達示23号

〔注〕2004・4・1達示第43号で廃止。

達示第13号

1967(昭和42)年6月1日

京都大学霊長類研究所運営委員会規程

第1条 霊長類研究所の運営に関する重要事項について所長の諮問に応ずるため、霊長類研究所に霊長類研究所運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 京都大学専任の教授のうちから総長の命じた者 若干名
- (2) 京都大学併任の教授および学外の学識経験者のうちから総長の委嘱した者 若干名
- (3) 事務局長

2 職務上委員となる者のほか、委員の任期は2年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 職務上委員となる者のほか、委員は再任されることができる。

第3条 所長は、運営委員会を招集し、議長となる。

2 所長に事故あるときは、あらかじめ所長が指名した委員が議長となる。

第4条 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

第5条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

第6条 運営委員会の事務を処理するため、運営委員会に幹事を置き、事務長をあてる。

第7条 前各条に定めるもののほか、議事の方法その他の必要事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規程は、昭和42年6月1日から施行する。

改正 昭46・7・6達示19号、昭48・3・20達示15号

〔注〕2004・4・1達示第43号で廃止。

達示第16号

1967(昭和42)年7月4日

### 京都大学結核胸部疾患研究所規程

第1条 この規程は、京都大学結核胸部疾患研究所(以下「結核胸部疾患研究所」という。)の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 結核胸部疾患研究所に、所長を置く。

2 所長は、専任または併任の教授をもつてあてる。

3 所長は、結核胸部疾患研究所の所務を掌理する。

第3条 結核胸部疾患研究所に、次の研究部門および附属研究施設を置く。

#### 研究部門

内科学第一

内科学第二

胸部外科学

病理学

細菌血清学

細胞化学

#### 附属研究施設

病院

第4条 研究部門は、専任の教授が担当するものとする。ただし、必要があるときは、専任の教授もしくは助教授または併任の教授に分担させることができる。

2 前項の併任の教授のほか、研究に従事する併任の教授を置くことができる。

第5条 病院の組織については、別に定める。

第6条 結核胸部疾患研究所に、その重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会は、専任の教授および併任の教授で組織する。

第7条 結核胸部疾患研究所の事務組織については、京都大学分課規程の定めるところによる。

第8条 この規程に定めるもののほか、結核胸部疾患研究所の内部組織については、所長が定める。

#### 附 則

1 この規程は、昭和42年7月4日から施行する。

2 京都大学結核胸部疾患研究所協議員会規程(昭和17年7月21日達示第9号制定)は、廃止する。

改正 昭46・4・13達示10号、昭56・5・19達示24号、昭63・4・19達示10号

〔注〕1988・4・19達示第10号で胸部疾患研究所規程に改称。

1998・4・9達示第20号で廃止。

達示第21号

1967(昭和42)年10月17日

京都大学結核胸部疾患研究所附属病院規程

第1条 京都大学結核胸部疾患研究所附属病院(以下「病院」という。)の組織については、この規程の定めるところによる。

第2条 病院に、病院長を置く。

2 病院長は、結核胸部疾患研究所(以下「研究所」という。)の専任の教授をもつてあつてゐる。

3 病院長は、病院の院務を掌理する。

第3条 病院に、次の診療科を置く。

第一内科

第二内科

外科

第4条 各診療科に、科長を置く。

2 科長は、研究所の当該研究部門担当の教授をもつてあつてゐる。

3 科長は、当該診療科の業務をつかさどる。

第5条 各診療科に、外来医長および病棟医長を置く。

2 外来医長および病棟医長は、当該診療科の講師をもつてあつてゐる。

3 外来医長は外来患者の診療を、病棟医長は入院患者の診療をそれぞれ分掌する。

第6条 病院に、検査部および放射線部を置く。

2 前項の部の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 検査部 患者の診療に必要な各種の臨床検査に関すること。

(2) 放射線部 放射線発生装置を用いる患者の診療および同装置の利用に関すること。

第7条 前条の部に、主任を置く。

2 主任は、研究所の専任の助教授をもつてあつてゐる。

3 主任は、当該部の業務をつかさどる。

第8条 病院に、看護に関する業務を処理するため、看護部を置く。

第9条 看護部に看護婦長若干名を置き、その1名を総婦長とする。

2 看護婦長は、技術職員をもつてあつてゐる。

3 総婦長は、看護部の業務を総括する。

4 看護婦長は、所属の看護職員を指揮し、看護に関する業務を処理する。

第10条 病院に、調剤、製剤および医薬品の検査に関する業務を処理するため、薬局を置く。

第11条 薬局に、薬局長を置く。

2 薬局長は、技術職員をもつてあつてゐる。



3 薬局長は、薬局の業務をつかさどる。

第12条 病院に、病院の運営に関する重要事項を協議するため、協議会を置く。

2 協議会は、診療科の科長および事務長をもつて組織する。

3 協議会の議事の運営に関する事項は、協議会の議に基づき病院長が定める。

第13条 この規程に定めるもののほか、病院の内部組織については、病院長が定める。

#### 附 則

1 この規程は、昭和42年10月17日から施行する。

2 第5条第2項の規定にかかわらず、外来医長および病棟医長は、当分の間、研究所の当該研究部門の助教授または講師をもつてあてることができる。

改正 昭43・4・30達示6号、昭47・5・23達示19号、昭50・10・28達示34号、  
昭52・4・26達示32号、昭53・10・31達示43号、昭59・5・22達示9号、  
昭63・4・19達示12号、平元・4・18達示7号、平7・5・10達示20号

〔注〕1988・4・19達示第12号で胸部疾患研究所附属病院規程に改称。

1998・4・9達示第41号で廃止。

達示第14号

1976(昭和51)年5月11日

京都大学ヘリオトロン核融合研究センター規程

第1条 この規程は、京都大学ヘリオトロン核融合研究センター（以下「センター」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 センターは、ヘリオトロン高温プラズマ実験装置による核融合に関する実験的研究及びこれに関連する教育・研究を行う。

第3条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、専任の京都大学教授をもつて充てる。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、センターの所務を掌理する。

第4条 センターに、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会に関し必要な事項は、別に定める。

第5条 センターの事務組織については、京都大学分課規程（昭和48年達示第22号）の定めるところによる。

第6条 この規程に定めるもののほか、センターの内部組織については、センター長が定める。

附 則

この規程は、昭和51年5月11日から施行し、昭和51年5月10日から適用する。

改正 昭54・9・25達示19号、昭55・5・20達示28号、昭57・5・25達示15号、  
昭60・4・23達示4号、昭61・5・20達示14号、昭63・4・5達示5号、4・1  
9達示15号、平元・4・18達示8号、6・27達示17号、平2・6・26達示30号、  
平4・5・12達示13号

〔注〕1996・5・11達示第25号で廃止。

達示第15号

1976(昭和51)年5月11日

京都大学ヘリオトロン核融合研究センター協議員会規程

第1条 この規程は、京都大学ヘリオトロン核融合研究センター規程(昭和51年達示第14号)第4条第2項の規定に基づき、ヘリオトロン核融合研究センター(以下「センター」という。)の協議員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 協議員会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

- (1) センター長
- (2) センター所属の教授
- (3) 前2号以外の京都大学教授のうちから、協議員会の議を経てセンター長が委嘱した者 若干名

2 前項第3号の協議員の任期は、別段の事情がある場合を除くほか、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 センター長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した協議員が前項の職務を代行する。

第4条 協議員会は、協議員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 協議員会の議事は、出席協議員の過半数で決する。

3 前2項の規定にかかわらず、協議員会が指定する重要事項については、協議員の3分の2以上が出席する協議員会において、出席協議員の4分の3以上の多数で決する。

第5条 協議員会の事務を処理するため、協議員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第6条 この規程に定めるもののほか、協議員会の運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

附 則

この規程は、昭和51年5月11日から施行し、昭和51年5月10日から適用する。

改正 昭54・9・25達示23号

〔注〕1996・5・11達示第25号で廃止。

達示第24号

1978(昭和53)年4月18日

京都大学防災研究所附属水資源研究センター規程

第1条 この規程は、京都大学防災研究所附属水資源研究センター（以下「センター」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 センターは、水資源に関する基礎的研究を行うとともに、同研究についての学内外の研究者による共同研究を推進するものとする。

第3条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、防災研究所長（以下「所長」という。）をもつて充てる。

3 センター長は、センターの所務を掌理する。

第4条 センターに、主任を置く。

2 主任は、防災研究所の教授のうちから所長が命ずるものとし、その任期は、2年とする。

3 主任は、センター長を補佐し、センターの所務を整理する。

第5条 センターに、センターの運営に関する重要事項についてセンター長の諮問に応ずるため、運営協議会を置く。

2 運営協議会に関し必要な事項は、別に定める。

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この規程は、昭和53年4月18日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

〔注〕1996・5・11達示第22号で廃止。

達示第25号

1978(昭和53)年4月18日

京都大学防災研究所附属水資源研究センター運営協議会規程

第1条 この規程は、京都大学防災研究所附属水資源研究センター規程(昭和53年達示第24号)第5条第2項の規定に基づき、防災研究所附属水資源研究センター(以下「センター」という。)の運営協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 運営協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) センターの主任
- (2) センターの教授及び助教授
- (3) 前2号以外の防災研究所の教授のうちから防災研究所長(以下「所長」という。)の命じた者 若干名
- (4) 前3号以外の京都大学の教授のうちから所長の委嘱した者 若干名
- (5) 学外の学識経験者のうちから所長の委嘱した者 若干名

2 前項第3号から第5号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間となる。

第3条 センター長は、運営協議会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した委員が前項の職務を代行する。

第4条 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

第5条 センター長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見をきくことができる。

第6条 運営協議会の事務を処理するため、運営協議会に幹事を置き、防災研究所事務部長を充てる。

第7条 この規程に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、運営協議会が定める。

附 則

この規程は、昭和53年4月18日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

〔注〕1996・5・11達示第22号で廃止。

達示第9号

1990(平成2)年6月26日

京都大学生体医療工学研究センター規程

第1条 この規程は、京都大学生体医療工学研究センター（以下「センター」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 センターは、人工臓器、人工組織等の開発研究及び臨床応用研究に関する総合研究を行う。

第3条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、センターの所務を掌理する。

第4条 センターに、次の研究部門を置く。

生体材料学研究部門

生体工学研究部門

人工臓器学研究部門

第5条 センターに、その重要事項を審議するため、協議委員会を置く。

2 協議委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第6条 センターに、その運営に関する事項についてセンター長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第7条 センターの事務組織については、京都大学分課規程（昭和48年達示第22号）の定めるところによる。

第8条 この規程に定めるもののほか、センターの内部組織については、センター長が定める。

附 則

この規程は、平成2年6月26日から施行し、平成2年6月8日から適用する。

〔注〕1998・4・9達示第20号で廃止。

達示第10号

1990(平成2)年6月26日

京都大学生体医療工学研究センター協議員会規程

第1条 この規程は、京都大学生体医療工学研究センター規程(平成2年達示第9号)第5条第2項の規定に基づき、生体医療工学研究センター(以下「センター」という。)の協議員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 協議員会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

- (1) センター長
- (2) センター所属の教授
- (3) 前2号以外の京都大学の教授のうちから、協議員会の議を経てセンター長の委嘱した者 若干名

2 前項の規定にかかわらず、協議員会に、必要に応じて、協議員会の議を経てセンターの助教授を加えることができる。

3 第1項第3号の協議員の任期は、別段の事情がある場合を除くほか2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 センター長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した協議員が前項の職務を代行する。

第4条 協議員会は、協議員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 協議員会の議事は、出席協議員の過半数で決する。

3 前2項の規定にかかわらず、協議員会の指定する重要事項については、協議員の3分の2以上が出席する協議員会において、出席協議員の4分の3以上の多数で決する。

第5条 協議員会の事務を処理するため、協議員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第6条 この規程に定めるもののほか、協議員会の運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

附 則

この規程は、平成2年6月26日から施行し、平成2年6月8日から適用する。

〔注〕1998・4・9達示第20号で廃止。

達示第11号

1990(平成2)年6月26日

京都大学生体医療工学研究センター運営委員会規程

第1条 この規程は、京都大学生体医療工学研究センター規程(平成2年達示第9号)第6条第2項の規定に基づき、生体医療工学研究センター(以下「センター」という。)の運営委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) センター所属の教官のうちからセンター長の命じた者 若干名

(2) 関係部局の教官のうちからセンター長の委嘱した者 若干名

2 前項第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 センター長は、運営委員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した委員が前項の職務を代行する。

第4条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

第5条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第6条 運営委員会の事務を処理するため、運営委員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第7条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規程は、平成2年6月26日から施行し、平成2年6月8日から適用する。

〔注〕1998・4・9達示第20号で廃止。



達示第17号

1990(平成2)年6月26日

京都大学防災研究所附属地震予知研究センター規程

第1条 この規程は、京都大学防災研究所附属地震予知研究センター（以下「センター」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 センターは、地震予知に関する基礎的研究を行うとともに、同研究についての学内外の研究者による共同研究を推進するものとする。

第3条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、防災研究所長（以下「所長」という。）をもって充てる。

3 センター長は、センターの所務を掌理する。

第4条 センターに、主任を置く。

2 主任は、防災研究所の教授のうちから所長が命ずるものとし、その任期は、2年とする。

3 主任は、センター長を補佐し、センターの所務を整理する。

第5条 センターに、その運営に関する重要事項についてセンター長の諮問に応ずるため、運営協議会を置く。

2 運営協議会に関し必要な事項は、別に定める。

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この規程は、平成2年6月26日から施行し、平成2年6月8日から適用する。

〔注〕1996・5・11達示第22号で廃止。

達示第18号

1990(平成2)年6月26日

京都大学防災研究所附属地震予知研究センター運営協議会規程

第1条 この規程は、京都大学防災研究所附属地震予知研究センター規程(平成2年達示第17号)第5条第2項の規定に基づき、防災研究所附属地震予知研究センター(以下「センター」という。)の運営協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 運営協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) センターの主任
- (2) センター所属の教授及び助教授のうちからセンター長の命じた者 若干名
- (3) 前2号以外の防災研究所の教授のうちから防災研究所長(以下「所長」という。)の命じた者 若干名
- (4) 前3号以外の京都大学の専任の教授のうちから所長の委嘱した者 若干名
- (5) 学外の学識経験者のうちから所長の委嘱した者 若干名

2 前項第2号から第5号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 センター長は、運営協議会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した委員が前項の職務を代行する。

第4条 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

第5条 運営協議会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第6条 運営協議会の事務を処理するため、運営協議会に幹事を置き、防災研究所事務部長を充てる。

第7条 この規程に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、運営協議会が定める。

附 則

この規程は、平成2年6月26日から施行し、平成2年6月8日から適用する。

〔注〕1996・5・11達示第22号で廃止。

達示第22号

1996(平成8)年5月11日

### 京都大学防災研究所規程

第1条 この規程は、京都大学防災研究所(以下「防災研究所」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 防災研究所は、災害に関する学理の研究及び防災に関する総合研究を行うとともに、全国の大学その他の研究機関の研究者の共同利用に供することを目的とする。

第3条 防災研究所に、所長を置く。

2 所長は、防災研究所の専任の教授をもって充てる。

3 所長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 所長は、防災研究所の所務を掌理する。

第4条 防災研究所に、次の研究部門及び附属研究施設を置く。

#### 研究部門

総合防災

地震災害

地盤災害

水災害

大気災害

#### 附属研究施設

災害観測実験センター

地震予知研究センター

火山活動研究センター

水資源研究センター

巨大災害研究センター

第5条 附属研究施設に長を置き、防災研究所の専任の教授をもって充てる。

2 附属研究施設の長は、附属研究施設の業務をつかさどる。

3 附属研究施設の長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第6条 防災研究所に、その重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会は、防災研究所の専任の教授で組織する。

第7条 防災研究所に、その運営に関する事項について所長の諮問に応ずるため、協議会を置く。

2 協議会に関し必要な事項は、別に定める。

第8条 防災研究所の技術室及び事務組織については、京都大学分課規程(昭和48年達示第22号)の定めるところによる。

第9条 この規程に定めるもののほか、防災研究所の内部組織については、所長が定める。

## 附 則

- 1 この規程は、平成8年5月11日から施行する。
- 2 次に掲げる規程は、廃止する。
  - (1) 京都大学防災研究所協議員会規程（昭和26年達示第9号）
  - (2) 京都大学防災研究所附属水資源研究センター規程（昭和53年達示第24号）
  - (3) 京都大学防災研究所附属水資源研究センター運営協議会規程（昭和53年達示第25号）
  - (4) 京都大学防災研究所附属地震予知研究センター規程（平成2年達示第17号）
  - (5) 京都大学防災研究所附属地震予知研究センター運営協議会規程（平成2年達示第18号）

改正 平13・2・13達示20号、3・27達示36号、平15・3・18達示51号、平16・4・1達示37号

〔注〕2004年4月1日達示第37号で全部改正。

達示第23号

1996(平成8)年5月11日

#### 京都大学防災研究所協議会規程

第1条 この規程は、京都大学防災研究所規程(平成8年達示第22号)第7条第2項の規定に基づき、防災研究所の協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 防災研究所の専任の教授のうちから総長の命じた者 若干名
- (2) 前号以外の京都大学の専任の教授のうちから総長の命じた者 若干名
- (3) 学外の学識経験者のうちから総長の委嘱した者 若干名

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 所長は、協議会を招集し、議長となる。

2 所長に事故があるときは、あらかじめ所長が指名した委員が前項の職務を代行する。

第4条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

第5条 協議会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第6条 協議会の事務を処理するため、協議会に幹事を置き、事務部長をもって充てる。

第7条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### 附 則

この規程は、平成8年5月11日から施行する。

改正 平12・3・31達示56号

〔注〕2004・4・1達示第37号で廃止。

達示第20号

1998(平成10)年4月9日

#### 京都大学再生医科学研究所規程

第1条 この規程は、京都大学再生医科学研究所(以下「再生医科学研究所」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 再生医科学研究所は、生体組織及び臓器の再生に関する学理及びその応用の研究を行うことを目的とする。

第3条 再生医科学研究所に、所長を置く。

- 2 所長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。
- 3 所長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 所長は、再生医科学研究所の所務を掌理する。

第4条 再生医科学研究所に、次の研究部門及び附属研究施設を置く。

##### 研究部門

- 生体機能学
- 生体組織工学
- 再生統御学
- 生体システム医工学
- 再生医学応用

##### 附属研究施設

- 再生実験動物施設

第5条 再生実験動物施設に、施設長を置く。

- 2 施設長は、再生医科学研究所の専任の教授又は助教授をもって充てる。
- 3 施設長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 施設長は、再生実験動物施設の業務をつかさどる。

第6条 再生医科学研究所に、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

- 2 協議員会に関し必要な事項は、別に定める。

第7条 再生医科学研究所の事務組織については、京都大学分課規程(昭和48年達示第22号)の定めるところによる。

第8条 この規程に定めるもののほか、再生医科学研究所の内部組織については、所長が定める。

##### 附 則

- 1 この規程は、平成10年4月9日から施行する。
- 2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 京都大学胸部疾患研究所規程(昭和42年達示第16号)

(2) 京都大学胸部疾患研究所長候補者選考規程(昭和42年達示第20号)

- (3) 京都大学生体医療工学研究センター規程(平成2年達示第9号)
- (4) 京都大学生体医療工学研究センター協議員会規程(平成2年達示第10号)
- (5) 京都大学生体医療工学研究センター運営委員会規程(平成2年達示第11号)
- (6) 京都大学生体医療工学研究センター長候補者選考規程(平成2年達示第12号)

改正 平13・2・13達示20号、平14・4・1達示16号、平16・4・1達示34号

〔注〕2004年4月1日達示第34号で全部改正。

達示第21号

1998(平成10)年4月9日

京都大学再生医科学研究所協議員会規程

第1条 この規程は、京都大学再生医科学研究所規程(平成10年達示第20号)第6条第2項の規定に基づき、再生医科学研究所の協議員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 協議員会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

- (1) 所長
- (2) 再生医科学研究所の教授
- (3) 前2号以外の京都大学の教授のうちから、協議員会の議を経て所長の委嘱した者若干名

2 前項第3号の協議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 所長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 所長に事故があるときは、あらかじめ所長が指名した協議員が前項の職務を代行する。

第4条 協議員会は、協議員(外国出張中の者を除く。)の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 協議員会の議事は、別段の定めがある場合を除くほか出席協議員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

第5条 協議員会の事務を処理するため、協議員会に幹事を置き、事務長をもって充てる。

第6条 この規程に定めるもののほか、協議員会の運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

附 則

1 この規程は、平成10年4月9日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱する協議員の任期は、第2条第2項本文の規定にかかわらず、平成12年3月31日までとする。

〔注〕2004・4・1達示34号で廃止。



達示第25号

2000(平成12)年3月7日

### 京都大学人文科学研究所規程

第1条 この規程は、京都大学人文科学研究所（以下「人文科学研究所」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 人文科学研究所は、世界文化に関する人文科学の総合研究を行うことを目的とする。

第3条 人文科学研究所に、所長を置く。

2 所長は、人文科学研究所の専任の教授をもって充てる。

3 所長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えることができない。

4 所長は、人文科学研究所の所務を掌理する。

第4条 人文科学研究所に、次の研究部門及び附属研究施設を置く。

#### 研究部門

文化研究創成

文化生成

文化表象

文化構成

文化連関

#### 附属研究施設

漢字情報研究センター

第5条 漢字情報研究センターに、センター長を置く。

2 センター長は、人文科学研究所長をもって充てる。

3 センター長は、漢字情報研究センターの業務をつかさどる。

第6条 人文科学研究所に、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会に関し必要な事項は、別に定める。

第7条 人文科学研究所の事務組織については、京都大学分課規程（昭和48年達示第22号）の定めるところによる。

第8条 この規程に定めるもののほか、人文科学研究所の内部組織については、所長が定める。

#### 附 則

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 京都大学人文科学研究所附属東洋学文献センター規程（昭和40年達示第11号）

(2) 京都大学人文科学研究所附属東洋学文献センター運営協議会規程（昭和40年達示

第12号)

改正 平13・2・13達示20号、平16・4・1達示33号

〔注〕2004・4・1達示第33号で全部改正。

達示第26号

2000(平成12)年3月7日

#### 京都大学人文科学研究所協議員会規程

京都大学人文科学研究所協議員会規程(昭和14年達示第11号)の全部を改正する。

第1条 この規程は、京都大学人文科学研究所規程(平成12年達示第25号)第6条第2項の規定に基づき、人文科学研究所の協議員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 協議員会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

(1) 所長

(2) 人文科学研究所の専任の教授

(3) 前2号以外の京都大学の教授又は助教授のうちから、所長の委嘱した者 若干名

2 前項第3号の協議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 所長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 所長に事故があるときは、あらかじめ所長が指名した協議員が前項の職務を代行する。

第4条 協議員会は、協議員(外国出張中の者を除く。)の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 協議員会の議事は、別段の定めがある場合を除くほか、出席協議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

第5条 協議員会の事務を処理するため、協議員会に幹事を置き、事務長をもって充てる。

第6条 この規程に定めるもののほか、協議員会の運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

#### 附 則

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際現に改正前の規定に基づき人文科学研究所の協議員に委嘱されている者は、その任期の満了する日までの間、引き続き第2条第3号の規定に基づく協議員となるものとする。

〔注〕2004・4・1達示第33号で廃止。

達示第3号

1969(昭和44)年3月18日

京都大学東南アジア研究センター協議員会規程

第1条 東南アジア研究センター(以下「センター」という。)の重要事項を審議するため、センターに、東南アジア研究センター協議員会(以下「協議員会」という。)を置く。

第2条 協議員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) センターの所長(以下「所長」という。)
- (2) センター所属の教授
- (3) センター所属の助教授のうちから、その互選による者 1名
- (4) 各関係部局ごとに、その長の推薦する教授または助教授 各1名

2 前項第3号および第4号の協議員は所長が委嘱するものとし、その任期は2年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項第3号および第4号の協議員は、再任されることができる。

第3条 所長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 所長に事故があるときは、あらかじめ所長の指名した協議員が、前項の職務を代行する。

第4条 協議員会は、協議員の過半数が出席しなければ開会することができない。

第5条 協議員会の議事は、別段の定めがある場合を除くほか、出席協議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

第6条 協議員会の事務を処理するため、協議員会に幹事を置き、センターの事務主任をあてる。

第7条 前各条に定めるもののほか、議事の方法その他の必要事項は、協議員会が定める。

附 則

1 この規程は、昭和44年4月1日から施行する。

2 京都大学東南アジア研究センター管理委員会規程(昭和40年達示第8号)は廃止する。

改正 昭46・4・13達示9号

〔注〕2004・4・1達示第44号で廃止。

達示第7号

1969(昭和44)年6月11日

#### 京都大学大型計算機センター運営委員会規程

第1条 大型計算機センターの運営に関する重要事項についてセンター長の諮問に応ずるため、大型計算機センターに、大型計算機センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 京都大学専任の教授および助教授のうちから総長の命じた者 若干名
- (2) 京都大学併任の教授および学外の学識経験者のうちから総長の委嘱した者 若干名
- (3) 事務局長

2 職務上委員となる者のほか、委員の任期は、2年とする。ただし、その補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 センター長は、運営委員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が前項の職務を代行する。

第4条 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

第5条 運営委員会に、常任委員会を置く。

2 常任委員会は、運営委員会の職務に属する経常的な事項で運営委員会が指定したものおよび臨時的な事項で比較的軽易なものを処理するものとする。

3 常任委員会は、前項の規定により処理した事項について、運営委員会に報告しなければならない。

4 常任委員会は、運営委員会の委員のうちから、運営委員会の議を経てセンター長の委嘱した若干名の常任委員で組織する。

5 前2条の規定は、常任委員会に準用する。この場合において、「運営委員会」とあるのは「常任委員会」と、「委員」とあるのは「常任委員」と読み替えるものとする。

第6条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

第7条 運営委員会の事務を処理するため、運営委員会に幹事を置き、事務長をあてる。

第8条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の議事の方法その他の必要事項は、運営委員会が定める。

#### 附 則

1 この規程は、昭和44年6月11日から施行する。

2 運営委員会の事務は、当分の間、第7条の規定にかかわらず、センター長の命をうけて事務主任が処理するものとする。

改正 昭45・3・25達示6号、昭48・3・20達示16号、昭60・5・21達示10号、平  
12・3・31達示58号

〔注〕2002・4・1達示第9号で廃止。

達示第18号

1969(昭和44)年7月8日

京都大学大型計算機センター協議員会規程

第1条 大型計算機センターに関する重要事項を審議するため、大型計算機センターに、大型計算機センター協議員会(以下「協議員会」という。)を置く。

第2条 協議員会は、関係部局の教授および助教授のうちからセンター長の委嘱した協議員若干名で組織する。

2 協議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の協議員の任期は前任者の残任期間とする。

第3条 センター長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめその指名する協議員が前項の職務を代行する。

第4条 協議員会は、協議員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

第5条 センター長が、必要と認めたときは、協議員以外の者の出席を求め、意見をきくことができる。

第6条 協議員会の事務を処理するため、協議員会に幹事を置き、事務長をあてる。

第7条 この規程に定めるもののほか、協議員会の議事の方法その他の必要事項は、協議員会が定める。

附 則

1 この規程は、昭和44年7月8日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

2 協議員会の事務は、当分の間、第6条の規定にかかわらず、センター長の命をうけて事務主任が処理するものとする。

改正 昭45・3・25達示6号、昭60・5・21達示9号、平12・3・31達示57号

〔注〕2002・4・1達示第7号で廃止。

達示第22号

1969（昭和44）年11月11日

### 京都大学大型計算機センター利用規程

第1条 京都大学大型計算機センター（以下「センター」という。）の利用については、この規程の定めるところによる。

第2条 センターは、学術研究のためにのみ利用することができる。

第3条 センターを利用することのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 大学または高等専門学校の教員およびこれに準ずる者
- (2) 文部省所轄機関（国立学校を除く。）の研究職員
- (3) 学術研究を目的とするその他の研究機関でセンターの長（以下「センター長」という。）が認めたものに所属し、もっぱら研究に従事する者
- (4) 科学研究費補助金の交付を受けて学術研究を行なう者
- (5) その他特にセンター長が適当と認めた者

第4条 センターを利用しようとする者は、研究課題ごとに次の各号に掲げる事項を記載した課題承認申請書をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 申請者の氏名
- (2) 研究課題
- (3) 利用予定期間および計算機使用見込時間数
- (4) 第15号<sup>[マ]</sup>の規定による利用負担金を負担する者に関する事項
- (5) その他センター長が必要と認めた事項

2 前項第2号の研究課題は、その成果が公開し得るものでなければならない。

3 センター長は、当該研究課題にかかるセンターの利用を承認したときは、当該利用のための課題番号および登録氏名を明示して、その旨を申請者に通知するものとする。

第5条 センターの利用を承認された者（以下「利用者」という。）がセンターに計算、せん孔等を依頼するには、センター長が別に定める方法によらなければならない。

第6条 利用者は、センター利用のための課題番号を、当該研究課題にかかる計算以外の計算のために使用し、または他人をして使用させてはならない。

第7条 利用者は、第4条第1項第3号に掲げる利用予定期間または計算機使用見込時間数をこえてセンターを利用しようとするときは、あらかじめ、その旨をセンター長に届け出なければならない。この場合において、利用者以外の者が利用負担金を負担するときは、その者の同意を得て届け出なければならない。

2 利用者は、第4条第1項第4号および第5号に掲げる事項について変更を生じたときは、すみやかに、センター長に届け出なければならない。



第8条 利用者は、当該利用を承認された研究課題にかかる研究が終了したときまたはその研究につきセンターを利用する必要がなくなつたときは、すみやかにその旨をセンター長に届け出るとともに、その利用した結果をセンター長に報告しなければならない。

第9条 前条に規定する場合のほか、センター長は、必要に応じて、利用者に対し、センターの利用にかかる事項について報告を求めることができる。

第10条 センター外端局を設置しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載したセンター外端局承認申請書をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 申請者の氏名
- (2) 端局の構成、使用機種およびその設置場所
- (3) 設置および使用開始の時期
- (4) その他センター長が必要と認めた事項

2 センター長は、センター外端局を承認したときは、当該センター外端局による利用のための端局番号を明示して、その旨を申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による承認を受けた者が、当該承認にかかるセンター外端局を廃止しようとするときまたは承認申請書に記載した事項の変更を行なおうとするときは、あらかじめ、センター長に協議しなければならない。

第11条 センター外端局の管理は、前条第1項の規定による承認を受けた者が行なうものとする。

第12条 センター内にファイルを開設しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載したファイル開設承認申請書をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 申請者の氏名
- (2) ファイルの種類
- (3) 開設期間
- (4) その他センター長が必要と認めた事項

2 センター長は、ファイルの開設を承認したときは、当該ファイルの使用のためのファイル名を明示して、その旨を申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による承認を受けた者が同項第3号の期間経過前にファイルの開設を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨をセンター長に届け出なければならない。

第13条 利用者は、センターを利用して行なつた研究の成果を論文等により公表するときは、当該論文等に、センターを利用した旨を明記しなければならない。

2 利用者は、前項の公表された論文等の写をセンターに寄贈するものとする。

第14条 この規程またはこの規程に基づく定め違反した者その他センターの運営に重大な支障を生ぜしめた者があるときは、センター長は、第4条の規定により行なつたその者にかかる利用の承認を取り消し、またはその者に1定期間センターを利用させないことがある。

第15条 利用者またはこれに代わる者は、当該利用にかかる経費の一部を、利用負担金として、負担しなければならない。

2 利用負担金の額および負担方法は、総長が別に定める。

第16条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が定める。

#### 附 則

1 この規程は、昭和44年11月11日から施行し、第15条の規定は、昭和44年4月1日から適用する。

2 京都大学大型計算機センターの利用に関する暫定規程（昭和43年12月12日総長<sup>〔ママ〕</sup>制定）は、廃止する。

3 京都大学大型計算機センターの利用に関する暫定規程の規定によつて行なわれた承認、申請その他の行為は、この規程の当該相当規定によつて行なわれたものとみなす。

改正 昭51・10・12達示37号、平13・3・27達示37号

〔注〕2002・4・2達示第23号で廃止。

達示第24号

1969(昭和44)年12月9日

京都大学大型計算機センター規程

第1条 この規程は、京都大学大型計算機センター（以下「センター」という。）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもってあてる。

3 センター長は、センターの所務を掌理する。

第3条 センターに、研究開発部を置く。

2 研究開発部の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 計算機システムの維持向上およびその利用の改善にかかる技術の開発に関すること。

(2) センターの利用に伴う各種基礎的および応用的研究に関すること。

第4条 研究開発部に、部長を置く。

2 部長は、京都大学の専任の教授または助教授をもってあてる。

3 部長は、研究開発部の業務をつかさどる。

第5条 センターに関する重要事項を審議するため、別に定めるところにより、センターに協議委員会を置く。

第6条 センターの運営に関する重要事項についてセンター長の諮問に応ずるため、別に定めるところにより、センターに運営委員会を置く。

第7条 センターの事務組織については、京都大学分課規程の定めるところによる。

第8条 この規程に定めるもののほか、センターの内部組織については、センター長が定める。

附 則

この規程は、昭和44年12月9日から施行し、第2条および第5条の規定は同年4月1日から、第7条の規定は同年5月16日から、第6条の規定は同年6月11日から適用する。

改正 平13・3・21達示33号

〔注〕2002・4・1達示第6号で廃止。

達示第10号

1972(昭和47)年3月9日

京都大学総合体育館規程

第1条 本学に総合体育館(附属プールを含む。以下同じ。)を置き、本学における体育活動および本学の行なう式典のためにこれを用いる。

第2条 総合体育館は、学生部長が管理する。

2 総合体育館の管理に関する重要事項は、学生部委員会において審議する。

第3条 総合体育館は、この規程に定めるもののほか、総長が別に定める使用規則の定めるところにより使用するものとする。

第4条 総合体育館に関する事務は、学生部厚生課において処理する。

附 則

この規程は、昭和47年3月9日から施行する。

改正 平2・4・17達示6号、平10・4・9達示44号、平18・3・29達示39号、平23・3・31達示38号、平24・4・24達示35号、平27・3・31達示31号

※当該規則は以下にも掲載。  
規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第17章 諸施設等

達示第18号

1972(昭和47)年5月23日

#### 京都大学体育指導センター規程

- 第1条 この規程は、京都大学体育指導センター（以下「体育指導センター」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 体育指導センターは、学生の体育活動の指導・助言その他学生の体育指導に関する専門的業務を行なう。
- 第3条 体育指導センターの所長は、京都大学専任の教授または助教授をもってあてる。
- 2 体育指導センターの所長は、同センターの業務を掌理する。
- 第4条 体育指導センターの重要事項を審議するため、体育指導センターに、管理運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
- (1) 教養部の保健体育科目を担当する教授または助教授 若干名
  - (2) 学生部委員会の委員 若干名
  - (3) 学生部長
  - (4) 保健管理センターの所長
  - (5) 体育指導センターの所長
- 3 前項第1号および第2号の委員は、総長が委嘱するものとし、その任期は、1年とする。
- 第5条 委員会に、委員長および副委員長を置く。
- 2 委員長および副委員長は、委員の互選によって定め、それぞれの任期は、1年とする。
- 第6条 委員会の事務は、学生部において処理する。
- 第7条 この規程に定めるもののほか、体育指導センターの内部組織その他運営について必要な事項は、同センターの所長が定める。ただし、委員会に関する事項については、委員会が定める。

#### 附 則

この規程は、昭和47年5月23日から施行し、昭和47年5月1日から適用する。

改正 昭49・7・9達示26号、昭51・7・6達示34号、昭53・10・31達示44号、平5・12・9達示20号、平10・4・9達示43号

〔注〕2003・4・1達示第4号で廃止。

達示第17号

1976(昭和51)年5月11日

#### 京都大学放射線生物研究センター規程

第1条 この規程は、京都大学放射線生物研究センター（以下「センター」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 センターは、放射線の生物への影響に関する基礎的研究を行うとともに、全国の大学その他の研究機関の研究者の共同利用に供することを目的とする。

第3条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもつて充てる。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、センターの所務を掌理する。

第4条 センターに、次の研究部門を置く。

#### 放射線システム生物学研究部門

2 研究部門は、専任又は併任の教授が担当するものとする。

第5条 センターに、センターに関する重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会に関し必要な事項は、別に定める。

第6条 センターに、センターの運営に関する重要事項についてセンター長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第7条 センターの事務組織については、京都大学分課規程（昭和48年達示第22号）の定めるところによる。

第8条 この規程に定めるもののほか、センターの内部組織については、センター長が定める。

#### 附 則

この規程は、昭和51年5月11日から施行し、昭和51年5月10日から適用する。

改正 昭52・4・19達示24号、昭53・4・18達示27号、昭58・4・19達示9号、昭62・7・7達示17号、平13・2・13達示20号、3・27達示42号

〔注〕2004・4・1達示第47号で全部改正。

達示第18号

1976(昭和51)年5月11日

京都大学放射線生物研究センター協議員会規程

第1条 この規程は、放射線生物研究センター規程(昭和51年達示第17号)第5条第2項の規定に基づき、放射線生物研究センター(以下「センター」という。)の協議員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 協議員会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

(1) センター長

(2) センター所属の教授及び助教授

(3) 前号以外の京都大学の教授又は助教授のうちからセンター長の委嘱した者 若干名

2 前項第3号の協議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 センター長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した協議員が前項の職務を代行する。

第4条 協議員会は、協議員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

第5条 協議員会の事務を処理するため、協議員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第6条 この規程に定めるもののほか、協議員会の運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

附 則

1 この規程は、昭和51年5月11日から施行し、昭和51年5月10日から適用する。

2 この規程の施行後最初に委嘱される第2条第1項第3号の協議員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、センター長の指名する半数の者については1年とし、他の半数の者については2年とする。

〔注〕2004・4・1達示第47号で廃止。

達示第19号

1976(昭和51)年5月11日

京都大学放射線生物研究センター運営委員会規程

第1条 この規程は、京都大学放射線生物研究センター規程(昭和51年達示第7号)第6条第2項の規定に基づき、放射線生物研究センター(以下「センター」という。)の運営委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) センター所属の教官のうちから総長の命じた者 若干名
- (2) 前号以外の京都大学の専任の教官のうちから総長の命じた者 若干名
- (3) 学外の学識経験者のうちから総長の委嘱した者 若干名

2 前項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 センター長は、運営委員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した委員が前項の職務を代行する。

第4条 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

第5条 運営委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会委員は、運営委員会の議に基づきセンター長が委嘱する。

第6条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見をきくことができる。

第7条 運営委員会の事務を処理するため、運営委員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第8条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

1 この規程は、昭和51年5月11日から施行し、昭和51年5月10日から適用する。

2 この規程の施行後最初に命ぜられ、又は委嘱される第2条第1項第2号及び第3号の委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、それぞれ、総長の指名する半数の者については1年とし、他の半数の者については2年とする。

〔注〕2004・4・1達示第47号で廃止。



達示第41号

1976(昭和51)年12月21日

京都大学放射性同位元素総合センター規程

第1条 この規程は、京都大学放射性同位元素総合センター（以下「センター」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 センターは、学内共同利用の放射性同位元素関係の施設、設備を管理・運営し、本学の教官その他の者の共用に供するとともに、放射性同位元素等取扱者の教育・訓練その他必要に応じて放射性同位元素等の管理及び利用についての助言等を行い、併せて放射性同位元素に関する基礎的・応用的研究を行う。

第3条 センターにセンター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもつて充てる。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、センターの所務を掌理する。

第4条 センターに、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会に関し必要な事項は、別に定める。

第5条 センターに、その運営に関する事項についてセンター長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第6条 センターの事務組織については、京都大学分課規程（昭和48年達示第22号）の定めるところによる。

第7条 この規程に定めるもののほか、センターの内部組織については、センター長が定める。

附 則

この規程は、昭和51年12月21日から施行する。

改正 平13・2・13達示20号、平16・4・1達示49号

〔注〕2004・4・1達示第49号で全部改正。

達示第42号

1976(昭和51)年12月21日

京都大学放射性同位元素総合センター協議員会規程

第1条 この規程は、京都大学放射性同位元素総合センター規程(昭和51年達示第41号)第4条第2項の規定に基づき、放射性同位元素総合センター(以下「センター」という。)の協議員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 協議員会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

(1) センター長

(2) 放射性同位元素等管理委員会の委員長

(3) 前2号以外の京都大学の教授のうちから、協議員会の議を経てセンター長の委嘱した者 若干名

2 前項の規定にかかわらず、協議員会に、必要に応じて、センターの助教授その他の京都大学の助教授のうちから協議員会の議を経てセンター長の命じ、又は委嘱した者若干名を加えることができる。

3 第1項第3号及び前項の協議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 センター長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した協議員が前項の職務を代行する。

第4条 協議員会は、協議員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

第5条 協議員会に関する事務は、センターの事務室において処理する。

第6条 この規程に定めるもののほか、協議員会の運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

附 則

この規程は、昭和51年12月21日から施行する。

改正 昭61・1・28達示1号、平12・3・31達示62号

〔注〕2004・4・1達示第49号で廃止。

達示第44号

1976(昭和51)年12月21日

京都大学放射性同位元素総合センター運営委員会規程

第1条 この規程は、京都大学放射性同位元素総合センター規程(昭和51年達示第41号)第5条第2項の規定に基づき、放射性同位元素総合センター(以下「センター」という。)の運営委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) センター所属の教官のうちからセンター長の命じた者 若干名
- (2) 放射性同位元素等を利用する部局の教官のうちからセンター長の委嘱した者 若干名

2 前項第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 センター長は、運営委員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した委員が前項の職務を代行する。

第4条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

第5条 運営委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会委員は、運営委員会の議に基づきセンター長が委嘱する。

第6条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見をきくことができる。

第7条 運営委員会に関する事務は、センターの事務室において処理する。

第8条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

1 この規程は、昭和51年12月21日から施行する。

2 京都大学放射性同位元素総合センター運営委員会規程(昭和46年4月1日総長裁定)は、廃止する。

改正 平12・3・31達示63号

〔注〕2004・4・1達示第49号で廃止。

達示第20号

1977(昭和52)年4月19日

#### 京都大学環境保全センター規程

第1条 この規程は、京都大学環境保全センター（以下「センター」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 センターは、京都大学における教育研究等の活動に伴い発生する廃棄物の適正処理などにより環境保全をはかるとともに、廃棄物処理等に関する研究を行い、及び本学における環境保全に関する基礎教育に協力する。

第3条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもつて充てる。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、センターの所務を掌理する。

第4条 センターに、その重要事項を審議するため、協議委員会を置く。

2 協議委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第5条 センターに、その施設の利用に関し利用部局間の連絡調整をはかるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第6条 センターに、技術上の問題について専門的意見をきくため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門の学識経験を有する京都大学の教官のうちから、センター長が委嘱する。

第7条 センターの事務組織については、京都大学分課規程（昭和48年達示第22号）の定めるところによる。

第8条 この規程に定めるもののほか、センターの内部組織については、センター長が定める。

#### 附 則

この規程は、昭和52年4月19日から施行し、昭和52年4月18日から適用する。

改正 平13・2・13達示20号、平16・4・1達示50号

〔注〕2004・4・1達示第50号で全部改正。

達示第21号

1977(昭和52)年4月19日

#### 京都大学環境保全センター協議員会規程

第1条 この規程は、京都大学環境保全センター規程(昭和52年達示第21号)第4条第2項の規定に基づき、京都大学環境保全センター(以下「センター」という。)の協議員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 協議員会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

- (1) センター長
- (2) 廃棄物処理等専門委員会の委員長
- (3) 前2号以外の京都大学教授のうちから、協議員会の議を経てセンター長の委嘱した者 若干名

2 前項の規定にかかわらず、協議員会に、必要に応じて、協議員会の議を経てセンターの助教授を加えることができる。

3 第1項第3号の協議員の任期は、別段の事情がある場合を除くほか、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 センター長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長の指名する協議員が前項の職務を代行する。

第4条 協議員会は、協議員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 協議員会の議事は、出席協議員の過半数で決する。

3 前2項の規定にかかわらず、協議員会の指定する重要事項については、協議員の3分の2以上が出席する協議員会において、出席協議員の4分の3以上の多数で決する。

第5条 協議員会に関する事務は、センターの事務室において処理する。

第6条 この規程に定めるもののほか、協議員会の運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

#### 附 則

この規程は、昭和52年4月19日から施行し、昭和52年4月18日から適用する。

改正 昭52・4・26達示29号、昭60・10・8達示19号、平12・3・31達示64号

〔注〕2004・4・1達示第50号で廃止。

達示第22号

1977(昭和52)年4月19日

京都大学環境保全センター運営委員会規程

第1条 この規程は、京都大学環境保全センター規程(昭和52年達示第21号)第5条第2項の規定に基づき、京都大学環境保全センター(以下「センター」という。)の運営委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) センター所属の教官のうちからセンター長の命じた者 若干名
- (2) 利用部局からの推薦を受けてセンター長の委嘱した教官 若干名

2 前項第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 センター長は、運営委員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長の指名する委員が、前項の職務を代行する。

第4条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

第5条 運営委員会に関する事務は、センターの事務室において処理する。

第6条 この規定に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規程は、昭和52年4月19日から施行し、昭和52年4月18日から適用する。

改正 平12・3・31達示65号

〔注〕2004・4・1達示第50号で廃止。

総長裁定

1977(昭和52)年7月5日

#### 京都大学埋蔵文化財研究センター要項

第1条 京都大学に埋蔵文化財研究センター(以下「センター」という。)を置く。

第2条 センターは、京都大学敷地内の埋蔵文化財についての調査研究及びその保存のため必要な業務を行う。

第3条 センターにセンター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもつて充てる。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、センターの所務を掌理する。

第4条 センターに、必要に応じて、助教授、助手その他の職員を置く。

第5条 センターに、調査研究及び保存に関する業務を処理するため、研究部を置く。

2 研究部に主任を置き、前条の教官をもつて充てる。

3 主任は、研究部の業務をつかさどる。

第6条 センターに、センターの事業に関する基本的計画、人事その他管理運営に関する重要事項を審議するため、運営協議会を置く。

2 運営協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) センター長

(2) センターの研究部の主任

(3) 前2号以外の学内の学識経験者のうちから総長の委嘱した者 若干名

(4) 事務局長及び施設部長

3 センター長は、運営協議会を招集し、議長となる。

4 前各項に規定するもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、運営協議会が定める。

第7条 この要項に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター長が定める。

#### 附 則

この要項は、昭和52年7月5日から実施する。

改正 平16・7・30総長裁定、平19・3・30総長裁定

〔注〕2008・3・27達示第4号で廃止。

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第13章 その他の学内組織等

達示第17号

1978（昭和53）年4月18日

#### 京都大学情報処理教育センター規程

第1条 この規程は、京都大学情報処理教育センター（以下「センター」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 センターは、情報処理教育に関する次の業務を行う。

- (1) 教育用計算機システムを管理運営し、教育のための学内の共同利用に供すること。
- (2) 情報処理教育に関する研究開発を推進すること。
- (3) 情報処理に関する共通の基礎教育を行うこと。
- (4) 学部・研究科における専門教育に係る情報処理教育に協力すること。
- (5) その他情報処理教育に関し必要と認めたこと。

第3条 センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、京都大学の専任の教授をもつて充てる。
- 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 センター長は、センターの所務を掌理する。

第4条 センターに、その重要事項を審議するため、協議委員会を置く。

- 2 協議委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第5条 センターに、その運営に関する事項についてセンター長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第6条 センターの事務組織については、京都大学分課規程（昭和48年達示第22号）の定めるところによる。

第7条 この規程に定めるもののほか、センターの内部組織については、センター長が定める。

#### 附 則

この規程は、昭和53年4月18日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

〔注〕1997・4・1達示第24号で廃止。



達示第18号

1978(昭和53)年4月18日

京都大学情報処理教育センター協議員会規程

第1条 この規程は、京都大学情報処理教育センター規程(昭和53年達示第17号)第4条第2項の規定に基づき、京都大学情報処理教育センター(以下「センター」という。)の協議員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 協議員会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

(1) センター長

(2) 前号以外の京都大学教授のうちから、協議員会の議を経てセンター長の委嘱した者若干名

2 前項の規定にかかわらず、協議員会に、必要に応じて、協議員会の議を経てセンターの助教授を加えることができる。

3 第1項第2号の協議員の任期は、別段の事情がある場合を除くほか、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 センター長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した協議員が前項の職務を代行する。

第4条 協議員会は、協議員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 協議員会の議事は、出席協議員の過半数で決する。

3 前2項の規定にかかわらず、協議員会の指定する重要事項については、協議員の3分の2以上が出席する協議員会において、出席協議員の4分の3以上の多数で決する。

第5条 協議員会に関する事務は、センターの事務室において処理する。

第6条 この規程に定めるもののほか、協議員会の運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

附 則

この規程は、昭和53年4月18日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

〔注〕1997・4・1達示第24号で廃止。

達示第19号

1978(昭和53)年4月18日

京都大学情報処理教育センター運営委員会規程

第1条 この規程は、京都大学情報処理教育センター規程(昭和53年達示第17号)第5条第2項の規定に基づき、京都大学情報処理教育センター(以下「センター」という。)の運営委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) センター所属の教官のうちからセンター長の命じた者 若干名

(2) 利用部局の教官のうちからセンター長の委嘱した者 若干名

2 前項第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 センター長は、運営委員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した委員が、前項の職務を代行する。

第4条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

第5条 運営委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会委員は、運営委員会の議に基づきセンター長が委嘱する。

第6条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見をきくことができる。

第7条 運営委員会に関する事務は、センターの事務室において処理する。

第8条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規程は、昭和53年4月18日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

〔注〕1997・4・1達示第24号で廃止。

達示第1号

1979(昭和54)年1月23日

京都大学放射性同位元素総合センター利用規程

第1条 京都大学放射性同位元素総合センター(以下「センター」という。)の利用については、この規程の定めるところによる。

第2条 センターの利用の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 放射性同位元素等を使用する研究教育のため、実験室及び必要な機器等を利用するもの
- (2) 放射性同位元素等を使用する研究教育のため、特定の機器等を利用するもの
- (3) 放射性同位元素等の保管のため、貯蔵室を利用するもの
- (4) 放射性廃棄物の1時保管のため、保管室を利用するもの

2 センターは、前項の規定によりその施設・設備を利用に供するほか、放射性同位元素等の取扱いの実務に関する教育訓練その他放射性同位元素等の管理及び利用に関する指導助言等を行う。

第3条 前条第1項の利用をすることができる者は、京都大学放射線障害予防規程(昭和35年達示第14号。以下「障害予防規程」という。)第4条第3項又は第6項の規定により放射性同位元素等の取扱者として登録された者とする。

第4条 センターは、次の各号に掲げる休館日を除き、毎日午前9時から午後6時まで(土曜日にあつては、午後1時まで)開館する。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日(国民の祝日が日曜日に当たるときは、その翌日)
- (3) 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)
- (4) その他センター長が定め、あらかじめ公示する日

第5条 第2条第1項第1号の利用は、年度を前期及び後期の2期に区分して、各期ごとに行わせるものとする。

第6条 第2条第1項の利用をしようとする者は、所定の申込期間内に所定の申込書を申込者の所属部局の放射線取扱主任者を経てセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の利用の承認、不承認の結果は、申込者の所属部局の放射線取扱主任者を経て申込者に通知する。

3 第2条第2項の教育訓練又は指導助言等を受けるための手続等は、センター長が別に定める。

第7条 前条第1項の規定によりセンターの利用を承認された者(以下「利用者」という。)は、その承認を受けた日時、場所及び方法に従ってセンターを利用するものとする。

第8条 利用者は、センターが放射線障害の防止のために設定する管理区域に立ち入る場合には、障害予防規程を遵守するほか、センターの放射線取扱主任者その他関係職員の指示に従わなければならない。

第9条 利用者は、実験室等の汚染を生ぜしめた場合には、直ちにセンターの放射線取扱主任者その他関係職員に連絡し、その指示に従わなければならない。

第10条 第2条第1項第1号又は第2号の利用に係る利用者は、その利用により行った研究の成果を論文等により公表するときは、当該論文等にセンターを利用した旨を明記するものとする。

第11条 利用者がこの規程又はこの規程に基づく定め違反したとき、その他センターの運営に重大な支障を生ぜしめたときは、センター長は、その者に係るセンターの利用の承認を取り消し、又はセンターの利用を1定期間停止することがある。

第12条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、昭和54年1月23日から施行する。
- 2 京都大学放射性同位元素総合センター使用規程（昭和46年4月1日総長裁定。以下「旧規程」という。）は、廃止する。
- 3 この規程施行の際現に旧規程の規定によるセンター使用の承認を受けている者は、この規程第6条第1項の規定によるセンター利用の承認を受けたものとみなす。

改正 昭61・12・9達示29号、平元・6・27達示18号、平5・2・23達示12号、平9・6・24達示44号、平16・5・31達示116号、平17・3・22達示8号

〔注〕2011・3・28達示第11号で廃止。

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第10章 学内共同教育研究施設

達示第20号

1979（昭和54）年9月25日

### 京都大学情報処理教育センター利用規程

- 第1条 京都大学情報処理教育センター（以下「センター」という。）の利用については、この規程の定めるところによる。
- 第2条 センターを利用することのできる場合は、次のとおりとする。
- (1) 学部・研究科の授業科目の授業に利用する場合
  - (2) 学部・研究科の学生等を対象とする情報処理に関する講習会に利用する場合
  - (3) 研究科の学生が学位論文の作成に利用する場合
  - (4) 前3号の利用に支障のない範囲において、教官その他センター長の認めた者が学術研究に利用する場合
  - (5) その他センター長が必要と認めたものに利用する場合
- 第3条 センターを利用しようとする場合には、前条第1号及び第2号の利用の場合にあつては授業科目の担当教官又は講習会の開催責任者が利用しようとする者を代表して、前条第1号及び第2号以外の利用の場合にあつては利用しようとする者が、それぞれ所定の利用承認申請書を所属部局を経てセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 第4条 センター長は、前条の申請に係るセンターの利用を承認したときは、当該利用に係る利用番号を明示し、所属部局を経て申請者に通知するものとする。
- 2 センターの利用の承認の期限は、当該会計年度を超えることができない。
- 第5条 センターの利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、承認を受けた目的以外にセンターを利用し、又は自己の利用番号を他人に使用させてはならない。
- 第6条 利用者は、センターの利用に際しては、センター長が定める方法に従わなければならない。
- 第7条 利用者（第2条第1号及び第2号の利用の場合にあつては、授業科目の担当教官又は講習会の開催責任者）は、申請書に記載した事項について変更しようとするとき又は変更を生じたときは、センター長が別に定めるところにより、速やかに、センター長に届け出、又は再申請しなければならない。
- 第8条 センター長は、利用者に対して使用できる計算機システムの使用量の上限を定めることができる。
- 第9条 センター長は、必要に応じて、利用者に対して利用の状況及び結果についての報告を求めることができる。
- 第10条 センター外端局（以下「端局」という。）を設置しようとする者は、所定の端局設置承認申請書を所属部局を経てセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定するもののほか、端局の設置等に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

3 端局の管理は、当該設置者が行うものとする。

第11条 利用者の所属部局は、その利用に係る経費の一部を利用負担金として負担しなければならない。

2 利用負担金の額及びその負担方法は、別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、センター長が特に承認した場合には、利用負担金の負担を要しない。

第12条 利用者がこの規程又はこの規程に基づく定めに違反したとき、その他センターの運営に重大な支障を生ぜしめたときは、センター長は、その者に係るセンターの利用の承認を取り消し、又はセンターの利用を一定期間停止することがある。

第13条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が定める。

#### 附 則

1 この規程は、昭和54年10月1日から施行する。

2 この規程施行の際現にセンターの利用の承認を受けている者は、この規程第3条の規定によるセンターの利用の承認を受けたものとみなす。

〔注〕1997・4・8達示第36号で廃止。

総長裁定

1980（昭和55）年10月1日

京都大学身体障害学生相談室要項

- 第1 京都大学に身体障害学生相談室（以下「相談室」という。）を置く。
- 第2 相談室は、次の各号に掲げる業務を行う。
- (1) 身体障害学生の修学及び進路上の相談に応じ、助言し、及び指導すること。
  - (2) 身体障害学生の特別指導計画を策定すること。
  - (3) 身体障害学生の教育補助機器を管理し、及び利用に供すること。
  - (4) 身体障害学生の教育方法及び教育補助機器の改善等身体障害学生の受入れに伴う諸問題について調査研究すること。
- 第3 相談室に室長を置く。
- 2 室長は、京都大学の専任の教授をもつて充てる。
  - 3 室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
  - 4 室長は、相談室の業務を掌理する。
- 第4 相談室に、必要に応じて、カウンセラーその他の職員を置く。
- 第5 相談室の管理運営に関する事項を審議するため、相談室に管理運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 第6 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
- (1) 室長
  - (2) 学部及び教養部の教授又は助教授 各1名
  - (3) その他総長が必要と認める教授又は助教授 若干名
- 2 前項第2号及び第3号の委員は、総長が委嘱する。
  - 3 第1項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第7 委員会に委員長を置き、室長をもつて充てる。
- 2 委員長は委員会を招集し、議長となる。
  - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が前項の職務を代行する。
- 第8 委員は、別に室長の委嘱を受けて相談室の業務を執行する。
- 第9 第5から第8までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。
- 第10 この要項に定めるもののほか、相談室の組織及び運営に関し必要な事項は、室長が定める。

附 則

- 1 この要項は、昭和55年10月1日から実施する。

- 2 身体障害者問題委員会要項（昭和49年10月22日総長裁定）は、廃止する。
  - 3 この要項実施後最初に委嘱される第6第1項第2号及び第3号の委員の任期は、第6第3項の規定にかかわらず、委嘱の際総長が指名する者については、昭和56年3月31日までとし、その他の者については、昭和57年3月31日までとする。
  - 4 相談室の庶務は、当分の間、学生部入学主幹が行う。  
改正 昭61・6・17、平4・10・1総長裁定、平9・6・30総長裁定、平10・3・17総長裁定、7・16総長裁定、平11・3・9総長裁定、平14・3・31総長裁定、平15・3・31総長裁定、平16・7・30総長裁定、平18・3・29総長裁定、7・20総長裁定、9・22総長裁定、平19・3・30総長裁定、平23・3・28総長裁定、平25・3・27総長裁定
- 〔注〕 2011・3・28総長裁定で京都大学障害学生支援室要項に改称。  
2013・7・23総長裁定で廃止。

※当該規則は以下にも掲載。 規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第17章 諸施設等
---



達示第9号

1981(昭和56)年4月21日

#### 京都大学超高層電波研究センター規程

第1条 この規程は、京都大学超高層電波研究センター（以下「センター」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 センターは、超高層及び中層大気に関する電波観測及びこれに関連する研究を行うとともに、全国の大学その他の研究機関の研究者の共同利用に供することを目的とする。

第3条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもつて充てる。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、センターの所務を掌理する。

第4条 センターに、次の研究部門を置く。

超高層物理学研究部門

超高層電波工学研究部門

2 研究部門は、専任又は併任の教授が担当するものとする。

第5条 センターに、その重要事項を審議するため、協議委員会を置く。

2 協議委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第6条 センターに、その運営に関する重要事項についてセンター長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第7条 センターの事務組織については、京都大学分課規程（昭和48年達示第22号）の定めるところによる。

第8条 この規程に定めるもののほか、センターの内部組織については、センター長が定める。

#### 附 則

この規程は、昭和56年4月21日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

改正 昭60・4・23達示3号、昭61・5・20達示13号、平6・9・13達示23号、平12・3・7達示28号

〔注〕2002・3・7達示第28号で京都大学宙空電波科学研究センター規程に改称。

2004・4・1達示第36号で廃止。

達示第10号

1981(昭和56)年4月21日

京都大学超高層電波研究センター協議員会規程

第1条 この規程は、京都大学超高層電波研究センター規程(昭和56年達示第9号)第5条第2項の規定に基づき、超高層電波研究センター(以下「センター」という。)の協議員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 協議員会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

- (1) センター長
- (2) センター所属の教授
- (3) 前2号以外の京都大学教授のうちから、協議員会の議を経てセンター長の委嘱した者 若干名

2 前項第3号の協議員の任期は、別段の事情がある場合を除くほか、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 センター長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 セ<sup>〔ママ〕</sup>ンター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した協議員が前項の職務を代行する。

第4条 協議員会は、協議員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 協議員会の議事は、出席協議員の過半数で決する。

3 前2項の規定にかかわらず、協議員会の指定する重要事項については、協議員の3分の2以上が出席する協議員会において、出席協議員の4分の3以上の多数で決する。

第5条 協議員会の事務を処理するため、協議員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第6条 この規程に定めるもののほか、協議員会の運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

附 則

この規程は、昭和56年4月21日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

改正 平12・3・31達示59号

〔注〕2004・4・1達示第36号で廃止。

達示第11号

1981(昭和56)年4月21日

京都大学超高層電波研究センター運営委員会規程

第1条 この規程は、京都大学超高層電波研究センター規程(昭和56年達示第9号)第6条第2項の規定に基づき、超高層電波研究センター(以下「センター」という。)の運営委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) センター所属の教授及び助教授のうちから総長の命じた者 若干名
- (2) 前号以外の京都大学の専任の教授及び助教授のうちから総長の命じた者 若干名
- (3) 学外の学識経験者のうちから総長の委嘱した者 若干名

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 センター長は、運営委員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した委員が前項の職務を代行する。

第4条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

第5条 運営委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会委員は、運営委員会の議に基づきセンター長が委嘱する。

第6条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見をきくことができる。

第7条 運営委員会の事務を処理するため、運営委員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第8条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規程は、昭和56年4月21日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

改正 平12・3・31達示60号

〔注〕2004・4・1達示第36号で廃止。

達示第17号

1982(昭和57)年6月29日

### 京都大学国際交流会館規程

- 第1条 京都大学に国際交流会館(以下「会館」という。)を置く。
- 第2条 会館は、その施設を外国人研究者及び外国人留学生の宿泊その他国際交流に関する事業の用に供し、もつて、教育研究の国際交流の促進に資することを目的とする。
- 第3条 会館に館長を置き、総長をもつて充てる。
- 2 館長は、館務を掌理する。
- 第4条 会館の管理運営に関する重要事項について総長の諮問に応ずるため、国際交流会館委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
- (1) 国際交流委員会の委員(第4号に掲げるものを除く。) 若干名
  - (2) その他総長が必要と認める教授又は助教授 若干名
  - (3) 会館主事
  - (4) 事務局長及び学生部長
  - (5) 庶務部長、経理部長、施設部長及び学生部次長
- 3 前項第1号及び第2号の委員は、総長が委嘱する。
- 4 委員会に委員長を置き、第2項第1号及び第2号の委員の互選によつて定める。
- 5 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。
- 第5条 会館に、生活上の諸問題に関し相談を受け、又は必要に応じ助言等を行わせるため、会館主事を置く。
- 2 会館主事は、京都大学の教職員のうちから総長が任命する。
- 3 会館主事の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 第6条 会館の使用に供する施設は、次のとおりとする。
- 研究者宿泊室
  - 留学生宿泊室
  - 会議室
  - 談話室
  - 和室
  - 図書室
  - その他共用施設
- 第7条 研究者宿泊室に入居する資格を有する者は、次の各号の1に該当する者とする。
- (1) 京都大学において教育研究に従事する外国人研究者

(2) 他の国立大学又は文部省若しくは文化庁の附属機関において教育研究に従事する外国人研究者

(3) その他館長が適当と認める者

2 留学生宿泊室に入居する資格を有する者は、次の各号の1に該当する者とする。

(1) 京都大学に在籍する外国人留学生

(2) 他の国立大学に在籍する外国人留学生

(3) その他館長が適当と認める者

第8条 入居を希望する者は、その者の所属し、又は在籍する部局（前条第1項第2号又は第2項第2号に該当する者の場合にあつては、その所属し、又は在籍する大学又は機関。以下「部局等」という。）の長を経て、館長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 入居を希望する者は、その家族を同居させようとするときは、前項の許可を受けるに際して、あわせて、館長の許可を受けなければならない。

第9条 入居の許可期間は、1月以上1年以内とする。ただし、教育研究上特に必要がある場合には、1年以内に限り入居の許可期間を更新することができる。

第10条 入居の許可を受けて入居した者（以下「入居者」という。）は、その入居の許可期間の更新を希望するときは、部局等の長を経て、館長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 入居者は、新たにその家族を同居させようとするときは、館長に申請し、その許可を受けなければならない。

第11条 入居者は、別に定めるところにより施設使用料（外国人留学生の場合にあつては寄宿料。以下同じ。）を納付しなければならない。

第12条 入居者及びその同居家族は、会館の施設、物品の保全及び秩序の維持に努めるとともに、別に定める会館使用規則を守らなければならない。

第13条 入居者は、本人又はその同居家族がその責に帰すべき事由により会館の施設又は物品に損害を与えたときは、館長の指示により、指定の期限内にその損害を賠償しなければならない。

第14条 館長は、次の各号の1に該当するときは、入居の許可を取り消すことができる。

(1) 入居者が指定の期限内に施設使用料を納付しないとき。

(2) 入居者又はその同居家族が第12条の規定に違反して会館の管理運営に重大な支障を与えたとき又は与えるおそれがあるとき。

(3) 入居者が前条の規定による損害の賠償を指定の期限内に履行しないとき。

第15条 入居者は、次の各号の1に該当するときは、遅滞なく退去しなければならない。

(1) 入居の許可期間が満了したとき。

(2) 入居の資格を失ったとき。

(3) 入居の許可が取り消されたとき。

2 同居家族は、当該入居者が退去したときは、遅滞なく退去しなければならない。

第16条 第7条から前条までに定めるもののほか、研究者宿泊室及び留学生宿泊室の使用に関し必要な事項は、別に定める。

第17条 会館の会議室、談話室、和室及び図書室の使用に関し必要な事項は、別に定める。

第18条 会館に関する事務は、庶務部国際主幹が行う。

#### 附 則

この規程は、昭和57年6月29日から施行する。

改正 昭60・6・13達示11号、昭61・12・9達示30号、平4・6・9達示16号、平10・4・9達示45号、平11・3・30達示12号、平12・3・31達示66号、平13・3・21達示33号、9・25達示21号、平16・6・2達示117号、平17・3・22達示11号、平18・3・29達示39号、平22・7・27達示48号、平23・3・31達示38号、平24・4・24達示36号、平25・3・27達示10号、平26・3・27達示26号、平27・3・31達示31号、平28・3・31達示40号、平30・1・30達示72号、平31・3・27達示8号、令元・9・25達示61号、令2・3・25達示9号、12・22達示68号、令3・3・29達示18号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第17章 諸施設等

達示第3号

1986(昭和61)年4月15日

京都大学アフリカ地域研究センター規程

第1条 この規程は、京都大学アフリカ地域研究センター（以下「センター」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 センターは、アフリカ地域に関する総合研究を行う。

第3条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもつて充てる。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、センターの所務を掌理する。

第4条 センターに、次の研究部門及び情報資料室を置く。

乾燥帯生態系研究部門

湿潤帯生態系研究部門

歴史・先史客員研究部門

第5条 センターに、その重要事項を審議するため、協議委員会を置く。

2 協議委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第6条 センターに、その運営に関する重要事項についてセンター長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第7条 センターの事務組織については、京都大学分課規程（昭和48年達示第22号）の定めるところによる。

第8条 この規程に定めるもののほか、センターの内部組織については、センター長が定める。

附 則

この規程は、昭和61年4月15日から施行し、昭和61年4月5日から適用する。

改正 昭63・4・19達示16号、平4・5・12達示14号

〔注〕1996・4・16達示第19号で廃止。

達示第4号

1986(昭和61)年4月15日

京都大学アフリカ地域研究センター協議員会規程

第1条 この規程は、京都大学アフリカ地域研究センター規程(昭和61年達示第3号)第5条第2項の規定に基づき、アフリカ地域研究センター(以下「センター」という。)の協議員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 協議員会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

- (1) センター長
- (2) センター所属の教授及び助教授
- (3) 前2号以外の京都大学の教授又は助教授のうちから、センター長の委嘱した者 若干名

2 前項第3号の協議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 センター長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した協議員が前項の職務を代行する。

第4条 協議員会は、協議員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 協議員会の議事は、出席協議員の過半数で決する。

3 前2項の規定にかかわらず、協議員会の指定する重要事項については、協議員の3分の2以上が出席する協議員会において、出席協議員の4分の3以上の多数で決する。

第5条 協議員会の事務を処理するため、協議員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第6条 この規程に定めるもののほか、協議員会の運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

附 則

この規程は、昭和61年4月15日から施行し、昭和61年4月5日から適用する。

〔注〕1996・4・16達示第19号で廃止。



達示第5号

1986(昭和61)年4月15日

京都大学アフリカ地域研究センター運営委員会規程

第1条 この規程は、京都大学アフリカ地域研究センター規程(昭和61年達示第3号)第6条第2項の規定に基づき、アフリカ地域研究センター(以下「センター」という。)の運営委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) センター所属の教官のうちからセンター長の命じた者 若干名
- (2) 前号以外の京都大学の専任の教官のうちからセンター長の委嘱した者 若干名
- (3) 学外の学識経験者のうちから総長の委嘱した者 若干名

2 前項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 センター長は、運営委員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した委員が前項の職務を代行する。

第4条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

第5条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第6条 運営委員会の事務を処理するため、運営委員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第7条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規程は、昭和61年4月15日から施行し、昭和61年4月5日から適用する。

〔注〕1996・4・16達示第19号で廃止。

達示第6号

1988(昭和63)年4月19日

#### 京都大学遺伝子実験施設規程

第1条 この規程は、京都大学遺伝子実験施設(以下「実験施設」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 実験施設は、組換えDNA実験に関する研究教育を行うとともに、組換えDNA実験の促進と安全の確保をはかることを目的とする。

第3条 実験施設に、施設長を置く。

2 施設長は、京都大学の専任の教授をもつて充てる。

3 施設長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 施設長は、実験施設の所務を掌理する。

第4条 実験施設に、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会に関し必要な事項は、別に定める。

第5条 実験施設に、その運営に関する事項について施設長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第6条 実験施設の事務組織については、京都大学分課規程(昭和48年達示第22号)の定めるところによる。

第7条 この規程に定めるもののほか、実験施設の内部組織については、施設長が定める。

#### 附 則

この規程は、昭和63年4月19日から施行し、昭和63年4月8日から適用する。

改正 平13・2・13達示20号

〔注〕2004・4・1達示第107号で廃止。

達示第7号

1988(昭和63)年4月19日

京都大学遺伝子実験施設協議委員会規程

第1条 この規程は、京都大学遺伝子実験施設規程(昭和63年達示第6号)第4条第2項の規定に基づき、遺伝子実験施設(以下「実験施設」という。)の協議委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 協議委員会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

(1) 施設長

(2) 組換えDNA実験安全委員会の委員長

(3) 前2号以外の京都大学の教授のうちから、施設長の委嘱した者 若干名

2 前項の規定にかかわらず、協議委員会に、必要に応じて、協議委員会の議を経て実験施設の助教授を加えることができる。

3 第1項第3号の協議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 施設長は、協議委員会を招集し、議長となる。

2 施設長に事故があるときは、あらかじめ施設長が指名した協議員が前項の職務を代行する。

第4条 協議委員会は、協議員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 協議委員会の議事は、出席協議員の過半数で決する。

3 前2項の規定にかかわらず、協議委員会の指定する重要事項については、協議員の3分の2以上が出席する協議委員会において、出席協議員の4分の3以上の多数で決する。

第5条 協議委員会の事務を処理するため、協議委員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第6条 この規程に定めるもののほか、協議委員会の運営に関し必要な事項は、協議委員会が定める。

附 則

この規程は、昭和63年4月19日から施行し、昭和63年4月8日から適用する。

〔注〕2004・4・1達示第107号で廃止。

達示第8号

1988(昭和63)年4月19日

京都大学遺伝子実験施設運営委員会規程

第1条 この規程は、京都大学遺伝子実験施設規程(昭和63年達示第6号)第5条第2項の規定に基づき、遺伝子実験施設(以下「実験施設」という。)の運営委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) 実験施設所属の教官のうちから施設長の命じた者 若干名

(2) 前号以外の京都大学の専任の教官のうちから施設長の委嘱した者 若干名

2 前項第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 施設長は、運営委員会を招集し、議長となる。

2 施設長に事故があるときは、あらかじめ施設長が指名した委員が前項の職務を代行する。

第4条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

第5条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第6条 運営委員会の事務を処理するため、運営委員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第7条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規程は、昭和63年4月19日から施行し、昭和63年4月8日から適用する。

〔注〕2004・4・1達示第107号で廃止。

達示第26号

1989(平成元)年11月14日

京都大学東南アジア研究センター規程

第1条 この規程は、京都大学東南アジア研究センター(以下「センター」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 センターは、東南アジア地域に関する総合研究を行う。

第3条 センターに、所長を置く。

2 所長は、センターの教授をもって充てる。

3 所長は、センターの所務を掌理する。

第4条 センターに、次の研究部門及び資料部を置く。

生態環境研究部門

社会生態研究部門

統合環境研究部門

地域発展研究部門

人間環境研究部門

地域研究第一客員研究部門

地域研究第二客員研究部門

東南アジア諸語文献客員研究部門

第5条 センターに、その重要事項を審議するため、協議委員会を置く。

2 協議委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第6条 センターの事務組織については、京都大学分課規程(昭和48年達示第22号)の定めるところによる。

第7条 この規程に定めるもののほか、センターの内部組織については、所長が定める。

附 則

この規程は、平成元年11月14日から施行する。

改正 平13・2・13達示20号、3・27達示40号

〔注〕2004・4・1達示第44号で廃止。

総長裁定

1990(平成2)年2月27日

#### 京都大学学術情報ネットワーク機構要項

- 第1 京都大学に、学術情報ネットワーク機構(以下「機構」という。)を置く。
- 第2 機構は、京都大学における学術情報活動の基盤となる統合情報通信システム(以下「情報通信システム」という。)の充実・整備並びに維持、管理及び運用に関する業務を関係部局等の支援を得て、総合的に処理する。
- 第3 この要項において、関係部局等とは、大型計算機センター、情報処理教育センター、附属図書館、庶務部、経理部及び施設部をいう。
- 第4 機構に機構長を置き、総長をもって充てる。
- 2 機構長は、機構の業務を掌理する。
- 第5 機構に次の部門を置く。
- 研究開発部門  
事務部門
- 第6 研究開発部門に研究開発部門長を置き、大型計算機センター長をもって充てる。
- 2 研究開発部門長は、機構長の職務を助け、研究開発部門の業務を総括する。
- 3 研究開発部に、研究開発部門長の職務を助け、研究開発部門の業務を整理するため、研究主査を置き、大型計算機センター研究開発部長をもって充てる。
- 第7 研究開発部門に次の担当を置き、情報通信システムに関する研究開発を行う。
- データベース担当  
ネットワーク担当  
学術資料情報担当
- 2 前項の各担当は、京都大学の教官のうちから総長が指名する者をもって充てる。
- 第8 事務部門に事務部門長を置き、事務局長をもって充てる。
- 2 事務部門長は、機構長の職務を助け、機構に係る事務を総括する。
- 3 事務部門に、事務部門長の職務を助け、事務部門の業務を整理するため、総括主査を置き、庶務部長をもって充てる。
- 第9 事務部門に事務室を置き、機構に係る庶務を処理する。
- 2 事務室に、室長、副室長及び室員を置く。
- 3 事務室に、必要に応じて、掛を置くことができる。
- 第10 室長は、大型計算機センター事務長をもって充て、副室長及び室員は、京都大学職員のうちから、総長が指名する者をもって充てる。
- 第11 機構長の諮問に応じ、機構の業務に関する重要事項を審議するため、機構に運営会議(以下「会議」という。)を置く。

- 2 会議は、研究開発部門長、事務部門長、研究主査、総括主査その他機構長が指名する者をもって構成する。
- 3 会議に議長を置き、機構長をもって充てる。
- 4 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する構成員が前項の職務を代行する。
- 5 会議は、必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議の議を経て、機構長が定める。

第12 機構に、機構の業務に関する支援の在り方等を検討し及び連絡調整するため、事務部門及び関係部局等のうちから、機構長が別に指名する関係課長等で構成する担当課長等連絡会議を置く。

- 2 担当課長等連絡会議は、総括主査又は総括主査が担当課長等のうちから指名した者が招集し、議長となる。

第13 この要項に定めるもののほか、機構の内部組織及び業務の実施に関し必要な事項は、機構長が定める。

#### 附 則

- 1 この要項は、平成2年4月1日から実施する。
- 2 京都大学統合情報通信システム建設本部及び建設推進委員会要項（昭和62年4月14日総長裁定）は、廃止する。

改正 平8・5・2総長裁定、平9・3・19総長裁定、平10・4・9総長裁定、平12・3・31総長裁定

〔注〕2005・3・22達示第13号で廃止。

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第11章 教育院等

達示第13号

1990(平成2)年6月26日

#### 京都大学留学生センター規程

第1条 この規程は、京都大学留学生センター（以下「センター」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 外国人留学生に対し、日本語及び日本文化・日本事情に関する教育を行うこと。
- (2) 外国人留学生に対し、修学及び生活上の指導助言を行うこと。
- (3) 海外留学を希望する学生に対し、修学及び生活上の指導助言を行うこと。
- (4) その他留学生交流の推進に関し必要と認めたこと。

第3条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、センターの所務を掌理する。

第4条 センターに、その重要事項を審議するため、協議委員会を置く。

2 協議委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第5条 センターに、その運営に関する事項についてセンター長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第6条 センターの事務組織については、京都大学分課規程（昭和48年達示第22号）の定めるところによる。

第7条 この規程に定めるもののほか、センターの内部組織については、センター長が定める。

#### 附 則

この規程は、平成2年6月26日から施行し、平成2年6月8日から適用する。

改正 平13・2・13達示20号、平16・4・1達示51号

〔注〕2004・4・1達示第51号で全部改正。



達示第14号

1990(平成2)年6月26日

#### 京都大学留学生センター協議員会規程

第1条 この規程は、京都大学留学生センター規程(平成2年達示第13号)第4条第2項の規定に基づき、留学生センター(以下「センター」という。)の協議員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 協議員会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

- (1) センター長
- (2) センター所属の教授
- (3) 国際交流委員会委員長
- (4) 学生部長
- (5) 前各号以外の京都大学の教授のうちから、センター長の委嘱した者 若干名

2 前項の規定にかかわらず、協議員会に、必要に応じて、協議員会の議を経てセンターの助教授を加えることができる。

3 第1項第5号の協議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 センター長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した協議員が前項の職務を代行する。

第4条 協議員会は、協議員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 協議員会の議事は、出席協議員の過半数で決する。

3 前2項の規定にかかわらず、協議員会の指定する重要事項については、協議員の3分の2以上が出席する協議員会において、出席協議員の4分の3以上の多数で決する。

第5条 協議員会の事務を処理するため、協議員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第6条 この規程に定めるもののほか、協議員会の運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

#### 附 則

この規程は、平成2年6月26日から施行し、平成2年6月8日から適用する。

改正 平10・4・9達示42号

〔注〕2004・4・1達示第51号で廃止。

達示第15号

1990(平成2)年6月26日

京都大学留学生センター運営委員会規程

第1条 この規程は、京都大学留学生センター規程(平成2年達示第13号)第5条第2項の規定に基づき、留学生センター(以下「センター」という。)の運営委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) センター所属の教官のうちからセンター長の命じた者 若干名

(2) 前号以外の京都大学の専任の教官のうちからセンター長の委嘱した者 若干名

2 前項第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 センター長は、運営委員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した委員が前項の職務を代行する。

第4条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

第5条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第6条 運営委員会の事務を処理するため、運営委員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第7条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規程は、平成2年6月26日から施行し、平成2年6月8日から適用する。

〔注〕2004・4・1達示第51号で廃止。

達示第8号

1991(平成3)年4月30日

京都大学生態学研究センター規程

第1条 この規程は、京都大学生態学研究センター（以下「センター」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 センターは、生態学に関する研究を行うとともに、全国の大学その他の研究機関の研究者の共同利用に供することを目的とする。

第3条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、センターの所務を掌理する。

第4条 センターに、次の研究部門を置く。

生態構造研究部門

生態進化研究部門

水域生態研究部門

温帯生態研究部門

熱帯生態研究部門

第5条 センターに、その重要事項を審議するため、協議委員会を置く。

2 協議委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第6条 センターに、その運営に関する重要事項についてセンター長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第7条 センターの事務組織については、京都大学分課規程（昭和48年達示第22号）の定めるところによる。

第8条 この規程に定めるもののほか、センターの内部組織については、センター長が定める。

附 則

この規程は、平成3年4月30日から施行し、平成3年4月12日から適用する。

改正 平5・5・11達示56号、平7・5・9達示17号、平10・4・9達示64号、平13・2・13達示20号、3・27達示41号、平16・4・1達示48号

〔注〕2004・4・1達示第48号で全部改正。

達示第9号

1991(平成3)年4月30日

京大大学生態学研究センター協議員会規程

第1条 この規程は、京大大学生態学研究センター規程(平成3年達示第8号)第5条第2項の規定に基づき、生態学研究センター(以下「センター」という。)の協議員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 協議員会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

- (1) センター長
- (2) センター所属の教授
- (3) 前2号以外の京都大学の教授のうちから、協議員会の議を経てセンター長の委嘱した者 若干名

2 前項第3号の協議員の任期は、別段の事情がある場合を除くほか、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 センター長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した協議員が前項の職務を代行する。

第4条 協議員会は、協議員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 協議員会の議事は、出席協議員の過半数で決する。

3 前2項の規定にかかわらず、協議員会の指定する重要事項については、協議員の3分の2以上が出席する協議員会において、出席協議員の4分の3以上の多数で決する。

第5条 協議員会の事務を処理するため、協議員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第6条 この規程に定めるもののほか、協議員会の運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

附 則

この規程は、平成3年4月30日から施行し、平成3年4月12日から適用する。

〔注〕2004・4・1達示第48号で廃止。

達示第10号

1991(平成3)年4月30日

京都大学生態学研究センター運営委員会規程

第1条 この規程は、京都大学生態学研究センター規程(平成3年達示第8号)第6条第2項の規定に基づき、生態学研究センター(以下「センター」という。)の運営委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) センター所属の教官のうちから総長の命じた者 若干名
- (2) 前号以外の京都大学の専任の教官のうちから総長の命じた者 若干名
- (3) 学外の学識経験者のうちから総長の委嘱した者 若干名

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 センター長は、運営委員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した委員が前項の職務を代行する。

第4条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

第5条 運営委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会委員は、運営委員会の議に基づきセンター長が委嘱する。

第6条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第7条 運営委員会の事務を処理するため、運営委員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第8条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規程は、平成3年4月30日から施行し、平成3年4月12日から適用する。

〔注〕2004・4・1達示第48号で廃止。

達示第19号

1994(平成6)年9月13日

京都大学高等教育教授システム開発センター規程

第1条 この規程は、京都大学高等教育教授システム開発センター（以下「センター」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 センターは、高等教育における教授方法等の研究・開発を行う。

第3条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、センターの所務を掌理する。

第4条 センターに、その重要事項を審議するため、協議委員会を置く。

2 協議委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第5条 センターに、その運営に関する事項についてセンター長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第6条 センターの事務組織については、京都大学分課規程（昭和48年達示第22号）の定めるところによる。

第7条 この規程に定めるもののほか、センターの内部組織については、センター長が定める。

附 則

この規程は、平成6年9月13日から施行し、平成6年6月24日から適用する。

改正 平13・2・13達示20号

〔注〕2003・4・1達示第4号で廃止。

達示第20号

1994(平成6)年9月13日

京都大学高等教育教授システム開発センター協議員会規程

第1条 この規程は、京都大学高等教育教授システム開発センター規程(平成6年達示第19号)第4条第2項の規定に基づき、高等教育教授システム開発センター(以下「センター」という。)の協議員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 協議員会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

- (1) センター長
- (2) センター所属の教授
- (3) 前2号以外の京都大学の教授のうちから、協議員会の議を経てセンター長の委嘱した者 若干名

2 前項の規定にかかわらず、協議員会に、必要に応じて、協議員会の議を経てセンターの助教授を加えることができる。

3 第1項第3号の協議員の任期は、別段の事情がある場合を除くほか2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 センター長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した協議員が前項の職務を代行する。

第4条 協議員会は、協議員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 協議員会の議事は、出席協議員の過半数で決する。

3 前2項の規定にかかわらず、協議員会の指定する重要事項については、協議員の3分の2以上が出席する協議員会において、出席協議員の4分の3以上の多数で決する。

第5条 協議員会の事務を処理するため、協議員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第6条 この規程に定めるもののほか、協議員会の運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

附 則

この規程は、平成6年9月13日から施行し、平成6年6月24日から適用する。

改正 平12・3・21達示42号

〔注〕2003・4・1達示第4号で廃止。

達示第21号

1994(平成6)年9月13日

京都大学高等教育教授システム開発センター運営委員会規程

第1条 この規程は、京都大学高等教育教授システム開発センター規程(平成6年達示第19号)第5条第2項の規定に基づき、高等教育教授システム開発センター(以下「センター」という。)の運営委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) センター所属の教官のうちからセンター長の命じた者 若干名

(2) 前号以外の京都大学の専任の教官のうちからセンター長の委嘱した者 若干名

2 前項第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 センター長は、運営委員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した委員が前項の職務を代行する。

第4条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

第5条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第6条 運営委員会の事務を処理するため、運営委員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第7条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規程は、平成6年9月13日から施行し、平成6年6月24日から適用する。

〔注〕2003・4・1達示第4号で廃止。



総長裁定

1996（平成8）年1月25日

京都大学学生懇話室要項

- 第1 京都大学に、学生相談に応じるため、学生懇話室（以下「懇話室」という。）を置く。
- 第2 懇話室は、学生の修学上及び適応上の助言及び指導に関する次の各号に掲げる専門的業務を行う。
- (1) 個人相談、心理検査等
  - (2) グループ・カウンセリングその他の集団的技法による指導
  - (3) 修学、進路等に関する情報の提供及びオリエンテーション
  - (4) 発達上、心理上又は修学上困難な状況にある者及び危機的状況が予想される者の早期発見と予防
  - (5) 学生相談に関する理論と実践についての調査研究
- 第3 懇話室に室長を置く。
- 2 室長は、第5第2項第3号の委員のうちから総長が指名する教授をもって充てる。
  - 3 室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
  - 4 室長は、懇話室の室務を総括する。
- 第4 懇話室に、必要に応じて、室員を置き、助教授、講師、助手及びその他の職員をもって充てる。
- 第5 懇話室に、懇話室の管理運営に関する重要事項を審議するため、学生懇話委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
    - (1) 学部の教授又は助教授 各1名
    - (2) 大学院人間・環境学研究科及び大学院エネルギー科学研究科の教授又は助教授 各1名
    - (3) 心理学又は精神医学の分野を担当する教授又は助教授 若干名
    - (4) 教官の室員
    - (5) 保健管理センターの所長及び保健診療所長
    - (6) 学生部長
    - (7) 学生部次長、学生課長及び厚生課長
    - (8) その他総長が必要と認める者 若干名
  - 3 前項第1号から第3号まで及び第8号の委員は、総長が委嘱する。
  - 4 第2項第1号、第2号及び第8号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第6 委員会に委員長を置き、室長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第7 委員は、必要に応じて懇話室の業務に協力するものとする。

第8 第5から第7までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会  
が定める。

第9 懇話室の事務は、学生部学生課において処理する。

第10 この要項に定めるもののほか、懇話室の組織及び運営に関し必要な事項は、室長  
が定める。

#### 附 則

この要項は、平成8年4月1日から実施する。

〔注〕1999・6・1総長裁定で廃止。

総長裁定

1996(平成8)年2月20日

京都大学アフリカ地域研究資料センター要項

- 第1 京都大学に、アフリカ地域研究資料センター(以下「センター」という。)を置く。
- 第2 センターは、アフリカ地域の学術情報に関する次の各号に掲げる業務を行う。
- (1) 国際学術誌の編集刊行
  - (2) 図書、地理情報、動植物標本、民族資料等の諸資料の収集、整理及び公開
  - (3) 公開研究会及び公開シンポジウムの開催
  - (4) 国際学術協定等に基づく研究交流の推進
  - (5) 関連研究機関との情報交換
- 第3 センターにセンター長を置く。
- 2 センター長は、大学院人間・環境学研究科アフリカ地域研究専攻の専任の教授をもって充てる。
  - 3 センター長は、センターの業務を総括する。
- 第4 センターに、所員を置き、大学院人間・環境学研究科アフリカ地域研究専攻の専任の教官及びその他の職員をもって充てる。
- 第5 センターに、センターの運営に関し、連絡調整するため、連絡会議を置く。
- 2 連絡会議は、次の各号に掲げる者で構成する。
    - (1) センター長
    - (2) 教授及び助教授の所員
    - (3) 前2号以外の京都大学の教授又は助教授のうちからセンター長の委嘱した者 若干名
- 第6 センター長は、連絡会議を招集し、議長となる。
- 2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長の指名する者が、その職務を代行する。
- 第7 第5及び第6に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、センター長が定める。
- 第8 センターの事務は、総合人間学部・人間・環境学研究科事務部において処理する。
- 第9 この要項に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この要項は、平成8年4月1日から実施する。

改正 平10・3・17総長裁定、平16・7・30総長裁定、平19・3・30総長裁定、平25・3・27総長裁定

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第13章 その他の学内組織等

総長裁定

1996(平成8)年5月28日

京都大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー要項

第1 京都大学に、京都大学大学院における基盤的技術分野での独創的研究開発を推進し、高度の専門的職業能力を持つ創造的人材を育成するため、学内共同利用施設として、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー(以下「ラボラトリー」という。)を置く。

第2 京都大学にベンチャー・ビジネス・ラボラトリー協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) ラボラトリーの教育研究目的に関する事。
- (2) ラボラトリーの管理運営に関する重要事項
- (3) ラボラトリーの教育研究に係る自己点検・評価に関する事。

3 協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

- (1) 総長
- (2) 各研究科長
- (3) 研究所及びセンターの長 若干名
- (4) 施設長
- (5) 学外の学識経験者 若干名
- (6) その他総長が必要と認める者 若干名

4 前項第3号、第五号及び第六号の協議員は、総長が委嘱する。

5 第3項第五号及び第六号の協議員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

第3 総長は、協議会を招集し、議長となる。

2 総長に事故があるときは、あらかじめ総長が指名した協議員が、前項の職務を代行する。

第4 ラボラトリーに、施設長を置く。

2 施設長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。

3 施設長は、ラボラトリーの所務を総括する。

第5 ラボラトリーにおける教育研究の円滑な実施を図るため、ラボラトリーに運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 施設長
- (2) 関係部局の教授又は助教授 若干名
- (3) その他業務に携わる者のうちから施設長が必要と認める者 若干名

3 前項第2号及び第3号の委員は、施設長が委嘱する。

4 運営委員会は、必要のある場合には、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第6 運営委員会に委員長を置き、施設長をもって充てる。

2 施設長は、運営委員会を招集し、議長となる。

3 施設長に事故があるときは、あらかじめ施設長が指名した委員が、前項の職務を代行する。

第7 運営委員会に必要に応じて小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

第8 協議会に関する事務は、庶務部研究協力課において処理する。

第9 ラボラトリーに関する事務は、施設長の属する部局において処理する。

2 ラボラトリーの施設設備等の管理については、施設長の属する部局の施設として取り扱うものとする。

#### 附 則

この要項は、平成8年5月28日から実施する。

改正 平10・3・17総長裁定、平12・3・31総長裁定、平14・3・31総長裁定、5・2

8総長裁定、平16・7・30総長裁定

〔注〕2005・3・22達示第9号で廃止。

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第13章 その他の学内組織等

達示第16号

1997(平成9)年4月1日

### 京都大学総合博物館規程

第1条 この規程は、京都大学総合博物館(以下「博物館」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 博物館は、学内共同教育研究施設として、学術標本資料に関する収集、展示、公開及び教育研究の支援を行うとともに、これに関連する次の各号に掲げる研究を行う。

- (1) 学術標本資料の収集及びその利用に関すること。
- (2) 学術標本資料の解析及び学術的評価に関すること。
- (3) 学術標本資料の情報化に関すること。

第3条 博物館に、館長を置く。

- 2 館長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。
- 3 館長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 館長は、博物館の所務を掌理する。

第4条 博物館に、その重要事項を審議するため、協議委員会を置く。

- 2 協議委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第5条 博物館に、その運営に関する事項について館長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第6条 博物館の事務組織については、京都大学分課規程(昭和48年達示第22号)の定めるところによる。

第7条 この規程に定めるもののほか、博物館の内部組織については、館長が定める。

### 附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

改正 平13・2・13達示20号、平16・4・1達示53号

〔注〕2004・4・1達示第53号で全部改正。

達示第17号

1997(平成9)年4月1日

#### 京都大学総合博物館協議員会規程

第1条 この規程は、京都大学総合博物館規程(平成9年達示第16号)第4条第2項の規定に基づき、総合博物館(以下「博物館」という。)の協議員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 協議員会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

- (1) 館長
- (2) 博物館所属の教授
- (3) 前2号以外の京都大学の教授のうちから、協議員会の議を経て館長の委嘱した者若干名

2 前項の規定にかかわらず、協議員会に、必要に応じて、協議員会の議を経て博物館の助教授を加えることができる。

3 第1項第3号の協議員の任期は、別段の事情がある場合を除くほか2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 館長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 館長に事故があるときは、あらかじめ館長が指名した協議員が前項の職務を代行する。

第4条 協議員会は、協議員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 協議員会の議事は、出席協議員の過半数で決する。

3 前2項の規定にかかわらず、協議員会の指定する重要事項については、協議員の3分の2以上が出席する協議員会において、出席協議員の4分の3以上の多数で決する。

第5条 協議員会の事務を処理するため、協議員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第6条 この規程に定めるもののほか、協議員会の運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

#### 附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

〔注〕2004・4・1達示第53号で廃止。



達示第18号

1997(平成9)年4月1日

京都大学総合博物館運営委員会規程

第1条 この規程は、京都大学総合博物館規程(平成9年達示第16号)第5条第2項の規定に基づき、総合博物館(以下「博物館」という。)の運営委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) 博物館所属の教官のうちから館長の命じた者 若干名

(2) 前号以外の京都大学の専任の教官のうちから館長の委嘱した者 若干名

2 前項第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 館長は、運営委員会を招集し、議長となる。

2 館長に事故があるときは、あらかじめ館長が指名した委員が前項の職務を代行する。

第4条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

第5条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第6条 運営委員会の事務を処理するため、運営委員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第7条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

〔注〕2004・4・1達示第53号で廃止。

達示第20号

1997(平成9)年4月1日

京都大学総合情報メディアセンター規程

第1条 この規程は、京都大学総合情報メディアセンター（以下「センター」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 センターは、情報メディアを利用する教育環境と学習環境を提供するとともに、これに必要な最先端の情報メディア技術の研究開発を行う。

第3条 センターに教育支援部門及び開発支援部門を置く。

第4条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、センターの所務を掌理する。

第5条 センターに、その重要事項を審議するため、協議委員会を置く。

2 協議委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第6条 センターに、その運営に関する事項についてセンター長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第7条 センターの事務組織については、京都大学分課規程（昭和48年達示第22号）の定めるところによる。

第8条 この規程に定めるもののほか、センターの内部組織については、センター長が定める。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

改正 平13・2・13達示20号

〔注〕2002・4・1達示第6号で廃止。

達示第21号

1997(平成9)年4月1日

京都大学総合情報メディアセンター協議員会規程

第1条 この規程は、京都大学総合情報メディアセンター規程(平成9年達示第20号)第5条第2項の規定に基づき、総合情報メディアセンター(以下「センター」という。)の協議員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 協議員会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

- (1) センター長
- (2) センター所属の教授
- (3) 前2号以外の京都大学の教授のうちから、協議員会の議を経てセンター長の委嘱した者 若干名

2 前項の規定にかかわらず、協議員会に、必要に応じて、協議員会の議を経てセンターの助教授を加えることができる。

3 第1項第3号の協議員の任期は、別段の事情がある場合を除くほか2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 センター長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した協議員が前項の職務を代行する。

第4条 協議員会は、協議員(海外渡航中の者を除く。)の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 協議員会の議事は、出席協議員の過半数で決する。

3 前2項の規定にかかわらず、協議員会の指定する重要事項については、協議員(海外渡航中の者を除く。)の3分の2以上が出席する協議員会において、出席協議員の4分の3以上の多数で決する。

第5条 協議員会の事務を処理するため、協議員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第6条 この規程に定めるもののほか、協議員会の運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

〔注〕2002・4・2達示第7号で廃止。

達示第22号

1997（平成9）年4月1日

京都大学総合情報メディアセンター運営委員会規程

第1条 この規程は、京都大学総合情報メディアセンター規程（平成9年達示第20号）第6条第2項の規定に基づき、総合情報メディアセンター（以下「センター」という。）の運営委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) センター所属の教官のうちからセンター長の命じた者 若干名

(2) 前号以外の京都大学の専任の教官のうちからセンター長の委嘱した者 若干名

2 前項第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 センター長は、運営委員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した委員が前項の職務を代行する。

第4条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

第5条 運営委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、運営委員会の議に基づきセンター長が委嘱する。

第6条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第7条 運営委員会の事務を処理するため、運営委員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第8条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

〔注〕2002・4・1達示第8号で廃止。

達示第2号

1998(平成10)年2月24日

京都大学総合情報メディアセンター利用規程

第1条 京都大学総合情報メディアセンター(以下「センター」という。)の利用については、この規程の定めるところによる。

第2条 センターは、次の各号に掲げる日を除き、毎日午前8時45分から午後6時まで開館するものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 本学創立記念日(6月18日)
- (4) 12月28日から翌年1月4日まで
- (5) その他センター長が指定する日

2 前項の規定にかかわらず、センター長が特に必要と認めるときは、臨時に休館若しくは開館し、又は開館時間を変更することがある。

第3条 講義又は演習のため、センターの講義室及び演習室について、センター長が指定した者以外の者の利用を制限することがある。

2 前項の利用の制限に関し必要な事項は、センター長が定める。

第4条 センターを利用することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の学生
- (2) 本学の教職員
- (3) その他センター長が必要と認めた者

第5条 センターを利用しようとする者は、所定の申請書をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 センター長は、利用承認をした者(以下「利用者」という。)に対して利用コードを交付する。

3 センター長は、センターの運用上必要があるときは、その利用について、利用者に条件を付けることができる。

第6条 利用者は、センターの関係諸規程を遵守しなければならない。

第7条 利用者は、第5条第1項の承認を受ける際に申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかにセンター長に届け出なければならない。

第8条 センターのサテライト(センターが、計算機システム又は遠隔講義システム等の機器をセンター以外の部局に設置する施設をいう。以下同じ。)の設置を希望する部局の長は、あらかじめセンター長にその設置を申請するものとする。

2 サテライトの設置及び改廃に関し必要な事項は、センター長が定める。

3 サテライトの管理及び運用は、当該部局の長が行うものとする。

4 サテライトの使用に関し必要な事項は、当該部局の長と協議のうえセンター長が定める。

第9条 センター長は、利用者が所属する部局に対して、その利用に係る経費の1部を利用負担金として負担することを求めることができる。

2 利用負担金の額及びその負担の方法は、別に総長が定める。

第10条 センター長は、利用者に対して利用の状況について、報告を求めることができる。

第11条 利用者は、センターの機器その他の設備をき損し、又は図書を紛失、汚損したときは、速やかにセンター長に届け出なければならない。

2 センター長は、き損、紛失又は汚損した者には、弁償を求めることができる。

第12条 利用者が、この規程又はこの規程に基づく定めに違反したとき、その他センターの運営に重大な支障を生じさせたときは、センター長は、その利用登録を取り消し、又はセンターの利用を1定期間停止することがある。

第13条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が定める。

#### 附 則

この規程は、平成10年2月24日から施行する。

〔注〕2002・4・2達示第23号で廃止。

達示第10号

1998(平成10)年3月31日

#### 京都大学保健診療所規程

第1条 京都大学医学部附属病院に、学生及び職員の初期診療を行うため、診療所を置く。

2 前項の診療所の名称は、京都大学保健診療所(以下「保健診療所」という。)とする。

第2条 保健診療所に、所長を置く。

2 所長は、医学部又は医学部附属病院の教官をもって充て、総長が委嘱する。

3 所長は、医学部附属病院長の命を受け、保健診療所の業務をつかさどる。

第3条 学生の診療料は、実費とする。

2 職員の診療料は、厚生省告示医科診療報酬点数表の基準による。

第4条 この規程に定めるもののほか、保健診療所の組織及び運営に関し必要な事項は、医学部附属病院長が定める。

#### 附 則

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

2 京都大学保健診療所業務規程(昭和37年達示第1号)は、廃止する。

改正 平13・3・21達示33号、平16・5・31達示116号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第8章 医学部附属病院

総長裁定

1999（平成11）年6月1日

京都大学カウンセリングセンター要項

- 第1 京都大学に、学生等及び職員の修学上、就労上及び適応上の相談及び苦情等に応じるため、カウンセリングセンターを置く。
- 第2 カウンセリングセンターは、学生等及び職員の修学上、就労上及び適応上の助言等に関する次の各号に掲げる専門的業務を行う。
- (1) 個人相談、心理検査等
  - (2) グループ・カウンセリングその他の集団的技法による指導
  - (3) 発達上、心理上、修学上又は就労上困難な状況にある者及び危機的状況が予想される者の早期発見と予防
  - (4) 修学、進路等に関する情報の提供及びオリエンテーション
  - (5) セクシュアル・ハラスメント等に関する苦情の申出及び相談並びに部局相談員等からの相談等
  - (6) セクシュアル・ハラスメント等の防止等に関し、大学が行う研修に関する助言等
  - (7) 学生相談等に関する理論と実践についての調査研究
- 2 前項各号に掲げるもののほか、カウンセリングセンターは、京都大学人権問題対策委員会に対し、セクシュアル・ハラスメントの防止等に係る対応等について、助言等を行うものとする。
- 3 カウンセリングセンターは、第1項第5号の相談等を受けた結果必要と認めるときは、京都大学人権問題対策委員会、事務局又は関係部局に対し、必要な対応を求めることができる。
- 第3 カウンセリングセンターにセンター長を置き、第5第2項第5号の委員のうちから総長が指名する教官をもって充てる。
- 2 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
  - 3 センター長は、センターにおける所務を掌理する。
- 第4 カウンセリングセンターに専任の教官を置く。
- 2 カウンセリングセンターにセクシュアル・ハラスメントに関する全学相談窓口の相談員を置き、教官その他の職員をもって充てる。
  - 3 前項の相談員は、総長が委嘱する。
- 第5 カウンセリングセンターに、カウンセリングセンターの管理運営に関する重要事項を審議するため、カウンセリングセンター管理運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
    - (1) 総長の指名する副学長



- (2) 学部の教授 各1名
  - (3) 大学院人間・環境学研究科、大学院エネルギー科学研究科、大学院アジア・アフリカ地域研究研究科、大学院情報学研究科及び大学院生命科学研究科の教授 各1名
  - (4) 研究所及びセンターの教授 若干名
  - (5) 心理学又は精神医学の分野を担当する教授又は助教授 若干名
  - (6) カウンセリングセンターの教官
  - (7) 保健管理センターの所長
  - (8) その他総長が必要と認める者 若干名
- 3 前項第2号から第5号まで及び第8号の委員は、総長が委嘱する。
- 4 第2項第2号から第4号まで及び第8号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第6 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 2 センター長は、委員会を招集し、議長となる。
  - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 第7 カウンセリングセンターの事務は、総務部総務課及び学生部学生課において処理する。
- 第8 この要項に定めるもののほか、カウンセリングセンターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター長が定める。

#### 附 則

- 1 この要項は、平成11年6月1日から実施する。ただし、第4第2項の規定は、平成11年7月1日から実施する。
- 2 この要項実施後最初に指名するセンター長の任期は、第3第2項の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。
- 3 この要項実施後最初に委嘱する第5第2項第2号から第4号まで及び第8号の委員の任期は、第5第4項本文の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。
- 4 京都大学学生懇話室要項（平成8年1月25日総長裁定）は、廃止する。  
改正 平12・5・31総長裁定、平14・3・31総長裁定、平15・3・31総長裁定  
〔注〕2004・4・1達示第58号で廃止。

総長裁定

2000（平成12）年10月24日

京都大学大学文書館要項

- 第1 京都大学に、京都大学の歴史に係る各種の資料の収集、整理、保存、閲覧及び調査研究を行うため、大学文書館を置く。
- 第2 大学文書館に館長を置く。
- 2 館長は、京都大学の教授のうちから総長の指名する者をもって充てる。
  - 3 館長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
  - 4 館長は、大学文書館の館務を総括する。
- 第3 大学文書館に、教授、助教授、講師、助手及びその他の職員を置く。
- 2 大学文書館に調査員を置く。
- 第4 大学文書館に分館を置くことができる。
- 第5 大学文書館に、大学文書館の管理運営に関する重要事項を審議するため、運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。
- 2 協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。
    - (1) 総長が指名する副学長
    - (2) 部局長 若干名
    - (3) 附属図書館長
    - (4) 館長
    - (5) 大学文書館の教授
    - (6) 事務局長
    - (7) その他総長が必要と認める者 若干名
  - 3 前項第2号及び第7号の協議員は、総長が委嘱する。
  - 4 第2項第2号及び第7号の協議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第6 協議会に委員長を置き、協議員の互選によって定める。
- 2 委員長は、協議会を招集し、議長となる。
  - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する協議員が、その職務を代行する。
- 第7 協議会に必要な応じて小委員会を置くことができる。
- 2 小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
- 第8 協議会は、必要と認めるときは、協議員以外の者を協議会に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。
- 第9 第6及び第7に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第10 大学文書館の事務は、総務部総務課において処理する。

第11 この要項に定めるもののほか、大学文書館の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成12年11月1日から実施する。

〔注〕2004・4・1達示第59号で廃止。

総長裁定

2001(平成13)年1月16日

京都大学国際融合創造センター設置準備委員会要項

第1 京都大学国際融合創造センター(以下「センター」という。)の設置に関し審議するため、京都大学に国際融合創造センター設置準備委員会(以下「準備委員会」という。)を置く。

第2 準備委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センター長候補者の選考に関すること。
- (2) センターの教官の人事に関すること。
- (3) センターの予算に関すること。
- (4) センターの施設及び設備に関すること。
- (5) その他センターの設置に関し必要なこと。

第3 準備委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 総長が指名する副学長
- (2) 関係部局長
- (3) 総長が必要と認める教授 若干名
- (4) 事務局長

2 前項第2号及び第3号の委員は、総長が委嘱する。

第4 準備委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、準備委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第5 準備委員会に必要な応じて小委員会を置くことができる。

2 小委員会には、必要な応じて第3第1項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。

3 前項の規定により小委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。

4 前3項に定めるもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、準備委員会が定める。

第6 準備委員会に幹事を置き、事務局の各部長、企画調整官及び工学部等事務部長をもって充てる。

第7 この要項に定めるもののほか、準備委員会の議事その他運営に関し必要な事項は、準備委員会が定める。

第8 準備委員会に関する事務は、関係部局の協力を得て総務部総務課において処理する。

附 則

この要項は、平成13年1月16日から実施する。

〔注〕 2001・4・2 総長裁定で廃止。

総長裁定

2001（平成13）年2月27日

## 京都大学大学文書館利用要項

（趣旨）

第1 京都大学大学文書館（以下「大学文書館」という。）の利用については、この要項の定めるところによる。

（大学文書館の業務）

第2 大学文書館は、本学の歴史に係る各種の資料（以下「資料」という。）の利用に関し次に掲げる業務を行う。

- (1) 閲覧
- (2) 複写
- (3) 参考調査
- (4) 貸出し
- (5) 展示

（目録）

第3 大学文書館に、資料の目録を置き、利用者の閲覧に供する。

（公開）

第4 大学文書館が所蔵する資料は、一般の利用に供するものとする。

（利用制限）

第5 第4の規定にかかわらず、館長は、次に掲げる範囲内で、当該資料の一般の利用を制限することができる。

- (1) 当該資料（その作成又は取得した翌年度の4月1日から起算して30年を経過していないものに限る。）に次に掲げる情報が記録されていると認められる場合において、当該資料（当該情報が記録されている部分に限る。）の一般の利用を制限すること。

ア 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

(ア) 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

(イ) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

(ウ) 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する

地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分  
イ 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(ア) 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

(イ) 本学の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(2) 当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)から寄贈又は寄託を受けている場合において、当該期間が経過するまでの間当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限すること。

(3) 当該資料の原本を利用させることにより、当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は当該資料の原本が現に使用されている場合(大学文書館における保存及び利用の開始のために必要な措置を行う場合を含む。)において、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。

2 当該資料(前項第1号に定める資料を除く。以下この項及び次項において同じ。)に前項第1号アに掲げる情報が記録されていると認められる場合には、館長は、別表に掲げる範囲内で、当該資料(当該情報が記録されている部分に限る。)の一般の利用を制限することができる。

3 当該資料に第1項第1号イに掲げる情報が記録されていると認められる場合において、当該情報が次に掲げるものであると認められるときは、館長は、当該資料(当該情報が記録されている部分に限る。)の一般の利用を制限することができる。

(1) 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利を害するおそれのあるもの

(2) 営業秘密(不正競争防止法(平成5年法律第47号)第2条第4項に規定する営業秘密をいう。)であって、当該情報を公にすることにより、当該法人等又は当該個人の利益を不当に害するおそれのあるもの(当該情報が記録されている資料を作成又は取得した翌年度の4月1日から起算して80年を経過していないものに限る。)

(開館日)

第6 大学文書館は、次の各号に掲げる日を除き、毎週月曜日、火曜日及び水曜日に開館する。

(1) 国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、臨時に休館又は開館することができる。

(開館時間)

第7 開館時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、閲覧請求は、午後4時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(閲覧許可証)

第8 学術研究又は調査のため資料の閲覧を希望する者は、あらかじめ所定の閲覧許可申請書を館長に提出して、その許可を得なければならない。

2 館長が閲覧を許可した者には、大学文書館閲覧許可証(以下「許可証」という。)を交付する。

3 許可証の有効期間は、交付日の属する年度限りとする。

4 許可証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(閲覧の請求)

第9 閲覧の請求は、許可証及び所定の閲覧請求票を閲覧受付に提出して行うものとする。

(閲覧の場所)

第10 資料の閲覧は、所定の場所で行わなければならない。

(返納)

第11 資料の返納は、必ず係員の確認を得て行わなければならない。この際、翌日以降も引き続き閲覧を希望する資料については、その旨を申し出るものとする。

(複写、撮影)

第12 資料の複写又は撮影を希望する者は、あらかじめ所定の複写許可申請書を館長に提出して、その許可を得なければならない。

2 前項の許可を得た者は、複写許可申請書に記載した使用目的以外の目的に使用してはならない。

第13 複写又は撮影の料金その他の必要事項は、別に定める。

(複製物の出版等)

第14 複製物の全部又は一部を出版し、又は出版物に掲載しようとする者は、あらかじめ所定の複写許可申請書又は出版掲載等許可申請書を館長に提出して、その許可を得なければならない。

(参考調査)

第15 大学文書館は、次に掲げる参考調査を行う。

(1) 資料の検索

(2) 資料に関する参考文献及び専門的調査機関等に関する情報の提出

(貸出し)



第16 資料は、原則として貸出しを行わない。ただし、館長は、特別の事情があると認めるときは、貸出しを許可することができる。

(展示)

第17 大学文書館は、館内の施設に資料その他の展示を行い、一般の観覧に供する。

(紛失、汚損等の届出)

第18 利用者は、資料を紛失、汚損し、又は機器その他の設備をき損したときは、速やかに館長に届け出なければならない。

2 館長は、紛失、汚損又はき損した者には、弁償を求めることができる。

(入館の拒否)

第19 館長は、他の利用者に迷惑を及ぼした者又はそのおそれのある者に対して、退館を命じ、又は入館を拒否することができる。

2 館長は、この要項若しくはその他の規則に違反し、又は館長の指示に従わない者に対して、大学文書館の利用の禁止又は制限を命ずることができる。

(雑則)

第20 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、運営協議会の議を経て、館長が定める。

附 則

この要項は、平成13年4月1日から実施する。

別表(第5第2項関係)

一般の利用を制限する資料に記録されている情報	該当する可能性のある情報の類型の例	経過年数
個人の秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	ア 学歴又は職歴 イ 財産又は所得 ウ 採用、選考又は任免 エ 勤務評定又は服務	30年以上 50年未満
個人の重大な秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	ア 国籍、人種又は民族 イ 家族、親族又は婚姻 ウ 信仰 エ 思想 オ 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態	50年以上 80年未満
個人の特に重大な秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人及びその遺族の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	ア 門地 イ 遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態 ウ 犯罪歴又は補導歴	80年以上
備考 1 該当する可能性のある情報の類型の例とは、この表の左欄にいう「個人の秘密」、「個人の重大な秘密」又は「個人の特に重大な秘密」にそれぞれ該当する可能性が考えられる一般的な情報の類型を例示したものであって、資料に記録されている情報に対するこの表の適用に当たっては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。 2 経過年数とは、当該情報が記録されている資料を作成又は取得した翌年度の4月1日から起算して経過した年数をいう。		

改正 平13・3・22総長裁定、平16・4・1総長裁定、平23・3・28総長裁定

〔注〕2011・3・28総長裁定で全部改正、京都大学大学文書館利用等要項に改称。

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第13章 その他の学内組織等

達示第1号

2001(平成13)年4月1日

#### 京都大学国際融合創造センター規程

第1条 この規程は、京都大学国際融合創造センター（以下「センター」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 センターは、国際的な視野に立ち、学問分野の融合及び産業界等との連携により、知的財産権による知的創造サイクルの形成、ベンチャーの創出及び新産業創生に繋がる独創的先端研究を推進し、京都大学の社会への貢献を具現化することを目的とする。

第3条 センターに融合部門及び創造部門を置く。

第4条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、センターの所務を掌理する。

第5条 センターに、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会に関し必要な事項は、別に定める。

第6条 センターに、その運営に関する事項についてセンター長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第7条 センターの事務組織については、京都大学分課規程(平成12年達示第10号)の定めるところによる。

第8条 この規程に定めるもののほか、センターの内部組織については、センター長が定める。

#### 附 則

この規程は平成13年4月1日から施行する。

改正 平16・4・1達示54号

〔注〕2004・4・1達示第54号で全部改正。

達示第2号

2001(平成13)年4月1日

#### 京都大学国際融合創造センター協議員会規程

第1条 この規程は、京都大学国際融合創造センター規程(平成13年達示第1号)第5条第2項の規定に基づき、国際融合創造センター(以下、「センター」という。)の協議員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 協議員会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

- (1) センター長
- (2) センター所属の教授
- (3) 前2号以外の京都大学の教授のうちから、協議員会の議を経てセンター長に委嘱した者 若干名

2 前項の規定にかかわらず、協議員会に、必要に応じて、協議員会の議を経てセンターの助教授を加えることができる。

3 第1項第3号の協議員の任期は、別段の事情がある場合を除くほか2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 センター長は協議員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した協議員が前項の職務を代行する。

第4条 協議員会は、協議員(海外渡航中の者を除く。)の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 協議員の議事は、出席協議員の過半数で決する。

3 前2項の規定にかかわらず、協議員会の指定する重要事項については、協議員(海外渡航中の者を除く。)の3分の2以上が出席する協議員会において、出席協議員の4分の3以上の多数で決する。

第5条 協議員会の事務を処理するため、協議員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第6条 この規程に定めるもののほか、協議員会の運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

#### 附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

〔注〕2004・4・1達示第54号で廃止。

達示第3号

2001(平成13)年4月1日

京都大学国際融合創造センター運営委員会規程

第1条 この規程は、京都大学国際融合創造センター規程(平成13年達示第1号)第6条第2項の規定に基づき、国際融合創造センター(以下、「センター」という。)の運営委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) センター所属の教官のうちからセンター長の命じた者 若干名
- (2) 前号以外の京都大学の専任の教官のうちからセンター長の委嘱した者 若干名
- (3) 学外の学識経験者のうちからセンター長の委嘱した者 若干名

2 前項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 センター長は、運営委員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した委員が前項の職務を代行する。

第4条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

第5条 運営委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、運営委員会の議に基づきセンター長が委嘱する。

第6条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第7条 運営委員会の事務を処理するため、運営委員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第8条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は運営委員会が定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

〔注〕2004・4・1達示第54号で廃止。

達示第4号

2001(平成13)年4月1日

京都大学国際融合創造センター長候補者選考規程

- 第1条 国際融合創造センターのセンター長候補者の選考については、この規程の定めるところによる。
- 第2条 センター長候補者は、京都大学の専任の教授のうちから、国際融合創造センターの協議員会において選出する。
- 第3条 前条の協議員会は、協議員(海外渡航中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とする。
- 第4条 センター長候補者の選出は、出席協議員の単記無記名投票による選挙によって行う。
- 第5条 投票における過半数の得票者を当選者とする。
- 2 前項の投票において過半数の得票者がいないときは、得票多数の2名について決選投票を行い、得票多数の者を当選者とする。ただし、得票同数のときは、年長者を当選者とする。
- 3 第1項の投票の結果、得票同数の者があることにより決選投票における被投票者の2名を定めることができないときは、年長者を先順位として定める。
- 4 決選投票には、被投票者は加わらないものとする。
- 第6条 センター長候補者の選出を行う協議員会は、センター長の任期満了による場合には満了日の30日以前に、その他による場合には速やかに開催するものとする。
- 第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、協議員会の議を経てセンター長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 国際融合創造センター設置後初めて任命されるセンター長の選考については、この規程にかかわらず、京都大学国際融合創造センター設置準備委員会の推薦する候補者について、総長が行うものとする。
- 〔注〕2004・4・1達示第54号で廃止。

総長裁定

2001(平成13)年7月17日

京都大学留学生センター日本語研修生要項

- 第1 この要項は、日韓共同理工系学部留学生事業実施要項(平成12年8月1日文部省学術国際局長裁定。以下「実施要項」という。)に定めるもののほか、日韓共同理工系学部留学生事業による日本語研修生に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 第2 実施要項第7の規定による予備教育は、留学生センターが行う。
- 第3 予備教育の期間中の留学生は、日本語研修生として、留学生センターにおいて受け入れる。
- 第4 留学生センター長は、あらかじめ関係学部長と協議して、第3の受入を許可するものとする。
- 第5 予備教育の期間は6月間とし、その開始時期は10月とする。
- 第6 日本語研修生は、本学の関係諸規程を遵守し、留学生センター長が定める研修方法に従い、研修を行うものとする。
- 第7 留学生センター長は、予備教育を修了した日本語研修生に修了証書を交付する。
- 第8 本要項に違背した者又は疾病その他の事故により研修の見込がない者に対しては、留学生センター長が第4の許可を取り消すことがある。
- 第9 この要項に定めるもののほか、日本語研修生の予備教育その他に関し必要な事項は、留学生センター長が定める。

附 則

この要項は、平成13年10月1日から実施する。

改正 平17・3・31総長裁定、平23・3・28総長裁定、平26・3・27総長裁定、平28・3・31総長裁定

- 〔注〕2005・3・31総長裁定で京都大学国際交流センター日本語研修生要項に改称。  
2011・3・28総長裁定で京都大学国際交流推移機構日本語研修生要項に改称。  
2016・3・31総長裁定で京都大学国際高等教育院附属日本語・日本文化教育センター日本語研修生要項に改称。  
2020・3・31総長裁定で廃止。

※当該規則は以下にも掲載。  
規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第3編学務>第1章通則等

総長裁定

2002(平成14)年1月15日

京都大学低温物質科学研究センター設置準備委員会要項

第1 京都大学低温物質科学研究センター(以下「センター」という。)の設置準備に関し必要な事項を審議するため、京都大学に低温物質科学研究センター設置準備委員会(以下「準備委員会」という。)を置く。

第2 準備委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センター長候補者の選考に関する事。
- (2) センターの教官の人事に関する事。
- (3) センターの予算に関する事。
- (4) センターの施設及び設備に関する事。
- (5) その他センターの設置準備に関し必要な事。

第3 準備委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 副学長及び総長補佐のうちから総長が指名する者
- (2) 関係部局長
- (3) 総長が必要と認める教授 若干名
- (4) 事務局長

2 前項第2号及び第3号の委員は、総長が委嘱する。

第4 準備委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、準備委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第5 準備委員会に必要に応じて小委員会を置くことができる。

2 小委員会には、必要に応じて第3第1項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。

3 前項の規定により小委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。

4 前3項に定めるもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、準備委員会が定める。

第6 準備委員会に幹事を置き、事務局の各部長、企画調整官及び理学部等事務長をもって充てる。

第7 この要項に定めるもののほか、準備委員会の議事その他運営に関し必要な事項は、準備委員会が定める。

第8 センターの設置準備に関する事務は、理学部等事務部において処理する。

附 則

この要項は、平成14年1月15日から実施する。

〔注〕2002・4・1総長裁定で廃止。



総長裁定

2002（平成14）年2月19日

京都大学福井謙一記念研究センター設置準備委員会要項

第1 京都大学福井謙一記念研究センター（以下「センター」という。）の設置準備に関し必要な事項を審議するため、京都大学に福井謙一記念研究センター設置準備委員会（以下「準備委員会」という。）を置く。

第2 準備委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センター長候補者の選考に関する事。
- (2) センターの教官の人事に関する事。
- (3) センターの予算に関する事。
- (4) センターの施設及び設備に関する事。
- (5) その他センターの設置準備に関し必要な事。

第3 準備委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 副学長及び総長補佐のうちから総長が指名する者
- (2) 関係部局長 若干名
- (3) 総長が必要と認める教授 若干名
- (4) 事務局長

2 前項第2号及び第3号の委員は、総長が委嘱する。

第4 準備委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、準備委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第5 準備委員会に幹事を置き、工学部等事務部長をもって充てる。

第6 この要項に定めるもののほか、準備委員会の議事その他運営に関し必要な事項は、準備委員会が定める。

第8 センターの設置準備に関する事務は、工学部等事務部において処理する。

附 則

この要項は、平成14年2月19日から実施する。

〔注〕2002・4・1総長裁定で廃止。

総長裁定

2002(平成14)年3月5日

京都大学大学情報収集・分析センター要項

- 第1 京都大学に、大学情報収集・分析センター(以下、「センター」という。)を置く。
- 第2 センターは、京都大学の教育研究等の活動状況に関わる各種データを収集及び分析し、次の各号に掲げる業務を行う。
- (1) 「中期目標・中期計画」の作成及びその達成度評価に対する支援
  - (2) 教育研究の質的向上及び業務運営等の改善活動に対する支援
  - (3) 大学評価に関する情報の収集及び提供
- 第3 センターにセンター長を置く。
- 2 センター長は、総長が指名する副学長又は総長補佐をもって充てる。
  - 3 センター長は、センターの所務を掌理する。
- 第4 センターに、教授、助教授、講師、助手又はその他の職員を置く。
- 第5 センターに、その重要事項を審議するため、管理運営委員会を置く。
- 2 管理運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
    - (1) 部局長 若干名
    - (2) センター長
    - (3) センターの教授
    - (4) 事務局長
    - (5) その他総長が必要と認める者 若干名
  - 3 前項第1号及び第5号の委員は、総長が委嘱する。
  - 4 第2項第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第6 管理運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 2 センター長は、委員会を招集し、議長となる。
  - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 第7 管理運営委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を管理運営委員会に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。
- 第8 第5、第6及び第7に定めるもののほか、管理運営委員会の運営に関し必要な事項は、管理運営委員会が定める。
- 第9 この要項に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成14年3月5日から実施する。

2 この要項の実施後最初に委嘱する管理運営委員会委員の任期は、第5第4項本文の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

改正 平16・5・6総長裁定

〔注〕2004・12・7総長裁定で廃止。

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第10章 学内共同教育研究施設

総長裁定

2002(平成14)年3月5日

京都大学福井謙一記念研究センター要項

- 第1 京都大学に、福井謙一博士の功績を記念し、基礎化学に関する研究調査を行うため、福井謙一記念研究センター(以下「センター」という。)を置く。
- 第2 センターにセンター長を置く。
- 2 センター長は、京都大学の教授のうちから総長の指名する者をもって充てる。
- 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 センター長は、センターの所務を掌理する。
- 第3 センターに、教授、助教授、講師、助手又はその他の職員を置く。
- 第4 センターに、その重要事項を審議するため、運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。
- 2 協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。
- (1) 関係部局長 若干名
- (2) センター長
- (3) センターの教授及び助教授
- (4) その他総長が必要と認める者 若干名
- 3 前項第1号及び第4号の協議員は、総長が委嘱する。
- 4 第2項第4号の協議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第5 協議会に委員長を置き、協議員の互選によって定める。
- 2 委員長は、協議会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する協議員がその職務を代行する。
- 第6 協議会に必要に応じて小委員会を置くことができる。
- 2 小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
- 第7 協議会は、必要と認めるときは、協議員以外の者を協議会に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。
- 第8 第5、第6及び第7に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
- 第9 センターの事務は、工学部等事務部において処理する。
- 第10 この要項に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成14年4月1日から実施する。

2 この要項の実施後最初に委嘱する協議員の任期は、第4第4項本文の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

〔注〕2003・4・1達示第12号で廃止。

達示第6号

2002(平成14)年4月1日

京都大学学術情報メディアセンター規程

第1条 この規程は、京都大学学術情報メディアセンター(以下「センター」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 センターは、国立学校設置法施行規則(昭和39年文部省令第11号)第20条の4の5に定める情報基盤センターとして、情報基盤及び情報メディアの高度利用に関する研究開発、整備及び運用を行い、教育研究等の高度化を支援するとともに、全国の大学その他の研究機関の研究者等の共同利用に供することを目的とする。

第3条 センターに、研究開発部及び情報サービス部を置く。

2 研究開発部に、次の研究部門を置く。

ネットワーク研究部門

コンピューティング研究部門

教育支援システム研究部門

デジタルコンテンツ研究部門

連携研究部門

第4条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、センターの所務を掌理する。

第5条 センターに、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会に関し必要な事項は、別に定める。

第6条 センターに、本学の情報基盤の運営及び情報メディアの高度利用法に関する事項についてセンター長の諮問に応ずるため、学内共同利用運営委員会を置く。

2 学内共同利用運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第7条 センターに、全国共同利用の運営に関する事項についてセンター長の諮問に応ずるため、全国共同利用運営委員会を置く。

2 全国共同利用運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第8条 センターの事務組織については、京都大学分課規程(平成12年達示第10号)の定めるところによる。

第9条 この規程に定めるもののほか、センターの内部組織については、センター長が定める。

附 則

1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 京都大学大型計算機センター規程（昭和44年達示第24号）
- (2) 京都大学総合情報メディアセンター規程（平成9年達示第20号）

改正 平16・4・1達示46号

〔注〕 2004・4・1達示第46号で全部改正。

達示第7号

2002(平成14)年4月1日

京都大学学術情報メディアセンター協議員会規程

第1条 この規程は、京都大学学術情報メディアセンター規程(平成14年達示第6号)第5条第2項の規定に基づき、学術情報メディアセンター(以下「センター」という。)の協議員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 協議員会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

- (1) センター長
- (2) センター所属の専任の教授
- (3) 前2号以外の京都大学の教授のうちから、協議員会の議を経てセンター長の委嘱した者 若干名

2 前項第3号の協議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 センター長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した協議員が前項の職務を代行する。

第4条 協議員会は、協議員(海外渡航中の者を除く。)の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 協議員会の議事は、出席協議員の過半数で決する。

3 前2項の規定にかかわらず、協議員会の指定する重要事項については、協議員(海外渡航中の者を除く。)の3分の2以上が出席する協議員会において、出席協議員の4分の3以上の多数で決する。

第5条 協議員会の事務を処理するため、協議員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第6条 この規程に定めるもののほか、協議員会の運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

附 則

1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 京都大学大型計算機センター協議員会規程(昭和44年達示第18号)
- (2) 京都大学総合情報メディアセンター協議員会規程(平成9年達示第21号)

〔注〕2004・4・1達示第46号で廃止。



達示第8号

2002(平成14)年4月1日

京都大学学術情報メディアセンター学内共同利用運営委員会規程

第1条 この規程は、京都大学学術情報メディアセンター規程(平成14年達示第6号)第6条第2項の規定に基づき、学術情報メディアセンター(以下「センター」という。)の学内共同利用運営委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 学内共同利用運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) センター所属の教官のうちからセンター長の命じた者 若干名
- (2) 学部の教授又は助教授 各1名
- (3) 大学院人間・環境学研究科、大学院エネルギー科学研究科、大学院アジア・アフリカ地域研究研究科、大学院情報学研究科、大学院生命科学研究科及び大学院地球環境学堂の教授又は助教授 各1名
- (4) 前3号以外の京都大学の専任の教授又は助教授のうちからセンター長の委嘱した者 若干名

2 前項第2号から第4号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 センター長は、学内共同利用運営委員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した委員が前項の職務を代行する。

第4条 学内共同利用運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

第5条 学内共同利用運営委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、学内共同利用運営委員会の議に基づきセンター長が委嘱する。

第6条 学内共同利用運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第7条 学内共同利用運営委員会の事務を処理するため、学内共同利用運営委員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第8条 この規程に定めるもののほか、学内共同利用運営委員会の運営に関し必要な事項は、学内共同利用運営委員会が定める。

附 則

1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

2 京都大学総合情報メディアセンター運営委員会規程(平成9年達示第22号)は、廃止する。

改正 平15・4・1達示21号

〔注〕2004・4・1達示第46号で廃止。

達示第9号

2002(平成14)年4月1日

京都大学学術情報メディアセンター全国共同利用運営委員会規程

第1条 この規程は、京都大学学術情報メディアセンター規程(平成14年達示第6号)第7条第2項の規定に基づき、学術情報メディアセンター(以下「センター」という。)の全国共同利用運営委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 全国共同利用運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) センター所属の教官のうちからセンター長の命じた者 若干名
- (2) 前号以外の京都大学の専任の教授又は助教授のうちからセンター長の委嘱した者 若干名
- (3) 学外の学識経験者のうちからセンター長の委嘱した者 若干名

2 前項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 センター長は、全国共同利用運営委員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した委員が前項の職務を代行する。

第4条 全国共同利用運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

第5条 全国共同利用運営委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、全国共同利用運営委員会の議に基づきセンター長が委嘱する。

第6条 全国共同利用運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第7条 全国共同利用運営委員会の事務を処理するため、全国共同利用運営委員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第8条 この規程に定めるもののほか、全国共同利用運営委員会の運営に関し必要な事項は、全国共同利用運営委員会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 京都大学大型計算機センター運営委員会規程(昭和44年達示第7号)は、廃止する。

〔注〕2004・4・1達示第46号で廃止。

達示第11号

2002(平成14)年4月1日

京都大学低温物質科学研究センター規程

第1条 この規程は、京都大学低温物質科学研究センター(以下「センター」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 センターは、低温物質科学に関する研究教育を行うとともに、寒剤の安定的供給を行うことを目的とする。

第3条 センターに、低温物質科学研究部門及び寒剤供給部を置く。

第4条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、センターの所務を掌理する。

第5条 センターに、その重要事項を審議するため、協議委員会を置く。

2 協議委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第6条 センターに、その運営に関する事項についてセンター長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第7条 センターの事務組織については、京都大学分課規程(平成12年達示第10号)の定めるところによる。

第8条 この規程に定めるもののほか、センターの内部組織については、センター長が定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

改正 平16・4・1達示55号

〔注〕2004・4・1達示第55号で全部改正。

達示第12号

2002(平成14)年4月1日

京都大学低温物質科学研究センター協議員会規程

第1条 この規程は、京都大学低温物質科学研究センター規程(平成14年達示第11号)第5条第2項の規定に基づき、低温物質科学研究センター(以下「センター」という。)の協議員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 協議員会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

- (1) センター長
- (2) センター所属の専任の教授
- (3) 前2号以外の京都大学の教授のうちから、協議員会の議を経てセンター長の委嘱した者 若干名

2 前項の規定にかかわらず、協議員会に、必要に応じて、協議員会の議を経てセンターの助教授を加えることができる。

3 第1項第3号の協議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 センター長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した協議員が前項の職務を代行する。

第4条 協議員会は、協議員(海外渡航中の者を除く。)の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 協議員会の議事は、出席協議員の過半数で決する。

3 前2項の規定にかかわらず、協議員会の指定する重要事項については、協議員(海外渡航中の者を除く。)の3分の2以上が出席する協議員会において、出席協議員の4分の3以上の多数で決する。

第5条 協議員会の事務を処理するため、協議員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第6条 この規程に定めるもののほか、協議員会の運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

〔注〕2004・4・1達示第55号で廃止。

達示第13号

2002(平成14)年4月1日

京都大学低温物質科学研究センター運営委員会規程

第1条 この規程は、京都大学低温物質科学研究センター規程(平成14年達示第11号)第6条第2項の規定に基づき、低温物質科学研究センター(以下「センター」という。)の運営委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) センター所属の教官のうちからセンター長の命じた者 若干名

(2) 前号以外の京都大学の専任の教官のうちからセンター長の委嘱した者 若干名

2 前項第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 センター長は、運営委員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した委員が前項の職務を代行する。

第4条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

第5条 運営委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、運営委員会の議に基づきセンター長が委嘱する。

第6条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第7条 運営委員会の事務を処理するため、運営委員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第8条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

〔注〕2004・4・1達示第55号で廃止。

達示第23号

2002(平成14)年4月2日

### 京都大学学術情報メディアセンター利用規程

第1条 京都大学学術情報メディアセンター(以下「センター」という。)が管理運営する全国共同利用のスーパーコンピュータシステム及び汎用コンピュータシステム(以下「大型計算機システム」という。)、学内共同利用の教育用コンピュータシステム(以下「教育用システム」という。)及び学術情報ネットワークシステム(以下「KUINS」という。)の利用に関し必要な事項については、この規程の定めるところによる。

第2条 大型計算機システムは、学術研究等(その成果が公開し得るものに限る。)のために利用することができる。ただし、センター長が特に適当と認めた場合は、この限りでない。

第3条 大型計算機システムを利用することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 大学又は高等専門学校の教員及びこれに準ずる者
- (2) 文部科学省所轄機関(国立学校を除く。)の研究職員
- (3) 学術研究を目的とするその他の研究機関でセンター長が認めたものに所属し、専ら研究に従事する者
- (4) 文部科学省所轄の科学研究費補助金の交付を受けて学術研究を行う者
- (5) その他センター長が必要と認めた者

第4条 大型計算機システムを利用しようとする者は、所定の申請書をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 センター長は、大型計算機システムの利用を承認した者(以下「大型計算機システム利用者」という。)に対して利用番号を明示して、その旨を通知するものとする。

第5条 大型計算機システム利用者は、年度末に、当該利用番号に係る利用結果をセンター長に報告しなければならない。

2 前項に規定する場合のほか、センター長は、大型計算機システム利用者に対し、その利用に係る事項について報告を求めることができる。

第6条 大型計算機システム利用者は、大型計算機システムを利用して行った研究の成果を論文等により公表するときは、当該論文等に、センターを利用した旨を明記しなければならない。

第7条 大型計算機システム利用者又はこれに代わる者は、その利用に係る経費の一部を大型計算機システム利用負担金として負担しなければならない。

2 大型計算機システム利用負担金の額及びその負担の方法は、別に総長が定める。

第8条 教育用システムを利用することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の学生
- (2) 本学の教職員

(3) その他センター長が必要と認めた者

第9条 教育用システムを利用しようとする者は、所定の申請書をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 センター長は、教育用システムの利用を承認した者（以下「教育用システム利用者」という。）に対して利用コードを明示して、その旨を通知するものとする。

3 センター長は、センターの運用上必要があるときは、その利用について、教育用システム利用者に条件を付けることができる。

第10条 センター長は、教育用システム利用者に対し、その利用の状況について報告を求めることができる。

第11条 センターのサテライト（センターが、センター以外の部局に計算機システム又は遠隔講義システム等の機器を設置する施設をいう。以下同じ。）の設置を希望する部局の長は、あらかじめセンター長にその設置を申請するものとする。

2 サテライトの設置及び改廃に関し必要な事項は、センター長が定める。

3 サテライトの管理及び運用は、当該部局の長が行うものとする。

4 サテライトの使用に関し必要な事項は、当該部局の長と協議のうえ、センター長が定める。

第12条 センター長は、教育用システム利用者が所属する部局に対して、その利用に係る経費の一部を教育用システム利用負担金として負担することを求めることができる。

2 教育用システム利用負担金の額及びその負担の方法は、別に総長が定める。

第13条 学術情報等の発着信のため、K U I N S に機器を接続する（K U I N S 管理下以外の機器に接続する場合であっても、利用のための通信がK U I N S を通過するものを含む。）ことのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 本学の教職員

(2) その他センター長が必要と認めた者

第14条 K U I N S に機器を接続しようとする者は、所定の申請書をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 センター長は、K U I N S の接続を承認した者（以下、「K U I N S 接続者」という。）に対して、その旨を通知するものとする。

第15条 センター長はK U I N S 接続者に対し、K U I N S の接続機器の状況について報告を求めることができる。

第16条 K U I N S に機器を接続する場合、次の各号に掲げる地点を責任分界点とする。

(1) グローバル IP アドレスのK U I N S（次条において「K U I N S II」という。）においては、センター設置のネットワーク機器の端子

(2) プライベート IP アドレスのK U I N S（次条において「K U I N S III」という。）においては、センター設置の情報コンセントの端子

第17条 前条に定める責任分界点に何らかの機器又は配線を接続する場合は、次の各号

に掲げるものを選出し、センター長に届け出なければならない。

(1) K U I N S IIにおいては、サブネット連絡担当者

(2) K U I N S IIIにおいては、V L A N管理責任者

第18条 K U I N S 接続者が、K U I N S に機器を接続する必要がなくなったとき又は利用資格がなくなったときは、速やかにセンター長にその旨を届け出なければならない。

第19条 K U I N S に接続された機器を管理している者は、センターの情報サービス部が提供するサービスを受けることができる。

第20条 センターの情報サービス部が提供するサービスの内容は、別に総長が定める。

第21条 センター長は、K U I N S 接続者又はこれに代わる者に対して、その接続に係る経費の一部をK U I N S 利用負担金として負担することを求めることができる。

2 K U I N S 利用負担金の額及びその負担の方法は、別に総長が定める。

第22条 大型計算機システム利用者、教育用システム利用者及びK U I N S 接続者は、申請書に記載した事項について変更しようとするとき又は変更が生じたときは、センター長が別に定めるところにより、速やかに、センター長に届け出、又は再申請しなければならない。

第23条 大型計算機システム利用者、教育用システム利用者及びK U I N S 接続者は、センターの機器その他の設備をき損し、又は図書を紛失、汚損したときは、速やかにセンター長に届け出なければならない。

2 センター長は、き損、紛失又は汚損した者には、弁償を求めることができる。

第24条 大型計算機システム、教育用システム及びK U I N S については、この規程又はこの規程に基づく定めに違反した者その他センターの運営に重大な支障を生じさせた者があるときは、センター長は、その大型計算機システム、教育用システムの利用承認若しくはK U I N S の接続承認を取り消し、又は一定期間の利用停止若しくは接続遮断を行うことができる。

第25条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が定める。

#### 附 則

1 この規程は、平成14年4月2日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 京都大学大型計算機センター利用規程(昭和44年達示第22号)

(2) 京都大学総合情報メディアセンター利用規程(平成10年達示第2号)

3 この規程施行前に京都大学大型計算機センター利用規程に基づき、平成14年度の利用承認を受けた者は、この規程に基づき利用の承認があったものとみなす。

4 この規程施行前に京都大学総合情報メディアセンター利用規程に基づき、利用承認を受けた者は、この規程に基づき利用の承認があったものとみなす。

改正 平16・4・1達示103号、平17・3・22達示16号、令2・5・26達示29号、令



3・3・29 達示9号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第9章 全国共同利用施設

総長裁定

2002(平成14)年5月14日

京都大学高等教育研究開発推進機構設置準備室要項

- 第1 京都大学高等教育研究開発推進機構の設置に関する事務を円滑に処理するため、当分の間、京都大学に高等教育研究開発推進機構設置準備室(以下「設置準備室」という。)を置く。
- 2 設置準備室の事務の処理に当たっては、高等教育研究開発推進機構(以下「機構」という。)の設置に係る部局が緊密な連携及び協力を行うものとする。
- 第2 設置準備室は、機構の設置に関し、必要な事務を行う。
- 第3 設置準備室は、次の各号に掲げる室員で組織する。
- (1) 副学長
  - (2) 関係部局長
  - (3) 総長が必要と認める教員 若干名
  - (4) 企画調整官
  - (5) 関係部局の事務職員
- 2 前項第2号、第3号及び第5号の室員は、総長が委嘱する。
- 第4 設置準備室に室長、室長補佐及び幹事を置く。
- 2 室長は、第3第1項第1号の室員のうちから総長が指名する者をもって充て、設置準備室の事務を総括する。
- 3 室長補佐は、第3第1項第3号の室員のうちから総長が委嘱し、室長を補佐する。
- 4 幹事は、第3第1項第5号の室員のうちから総長が委嘱し、室長の命を受け、設置準備室の事務を処理する。
- 第5 企画調整官は、室長の命を受け、設置準備室の事務に関し、必要な連絡調整を行う。
- 第6 設置準備室に、機構の設置に関する重要事項を審議するため、設置準備委員会を置く。
- 第7 設置準備委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
- (1) 副学長
  - (2) 関係部局長
  - (3) 教員の室員
  - (4) 総長が必要と認める教授 若干名
  - (5) 事務局長
- 2 前項第2号及び第4号の委員は、総長が委嘱する。
- 第8 設置準備委員会に委員長を置き、第7第1項第1号の委員のうちから総長が指名する者をもって充てる
- 2 委員長は、設置準備委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第9 設置準備委員会に必要に応じて小委員会を置くことができる。

2 小委員会には、必要に応じて第7第1項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。

3 前2項に規定するもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、設置準備委員会が定める。

第10 この要項に定めるもののほか、設置準備室の運営に関し必要な事項は、設置準備委員会の議を経て室長が定める。

附 則

この要項は、平成14年5月14日から実施する。

達示第1号

2003(平成15)年4月1日

## 京都大学における全学共通教育の実施に関する規程

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この規程は、京都大学の全学共通教育の実施に関し、必要な事項について定める。

#### (全学共通教育の目的)

第2条 京都大学における全学共通教育は、各学部の行う学部教育と併せて、個々の学問領域を超えた幅広い分野に共通する基礎的な知識及び方法を教授するとともに、学生が高度な学術文化に触れることを通して豊かな人間性を育むための教育を実施することを目的とする。

#### (全学共通教育の実施方針)

第3条 全学共通教育は、全学共通科目である教養教育科目、基礎教育科目、外国語教育科目等を適切に履修することができるよう編成された教育課程において実施するものとする。

#### (全学共通教育全体の枠組)

第4条 京都大学は、教養教育における高度一般教育の理念に基づき、前2条に定める全学共通教育の目的及び実施方針に則り全学共通教育を遂行するため、高等教育研究開発推進機構を設置し、高等教育研究開発推進機構を中心とした全学的立場に基づき全学共通教育を実施する。

2 高等教育研究開発推進機構は、全学組織として、全学共通教育の企画及び運営を行うとともに、実施責任部局の参画及び実施協力部局の支援を得て、全学共通教育を実施する。

3 高等教育研究開発推進センター(以下「センター」という。)は、センターにおける研究成果に基づく全学共通教育の企画、開発及び実施の支援を行う。

4 大学院人間・環境学研究科は、全学共通教育の実施責任部局として全学共通科目の全般にわたり必要な科目の提供を行う。

5 大学院理学研究科は、大学院人間・環境学研究科とともに実施責任を分担する実施責任部局として自然科学系の科目の提供を行う。

6 各研究科(大学院地球環境学堂を含み、大学院人間・環境学研究科及び大学院理学研究科を除く。)は、全学共通教育の実施協力部局として、全学共通教育の目的及び実施方針に沿った当該部局の教育研究分野に係る科目の提供を行う。

7 前4項に定める以外の部局は、当該部局の研究分野に係る科目の提供を行う。

### 第2章 高等教育研究開発推進機構

#### (機構長)

第5条 高等教育研究開発推進機構（以下「機構」という。）に、機構長を置く。

- 2 機構長は、本学の専任の教授のうちから、総長が評議会の承認を得て、委嘱する。
- 3 機構長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 機構長は、機構の所務を掌理するとともに、全学共通教育の責任者として、全学共通教育の企画、運営、実施及び評価を総括し、その責任を負う。

（副機構長）

第6条 機構に、副機構長を置く。

- 2 副機構長は、本学の専任の教授のうちから、機構長が指名し、総長が委嘱する。
- 3 副機構長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、指名する機構長の任期の終期を超えることはできない。
- 4 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故があるときは、その職務を代行する。

（全学共通教育委員会）

第7条 機構に、全学共通教育に関する重要事項について審議するため、全学共通教育委員会を置く。

- 2 全学共通教育委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（執行協議会）

第8条 機構に、その管理運営に関する事項を審議するため、執行協議会を置く。

第9条 執行協議会は、次の号に掲げる事項を審議する。

- (1) 全学共通教育の企画、運営及び実施に関すること。
- (2) 機構の教員の人事に関すること。
- (3) 全学共通教育に係る予算に関すること。
- (4) 全学共通教育に係る施設及び設備に関すること。

第10条 執行協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

- (1) 機構長及び副機構長
- (2) 実施責任部局の長
- (3) センター長
- (4) 全学共通教育システム委員会専門委員会委員長
- (5) センターの教授 若干名
- (6) その他機構長が必要と認めた者 若干名

- 2 前項第5号及び第6号の協議員は、機構長が委嘱する。

- 3 第1項第5号及び第6号の協議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条 機構長は、執行協議会を招集し、議長となる。

第12条 執行協議会は、協議員（海外渡航中の者を除く。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 2 執行協議会の議事は、出席協議員の過半数で決する。

3 前2項の規定にかかわらず、執行協議会の指定する重要事項については、協議員（海外渡航中の者を除く。）の3分の2以上が出席する執行協議会において、出席協議員の4分の3以上の多数で決する。

第13条 執行協議会に、幹事会を置く。

2 幹事会は、執行協議会の定める事項について審議するとともに、機構長の補佐機関として全学共通教育の企画、運営及び実施に必要な措置を執る。

3 執行協議会は、その定めるところにより、幹事会の議決をもって、執行協議会の議決とすることができる。

4 幹事会は、第10条第1項の委員のうちから機構長の指名する者で組織する。

5 機構長は、幹事会を招集し、議長となる。

第14条 前3条に定めるもののほか、執行協議会及び幹事会の運営に関し必要な事項は、執行協議会が定める。

（全学共通教育システム委員会）

第15条 機構に、その教学に関する事項を審議するため、全学共通教育システム委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第16条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 全学共通教育の教育課程に関すること。
- (2) 全学共通教育に係るファカルティ・ディベロップメントに関すること。
- (3) 全学共通教育の評価に関すること。
- (4) その他全学共通教育の教学に関し必要なこと。

第17条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 機構長及び副機構長
- (2) 全学共通教育システム委員会専門委員会委員長
- (3) センターの教授 若干名
- (4) 実施責任部局の教官 各2名
- (5) 各学部の教官 各1名
- (6) その他機構長が必要と認めた者 若干名

2 前項第4号及び第5号の委員は、同じ委員が兼ねることができる。

3 第1項第3号から第6号までの委員は、機構長が委嘱する。

4 第1項第3号から第6号までの委員の任期は、2年とし、再任を防げない。ただし、引き続き4年を超えることはできない。

5 委員が欠けた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第18条 委員会に、委員長を置き、機構長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

第19条 第12条の規定は、委員会について準用する。この場合において、「執行協議会」、「協議員」とあるのは、それぞれ、「委員会」、「委員」と読み替えるものとする。

第20条 前2条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(専門委員会)

第21条 委員会に、全学共通教育の教育課程に係る企画及び立案を行うため、次の専門委員会を置く。

教養教育専門委員会

基礎教育専門委員会

外国語教育専門委員会

情報教育専門委員会

第22条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) センターの教官 若干名

(2) 当該実施責任部局の教官 各2名

(3) 各学部の教官 若干名

(4) その他機構長が必要と認めた者 若干名

2 前項の委員は、機構長が委嘱する。

3 第1項第2号から第4号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えることはできない。

4 委員が欠けた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 専門委員会に、委員長を置く。

6 専門委員会の委員長は、本学の専任の教授のうちから機構長が指名する。

7 専門委員会に、必要に応じて科目部会を置くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、専門委員会及び科目部会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(高等教育研究開発推進部)

第23条 機構に、高等教育研究開発推進部を置き、センターの全学共通教育カリキュラム企画開発部門及び情報メディア教育開発部門をもって充てる。

2 高等教育研究開発推進部は、次の業務を行う。

(1) センターにおける研究成果に基づく全学共通教育の企画、開発及び実施

(2) 全学共通教育システム委員会専門委員会の運営支援

(全学共通教育事業部)

第24条 機構に、全学共通教育事業部を置く。

2 全学共通教育事業部は、機構の教員による全学共通教育の実施を行う。

(機構に関する事務)

第25条 機構に関する事務は、共通教育推進部において行う。

(内部組織に関する委任)

第26条 この規程に定めるもののほか、機構の内部組織については、機構長が定める。

### 第3章 雑則

#### (雑則)

第27条 この規程に定めるもののほか、本学の全学共通教育の実施に関し必要な事項は、全学共通教育委員会の議を経て機構長が定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 京都大学教育課程委員会規程（平成4年達示第51号）は、廃止する。
- 3 この規程施行後全学共通教育委員会が開催されるまでの間、第7条の規定にかかわらず、関係部局長により構成された会議がその審議を行うものとする。

改正 平16・6・2達示117号、12・20達示141号、平17・6・16達示54号、平18・3・29達示39号、平19・3・30達示33号、平20・10・28達示52号、平23・3・31達示38号、平24・3・27達示31号

〔注〕2013・3・27達示第7号で廃止。

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第11章 教育院等



達示第4号

2003(平成15)年4月1日

京都大学高等教育研究開発推進センター規程

第1条 この規程は、京都大学高等教育研究開発推進センター（以下「センター」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 センターは、高等教育における教授システムに関する実践的研究を行う。

2 前項に定めるもののほか、センターは、その研究成果に基づき高等教育研究開発推進機構の行う全学共通教育の企画、開発及び実施の支援を行うものとする。

第3条 センターに、次の部門を置く。

高等教育教授システム研究開発部門

全学共通教育カリキュラム企画開発部門

情報メディア教育開発部門

第4条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、センターの所務を掌理する。

第5条 センターに、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会に関し必要な事項は、別に定める。

第6条 センターに、その運営に関する事項についてセンター長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第7条 センターの事務組織については、京都大学分課規程(平成12年達示第10号)の定めるところによる。

第8条 この規程に定めるもののほか、センターの内部組織については、センター長が定める。

附 則

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 京都大学高等教育教授システム開発センター規程(平成6年達示第19号)

(2) 京都大学高等教育教授システム開発センター協議員会規定(平成6年達示第20号)

(3) 京都大学高等教育教授システム開発センター運営委員会規程(平成6年達示21号)

(4) 京都大学高等教育教授システム開発センター長候補者選考規程(平成6年達示第22号)

(5) 京都大学体育指導センター規程（昭和47年達示第18号）

改正 平16・4・1達示52号

〔注〕 2004・4・1達示第52号で全部改正。

達示第5号

2003(平成15)年4月1日

京都大学高等教育研究開発推進センター協議員会規程

第1条 この規程は、高等教育研究開発推進センター規程(平成15年達示第4号)第5条第2項の規定に基づき、高等教育研究開発推進センター(以下「センター」という。)の協議員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 協議員会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

- (1) センター長
- (2) センター所属の専任の教授
- (3) 高等教育研究開発推進機構長及び副機構長
- (4) 大学院人間・環境学研究科長及び大学院理学研究科長
- (5) 前4号以外の京都大学の教授のうちから、協議員会の議を経てセンター長の委嘱した者 若干名

2 前項の規定にかかわらず、協議員会に、必要に応じて、協議員会の議を経てセンターの助教授又は講師を加えることができる。

3 第1項第5号の協議員会の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 センター長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した協議員が前項の職務を代行する。

第4条 協議員会は、協議員(海外渡航中の者を除く。)の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 協議員会の議事は、出席協議員の過半数で決する。

3 前2項の規定にかかわらず、協議員会の指定する重要事項については、協議員(海外渡航中の者を除く。)の3分の2以上が出席する協議員会において、出席協議員の4分の3以上の多数で決する。

第5条 協議員会の事務を処理するため、協議員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第6条 この規程に定めるもののほか、協議員会の運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

〔注〕2004・4・1達示第52号で廃止。

達示第6号

2003(平成15)年4月1日

京都大学高等教育研究開発推進センター運営委員会規程

第1条 この規程は、京都大学高等教育研究開発推進センター規程(平成15年達示第4号)第6条第2項の規定に基づき、高等教育研究開発推進センター(以下「センター」という。)の運営委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) センター所属の教官のうちからセンター長の命じた者 若干名

(2) 前号以外の京都大学の専任の教官のうちからセンター長の委嘱した者 若干名

2 前項第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 センター長は、運営委員会を召集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した委員が前項の職務を代行する。

第4条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

第5条 運営委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、運営委員会の議に基づきセンター長が委嘱する。

第6条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第7条 運営委員会の事務を処理するため、運営委員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第8条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

〔注〕2004・4・1達示第52号で廃止。

達示第8号

2003(平成15)年4月1日

京都大学フィールド科学教育研究センター規程

第1条 この規程は、京都大学フィールド科学教育研究センター（以下「センター」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 センターは、フィールド科学に関する教育研究を行うことを目的とする。

第3条 センターに、教育研究部及び管理技術部を置く。

2 教育研究部に次の部門を置く。

企画研究推進部門

森林生物圏部門

里域生態系部門

基礎海洋生物学部門

第4条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもって充てる、

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない、

4 センター長は、センターの所務を掌理する。

第5条 センターに、その重要事項を審議するため、協議委員会を置く。

2 協議委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第6条 センターに、その運営に関する事項についてセンター長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第7条 センターの事務組織については、京都大学分課規程（平成12年達示第10号）の定めるところによる。

第8条 この規程に定めるもののほか、センターの内部組織については、センター長が定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

改正 平16・4・1達示56号

〔注〕2004・4・1達示第56号で全部改正。

達示第9号

2003(平成15)年4月1日

京都大学フィールド科学教育研究センター協議員会規程

第1条 この規程は、京都大学フィールド科学教育研究センター規程(平成15年達示第8号)第5条第2項の規定に基づき、フィールド科学教育研究センター(以下「センター」という。)の協議員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 協議員会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

- (1) センター長
- (2) センター所属の専任の教授
- (3) 前2号以外の京都大学の教授のうちから、協議員会の議を経てセンター長の委嘱した者 若干名

2 第1項第3号の協議員会の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 センター長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した協議員が前項の職務を代行する。

第4条 協議員会は、協議員(海外渡航中の者を除く。)の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 協議員会の議事は、出席協議員の過半数で決する。

3 前2項の規定にかかわらず、協議員会の指定する重要事項については、協議員(海外渡航中の者を除く。)の3分の2以上が出席する協議員会において、出席協議員の4分の3以上の多数で決する。

第5条 協議員会の事務を処理するため、協議員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第6条 この規程に定めるもののほか、協議員会の運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

〔注〕2004・4・1達示第56号で廃止。

達示第10号

2003(平成15)年4月1日

京都大学フィールド科学教育研究センター運営委員会規程

第1条 この規程は、京都大学フィールド科学教育研究センター規程(平成15年達示第8号)第6条第2項の規定に基づき、フィールド科学教育研究センター(以下「センター」という。)の運営委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) センター所属の教官のうちからセンター長の命じた者 若干名

(2) 前号以外の京都大学の専任の教官のうちからセンター長の委嘱した者 若干名

2 前項第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 センター長は、運営委員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した委員が前項の職務を代行する。

第4条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

第5条 運営委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、運営委員会の議に基づきセンター長が委嘱する。

第6条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第7条 運営委員会の事務を処理するため、運営委員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第8条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

〔注〕2004・4・1達示第56号で廃止。

達示第12号

2003(平成15)年4月1日

京都大学福井謙一記念研究センター規程

第1条 この規程は、国立学校設置法施行規則（昭和39年文部省令第11号）第20条の3に定める学内共同教育研究施設として本学に置かれる京都大学基礎化学研究センターの組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 前条の京都大学基礎化学研究センターは、京都大学福井謙一記念研究センター（以下「センター」という。）と称する。

第3条 センターは、福井謙一博士の功績を記念し、基礎化学に関する研究調査を行うことを目的とする。

第4条 センターに、総合研究部門及び理論研究部門を置く。

第5条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、センターの所務を掌理する。

第6条 センターに、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会に関し必要な事項は、別に定める。

第7条 センターに、その運営に関する事項についてセンター長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第8条 センターの事務組織については、京都大学分課規程（平成12年達示第10号）の定めるところによる。

第9条 この規程に定めるもののほか、センターの内部組織については、センター長が定める。

附 則

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

2 京都大学福井謙一記念研究センター要項（平成14年3月5日総長裁定）は、廃止する。

改正 平16・4・1達示57号

〔注〕2004・4・1達示第57号で全部改正。



達示第13号

2003(平成15)年4月1日

京都大学福井謙一記念研究センター協議員会規程

第1条 この規程は、京都大学福井謙一記念研究センター規程(平成15年達示第12号)第6条第2項の規定に基づき、福井謙一記念研究センター(以下「センター」という。)の協議員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 協議員会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

- (1) センター長
- (2) センター所属の専任の教授及び助教授
- (3) 前2号以外の京都大学の教授及び助教授のうちから、協議員会の議を経てセンター長の委嘱した者 若干名

2 第1項第3号の協議員会の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 センター長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した協議員が前項の職務を代行する。

第4条 協議員会は、協議員(海外渡航中の者を除く。)の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 協議員会の議事は、出席協議員の過半数で決する。

3 前2項の規定にかかわらず、協議員会の指定する重要事項については、協議員(海外渡航中の者を除く。)の3分の2以上が出席する協議員会において、出席協議員の4分の3以上の多数で決する。

第5条 協議員会の事務を処理するため、協議員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第6条 この規程に定めるもののほか、協議員会の運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

附 則

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

2 福井謙一記念研究センター設置後初めて委嘱する協議員の任期は、第2条第2項本文の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

〔注〕2004・4・1達示第57号で廃止。

達示第14号

2003(平成15)年4月1日

京都大学福井謙一記念研究センター運営委員会規程

第1条 この規程は、京都大学福井謙一記念研究センター規程(平成15年達示第12号)第7条第2項の規定に基づき、福井謙一記念研究センター(以下「センター」という。)の運営委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) センター所属の教官のうちからセンター長の命じた者 若干名

(2) 前号以外の京都大学の専任の教官のうちからセンター長の委嘱した者 若干名

2 前項第2号委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 センター長は、運営委員会を召集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した委員が前項の職務を代行する。

第4条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

第5条 運営委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、運営委員会の議に基づきセンター長が委嘱する。

第6条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第7条 運営委員会の事務を処理するため、運営委員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第8条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

〔注〕2004・4・1達示第57号で廃止。

達示第45号

2003(平成15)年11月18日

## 京都大学百周年時計台記念館規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、京都大学百周年時計台記念館(以下「記念館」という。)の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 記念館は、京都大学(以下「本学」という。)における学術の交流及び社会との連携を図り、本学における研究教育並びに学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

### (施設)

第3条 記念館に、百周年記念ホール(大ホール)、国際交流ホール、会議室、迎賓室、京大サロンその他の施設を置く。

2 前項の施設のうち、百周年記念ホール(大ホール)、国際交流ホール及び会議室は、次の各号に掲げる行事に使用するものとする。

- (1) 本学の会議、式典その他の行事
- (2) 部局の会議、式典その他の行事
- (3) 第7条第2項に定める者が開催(主催若しくは共催又は幹事等となりその開催に関与するものをいう。)する国際会議、講演会、研究会、研修会、式典その他の行事
- (4) その他総長が必要と認める行事

### (開館日)

第4条 記念館は、別に定める休館日を除き、毎日開館する。

### (管理運営)

第5条 記念館の管理運営は、総長が総括する。

### (百周年時計台記念館企画委員会)

第6条 記念館に、次の各号に掲げる事項を審議するため、百周年時計台記念館企画委員会(以下本条において「委員会」という。)を置く。

- (1) 記念館を利用したシンポジウム、講演会その他の行事の企画に関すること。
- (2) 前号の行事による学術研究の成果等の学外への積極的な発信に係る方策等及び連絡調整に関すること。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 副学長及び総長補佐のうちから総長が指名する者
- (2) 国際交流委員会の委員(前号及び第6号に掲げるものを除く。) 若干名
- (3) 社会貢献推進検討委員会の委員(第1号及び第6号に掲げるものを除く。) 若干名
- (4) 春秋講義企画委員会の委員 若干名

(5) その他総長が必要と認める者 若干名

(6) 事務局長

3 前項第2号から第5号までの委員は、総長が委嘱する。

4 委員会に委員長を置き、第2項第1号の委員をもって充てる。

5 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(施設の使用)

第7条 第3条第2項の施設を使用する場合は、あらかじめ総長にその使用を申請して、許可を受けなければならない。

2 前項の申請ができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 本学の教職員

(2) 本学の教育職員経験者

(3) 本学の卒業生

(4) その他総長が適当と認める者

3 前項第4号に掲げる者の申請に際しては、本学の教職員の紹介を要する。

4 総長は、第1項の許可に際し必要と認めるときは、当該使用について必要な条件を付するものとする。

5 第1項の許可を受けた者は、当該施設の使用に関し責任者（以下「使用責任者」という。）となる。

6 第3項の規定により紹介者となった教職員は、当該使用責任者がこの規程に従わない場合は、当該使用責任者に連絡若しくは必要な指導等を行い、又はその責務を代行しなければならない。

第8条 使用責任者は、使用の許可を受けた後において、使用日時を変更し、又は使用を取り止める場合は、速やかに総長に申し出て、その許可を受けなければならない。

第9条 使用責任者は、その使用に際し、この規程及び別に定める施設使用上の諸規定を遵守し、適正に使用しなければならない。

第10条 総長は、使用責任者が使用申請書に虚偽の記載をしたとき又はその使用が前条の規定に違反し、若しくは違反するおそれがあると認めるときは、当該許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

2 前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させたことによって使用者に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責めを負わない。

(施設使用料)

第11条 使用責任者（第3条第2項第1号及び第2号の行事に係るものを除く。）は、施設使用料を納付しなければならない。

(原状回復)

第12条 使用責任者は、当該使用を終えたとき（第10条の規定により使用を中止した

場合を含む。)は、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第13条 使用責任者は、本人又は当該使用に係る行事等への参加者がその責に帰すべき事由により記念館の施設、設備又は物品を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(随時立入)

第14条 総長又はその命を受けて記念館の管理事務を行う者は、その管理上の必要があるときは、使用の如何にかかわらず、記念館の施設に随時立ち入ることができる。

(禁止行為)

第15条 記念館及びその敷地内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 所定の場所以外に文書、図画等を掲示すること。

(2) 立看板(記念館において行う行事等の表示、案内等に係るものを除く。)、プラカード等を設置すること。

(3) その他記念館の美観を損ね、又は他人に迷惑を及ぼす行為を行うこと。

2 総長は、前項の規定に違反する事実を発見したときは、当該掲示物等の撤去若しくは行為の中止を命じ、又は当該掲示物等の撤去その他必要な措置を講じるものとする。

(事務)

第16条 記念館の管理運営に関する事務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、記念館の施設の使用その他に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年11月28日から施行する。

改正 平16・4・14達示114号、平17・6・16達示54号、平18・12・25達示67号、平19・3・29達示27号、3・30達示33号、平23・3・31達示38号、平25・3・27達示33号、平31・3・27達示9号、令2・5・26達示30号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第17章 諸施設等

達示第1号

1954(昭和29)年1月26日

京都大学附属図書館商議会規程

第1条 京都大学附属図書館の重要事項を審議するため、京都大学附属図書館商議会を置く。

第2条 商議会は、左の各号に掲げる商議員で組織する。

- (1) 図書館長
- (2) 各学部長
- (3) 分校主事
- (4) 各学部及び分校の教授1名

第3条 前条第4号の商議員は、当該学部及び分校の推薦により学長が命じ、その任期は2年とする。但し、重任を妨げない。

第4条 商議会は、図書館長が招集し、議長となる。

2 議長に事故があるときは、年長の商議員が代理する。

第5条 商議会は、商議員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

第6条 商議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

第7条 議長が必要と認めたときは、商議員以外の者に出席をもとめ、意見をきくことができる。

第8条 商議会に幹事を置き、図書館事務長をあてる。

附 則

この規程は、昭和29年1月26日から施行する。

明治41年12月1日制定の附属図書館商議会規程は、廃止する。

改正 昭29・5・20学長裁定、昭36・7・26総長裁定、昭41・5・24達示10号、昭60・6・25達示14号、平4・10・20達示33号、平5・2・23達示11号、平8・5・14達示38号、平10・4・9達示36号、平12・3・7達示37号、平14・4・1達示18号、平15・4・1達示21号

〔注〕2004・4・1達示第68号で廃止。

達示第12号

1985(昭和60)年6月25日

### 京都大学附属図書館規程

第1条 京都大学附属図書館(以下「図書館」という。)は、京都大学に所属する図書その他の資料の管理と運用をつかさどる。

第2条 図書館に館長を置く。

2 館長は、京都大学の専任の教授をもつて充てる。

3 館長の任期は、3年とし、再任を妨げない。

4 館長は、図書館の館務を掌理する。

第3条 図書館に、その重要事項を審議するため、商議会を置く。

2 商議会に関し必要な事項は、別に定める。

第4条 図書館の事務組織については、京都大学分課規程(昭和48年達示第22号)の定めるところによる。

第5条 この規程に定めるもののほか、図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

1 この規程は、昭和60年6月25日から施行する。

2 京都大学附属図書館規程(昭和29年達示第2号)は、廃止する。

改正 平12・3・7達示36号、平13・2・13達示20号、3・27達示38号、平16・4・1達示45号、平17・3・22達示18号、平20・3・27達示5号、平27・3・9達示4号、平28・3・31達示40号、令3・3・29達示7号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第7章 附属図書館

達示第15号

1985(昭和60)年6月25日

## 京都大学附属図書館利用規程

(趣旨)

第1条 京都大学附属図書館(以下「本館」という。)の利用については、この規程の定めるところによる。

(図書館資料)

第2条 本館に、次の図書その他の資料(以下「図書館資料」という。)を置く。

- (1) 貴重図書
- (2) 普通図書
- (3) 参考図書
- (4) 逐次刊行物
- (5) その他の資料

(利用者)

第3条 本館を利用することができる者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の名誉教授
- (2) 本学の教職員
- (3) 本学の学生
- (4) その他館長が特に認めた者

(利用証)

第4条 前条第1号から第3号に掲げる者及び同条第四号に掲げる者のうち特に館長が指定した者には、図書館利用証(以下「利用証」という。)を交付する。

- 2 利用証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 利用者は、利用証を常に携帯し、掛員から提示を求められたときは、これに応じなければならない。

(開館時間)

第5条 開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 平日 午前9時から午後9時まで
- (2) 土曜日 午前9時から午後5時まで
- (3) 次に掲げる期間 午前9時から午後5時まで

1月6日から1月10日まで

7月21日から8月4日まで

8月16日から9月10日まで

- 2 館長が特に必要と認めたときは、前項に定める開館時間を変更することがある。



(休館日)

第6条 本館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日（国民の祝日が日曜日に当たるときは、その翌日）
- (3) 本学創立記念日（6月18日）
- (4) 4月1日から4月5日まで
- (5) 8月5日から8月15日まで
- (6) 12月25日から翌年1月5日まで
- (7) 毎月末日（末日が日曜日に当たるときは、その翌日）

2 前項に定めるもののほか、館長が特に必要と認めるときは、臨時に休館することができる。

(全学総合目録)

第7条 本館に、全学の図書館資料の総合目録を置き、利用者の利用に供する。

(自由閲覧)

第8条 利用者は、開架閲覧室、参考図書室及び雑誌閲覧室に備付けの図書館資料を自由に閲覧することができる。

(庫内図書の閲覧)

第9条 書庫内の図書館資料の閲覧を希望する者は、所定の手続を経なければならない。

(貴重図書の閲覧)

第10条 貴重図書の閲覧を希望する者は、所定の閲覧願を提出し、館長の許可を得なければならない。

2 貴重図書は、所定の場所で閲覧しなければならない。

(貸出手続)

第11条 本館の図書館資料の貸出を希望する者は、利用証を掛員に提示し、所定の手続を経なければならない。

(貸出しない図書館資料)

第12条 次の各号に掲げる図書館資料の貸出は行わない。

- (1) 貴重図書
- (2) 参考図書
- (3) その他館長が特に指定したもの

(貸出期間、冊数)

第13条 図書館資料の貸出期間及び冊数は、館長が定めるところによる。

(臨時の返納)

第14条 館長が特に必要と認められた場合は、貸出中の図書館資料の返納を求めることがある。

(転貸禁止)

第15条 貸出を受けた図書館資料は、他人に転貸してはならない。

(特別貸出)

第16条 部局等の長は、当該部局等において特に必要がある場合は、公用として本館の図書館資料の貸出を受けることができる。

2 前項の貸出を受けた図書館資料は、部局等の長が保管するものとする。

(入庫検索)

第17条 名誉教授、教職員、大学院学生及びその他館長が特に認めた者は、所定の手続を経て、書庫内の図書館資料を検索することができる。

(検索時間)

第18条 検索できる時間は、次のとおりとする。ただし、必要に応じて、検索時間を短縮し、又は検索を休止することがある。

平日 午前9時から午後7時(第5条第3号に掲げる期間にあつては、午後4時)  
まで

土曜日 午前9時から午後3時まで

(複写、撮影)

第19条 利用者は、教育又は研究の用に供することを目的とする場合に限り、所定の手続を経て、図書館資料の複写又は撮影を依頼することができる。

2 図書館資料の複写又は撮影に係る著作権についての責任は、これを依頼した者が負わなければならない。

(料金規程)

第20条 複写又は撮影の料金その他の必要事項は、別に定める。

(相互利用)

第21条 利用者が他の大学等学外諸機関(外国の大学等を含む。)の所蔵する図書館資料の利用を希望するときは、そのあつ旋を本館に依頼することができる。

第22条 他の大学、官庁又は公共団体等から図書館資料の貸出の申出があつたときは、館長が差し支えないと認めた場合に限り、これに応ずるものとする。

(施設の利用)

第23条 研究個室、共同研究室、A Vホール及びその他の施設の利用については、館長が定める。

(紛失、汚損等の届出)

第24条 利用者は、図書館資料を紛失、汚損し、又は機器その他の設備をき損したときは、速やかに館長に届け出なければならない。

2 紛失、汚損又はき損した者には、弁償を求めることができる。

(利用停止)

第25条 この規程に違反した者には、本館の利用を停止することがある。

(雑則)

第26条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、館長が定める。

附 則

この規程は、昭和60年6月25日から施行する。

改正 昭63・4・19達示17号、平5・5・11達示57号、平9・3・18達示11号、平12・3・7達示38号、平16・4・1達示102号、平18・7・31達示55号

〔注〕2012・9・25達示第54号で廃止。

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第7章 附属図書館

達示第2号

1951（昭和26）年2月28日

#### 京都大学学内集会規程

第1条 学長の管理に属する地域又は建物その他の施設を利用する集会は、本学の主催によるもののほか、この規程による。

第2条 集会の主催者は、次のものに限る。

- (1) 本学職員、学生生徒の団体で、学長の承認したもの
- (2) 官公庁又は団体で、そのつど学長の承認するもの

集会の後援者賛助者等についても、そのつど学長の承認を受けなければならない。

第3条 集会は、次の場合を除き、学外者の参加を許さない。但し、特別の詮議を経た上で許可することがある。

- (1) 卒業生懇談会、学会、講習会等で当該関係特定人を対象とする場合
- (2) 映画会、音楽会、演劇等で単に映写演出のみを行う場合

第4条 学生生徒を構成員とする団体が主催する集会は、輔導部を経てその他のものは、事務局を経て別に定める様式の集会許可願を学長に提出して、その許可を受けなければならない。集会許可願に記載した事項に変更又は追加をしようとするときも、また同じ。継続使用の許可を受けている場所において、使用目的の範囲内で集会を行う場合は、前項の規定にかかわらずそのつど許可を受けることを要しない。

第5条 集会許可願は、集会の3日前までに提出しなければならない。なお、第3条の特別の詮議を経る場合は、5日前までに提出しなければならない。

第6条 主催者、開催場所、参加者の範囲が何れも部局限りの集会については、この規程によつて部局長が取扱う。

#### 附 則

この規程は、昭和26年3月1日から、施行する。

(様式)

集 会 許 可 願

左記によつて集会を開催致し度いので許可下さるよう御願ひ致します。

昭和 年 月 日

主催責任者氏名

印

京都大学長 殿

記

1、名 称

1、日 時 昭和 年 月 日

開会 午前 時 分  
午後

閉会 午前 時 分  
午後

1、場 所

1、目 的

1、主催者

1、後援者 賛助者

1、参加者の範囲及

参加予定者数

1、入場料を徴収する場合はその金額

1、会次第

改正 昭27・5・8学長裁定、11・4達示23号、平10・4・9達示50号、平16・5・3  
1達示116号、平17・11・29達示76号、平18・3・29達示39号、平23・3・  
31達示38号、令3・3・29達示18号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第4編 厚生補導等

達示第3号

1951(昭和26)年2月28日

### 京都大学学内団体規程

第1条 本学の職員又は学生生徒が、学内活動を行う団体を結成するときは、この規程による。

第2条 前条の学内団体は、本学の職員、学生生徒又は特定の本学関係者のみをもつて構成しなければならない。

第3条 職員が、学内団体を結成したときは、事務局を経て学長に団体結成届を提出しなければならない。学生生徒のみをもつて又は学生生徒が、他の者と共同して学内団体を結成しようとするときは、輔導部を経て学長に団体結成願を提出して、その承認をうけなければならない。団体の届出事項を変更したとき又は承認事項を変更しようとするときも、また同じ。

前項の届出又は願出の様式は、別に定める。

第4条 前条により承認をうけた団体に承認事項を守らない行為があつたときは、その承認を取消すことがある。

承認を受けた団体は、毎年5月15日までに承認更新届を提出しなければならない。提出のないときは、解散したものとみなす。

第5条 第3条の規定により届出をなし又は承認をうけた団体が、解散したときは、学長に届出なければならない。

第6条 団体の構成員の所属が部局限りのものについては、この規程により部局長が取扱う。

但し、学生生徒を含む団体については、部局長は、学長と協議して取扱う。

#### 附 則

(1) この規程は、昭和26年3月1日から、施行する。

(2) この規程施行前に結成された団体もこの規程により取扱う。

〔別紙様式略〕

改正 昭27・5・8学長裁定、昭43・7・24総長裁定、平10・4・9達示51号、平16・5・31達示116号、平17・11・29達示76号、平18・3・29達示39号、平23・3・31達示38号、平27・3・31達示31号、令3・3・29達示18号

※当該規則は以下にも掲載。  
規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第4編 厚生補導等

達示第22号

1952(昭和27)年10月20日

学生懲戒手続規程

第1条 学生の懲戒に関しては、学生懲戒委員会（以下委員会という。）の審議を経なければならぬ。

第2条 学長は、委員会を設けるに先立つてその可否を輔導会議に諮問する。

第3条 委員会は、各学部及び分校の教授のうちから学長が命じた者若干名で構成する。

第4条 学長は、委員会を招集して議長となる。

第5条 委員会は、その審議を終つたとき解散する。

附 則

この規程は、昭和27年10月14日から施行する。

昭和12年4月22日評議会決定の学生懲戒内規は、廃止する。

改正 昭29・5・20学長裁定、昭43・7・24総長裁定、平4・10・20達示40号、平8・5・14達示45号、平10・4・9達示46号、平成14・4・1達示18号、平15・4・1達示21号、4・1達示21号、平16・5・31達示116号、平18・3・29達示39号、9・22達示58号、平25・3・27達示33号、平29・2・28達示103号

〔注〕2017・2・28達示第103号で全部改正。

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第4編 厚生補導等

達示第16号

1955(昭和30)年4月19日

京都大学補導主事規程

- 第1条 京都大学学生部に補導主事若干名をおく。  
第2条 補導主事は、学生部長をたすけ、学生の補導にあたる。  
第3条 補導主事は、専任の助教授又は講師中より総長が命ずる。  
第4条 学生部の課長の職にある者は、補導主事を兼ねる。

附 則

この規程は、昭和30年5月1日から施行する。

改正 昭40・4・13種別なし、平10・4・9達示47号、平18・3・29達示39号、平19・3・30達示33号、平23・3・31達示38号、平25・3・27達示33号、平27・3・31達示31号、9・30達示55号、平28・3・31達示40号

※当該規則は以下にも掲載。 規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第4編 厚生補導等
--



達示第2号

1959(昭和34)年2月10日

京都大学学生寄宿舍規程

第1条 本学の学生寄宿舍は、次の各寮とし、学部学生に限り入舎させる。

京都大学学生寄宿舍吉田寮

京都大学学生寄宿舍宇治寮

京都大学学生寄宿舍女子寮

第2条 学生寄宿舍に入舎を希望する者は、所定の願書に履歴書、事由書及び写真(名刺型半身脱帽)を添え、所定の期日までに、学生部長あて提出しなければならない。

第3条 入舎希望者については、学生部長が選考を行う。

第4条 選考は、書類審査、面接及び健康診断によつて行う。

第5条 入舎を許可された者は、所定の期日までに宣誓その他入舎に必要な手続を行わなければならない。

2 正当な事由なく前項の手続を怠り、または所定の期日までに入舎しないときは、許可を取消すことがある。

第6条 収容人員に欠員を生じたときは、補欠入舎を許可することがある。

第7条 入舎を許可された者は、寄宿料及び光熱水料を納付しなければならない。

第8条 寄宿料は、一人月額100円とし、入舎当月から退舎当月まで、毎月、当月分を10日までに納付しなければならない。ただし、8月分及び9月分は、夏季休暇開始前に納付するものとする。

2 月の中途において入舎を許可された者は、許可のあつた日から10日以内に当月分の寄宿料を納付しなければならない。

3 寄宿料は、外泊または旅行等のため居住しないことがあつても納付しなければならない。

第9条 光熱水料の額及びその納期は、別に指示する。

第10条 受理した寄宿料及び光熱水料は、返還しない。

第11条 在舎期間は、入学年から起算して、正規の卒業年までとする。

2 ただし、宇治寮については、入学後1年を限度とする。

第12条 退舎しようとする者は、その事由を記した退舎願を学生部長あて提出しなければならない。

第13条 学籍を失つたとき及び休学を許可され、または命ぜられたときは、退舎しなければならない。

第14条 次の各号の一に該当するときは、退舎させることがある。

(1) 寄宿舍の秩序を乱したとき

(2) 健康上集団生活に不相当と認められたとき

(3) 所定の期日までに寄宿料及び光熱水料を納付しないとき

第15条 必要あるときは、別に細則を定める。

附 則

この規程は、昭和34年4月1日から施行する。

次の規程は、廃止する。

京都大学寄宿舎宇治寮規程（昭和27年達示第18号）

京都大学寄宿料徴収規程（明治30年達示第15号）

改正 昭34・3・2総長裁定、昭36・3・7達示5号、昭38・5・21達示17号、昭40・  
4・13達示6号、昭63・5・24達示32号、平10・4・9達示53号、平16・5・  
31達示116号、平30・12・18達示78号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第4編 厚生補導等

達示第5号

1978(昭和53)年2月21日

京都大学授業料、入学料免除等規程

(趣旨)

第1条 京都大学における学部及び大学院の授業料の免除、徴収猶予及び月割分納の許可(以下「免除等」という。)並びに入学料の免除に関しては、京都大学通則(昭和28年達示第3号。以下「通則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(授業料の免除)

第2条 次の各号に掲げる特別の事由のある者については、願い出により、第1号に掲げる場合にあつては当該期分の授業料の全額又は半額を、第2号及び第3号に掲げる場合にあつては当該事由発生の日の属する期又はその翌期分の授業料の全額又は半額を、それぞれ免除することがある。ただし、第1号に掲げる場合にあつては、学部学生の入学した日の属する期分の授業料は免除しない。

(1) 経済的理由によつて授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 授業料の納付期限前6月以内(入学した日の属する期分の授業料の免除の場合は、入学前1年以内)において、その者の学資を主として負担する者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又はその者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難と認められる場合

(3) 前号に準ずる場合であつて、総長が相当と認める事由がある場合

2 次の各号に掲げる特別の事由のある者については、第1号から第3号までに掲げる場合にあつては未納の授業料の全額を、第4号に掲げる場合にあつては月割計算により退学の日属する月の翌月以降の授業料の全額を、それぞれ免除することがある。

(1) 死亡又は行方不明のため除籍された場合

(2) 通則第12条第4項の規定により学生の身分を失つた場合

(3) 通則第19条第2号の規定により除籍され、通則第14条又は第36条の規定による再入学の願出期間を経過した場合

(4) 授業料の徴収猶予又は月割分納の期間中に退学した場合

3 休学する者については、月割計算により休学する日属する月の翌月(休学する日が月の初日からのときは、その月)から復学の日属する月の前月までの授業料を免除する。ただし、休学する日が授業料の納付期限経過後であつて、授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されていない者の当該期の授業料については、この限りでない。

(授業料の徴収猶予及び月割分納の許可)

第3条 次の各号に掲げる特別の事由のある者については、願い出により、当該期分の授業料の徴収を猶予し、又は月割分納を許可することがある。

- (1) 経済的理由によつて納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
  - (2) 行方不明の場合
  - (3) その者又は学資負担者が災害を受け、納付期限までに授業料の納付が困難と認められる場合
  - (4) その他やむを得ない事情により納付期限までに授業料の納付が困難と認められる場合
- 2 授業料の徴収を猶予された場合の授業料の納付期限は、当該期の末日までとする。
  - 3 授業料の月割分納を許可された場合の月割分納額の納付期限は、毎月末日までとする。  
(授業料の免除等の出願手続)

第4条 第2条第1項の規定による授業料の免除又は前条第1項の規定による授業料の徴収猶予若しくは月割分納の許可を受けようとする者は、所定の願書に次の各号に掲げる書類を添え、所定の期日までに、学部学生の場合にあつては当該学部又は教養部の長を、大学院学生の場合にあつては当該研究科の長を経て、総長に願出しなければならない。

- (1) 事由書
  - (2) 授業料の納付が困難な当該事由を認定することができる市区町村長の証明書
  - (3) その他当該学部、教養部又は研究科の長が特に必要と認める書類
- 2 授業料の免除等の出願期日は、各期の初めに告知する。
  - 3 授業料の免除等の願書並びに第1項第1号及び第2号の書類の様式は、総長が別に定める。

(入学料の免除)

第5条 次の各号に掲げる特別の事由のある者については、願出により、入学料の全額又は半額を免除することがある。

- (1) 本学の学部を卒業し、引き続き大学院の研究科に入学する者で、経済的理由によつて入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
  - (2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又はその者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難と認められる場合
  - (3) 前号に準ずる場合であつて、総長が相当と認める事由がある場合
- 2 次の各号に掲げる特別の事由のある者については、未納の入学料の全額を免除するものとする。
    - (1) 入学料の免除を願出した後、これに対する決定がなされるまでの間に死亡した場合
    - (2) 第8条第2項の規定により入学料を納めるべき場合において、その納めるべき期間内に死亡した場合
    - (3) 通則第12条第4項の規定により学生の身分を失つた場合
- (入学料免除の出願手続)

第6条 前条第1項の規定による入学料の免除を受けようとする者は、所定の願書に次の各号に掲げる書類を添え、所定の期日までに、学部に入学者の場合にあつては当該学部の長を、大学院の研究科に入学者の場合にあつては当該研究科の長を経て、総長に願い出なければならない。

(1) 事由書

(2) 入学料の納付が困難な当該事由を認定することができる市区町村長の証明書

(3) その他当該学部又は研究科の長が特に必要と認める書類

2 入学料の免除の出願期日は、入学する者に通知する。

3 入学料の免除の願書並びに第1項第1号及び第2号の書類の様式は、総長が別に定める。

(選考等)

第7条 授業料の免除等及び入学料の免除の決定は、学生部委員会の議を経て、総長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第2項の規定による授業料の免除及び第5条第2項の規定による入学料の免除の決定は、当該学部、教養部又は研究科の長の申出に基づき、総長が行う。

3 第4条第1項の規定による授業料の免除等の願い出及び前条第1項の規定による入学料の免除の願い出に対し決定がなされたときは、学生部長は、学部学生又は学部に入学者の場合にあつては当該学部又は教養部の長を、大学院学生又は大学院の研究科に入学者の場合にあつては当該研究科の長を経て、その旨を出願者に通知する。

(免除等がなされなかつた授業料、入学料の納付)

第8条 第4条第1項の規定による授業料の免除等の願い出に対し、免除しない決定、半額を免除する決定、徴収を猶予しない決定又は月割分納を許可しない決定がなされたときは、出願者は、その通知が行われた日から起算して30日以内に納めるべき授業料を納めなければならない。

2 第6条第1項の規定による入学料の免除の願い出に対し、免除しない決定又は半額を免除する決定がなされたときは、出願者は、その通知が行われた日から起算して14日以内に、納めるべき入学料を納めなければならない。

(授業料の免除等及び入学料の免除の取消)

第9条 授業料の免除、徴収猶予又は月割分納の許可を受けている者は、その事由が消滅したときは、学部学生の場合にあつては当該学部又は教養部の長を、大学院学生の場合にあつては当該研究科の長を経て、その旨を遅滞なく総長に届け出なければならない。

2 前項の届出があつたときは、総長は、当該授業料の免除、徴収猶予又は月割分納の許可を取り消す。

3 前項の規定により授業料の免除を取り消された場合にあつては月割計算により当該事由の消滅した月以降の授業料の全額を、徴収猶予又は月割分納の許可を取り消された場合にあつては未納の授業料の金額を速やかに納めなければならない。

第10条 授業料の免除、徴収猶予若しくは月割分納の許可若しくは入学料の免除を不正の方法により受けた者又は前条第1項の届出を怠つた者に対しては、総長は、学生部委員会の議を経て、それぞれ当該授業料の免除、徴収猶予若しくは月割分納の許可又は入学料の免除を取り消す。

2 前項の規定により授業料の免除又は入学料の免除を取り消された場合にあつては授業料又は入学料の全額を、授業料の徴収猶予又は月割分納の許可を取り消された場合にあつては未納の授業料の全額を直ちに納めなければならない。

第11条 第7条第3項の規定は、第9条及び第10条の規定による授業料の免除等の取消し及び入学料の免除の取消しがあつた場合に準用する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、総長が別に定める。

#### 附 則

1 この規程は、昭和53年2月21日から施行する。

2 次の規程は、廃止する。

授業料免除規程(昭和36年達示第3号)

授業料徴収猶予規程(昭和36年達示第4号)

改正 昭53・4・18達示28号、昭62・3・10達示6号、平2・1・23達示1号、平4・6・9達示17号、平5・4・13達示51号、平8・4・2達示18号、平10・4・9達示52号、平14・4・1・達示18号、平15・2・18達示46号、平16・12・20達示138号、平17・6・29達示56号、平18・3・29達示39号、平23・3・28達示73号、平24・3・13達示7号、4・24達示39号、平25・1・30達示73号、平26・3・27達示25号、平27・3・9達示4号、3・25達示29号、6・26達示42号、平30・9・26達示64号、令2・3・25達示18号、7・28達示46号、令3・3・29達示17号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第8編 諸料金

達示第18号

1979(昭和54)年7月10日

## 京都大学発明取扱規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、京都大学の教官等の発明に係る特許を受ける権利の取扱いに関する基本的事項を定め、もつて、学術研究の成果の社会的活用を図るとともに、学術研究の振興に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この規程にいう「発明」には、考案を含むものとする。

2 この規程にいう「特許を受ける権利」には、実用新案登録を受ける権利を含むものとする。

3 この規程において「教官等」とは、総長、教授、助教授、講師及び助手並びにその他研究活動に従事する職員等をいう。

### 第2章 発明審議委員会

#### (発明審議委員会)

第3条 京都大学に発明審議委員会(以下「委員会」という。)を置く。

#### (任務)

第4条 委員会は、総長の諮問に応じ、教官等の発明に係る特許を受ける権利の帰属等に関し、審議する。

#### (組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) 自然科学系の学部及び教養部の教授又は助教授 各1名(ただし、工学部にあつては2名)

(2) 自然科学系の研究所等の教授又は助教授 若干名

(3) その他総長が必要と認める教授又は助教授 若干名

2 前項の委員は、総長が委嘱する。

#### (任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、委員の互選によつて定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて、説明又は意見をきくことができる。

(小委員会)

第9条 委員会は、必要に応じて小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織及び運営に関しては、前2条の規定を準用するほか、必要な事項は、委員会が定める。

第10条 委員会は、その定めるところにより、小委員会の議決をもつて委員会の議決とすることができる。

(庶務)

第11条 委員会に関する事務は、経理部管財課において処理する。

(委任)

第12条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

### 第3章 権利の帰属等

(特定の発明に係る特許を受ける権利の国への譲渡)

第13条 教官等は、次の各号の1に該当する発明を行つた場合において、第15条の規定により国が当該発明に係る特許を受ける権利を承継するものと決定されたときは、当該権利を国に譲渡するものとする。

(1) 応用開発を目的とする特定の研究課題の下に、国から特別の研究経費を受けて行つた研究の結果生じた発明

(2) 国により特別の研究目的のために設置された特殊な研究設備を使用して、応用開発を目的とする特定の研究課題の下に行つた研究の結果生じた発明

(発明の届出)

第14条 教官等は、発明を行つた場合には、所定の届書により、速やかに、総長に届出するものとする。ただし、当該発明が前条各号に該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(権利の承継の決定)

第15条 総長は、前条の規定による届出があつた場合には、委員会の議に基づき、当該発明が第13条各号の1に該当するか否か及び国が当該発明に係る特許を受ける権利を承継するか否かの決定を、速やかに、行うものとする。

2 総長は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その旨を当該届出を行つた教官等に通知するものとする。この場合において、国が当該発明に係る特許を受ける権利を承継すると決定したものに係る通知は、所属部局の長を経て、行うものとする。

(譲渡証書等の提出及び処理)



第16条 教官等は、届出をした発明に係る特許を受ける権利を国が承継すると決定した旨の通知を受けたときは、所定の譲渡証書その他必要な書類を、所属部局の長を経て、速やかに、総長に提出するものとする。

2 前項の規定により書類の提出を受けたときは、総長は、直ちに、必要な処理を行うものとする。

(任意譲渡)

第17条 教官等は、総長に対し、研究の結果生じた発明(第13条の規定により国が特許を受ける権利を承継することになる発明を除く。)に係る特許を受ける権利を国に譲渡することを申し出ることができるものとする。

2 総長は、前項の申し出があつた場合には、委員会の議に基づき、国が当該発明に係る特許を受ける権利を承継するか否かの決定を、速やかに、行うものとする。

3 第15条第2項及び前条の規定は、前項による決定後の手続について準用する。

#### 第4章 雑則

(迅速処理及び秘密保持)

第18条 教官等の発明の取扱いに関する事項の処理及びその事務に携わる者は、それらを迅速に処理するとともに、発明の内容その他発明に関する事項について秘密を守らなければならない。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、総長が別に定める。

#### 附 則

1 この規程は、昭和54年10月1日から施行し、同日以後に生じた教官等の発明について適用する。

2 この規程施行後最初に任命される委員会の委員の任期は、第六条の規定にかかわらず、委嘱の際総長が指名する者については昭和55年3月31日までとし、その他の者については昭和56年3月31日までとする。

改正 平元・6・21達示13号、平4・11・24達示59号、平8・5・14達示55号、平10・4・9達示55号、平11・3・9達示7号、平12・3・31達示77号、平14・4・1達示18号、平15・4・1達示21号

〔注〕2004・4・1達示第96号で廃止。

達示第22号

1982(昭和57)年11月30日

## 京都大学受託研究取扱規程

### (趣旨)

第1条 京都大学(以下「本学」という。)における受託研究の取扱いについては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この規程において「受託研究」とは、本学が学外からの委託を受けて行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。

2 この規程において「部局」とは、各学部、教養部、各研究所、医学部附属病院、農学部附属農場、農学部附属演習林、ヘリオトロン核融合研究センター、放射性同位元素総合センター、環境保全センター、情報処理教育センター、医用高分子研究センター、放射線生物研究センター、超高層電波研究センター、大型計算機センター、東南アジア研究センター、保健管理センター、体育指導センター及び医療技術短期大学部をいう。

### (受入れの原則)

第3条 受託研究は、当該研究が教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障のない場合に限り、受け入れるものとする。

### (受入れの条件)

第4条 受託研究の受入れに当たっては、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することができないこと。
- (2) 受託研究の結果生じ、かつ、国に帰属すべき工業所有権等の権利は、委託者に無償で使用させ、又は譲与することができないこと。
- (3) 受託研究に要する経費で取得した設備等は、返還しないこと。
- (4) やむを得ない理由で受託研究を中止し、又は研究期間を延長したことにより委託者が損害を受けたときは、これに対し本学は責任を負わないこと。
- (5) 前号の場合における受託研究に要する経費は、返還しないこと。
- (6) 受託研究に要する経費は、当該研究の開始前に納付すること。

2 前項第3号及び第6号の条件は、委託者が国の機関若しくは公社、公庫、公団等の政府関係機関又は地方公共団体であるときは、これを付さないことができる。

### (申込み)

第5条 受託研究の申込みをしようとする者は、所定の様式による申込書を部局の長(医療技術短期大学部にあつては、主事(以下同じ。))、次条第1項ただし書の場合にあつては、部局の長を経て総長)に提出しなければならない。

### (受入れの決定)

第6条 受託研究の受入れは、部局の長が決定する。ただし、当該研究の委託者が国際機関若しくは国際的に組織された団体又は外国の政府、外国の団体若しくは外国人の場合にあつては、総長が決定する。

2 前項の場合において、その受入れに関しあらかじめ文部省に協議を必要とするものは、その手続を経て決定するものとする。

(受入れの決定の通知)

第7条 部局の長（前条第1項ただし書の場合にあつては、総長。以下同じ。）は、受託研究の受入れを決定したときは、契約担当官及び委託者に当該研究に係る研究担当者、研究に要する経費、研究期間等の事項を通知するものとする。

(契約の締結)

第8条 契約担当官は、前条の通知を受けたときは、速やかに委託者と受託研究契約を締結しなければならない。

2 契約担当官は、受託研究契約を締結したときは、その旨を部局の長に通知するものとする。

(研究の中止等)

第9条 部局の長は、やむを得ない理由があると認める場合は、受託研究の中止又は研究期間の延長を決定することができる。

2 研究担当者は、受託研究の中止又は研究期間の延長の必要が生じたときは、速やかにその旨を部局の長に報告し、その指示を受けるものとする。

3 部局の長は、第1項の規定により受託研究の中止又は研究期間の延長を決定したときは、その旨を契約担当官に通知するものとする。

4 部局の長は、第1項の規定により研究期間の延長を決定する場合において、その延長が当該会計年度を超えるため、歳出予算の繰越し、又は繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担の手続を必要とするときは、その旨をあらかじめ支出負担行為担当官に通知し、その手続が完了した後に、決定を行うものとする。

(研究の完了報告)

第10条 研究担当者は、受託研究が完了したときは、その旨を部局の長に報告するものとする。

2 部局の長は、前項の報告を受けたときは、契約担当官にその旨を通知するものとする。

3 部局の長は、受託研究の結果を委託者に通知するときは、研究担当者をして、これを行わせることができる。

(研究結果の公表)

第11条 受託研究に関する結果は、研究担当者の名において、これを公表することができる。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和57年11月30日から施行する。
- 2 次に掲げる規程は、廃止する。
  - (1) 京都大学委託研究規程（昭和15年達示第11号）
  - (2) 京都大学化学研究所委託研究規程（昭和8年達示第4号）
  - (3) 京都大学原子エネルギー研究所委託研究規程（昭和17年達示第4号）
  - (4) 京都大学木材研究所委託研究規程（昭和20年2月1日）
  - (5) 京都大学防災研究所委託研究規程（昭和31年達示第1号）
- 3 この規程施行の際、現に受け入れている受託研究については、この規程により受け入れたものとみなす。

改正 昭60・12・10達示22号、昭61・5・20達示15号、昭63・5・10達示25号、平元・6・27達示15号、平2・7・10達示34号、平3・5・28達示24号、平4・10・20達示42号、平6・9・27達示26号、平8・5・14達示47号、平9・4・1達示26号、9・30達示49号、平10・4・9達示65号、平11・3・9達示8号、平12・3・31達示67号、平13・3・21達示33号、3・21達示34号、4・1達示10号、平14・4・1達示18号、平15・3・4達示50号、4・1達示21号

〔注〕2004・4・1達示第97号で廃止。

達示第20号

1985(昭和60)年12月10日

## 京都大学民間等共同研究取扱規程

(趣旨)

第1条 京都大学(以下「本学」という。)における民間等外部の機関(以下「民間機関等」という。)との共同研究の取扱いについては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「共同研究」とは、民間機関等から研究者及び研究経費等を受け入れて、本学の教官が民間機関等の研究者と共通の課題について共同して行う研究をいう。

2 この規程において「民間等共同研究員」とは、民間機関等において現に研究業務に従事しているもので共同研究のために本学が受け入れる者をいう。

3 この規程において「部局」とは、各学部、教養部、各研究所、医学部附属病院、農学部附属農場、農学部附属演習林、ヘリオトロン核融合研究センター、放射性同位元素総合センター、環境保全センター、情報処理教育センター、医用高分子研究センター、放射線生物研究センター、超高層電波研究センター、大型計算機センター、東南アジア研究センター、保健管理センター、体育指導センター及び医療技術短期大学部をいう。

(受入れの原則)

第3条 共同研究は、当該研究が本学の主体性のもとに推進できるものであり、かつ、民間機関等の研究者と共同で取り組むことにより、優れた研究成果を期待できる場合に受け入れるものとする。

(共同研究の申請)

第4条 共同研究を申請しようとする民間機関等の長は、所定の様式による申請書を当該共同研究の代表者(以下「研究代表者」という。)が所属する部局の長(医療技術短期大学部にあつては、主事。以下同じ。)に提出しなければならない。

(受入れの決定)

第5条 共同研究の受入れは、部局の長が決定する。

2 前項の受入れを決定するに当たっては、あらかじめ当該部局の教授会(又はこれに代わる機関)の議を経るものとする。

(受入れの決定の通知)

第6条 部局の長は、共同研究の受入れを決定したときは、契約担当官(医学部附属病院及び結核胸部疾患研究所にあつては、分任契約担当官。以下同じ。)及び民間機関等の長に当該研究に係る研究代表者等、民間等共同研究員、民間機関等が負担する共同研究経費、研究場所、研究期間等の事項を通知するものとする。

(契約の締結)

第7条 契約担当官は、前条の通知を受けたときは、速やかに民間機関等の長と共同研究契約を締結しなければならない。

2 契約担当官は、共同研究契約を締結したときは、その旨を部局の長に通知するものとする。

(研究料)

第8条 民間等共同研究員の研究料の額は、国立の学校における授業料その他の費用に関する省令(昭和36年文部省令第9号)第13条の規定に基づき定められた額とする。

2 同一会計年度内において、研究期間を延長することとなる場合には、同一の民間等共同研究員に係る研究料は、改めて徴収しない。

3 納付された研究料は、返還しない。

(研究経費の負担)

第9条 共同研究を受け入れる部局は、施設・設備を当該共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持管理に必要な経常経費等を負担するものとする。

2 民間機関等は、共同研究遂行上特に必要となる謝金、旅費、設備費、消耗品費等の直接的な経費(以下「直接経費」という。)を負担するものとする。

3 共同研究を受け入れる部局は、必要に応じ、直接経費の一部を負担することができる。

(設備の帰属等)

第10条 共同研究に要する経費により、研究の必要上取得した設備等は、本学に帰属するものとする。

2 部局の長は、共同研究の遂行上必要があると認めるときは、民間機関等の所有に係る設備を無償で受け入れることができるものとする。

3 部局の長は、民間機関等が所有する特定の設備を使用することが必要であり、かつ、当該設備を本学に搬入することが困難であると認めた場合は、共同研究上必要な限度内で、当該共同研究に係る研究担当者に当該設備の所在する施設において、研究を行わせることができる。

(研究の中止等)

第11条 部局の長は、やむを得ない理由があるときは、民間機関等の長と協議のうえ、共同研究の中止又は研究期間の延長を決定することができる。

2 研究代表者は、共同研究の中止又は研究期間の延長の必要が生じたときは、速やかにその旨を部局の長に報告し、その指示を受けるものとする。

3 部局の長は、第1項の規定により共同研究の中止又は研究期間の延長を決定したときは、その旨を契約担当官及び民間機関等の長に通知するものとする。

4 部局の長は、第1項の規定により研究期間の延長を決定する場合において、その延長が当該会計年度を超えるため、歳出予算の繰越し、又は繰越明許費に係る翌年度にわた

る債務負担の手續を必要とするときは、その旨をあらかじめ支出負担行為担当官に通知し、その手續が完了した後に、決定を行うものとする。

(研究の完了報告)

第12条 研究代表者は、共同研究が完了したときは、その旨を部局の長に報告するものとする。

2 部局の長は、前項の報告を受けたときは、契約担当官にその旨を通知するものとする。

(研究結果の公表)

第13条 共同研究に関する結果は、研究担当者の名において、これを公表することができる。

2 前項の公表の時期・方法について、必要がある場合は、部局の長は、研究担当者の意見を聴いて、民間機関等の長と協議して定めるものとする。

(特許出願)

第14条 総長は、研究担当者が共同研究の結果独自に発明を行い、当該発明に係る特許を受ける権利を国が承継した場合において特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行つたことについて、あらかじめ民間機関等の長の同意を得るものとする。

2 総長は、研究担当者が民間等共同研究員との共同研究の結果共同発明を行い、当該共同発明に係る特許を受ける権利の持分を国が承継した場合において特許出願を行おうとするときは、民間機関等の長と当該特許を受ける権利に係る持分を定めた共同出願契約を締結のうえ、共同して出願を行うものとする。

(特許権等の優先的実施)

第15条 総長は、前条第1項の発明につき、国が承継した特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「国が承継した特許権等」という。）を民間機関等の長又は民間機関等の長の指定する者に限り、当該共同研究完了の日から7年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。

2 総長は、前条第2項の発明につき、民間機関等との共有に係る特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「共有に係る特許権等」という。）を民間機関等の長の指定する者に限り、当該共同研究完了の日から七年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。

(第三者に対する実施の許諾)

第16条 総長は、民間機関等の長又は民間機関等の長の指定する者が、国が承継した特許権等を前条第1項に規定する優先的実施の期間（以下「優先的実施期間」という。）中その第2年次以降において正当な理由なく実施しないとき、又は、民間機関等の長又は民間機関等の長の指定する者に国が承継した特許権等を優先的に実施させることが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、民間機関等の長又は民間機関等の長の指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に対し当該特許権等の実施を許諾することができる。

2 総長は、民間機関等の長の指定する者が、共有に係る特許権等を優先的実施期間中その第2年次以降において正当な理由なく実施しないとき、又は民間機関等の長の指定する者に共有に係る特許権等を優先的に実施させることが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、第三者に対し当該特許権等の実施を許諾することができる。

(実施料)

第17条 総長は、前2条の規定により国が承継した特許権等又は共有に係る特許権等の実施を許諾したときは、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。

(実用新案権等の取扱い)

第18条 実用新案権及び実用新案登録を受ける権利については、第14条から前条までの規定を準用する。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この規程は、昭和61年1月1日から施行する。

2 この規程施行の際現に受け入れている共同研究については、この規程により受け入れたものとみなす。

改正 昭61・5・20達示16号、昭63・5・10達示26号、平元・6・27達示15号、平2・7・10達示35号、平3・5・28達示25号、平4・10・20達示43号、平6・9・27達示27号、平8・5・14達示48号、平9・4・1達示27号、9・30達示50号、平10・4・9達示66号、平11・3・9達示8号、平12・3・31達示68号、平13・3・21達示34号、4・1達示10号、7・30達示17号、平14・4・1達示18号、平15・4・1達示18号

〔注〕2004・4・1達示第98号で廃止。



達示第21号

1985(昭和60)年12月10日

## 京都大学奨学寄附金委任経理事務取扱規程

(趣旨)

第1条 京都大学(以下「本学」という。)における奨学寄附金の受入れ及び委任経理に関する事務の取扱いについては、奨学寄附金委任経理事務取扱規則(昭和39年文部省令第14号。以下「省令」という。)及び奨学寄附金受入事務取扱規程(昭和38年文部省訓令。以下「訓令」という。)その他別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「奨学寄附金」とは、訓令第1条に規定する奨学寄附金をいう。  
2 この規程において「委任経理金」とは、省令第3条に規定する委任経理金をいう。  
3 この規程において「部局」とは、各学部、教養部、各研究所、附属図書館、医学部附属病院、農学部附属農場、農学部附属演習林、ヘリオトロン核融合研究センター、放射性同位元素総合センター、環境保全センター、情報処理教育センター、医用高分子研究センター、放射線生物研究センター、超高層電波研究センター、大型計算機センター、東南アジア研究センター、事務局、学生部、保健管理センター、体育指導センター及び医療技術短期大学部をいう。

(受入れの制限)

第3条 奨学寄附金を受け入れようとする場合において、次の各号に掲げる条件が付されているものは、受け入れることができないものとする。

- (1) 奨学寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- (2) 奨学寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- (3) 奨学寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- (4) 寄附申込後、寄附者がその意思により奨学寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
- (5) その他総長が特に教育研究上支障があると認める条件

2 前項に掲げるもののほか、次の各号の一に該当する場合には、受け入れることができないものとする。

- (1) 地方公共団体からの寄附に係るもの
- (2) 奨学寄附金を受け入れることにより財政負担が伴うもの。ただし、既定配分予算で賄えるものを除く。
- (3) 奨学寄附金により土地、建物及び附属設備を取得しようとするもの

(受入れの申請)

第4条 部局の長（医療技術短期大学部にあつては、主事。以下同じ。）は、奨学寄附金の申込みがあつたときは、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障がないと認められるものについて、所定の様式による申請書に寄附申込書を添えて、総長に申請するものとする。

2 前項の受入れを申請するに当たつては、あらかじめ当該部局の教授会（又はこれに代わる機関）の議を経るものとする。

（受入れの決定）

第5条 奨学寄附金の受入れは、総長が決定する。ただし、当該寄附金が国際機関若しくは国際的に組織された団体又は外国の政府、外国の団体若しくは外国人からのものであるときは、あらかじめ評議会の議を経るものとする。

2 前項の場合において、その受入れに関し、あらかじめ文部大臣の承認を必要とするものは、その手続を経て決定するものとする。

（受入決定の通知）

第6条 総長は、奨学寄附金の受入れを決定したときは、寄附者に奨学寄附金受入決定通知書を送付するとともに、奨学寄附金が現金の場合は歳入徴収官に、有価証券の場合は有価証券取扱主任官にその旨を通知するものとする。

（礼状の送付）

第7条 総長は、奨学寄附金が歳入に納付されたときは、寄附者に礼状を送付するものとする。

（委任経理金の経理委任）

第8条 総長は、委任経理金の交付を受けたときは、使途を明らかにした文書により部局の長に経理を委任するものとする。

（出納官吏の設置）

第9条 総長は、当該部局の委任経理金の出納保管をさせるため、部局に歳入歳出外現金出納官吏（分任歳入歳出外現金出納官吏を含む。以下「出納官吏」という。）を設置するものとする。

（委任経理金の経理上の職務）

第10条 部局の長は、次の各号に掲げる委任経理金の経理上の職務を行うものとする。

(1) 支払の原因となる契約その他の行為を行うこと。

(2) 受入れ又は支払のための命令を行うこと。

2 前項第2号の命令は、書面により行うものとする。

（委任経理金の使途変更等）

第11条 部局の長は、次の各号の一に該当する場合は、総長の承認を得て委任経理金の使途の変更等を行うことができる。

(1) 寄附目的が達せられ、残額が千円未満となつた委任経理金を他の奨学の目的に使用する場合

(2) 研究担当者の他の国立学校への転出により当該国立学校の長の同意を得て委任経理金を移し替える場合

(諸帳簿の整備)

第12条 出納官吏は、委任経理金に係る諸帳簿を備え付けるものとする。

(報告書の提出)

第13条 部局の長は、委任経理金の受払等に係る報告書を作成し、総長に提出するものとする。

(監査)

第14条 総長は、必要と認めたときは、委任経理金の経理の状況について監査を行うものとする。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、昭和61年1月1日から施行する。
- 2 奨学委任経理金経理要綱（昭和38年12月26日総長裁定）は、廃止する。
- 3 この規程施行の際現に受け入れている奨学寄附金については、この規程により受け入れたものとみなす。

改正 昭61・5・20達示17号、昭63・3・8達示3号、5・10達示27号、平元・6・27達示15号、平2・7・10達示36号、平3・5・28達示26号、平4・10・20達示44号、平6・5・24達示10号、9・27達示28号、平8・5・14達示49号、平9・4・1達示28号、9・30達示51号、平10・4・9達示67号、平11・3・9達示8号、平12・3・31・達示69号、平14・4・1達示18号、平15・1・14達示42号、4・1達示21号

〔注〕2004・4・1達示第99号で廃止。

達示第54号

1992(平成4)年11月10日

## 京都大学寄附講座及び寄附研究部門規程

(趣旨)

第1条 京都大学(以下「本学」という。)における寄附講座及び寄附研究部門の実施については、国立学校設置法施行規則(昭和39年文部省令第11号)その他別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「寄附講座」とは、講座に相当する教育研究を実施するもので、その設置及び運営に必要な経費を民間等からの寄附により賄うものをいう。

2 この規程において「寄附研究部門」とは、研究部門に相当する研究を実施するもので、その設置及び運営に必要な経費を民間等からの寄附により賄うものをいう。

3 この規程において「部局」とは、各学部、大学院人間・環境学研究科、各研究所、ヘリオトロン核融合研究センター、放射性同位元素総合センター、環境保全センター、アフリカ地域研究センター、遺伝子実験施設、生体医療工学研究センター、放射線生物研究センター、超高層電波研究センター、生態学研究センター、大型計算機センター及び東南アジア研究センターをいう。

(設置及び運営の原則)

第3条 寄附講座及び寄附研究部門(以下「寄附講座等」という。)は、奨学を目的とする民間等からの寄附を有効に活用し、本学の教育研究の進展及び充実を図ることを目的とし、本学の主体性が確保されるよう十分な配慮のもとに設置及び運営するものとする。

(寄附講座等審査委員会)

第4条 本学に、寄附講座等審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、寄附講座等の設置及び運営に関し必要な事項を審議する。

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 学部の教授 各1名
- (2) 大学院人間・環境学研究科の教授 1名
- (3) 研究所及びセンターの教授 若干名
- (4) 庶務部長及び経理部長

2 前項第1号から第3号までの委員は、総長が委嘱する。

3 第1項第1号から第3号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号から第3号までの委員のうちから、委員の互選によって選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

第7条 前3条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(名称)

第8条 寄附講座等には、当該寄附講座等における教育研究の内容を示す名称を付するものとする。

2 寄附講座等の名称について、寄附者から申出があったときには、寄附者が明らかになるような字句をそれに付することができる。

(設置の申請)

第9条 部局の長は、寄附講座等に係る経費の寄附の申込みがあったときは、次の各号に掲げる書類を添えて、総長に当該寄附講座等の設置を申請するものとする。

(1) 寄附申込書(別記様式第1)

(2) 寄附講座又は寄附研究部門の概要(別記様式第2又は別記様式第3)

(3) 担当教員予定者の履歴書及び就任承諾書(別記様式第4及び別記様式第5)

2 前項の設置を申請するに当たっては、あらかじめ当該部局の教授会(又はこれに代わる機関)の議を経るものとする。

(設置の決定等)

第10条 総長は、前条第1項の規定による申請があったときは、委員会の議を経て、評議会に報告し、文部省と必要な協議を行うものとする。

2 総長は、前項の協議の結果に基づき、当該寄附講座等の設置を決定し、その旨を速やかに当該部局の長に通知するとともに、学内に公表するものとする。

(存続期間)

第11条 寄附講座等の存続期間は、原則として3年以上5年以下とする。

2 寄附講座等の存続期間は、更新することができる。更新の手続は、設置の例に準じて行うものとする。

(寄附講座等の構成)

第12条 寄附講座等には、少なくとも教授又は助教授に相当する者1人及び助教授又は助手に相当する者1人の教員を置くものとする。

2 寄附講座を担当する教員の名称は、寄附講座教員とし、寄附研究部門を担当する教員の名称は、寄附研究部門教員とする。

3 寄附講座教員及び寄附研究部門教員(以下「寄附講座教員等」という。)の身分は、一般職の非常勤職員とする。ただし、外国人については、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第7項に規定する勤務の契約により雇用することができる。

4 寄附講座教員等の選考は、当該部局の教官選考基準及び選考方法に準じて行うものとする。

5 寄附講座教員等には、京都大学客員教授及び客員助教授選考基準(昭和47年達示第11号)の定めるところにより、「客員教授」又は「客員助教授」を称せしめることができる。

(寄附講座教員等の職務)

第13条 寄附講座教員等は、当該寄附講座等における教育研究に従事するほか、当該寄附講座等における教育研究の遂行に支障のない範囲内で、その他の授業又は研究指導を担当することができる。

(寄附金の受入れ)

第14条 寄附講座等に係る経費の寄附は、当該寄附講座等の存続期間に係る総額を一括して受け入れることを原則とする。ただし、継続して受け入れることが確実であるときは、年度毎に分割して受け入れることができる。

2 前項の寄附は、京都大学奨学寄附金委任経理事務取扱規程(昭和60年達示第21号)に定める奨学寄附金として受け入れるものとする。

(特許等の取扱い)

第15条 寄附講座教員等の発明に係る特許権等の取扱いについては、京都大学発明取扱規程(昭和54年達示第18号)の定めるところによる。

(報告)

第16条 部局の長は、寄附講座等の存続期間が終了したときは、その教育研究の成果の概要を取りまとめ、総長に報告するものとする。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、寄附講座等の運営について必要な事項は、当該部局の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成4年11月10日から施行する。

〔別記様式略〕

改正 平6・9・27達示37号、平8・5・14達示50号、平9・4・1達示29号、平10・4・9達示54号、平11・3・9達示7号、平12・3・3達示70号、平14・4・1達示18号、平15・4・1達示21号

〔注〕2004・4・1達示第100号で廃止。

達示第25号

1972(昭和47)年12月19日

## 京都大学職員健康安全規程

(趣旨)

第1条 京都大学の職員の保健および安全保持に関しては、人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)(以下「規則10-4」という。)、人事院規則10-5(職員の放射線障害の防止)、文部省健康安全規程(昭和43年文部省訓令第34号)(以下「訓令」という。)またはその他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「部局等」とは、各学部、教養部、各研究所、附属図書館、医学部附属病院、農学部附属農場、農学部附属演習林、放射性同位元素総合センター、大型計算機センター、東南アジア研究センター、事務局等(事務局、学生部および体育指導センターをいう。以下同じ。)および保健管理センターをいう。

2 この規程において「健康管理者」、「安全管理者」、「健康管理担当者」、「安全管理担当者」、「火元責任者」または「危害防止主任者」とは、それぞれ規則10-4第4条、第4条の2または第5条に規定する健康管理者、安全管理者、健康管理担当者、安全管理担当者、火元責任者または危害防止主任者をいう。

(総括者)

第3条 京都大学の職員の保健および安全保持に関する事務は、総長が総括する。

(健康管理者、安全管理者等)

第4条 総長は、別表第1に定めるとおり健康管理者、安全管理者、健康管理担当者および安全管理担当者を指名するものとする。

2 総長は、前項の規定により指名した者に事故があるときは、それに代わる者を指名して、その職務を行なわせるものとする。

(火元責任者)

第5条 火元責任者の指名に関しては、京都大学防火規程(昭和43年達示第9号)第8条の定めるところによる。

(危害防止主任者)

第6条 総長は、規則10-4別表第1に掲げる業務について、別表第2に掲げる作業場ごとに、当該作業場を管理する部局等所属の職員で、その担当する危害防止に関する事項を行なうにつき必要な資格、免許等を有するものうちから、危害防止主任者を指名するものとする。

(部局等の長の職務)

第7条 部局等の長(事務局等にあつては、総長。以下同じ。)は、別段の定めがある場

合を除くほか、当該部局等所属の職員の保健および安全保持にかかる別表第3に掲げる事項を行なうものとする。

(健康診断の実施)

第8条 総長は、規則10-4第13条に規定する健康診断について、毎年度、保健管理センターの所長をして、その年度の初めに計画させ、実施させるものとする。

(受診義務)

第9条 職員は、前条の規定による健康診断を受けなければならない。やむを得ない事由により所定の日に健康診断を受けなかつた場合には、その事由が消滅したとき、すみやかに、保健管理センターの所長の指定する日時、場所および医師（口くう検査については、歯科医師）により、同一の項目について検査を受け、その結果を健康診断票の用紙に記入を受けて、保健管理センターの所長に提出しなければならない。

(健康診断票)

第10条 保健管理センターの所長は、第8条の規定による健康診断を実施したときは、健康診断票を作成するものとする。

- 2 一般定期健康診断および職員の採用に際して行なう健康診断以外の健康診断の健康診断票の様式は、総長が別に定める。
- 3 健康診断票は、保健管理センターの所長が保管するものとする。

(報告等)

第11条 保健管理センターの所長は、その実施した健康診断の結果について、別表第4に掲げるところにより、報告および通知を行なうものとする。

(放射線障害の防止等)

第12条 職員の放射線障害の防止および原子炉施設にかかる保安に関しては、次の規程の定めるところによる。

原子炉実験所を 京都大学放射線障害予防規程（昭和35年達示第14号）

除く本学一般

原子炉実験所 京都大学原子炉実験所原子炉施設保安組織規程（昭和39年達示第5号）

京都大学原子炉実験所原子炉施設保安規程（昭和39年5月4日総長裁定）

京都大学原子炉実験所放射線障害予防組織規程（昭和39年達示第6号）

京都大学原子炉実験所放射線障害予防規程（昭和39年5月4日総長裁定）

(プロパンガス製造にかかる危害の防止)

第13条 原子炉実験所におけるプロパンガスの製造にかかる危害の防止に関しては、京都大学原子炉実験所プロパンガス製造施設危害予防規程(昭和42年2月4日総長裁定)



の定めるところによる。

(火災時等における安全保持)

第14条 火災、震災、風水害その他の変災時における職員の安全保持に関しては、京都大学防火規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(電気工作物の工事等にかかる保安)

第15条 電気工作物の工事、維持および運用にかかる保安に関しては、京都大学自家用電気工作物保安規程(昭和46年達示第18号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(細則)

第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、総長が定める。

附 則

この規程は、昭和47年12月19日から施行する。

別表第1 健康管理者、安全管理者等

組織区分	健康管理者および安全管理者として指名する官職	健康管理担当者として指名する官職	安全管理担当者として指名する官職	担当範囲
文学部	事務長	庶務掛長	庶務掛長 会計掛長	上記組織区分におけるその事務
教育学部				
法学部				
経済学部				
理学部		人事掛長	人事掛長 経理掛長 施設掛長 瀬戸臨海実験所事務掛長	
医学部		庶務掛長	庶務掛長 経理掛長 施設掛長	同右 (附属学校におけるものを除く。)
薬学部			庶務掛長 会計掛長	上記組織区分におけるその事務
工学部	庶務掛長 人事掛長	庶務掛長 人事掛長 用度掛長 施設掛長		

農 学 部			庶務掛長 経理掛長	
教 養 部			庶務掛長 経理掛長 管理掛長	
化学研究所			庶務掛長 管理掛長	
人文科学研究所			庶務掛長 会計掛長	
結核胸部疾患 研究所			庶務掛長 経理掛長 管理掛長	
原子エネルギー 研究所			庶務掛長 会計掛長	
木材研究所				
食糧科学研究所				
防 災 研 究 所			庶務掛長 会計掛長 施設掛長	
ウイルス研究所				
経 済 研 究 所		庶務掛長	庶務掛長 会計掛長	
基礎物理学研究所				
数理解析研究所				
原子炉実験所			庶務掛長 用度掛長 工営掛長	
霊長類研究所			庶務掛長 会計掛長	
附属図書館	整理課長	整理課庶務掛長	整理課庶務掛長 〃 会計掛長	
医学部附属病院	管理課長 (安全管理者) 業務課長	管理課第二人事 掛長	管理課第二人事 掛長 〃 調度掛長 〃 施設掛長 業務課中央診療 事務掛長 〃 整備掛長 〃 工務掛長	医学部附属病院および医 学部附属学校における その事務。ただし、業務課 長は、当該課の業務にかか るその事務
農学部附属農場	事務長	庶務掛長	庶務掛長	

			会 計 掛 長	上記組織区分におけるその事務
農学部附属演習林			庶務掛長 会計掛長 芦生演習林事務掛長 北海道演習林事務掛長	
放射性同位元素総合センター	(総長が適当と認める者)	(総長が適当と認める者)	(総長が適当と認める者)	
大型計算機センター	事務長	庶務掛長	庶務掛長 会計掛長 業務掛長	
東南アジア研究センター			庶務掛長 会計掛長	
事務局等	事務局	人事課長	庶務課庶務掛長 主計課庶務掛長 企画課庶務掛長 保健診療所庶務掛長	人事課福祉掛長 主計課庶務掛長 企画課庶務掛長 保健診療所庶務掛長
	学生部		学生課庶務掛長	学生課庶務掛長
	体育指導センター			
保健管理センター	保健診療所所長補佐	保健診療所庶務掛長	保健診療所庶務掛長	

備考 一の組織区分における複数の健康管理担当者および安全管理担当者、それぞれ、その組織区分における健康管理者または安全管理者の指示により、当該管理者の事務を、分担して補助するものとする。

別表第2 危害防止主任者を指名する作業場およびその作業場において行なわれる業務

危害防止主任者を指名する作業場		規則10-4別表第1中上記作業場において行なわれる業務
理 学 部	物理学科実験室	1 爆発発生、発火性、酸化性および引火性の物を取り扱う業務で人事院の定めるもの(同規則別表第1第5号) 2 規則10-4別表第2の1に掲げる業務(〃第23号) 3 人事院の定める有害物質を取り扱う業務(〃第27号)
	物理学科空気液化室	液化ガス製造装置の取扱いの業務(〃第16号)
	物理学科バンデグラフ型加速器実験室	1 規則10-4別表第4に掲げる第一種圧力容器の取扱いの業務(〃第2号) 2 圧縮ガス製造装置の取扱いの業務(〃第16号) 3 人事院の定める空気中の酸素の濃度が18パーセント未満になるおそれのある場所において行なわれる業務(〃第29号)

	地球物理学科工作室	規則10-4別表第2の1に掲げる業務(〃第23号)
	化学科実験室	1 規則10-4別表第2の1に掲げる業務(〃第23号) 2 人事院の定める有害物質を取り扱う業務(〃第27号)
	地質学鉱物学科化学分析室	規則10-4別表第2の1に掲げる業務(〃第23号)
	附属瀬戸臨海実験所受電室	電路およびその支持物の点検、修理等の電気工事の業務で人事院の定めるもの(〃第4号)
	極低温研究室	1 可燃性のガスを製造し、および取り扱う業務で人事院の定めるもの(〃第5号) 2 定格出力22キロワットの原動機による制限圧力46キログラム毎平方センチメートルの空気圧縮機の取扱いの業務(〃第11号) 3 液化ガス製造装置の取扱いの業務(〃第16号)
	医学部純系動物飼育室	規則10-4別表第4に掲げる第一種圧力容器の取扱いの業務(〃第2号)
薬学部	薬学科実験室	1 規則10-4別表第2の1に掲げる業務(〃第23号)
	製薬化学科実験室	2 人事院の定める有害物質を取り扱う業務(〃第27号)
	危険薬品庫	1 発火性および引火性の物を取り扱う業務で人事院の定めるもの(〃第5号) 2 規則10-4別表第2の1に掲げる業務(〃第23号)
工学部	石油化学科ヘリウム液化室	液化ガス製造装置の取扱いの業務(〃第16号)
	航空工学科超空気力学実験室	定格出力37キロワットの原動機による制限圧力190キログラム毎平方センチメートルの空気圧縮機の取扱いの業務(〃第11号)
	原子核工学科放射実験室原子動力実験装置	1 定格出力22キロワットの原動機による制限圧力7キログラム毎平方センチメートルの空気圧縮機の取扱いの業務(〃第11号) 2 規則10-4別表第2の1に掲げる業務(〃第23号) 3 人事院の定める有害物質を取り扱う業務(〃第27号)
	原子核工学科放射実験室核燃料実験室	1 規則10-4別表第2の1に掲げる業務(〃第23号) 2 人事院の定める有害物質を取り扱う業務(〃第27号)
	その他の下欄に掲げる業務を行なう作業場	1 引火性のものを取り扱う業務で人事院の定めるもの(〃第5号) 2 規則10-4別表第2の1に掲げる業務(〃第23号) 3 人事院の定める有害物質を取り扱う業務(〃第27号)

農学部	林産工学科実験室	
	食品工学科実験室	1 規則10-4別表第2の1に掲げる業務(〃第23号)
	農芸化学科農薬化学講座研究室	2 人事院の定める有害物質を取り扱う業務(〃第27号)
	附属農薬研究施設	
教養部	化学研究室実験室および実習室	1 規則10-4別表第2の1に掲げる業務(〃第23号)
	地学実験室	2 人事院の定める有害物質を取り扱う業務(〃第27号)
医学部 附属 病院	薬剤部滅菌室および洗瓶室	規則10-4別表第4に掲げる第一種圧力容器の取扱いの業務(〃第2号)
	薬剤部危険物倉庫	1 引火性の物を取り扱う業務で人事院の定めるもの(〃第2号) 2 規則10-4別表第2の1に掲げる業務(〃第23号) 3 人事院の定める有害物質を取り扱う業務(〃第27号)
	手術部手洗室	規則10-4別表第4に掲げる第一種圧力容器の取扱いの業務(〃第2号)
	手術部空気調整室	圧縮ガスおよび液化ガス製造装置の取扱いの業務(〃第16号)
	材料部消毒室	規則10-4別表第4に掲げる第一種圧力容器の取扱いの業務(〃第2号)
	各棟電気室	電路およびその支持物の点検、修理等の電気工事の業務で人事院の定めるもの(〃第4号)
	サービスサプライ棟洗濯場	多量の洗濯物を取り扱う業務(〃第25号)
	サービスサプライ棟ボイラ室 (第一病棟および外来棟の各ボイラ室ならびに総合病棟の機械室を含む。)	規則10-4別表第4に掲げるボイラおよび第一種圧力容器の取扱いの業務(〃第1号、第2号)
	特別調理室	多数の者に対して給食を行なう業務(〃第24号)
	高圧酸素治療室	1 定格出力37キロワットの原動機による制限圧力6キログラム毎平方センチメートルの空気圧縮機および定格出力30キロワットの原動機による制限圧力6キログラム毎平方センチメートルの空気圧縮機の取扱いの業務(〃第11号) 2 高圧室内の業務(〃第22号)
農学部	本部実験室	規則10-4別表第2の1に掲げる業務(〃第23号)
	芦生演習林火薬庫	爆発性の物を取り扱う業務で人事院の定めるもの(〃第5号)
	芦生演習林簡易給油設備	引火性の物を取り扱う業務で人事院の定めるもの(〃第5号)

附 属 演 習 林	芦生演習林森林軌道	軌道装置による運搬の業務（ 〃 第10号）
	芦生演習林土木工事現場	1 定格出力36キロワットの原動機による制限圧力7キログラム毎平方センチメートルの空気圧縮機の取扱いの業務（ 〃 第11号） 2 発破の業務（ 〃 第14号） 3 地山の掘削の業務（ 〃 第19号）
	芦生演習林造材搬出現場	機械集材装置の組立ておよび解体の業務（ 〃 第12号）
	芦生演習林木材乾燥室	乾燥設備を使用する業務（ 〃 第15号）
宇治構内高圧電気設備		電路およびその支持物の点検、修理等の電気工事の業務で人事院の定めるもの（ 〃 第4号）
化 学 研 究 所	磁性体研究部門極低温化学物性研究室	液化ガス製造装置の取扱いの業務（ 〃 第16号）
	有機単位反応研究部門研究室	1 規則10-4別表第2の1に掲げる業務（ 〃 第23号） 2 人事院の定める有害物質を取り扱う業務（ 〃 第27号）
	高圧化学研究部門研究室および実験工場	2 人事院の定める有害物質を取り扱う業務（ 〃 第27号）
	生理活性研究部門研究室	規則10-4別表第2の1に掲げる業務（ 〃 第23号）
	附属原子核科学研究施設	1 電路およびその支持物の点検、修理等の電気工事の業務で人事院の定めるもの（ 〃 第4号） 2 液化ガス製造装置の取扱いの業務（ 〃 第16号）
結 核 胸 部 疾 患 研 究 所	ボイラ室	規則10-4別表第4に掲げるボイラの取扱いの業務（ 〃 第1号）
	動物飼育室	規則10-4別表第4に掲げる第一種圧力容器の取扱いの業務（ 〃 第2号）
	危険物貯蔵庫	引火性の物を取り扱う業務で人事院 <sup>〔ママ〕</sup> の定めるもの（ 〃 第5号）
	臨床肺生理学研究部門研究室	1 規則10-4別表第2の1に掲げる業務（ 〃 第23号） 2 人事院の定める有害物質を取り扱う業務（ 〃 第27号）
	細菌血清学研究部門研究室	
	病理学研究部門および細胞化学研究部門研究室	
	胸部外科学研究部門研究室	
	内科第一研究部門研究室	
	内科第二研究部門研究室	1 規則10-4別表第2の1に掲げる業務（ 〃 第23号） 2 人事院の定める有害物質を取り扱う業務（ 〃 第27号）
附属病院放射線部フィルム倉庫およびフィルムロッカー室	引火性の物を取り扱う業務で人事院の定めるもの（ 〃 第5号）	

	附属病院消毒用オートクレーブ室	規則10-4別表第4に掲げる第一種圧力容器の取扱いの業務(「」第2号)
原子炉実験所	ボイラ棟	規則10-4別表第4に掲げるボイラの取扱いの業務(「」第1号)
	プロパンガス製造施設	1 可燃性ガスを取り扱う業務で人事院の定める(「」第5号) 2 圧縮ガス製造装置の取扱いの業務(「」第16号)
	中央変電所および構内高圧電気設備	電路およびその支持物の点検、修理等の電気工事の業務で人事院の定めるもの(「」第4号)
	浄水施設場	1 規則10-4別表第2の1に掲げる業務(「」第23号) 2 人事院の定める有害物質を取り扱う業務(「」第27号)
	低温実験室	液化ガス製造装置の取扱いの業務(「」第16号)
	工作棟	可燃性ガスを取り扱う業務で人事院の定めるもの(「」第5号)
霊長類研究所	神経生理研究部門第一実験室	1 規則10-4別表第2の1に掲げる業務(「」第23号) 2 人事院の定める有害物質を取り扱う業務(「」第27号)
	変異研究部門第一実験室	2 人事院の定める有害物質を取り扱う業務(「」第27号)
	生理研究部門実験室	1 引火性の物を取り扱う業務で人事院の定めるもの(「」第5号) 2 規則10-4別表第2の1に掲げる業務(「」第23号)
	附属サル類保健飼育管理施設一般検査および生理検査室	1 規則10-4別表第2の1に掲げる業務(「」第23号) 2 人事院の定める有害物質を取り扱う業務(「」第27号)
施設部	ボイラ室	規則10-4別表第4に掲げるボイラの取扱いの業務(「」第1号)
	中央変電所および構内高圧電気設備	電路およびその支持物の点検、修理等の電気工事の業務で人事院の定めるもの(「」第4号)

別表第3 部局等の長の行なうべき事項

項目	内容	時期等	根拠法令等
1 職員の意見をきくための措置	1 保健および安全保持についての職場懇談会の開催 2 関係委員会の設置(必要に応じて)	1については、毎年1回以上	規則10-4第6条 訓令第5条
2 危害の防止	1 勤務環境についての保健上の点検、整備、改善 2 施設、設備についての保健および安全保持上の点検、整備、改善 3 有害物質等の管理状況の点検、整備、改善	3月に1回以上 (必要と認められるときは、随時)	規則10-4第7条 訓令第6条

3 緊急措置に必要な訓練等	京都大学防火規程の定めるところによる。	毎年1回以上	規則10-4第8条 訓令第7条
4 健康安全教育	規則10-4別表第1および別表第2に掲げる業務に従事する職員に対する業務遂行上必要な健康安全教育	業務の従事前および従事の期間中適宜	規則10-4第10条 訓令第8条
5 特定の設備および作業環境の検査ならびにその検査記録の作成、保存	1 規則10-4別表第4に掲げる設備および同規則別表第5に掲げる作業環境についてのこれらの表当該欄に掲げる各項目の検査 2 前号の検査についての検査記録の作成およびその3年間の保存	1については、規則10-4別表第4および別表第5の当該欄に掲げる回数のほか、設備について、その設置、変更の際 2の検査記録の作成については、1の検査後、遅滞なく	規則10-4第12条第1項および第3項、第18条第1項 訓令第9条第1項および第3項、第13条第1項、別記様式第3号
6 特定の設備の設置、変更、使用廃止の届出	規則10-4別表第4に掲げる設備の設置、変更、使用廃止についての総長への届出。同規則第12条第2項に規定する届出に使用する様式の例による。	その設置、変更、使用廃止後、遅滞なく	規則10-4第12条第2項 訓令第9条第2項
7 定期健康診断以外の健康診断を必要とする者の氏名等の通報	規則10-4第13条第2項から第4項までに規定する健康診断を必要とする者の氏名、所属および官職、健康診断を必要とする理由その他必要と認められる事項の保健管理センターの所長への通報	必要のつど、遅滞なく	規則10-4第13条第2項から第4項まで
8 健康診断の事後措置	健康診断の結果、健康に異常があると認められ、指導区分を決定せられた職員に対する規則10-4第16条に規定する事後措置にかかる事項。総長の処分を必要とする事項については、その事項についての上申を含む。	別表第4の1の通知を受けたとき、遅滞なく	規則10-4第16条 訓令第12条
9 講じた事後措置の報告	講じた事後措置の内容、その措置を講じた年月日の保健管理センターの所長への報告(事務局等の長の行なう場合にあっては、通報)	その事後措置を講じたとき、遅滞なく	
10 女子および年少者についての保護措置	1 規則10-4第17条第2項に規定する女子職員の生理日における就業の制限および避止措置 2 同条第3項に規定する妊娠中の女子職員についての業務の軽減措置 3 同条第4項および第5項に規定する妊娠中の女子職員についての職務専念義務の免除措置 4 同条第6項および第7項に規定する産前、産後の女子職員についての就業の制限、避止および禁止措置 5 同条第8項に規定する生児を育てる女子職員についての保育時間中の就業の避止措置	その女子職員から請求があつたとき	規則10-4第17条



1 1 災害の有無および発生状況の報告	職員の勤務する場所における災害の有無および発生状況についての総長への報告。規則10-4第18条第4項に規定する報告に使用する様式の例による。	前年の4月1日に始まる年度分を、毎年4月20日までに。ただし、職員が死亡することとなった災害については、発生のつど、すみやかに(1週間以内)	規則10-4第18条第4項 訓令第14条第2項
1 2 規則10-4別表第1に掲げる業務を行なう作業場の設置、変更、廃止の報告	規則10-4別表第1に掲げる業務を行なう作業場の設置、変更、廃止についての総長への次の事項の報告 (1) 作業場の名称、位置ならびに設置、変更、廃止の別および予定年月日 (2) 業務の種類および内容 (3) その他必要と認められる事項	原則として、その設置、変更、廃止の日の2週間前まで	規則10-4第5条別表第1
1 3 全学的措置を必要とする事態の報告	保健または安全保持上の全学的措置を必要とする事態についての発生の日時、場所、当該事態の概要その他必要と認められる事項の総長への報告	発生のつど、すみやかに	

別表第4 保健管理センターの所長の報告、通知事項

項目	受信者	様式等	期日等
1 職員の健康診断の結果の通知	当該部局等の長	1 定期健康診断については、健康に異常があると認めた職員の氏名、その異常の概要、指導区分その他必要と認められる事項 2 規則10-4第13条第2項から第4項までに規定する健康診断については、検査の結果、総合所見その他必要と認められる事項	健康診断後、遅滞なく
2 職員の定期健康診断の結果の報告	総長	規則10-4第18条第3項に規定する報告に使用する様式の例による。	前年の4月1日に始まる年度分を、毎年6月末日までに
3 保健上緊急の措置を必要とする事態についての報告	総長	その事態について講じた措置および帰結	その措置後、遅滞なく

改正 昭50・4・15達示13号

〔注〕1975・4・15達示第13号で全部改正。

達示第31号

1974(昭和49)年12月3日

## 京都大学高压ガス製造施設危害予防規程

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この規程は、高压ガス取締法(昭和26年法律第204号)(以下「法」という。)  
第26条第1項の規定に基づき、京都大学における高压ガスの製造(法第5条第1項の承認を受けて行うものに限る。)に係る危害防止に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「高压ガス」とは、法第2条に規定する高压ガスであつて、同法第3条第1項に規定するもの以外のものをいう。
- (2) 「製造施設」とは、高压ガスの製造(製造に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下同じ。)のための施設のうち、その製造に法第5条第1項の設備を使用するものをいう。
- (3) 「製造部局」とは、製造施設の所属する部局をいう。

#### (適用施設)

第3条 京都大学における製造施設の名称、位置、主たる製造のための設備及び製造する高压ガスの種類は、別表第1に掲げるとおりとする。

### 第2章 保安全管理組織

#### (統括管理者)

第4条 京都大学における高压ガスの製造に係る危害防止に関しては、総長が統括管理する。

#### (管理者及び担当者)

第5条 各製造施設における高压ガスの製造に係る危害防止の業務は、製造部局の長の管理のもとに、それぞれ別表第2に掲げる者が担当するものとする。

#### (作業主任者及びその代理者)

第6条 製造施設ごとに、法第28条第1項の規定による高压ガス作業主任者(以下「作業主任者」という。)を置く。ただし、同項の規定により作業主任者を置かないことが認められる製造施設については、この限りでない。

- 2 作業主任者は、資格を有する職員のうちから、製造部局の長の申出により総長が命ずる。
- 3 作業主任者は、上司の命を受け、当該製造施設における高压ガスの製造の作業に係る保安について監督するものとする。

4 製造部局の長は、資格を有する職員のうちから、あらかじめ、法第33条第1項の規定による作業主任者の代理者を命じ、作業主任者が旅行、疾病その他の事故により職務を行うことができない場合に、その職務を代行させなければならない。

5 製造部局の長は、前項の代理者を命じたとき及び免じたときは、遅滞なく、総長に報告しなければならない。

### 第3章 製造施設

(設備距離等)

第7条 製造施設は、その製造するガスの種類に応じ、それぞれ、法に基づく命令の定めるところにより、設備距離その他保安のため必要な距離を保ち、又はこれに代わる設備を設けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、製造施設は、学内の他の物件に対し高圧ガスによる危害防止上十分な距離を保ち、又はこれに代わる設備を設けるものとする。

(境界線の明示と警戒標の掲出)

第8条 製造施設の境界は、黄線をもつて明示し、かつ、その外部から見やすい箇所に当該施設の名称、製造するガスの種類その他高圧ガスによる危害防止上必要な事項を表示した警戒標を掲げなければならない。

(立入制限等)

第9条 何人も、みだりに製造施設に立ち入ってはならない。

2 何人も、製造施設又はその周辺においては、作業主任者が高圧ガスによる危害防止を確保するために行う指示に従わなければならない。

(立入禁止措置)

第10条 製造施設内の高圧ガスによる危害防止上特に必要と認められる場所には、「作業員以外立入禁止」の表示をなし、作業員のほかは、作業主任者の特別の許可を受けた者以外の立入りを禁止するものとする。

(火気等の制限)

第11条 製造施設及びその周辺の指定された区域内では、火気を取り扱ってはならない。ただし、工事等の場合で、作業主任者の特別の許可により危害防止上必要な措置を講じて行うときは、この限りでない。

2 水素、液化空気、液化石油ガス又は酸素を製造する製造施設には、引火性若しくは発火性の物又は防爆型懐中電燈以外の燈火を携帯して立ち入ってはならない。

(消火設備等の常備)

第12条 製造施設には、必要な箇所に所定の消火設備又は消火薬剤を備え、かつ、その箇所、備置品目及び数量並びに使用方法を表示しておくものとする。

2 製造施設には、携帯用非常燈を常備し、その箇所を表示しておくものとする。

(照明)

第13条 製造施設内の圧力計、弁装置その他高圧ガスによる危害防止上重要な機器、装

置等の設置箇所には、見誤りのないよう特に十分な照明を行うものとする。

(換気)

第14条 製造施設内でガスが滞留するおそれのある場所は、通風をよくする構造とし、又は換気扇を設ける等の措置を講ずるものとする。

(電気設備等の防爆性能)

第15条 可燃性ガスの高圧ガス設備に係る電気設備(電気器具を含む。)は、当該ガスに対する防爆性能を有する構造のものでなければならない。

(その他の構造及び設備)

第16条 前9条に定めるもののほか、製造施設の構造及び設備に関しては、法令の定める技術上の基準に適合するように設け、かつ、維持するものとする。

(自主検査等)

第17条 製造部局の長は、法第35条の2に規定する当該製造施設の保安のための自主検査を、毎年4月1日に始まる年度ごとに、当該年度の始めに計画し、作業主任者の監督のもとに実施させなければならない。

2 前項の自主検査の結果、法令の定める技術上の基準に適合しない事項が判明したときは、作業主任者は、速やかに、第5条に規定する当該製造施設の危害防止の業務を担当する者(以下「危害防止業務担当者」という。)に具申するほか、これを改善するため必要な措置をとらなければならない。

3 第1項に規定するもののほか、製造部局の長は、製造施設について異常な事態が発生した場合において必要と認めるときは、作業主任者の監督のもとに精密検査を実施させ、その原因を究明し、再発防止のため必要な措置を講じなければならない。

4 第1項及び前項の検査の結果は、別記様式による検査記録に作成し、危害防止業務担当者が製造施設廃止の日まで保存するものとする。

#### 第4章 製造方法

(保安指示書)

第18条 高圧ガスの製造は、第19条、第20条及び第22条に定めるもののほか、各製造施設ごとに製造部局の長が別に定める保安指示書の定めるところにより、安全確実に行わなければならない。

2 前項の保安指示書は、次の各号に掲げる事項について、製造施設の位置、構造及び設備並びに製造する高圧ガスの種類及び製造の方法その他当該製造施設の実情に応じ、かつ、法令の定める技術上の基準に適合するよう定めるものとする。

(1) 高圧ガスの製造過程(装置の始動及び停止を含む。)に係る危害防止のため必要な事項

(2) 高圧ガスの貯槽への充てんに係る危害防止のため必要な事項

(3) 高圧ガスの放出ないし廃棄に係る危害防止のため必要な事項

(4) 製造施設の修理、清掃及び工事に係る危害防止のため必要な事項

(5) 高圧ガスの容器、容器への充てん及び充てん容器等(残ガス容器を含む。以下同じ。)の取扱いに係る危害防止のため必要な事項

(6) 製造施設又は充てん容器等が危険な状態になった場合における災害防止のため必要な事項

(7) その他高圧ガスの製造の方法に係る危害防止に関する事項

3 製造部局の長は、第1項の保安指示書を定め、又はこれを変更するに当つては、あらかじめ作業主任者の意見をきかなければならない。

4 製造部局の長は、第1項の保安指示書を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、総長に報告しなければならない。

(安全弁等の止め弁の管理)

第19条 安全弁又は逃し弁に附帯して設けた止め弁は、赤色に塗抹し、常に全開しておくものとし、その開閉は、作業主任者又はその指示を受けた者のほかは行うことができない。

(作動状況等の点検)

第20条 作業主任者又はその指示を受けた者は、設備の始動前及び停止後並びにその作動中随時、設備及び設備の作動状況について点検し、異常を認めるときは、直ちに当該設備の補修その他危害防止のため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定による点検の結果及び講じた措置その他設備の運転に関する必要な事項は、運転記録に作成し、危害防止業務担当者が2年間保存するものとする。

## 第5章 保安教育

(保安教育)

第21条 製造部局の長は、当該製造施設の作業者に対する次の各号に掲げる事項についての保安教育計画を定め、作業主任者その他適当な者をして実施させなければならない。

(1) 製造施設の構造及び設備

(2) 関係法規(この規程及び第18条の規定による保安指示書を含む。)

(3) 安全な作業方法及び取扱技術

(4) 製造施設又は充てん容器等が危険な状態になった場合にとるべき応急措置その他災害発生防止のための措置

(5) その他高圧ガスによる危害防止のため必要な事項

2 製造施設の増設又は改造、製造方法の変更、関係法規の改正等があつたときは、製造部局の長は、そのつど、作業者に対し、周知徹底をはかり、又は必要に応じて作業主任者その他適当な者をしてその変更に係る保安教育を実施させなければならない。

3 製造部局の長は、前2項に規定する保安教育を受けた者でなければ、当該製造施設における高圧ガスの製造の作業に従事させてはならない。

4 製造部局の長は、第1項の保安教育計画を定めたときは、遅滞なく総長に報告しなければならない。これを変更したときも同様とする。

第6章 危険時の措置

(危険時の措置)

第22条 製造施設又は充てん容器等が危険な状態になった場合に、災害を防止するためにとるべき措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 製造施設が危険な状態になった場合には、保安指示書の定めるところにより、直ちに応急の措置をとるとともに、必要に応じて製造の作業を中止し、製造施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業に特に必要な作業者のほかは、退避させること。
- (2) 充てん容器等が危険な状態になった場合には、保安指示書の定めるところにより、直ちに応急の措置をとるとともに、必要に応じて充てんされている高圧ガスを安全に放出し、又は他の充てん容器等を安全な場所に移す等の措置を講じ、この作業に特に必要な作業者のほかは退避させること。
- (3) 前2号に掲げる措置を講ずることができない場合には、作業員又は必要に応じて附近にいる職員、学生等に退避するよう警告すること。

(事故等の発生の報告)

第23条 製造部局の長は、製造施設において高圧ガスによる事故又は危害が発生したときは、直ちに関係官署に通報するとともに、速やかにその事態について総長に報告しなければならない。

第7章 実施細則

(実施細則)

第24条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は、総長が定める。

附 則

この規程は、昭和49年12月3日から施行する。ただし、原子炉実験所プロパンガス製造施設については、当分の間、京都大学原子炉実験所プロパンガス製造施設危害予防規程(昭和42年2月4日総長裁定)の規定による。

別表第1 製造施設の名称、位置、主たる製造設備及び製造する高圧ガスの種類

名称及び位置		主たる製造設備	製造する高圧ガスの種類
理 学 部	化学科極低温研究室(北部構内理学部極低温研究室棟内)	ヘリウム液化装置 水素液化装置 窒素液化装置 ヘリウム回収精製装置	液化ヘリウム 液化水素 液化窒素 圧縮ヘリウムガス
	物理学科工作場(北部構内理学部工作場棟内)	空気液化装置	液化空気
	物理学科バンデグラフ型加速器実験室(北部構内理学部物理学科バンデグラ	バンデグラフ型加速器本体を含む高圧ガス系機器	窒素ガス及び炭酸ガスの圧縮混合ガス

	フ型加速器実験室棟内及び屋外)		
	医学部附属病院液化酸素製造施設(病院構内旧整形外科病舎南側)	液化酸素コンバーター	酸素ガス
工 学 部	石油化学科220メガヘルツNMR測定室(本部構内工学部第9号館地下)	ヘリウム液化装置	液化ヘリウム
	航空工学科超空気力学実験室及び風洞実験室(宇治構内工学部航空工学科超空気力学実験室棟及び風洞実験室棟内)	空気圧縮機、圧縮空気槽ヘリウム圧縮機及び高圧配管	圧縮空気 圧縮ヘリウムガス
	化学研究所附属原子核科学研究施設窒素液化室(化学研究所附属原子核科学研究施設構内)	液化窒素製造装置	液化窒素
原 子 炉 実 験 所	プロパンガス製造施設(原子炉実験所構内ボイラ棟東側)	液化石油ガス貯槽	プロパンガス
	低温実験室(原子炉実験所構内低温実験室棟内)	ヘリウム液化装置 窒素液化装置	液化ヘリウム 液化窒素

別表第2 危害防止の業務を担当する者

製 造 施 設	危害防止の業務を担当する者
理学部極低温研究室	理学部の教授又は助教授のうちから理学部長の指名する者
理学部物理学科工作場	理学部物理学科の教授のうちから理学部長の指名する者
理学部物理学科バンデグラフ型加速器実験室	理学部物理学科核反応物理学講座の講座担当者
医学部附属病院液化酸素製造施設	医学部附属病院事務部管理課長
工学部石油化学科220メガヘルツNMR測定室	工学部石油化学科石油変換工学講座の講座担当者
工学部航空工学科超空気力学実験室及び風洞実験室	(超空気力学実験室)工学部航空工学科推進工学講座の講座担当者  (風洞実験室)工学部航空工学科航空機構造学講座の講座担当者
化学研究所附属原子核科学研究施設窒素製造施設	化学研究所附属原子核科学研究施設の施設長
原子炉実験所プロパンガス製造施設	原子炉実験所事務長
原子炉実験所低温実験室	原子炉実験所の教授又は助教授のうちから原子炉実験所長の指名する者

別記様式(検査記録)

(A様式)

製造施設自主検査記録	
製造施設名	
実施年月日	

設備ごとの検査方法、検査結果等			
設備名	検査方法	検査結果	基準不適合に対する措置
(備考)			
(検査従事者) (監督した作業主任者)			

(注) 設備ごとの検査方法、検査結果等欄については、必要に応じて別紙に作成し、添付することができる。

(B様式)

製造施設精密検査記録			
製造施設名			
実施年月日			
発生した異常事態の概要			
検査箇所、検査方法、検査結果			
検査箇所	検査方法	検査結果	備考
(異常事態の原因) (再発防止のための措置)			
(検査従事者) (監督した作業主任者)			

(注) 検査箇所、検査方法、検査結果欄については、必要に応じて別紙に作成し、添付することができる。



改正 昭51・4・27達示13号、12・21達示47号、昭53・1・24達示2号、6・10  
達示37号、昭54・5・24達示16号、12・7達示29号、昭55・3・11達示10  
号、昭56・5・14達示19号、昭57・7・22達示18号、昭58・6・27達示19  
号、8・18達示21号、昭59・9・29達示12号、昭60・8・13達示17号、昭6  
1・3・19達示2号、10・28達示28号、昭62・8・21達示18号、8・27達示  
19号、12・17達示23号、昭63・1・20達示1号、6・6達示34号、6・30達  
示37号、平元・6・2達示12号、9・6達示22号、平2・7・18達示42号、平4・  
2・17達示2号、5・14達示15号、7・4達示22号、7・4達示23号、10・27  
達示50号、平5・4・6達示52号、平6・3・22達示3号、5・20達示11号、平7・  
1・11達示6号、9・11達示27号、平8・9・18達示63号、平9・4・1達示15  
号、9・30達示53号、平10・4・9達示69号、10・6達示84号、平12・3・2  
8達示43号、平13・3・21達示33号、平14・5・22達示24号、平16・10・  
5達示127号、平17・6・16達示54号、平19・3・30達示33号、6・25達示  
38号、平20・2・4達示79号、平22・9・28達示59号、平28・3・31達示4  
0号、平29・3・28達示25号、令2・5・26達示32号

※当該規則は以下にも掲載。  
規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第6編 保健及び安全保持

達示第40号

1977(昭和52)年12月20日

京都大学における核燃料物質の計量及び管理に関する規程

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第61条の8第1項の規定に基づき、京都大学における核燃料物質を使用する施設(以下「使用施設」という。)に定めるべき計量管理規定については、使用施設の規模及び核燃料物質使用の態様に即して、別表に掲げる使用施設ごとに総長が定める。

附 則

この規程は、昭和52年12月20日から施行する。

別表

理学部生物物理学科電子顕微鏡室  
医学部RI学生実習室研究室物理実験室  
医学部附属病院放射線部同位元素部門ヒューマンカウンター室  
工学部原子核工学科放射実験室  
農学部林産工学科木材構造学研究室  
原子エネルギー研究所  
木材研究所(電子顕微鏡室)  
ウイルス研究所  
原子炉実験所  
放射性同位元素総合センター

改正 昭54・2・22達示8号、4・7達示10号、11・22達示26号、昭55・3・19達示11号、8・14達示31号、昭56・1・17達示1号、4・9達示8号、昭57・4・20達示9号、昭58・8・26達示22号、昭63・5・25達示33号、12・12達示41号、平3・5・14達示16号、9・13達示36号、平4・7・30達示24号、平7・10・2達示29号、平8・5・30達示57号、平9・1・20達示1号、11・28達示55号、平10・4・9達示71号、平11・3・8達示11号、平12・7・7達示7号、平13・4・1達示9号、平23・3・31達示40号、平27・3・9達示62号、平28・8・2達示64号、9・27達示74号、平29・3・28達示4号、平30・3・28達示44号、令元・12・16達示78号

※当該規則は以下にも掲載。  
規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第6編 保健及び安全保持

達示第11号

1979(昭和54)年5月1日

### 京都大学排水管理等規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都大学及びその周辺地域の環境を保全するため、京都大学における下水その他の排水の水質の管理及び汚染の除去(以下「排水の管理等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「部局等」とは、別表第1に掲げるものをいう。

(総括者等)

第3条 京都大学における排水の管理等に関しては、総長が総括する。

2 環境保全委員会は、京都大学における排水の管理等に関する基本的方策について調査審議し、及び必要に応じて関係各部局等の間の連絡調整を行う。

3 環境保全センターは、廃液の集中処理装置を共同利用に供し、かつ、必要に応じて京都大学における排水の管理等に関する指導助言を行う。

(部局等の長の職務)

第4条 部局等の長(医療技術短期大学部にあつては、主事。以下同じ。)は、当該部局等に係る排水の管理等に関し、別表第2に掲げる事項を行う。

2 部局等の長は、必要に応じて所属職員のうちから排水管理等担当者を指名し、前項の職務を補助させることができる。

(処理基準等の遵守)

第5条 職員、学生等は、実験廃液等の処理に当たっては、総長が別に定める処理基準のほか、当該部局等において定めるところに従い行うものとする。

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、総長が定める。

附 則

この規程は、昭和54年5月1日から施行する。

#### 別表第1(部局等)

各 学 部  
教 養 部  
各 研 究 所  
附 属 図 書 館  
医 学 部 附 属 病 院

情報処理教育センター  
放射線生物研究センター  
大型計算機センター  
東南アジア研究センター  
事 務 局

農学部附属農場	学 生 部
農学部附属演習林	保健管理センター
ヘリオトロン核融合研究センター	体育指導センター
放射性同位元素総合センター	医療技術短期大学部
環境保全センター	

別表第2（排水水の管理等に関し部局等の長の行うべき事項）

- 1 当該部局等の排水口から排出する排水水について下水道法(昭和33年法律第79号)第12条の11及び水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条第1項の規定に基づき、水質測定又は汚染状態の測定を行い、かつ、その結果を記録し、保存すること（排水口が他の部局等と共用のものであるときは、共用する部局等の間の協議で定められたところに従って実施するものとする。3において同じ。）。
  - 2 当該部局等における実験廃液等の処理について定めること。
  - 3 当該部局等の排水口における排水水の水質又は汚染状態が下水道法第12条の2又は水質汚濁防止法第3条の規定による排水基準（以下「排水基準」という。）に適合しないと認められるときは、直ちに、排水基準に適合させるために必要な措置（下水道法第12条の除害施設（以下「除害施設」という。）の設置を含む。）を講ずること。
  - 4 当該部局等の排水路を必要に応じて清掃し、採取された汚でいを安全に管理し、又は無害化するための処理を行うこと（排水路が他の部局等と共用のものであるときは、共用する部局等の間の協議で定められたところに従って実施するものとする。）。
  - 5 次の各号の1に該当するときは、当該各号に掲げる事項を環境保全センターを経て総長に報告すること。
    - (1) 1の水質測定又は汚染状態の測定の結果につき報告を求められたとき。その測定記録
    - (2) 3の排水水の水質又は汚染状態が排水基準に適合しないと認められるとき。その事実及びこれについて講じた措置
  - 6 次の各号の1に該当するときは、あらかじめ所定の事項を環境保全センターを経て総長に届け出ること。
    - (1) 当該部局等において水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設の新設又は構造等の変更を行おうとするとき。
    - (2) 当該部局等において除害施設を設けようとするとき。
  - 7 その他当該部局等の排水水の管理等に必要な業務
- 改正 昭55・4・22達示21号、11・25達示32号、昭56・4・21達示16号、昭61・5・20達示20号、昭63・5・10達示29号、平元・6・27達示15号、平2・7・10達示39号、平3・5・28達示29号、平4・10・20達示47号、平6・7・12達示15号、9・27達示30号、平8・5・14達示52号、平9・4・1達示32号、平10・4・9達示73号、平11・3・9達示8号、平12・3・31達示74号、平13・

3・21達示34号、4・1達示10号、平14・4・1達示18号、平15・4・1達示21号、平16・5・31達示116号、10・25達示134号、平17・11・29達示76号、平18・3・29達示39号、平19・3・30達示33号、平22・3・29達示36号、平23・3・28達示37号、平24・3・27達示31号、平25・3・27達示33号、平29・9・26達示48号、令2・9・29達示58号

〔注〕1980・11・25達示第32号で京都大学排水水・廃棄物管理等規程に改称。

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第6編 保健及び安全保持

達示第1号

1999(平成11)年2月9日

## 京都大学毒物及び劇物管理規程

### (趣旨)

第1条 京都大学における毒物及び劇物の管理については、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下「法」という。)その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「毒物」とは、法第2条第1項に定めるものをいう。
- (2) 「劇物」とは、法第2条第2項に定めるものをいう。

第3条 この規程で「部局」とは、各学部、大学院人間・環境学研究科、大学院エネルギー科学研究科、大学院アジア・アフリカ地域研究研究科、大学院情報学研究科、各研究所、附属図書館、医学部附属病院、大学院農学研究科附属農場、大学院農学研究科附属演習林、放射性同位元素総合センター、環境保全センター、遺伝子実験施設、留学生センター、高等教育教授システム開発センター、総合博物館、総合情報メディアセンター、放射線生物研究センター、超高層電波研究センター、生態学研究センター、大型計算機センター、東南アジア研究センター、事務局、保健管理センター、体育指導センター及び医療技術短期大学部をいう。

### (部局の長の責務)

第4条 部局の長は、当該部局における毒物及び劇物(以下「毒劇物」という。)の管理を総括するとともに、毒劇物の管理に関し必要な指導及び啓発を行う。

### (毒劇物管理責任者)

第5条 部局に、毒劇物管理責任者を必要数置く。

- 2 毒劇物管理責任者は、毒劇物を取り扱う者(以下「毒劇物取扱者」という。)のうちから当該部局の長が指名する。
- 3 毒劇物管理責任者は、毒劇物による保健衛生上の危害の防止等のため必要な管理を行う。

### (毒劇物取扱者)

第6条 毒劇物取扱者とは、次に掲げる者であって、当該部局の毒劇物管理責任者に取扱いの許可を得た者をいう。

- (1) 毒劇物を職務上又は教育研究上取り扱う者
  - (2) 法第3条の2第1項の規定により許可を受けた特定毒物研究者
- 2 毒劇物取扱者でなければ、毒劇物を取り扱ってはならない。

- 3 毒劇物取扱者は、その取扱いに係る毒劇物を、その職務又は教育研究以外の用途に供してはならない。
- 4 第2項に違背すると認められた場合には、毒劇物管理責任者は部局の長に報告しなければならない。
- 5 毒劇物取扱者は、毒劇物に係る毒劇物管理責任者及び次条の毒劇物保管責任者の指示に従わなければならない。

(毒劇物保管責任者)

第7条 毒劇物管理責任者は、毒劇物を堅固な構造で施錠機能を有する保管庫に、一般の薬品と区別し、保管しなければならない。

- 2 毒劇物管理責任者は、前項の職務を分担させるため、保管庫ごとに毒劇物取扱者のうちから毒劇物保管責任者を指名するものとする。
- 3 毒劇物保管責任者は、当該管理に係る保管庫の鍵を管理するとともに、毒劇物使用簿(以下「使用簿」という。)を備え、常に使用状況及び保管状況を把握し、使用見込みのない毒劇物については、速やかに廃棄処分等の処置を講じなければならない。
- 4 前項の使用簿は、別紙様式によるものとする。

(毒劇物の表示)

第8条 毒劇物保管責任者は、毒劇物に関し次表の表示をしなければならない。

区 分	容 器 及 び 被 包	貯 蔵 又 は 陳 列 す る 場 所
毒 物	「医薬用外」及び赤地に白色で「毒物」	同 上
劇 物	「医薬用外」及び白地に赤色で「劇物」	同 上

(事故の際の措置)

第9条 毒劇物保管責任者及び毒劇物取扱者は、その保管若しくは取扱いに係る毒劇物の飛散若しくは漏えい等により保健衛生上の危害が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに毒劇物管理責任者に届け出るとともに、必要な応急措置を講じなければならない。

- 2 毒劇物保管責任者及び毒劇物取扱者は、その保管若しくは取扱いに係る毒劇物が盗難にあい、又は紛失したときには、直ちに毒劇物管理責任者に届け出なければならない。
- 3 前2項の場合において、毒劇物管理責任者は、当該部局の長に直ちに報告するものとする。
- 4 前項の報告を受けた部局の長は、保健所、警察署又は消防機関に届け出る等の必要な措置を講じなければならない。

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

別紙様式

品 名 :

所得年月日 : 年 月 日

数量(単位) :

使用日時	使用者	使用目的	使用場所	使用量 (単位)	残 量 (単位)

廃棄年月日 : 年 月 日



### 附 則

- 1 この規程は、平成11年3月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に毒劇物を取り扱っている者で、第6条第1項第1号及び第2号に該当し当該部局の長に届け出た者は、同条第1項の許可があったものとみなす。
- 3 この規程施行の際、取り扱う者が定まらない毒劇物について、当該部局の長は、速やかに廃棄処分等の処置を講じるものとする。

改正 平11・3・30達示14号、平12・3・31達示71号、平13・3・21達示34号、  
4・1達示10号、平14・4・1達示18号、平15・4・1達示21号、平16・5・3  
1達示116号、平17・11・29達示76号、平18・3・29達示39号

〔注〕2007・2・5達示第74号で廃止。

※当該規則は以下にも掲載。 規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第6編 保健及び安全保持
---

達示第11号

2001(平成13)年4月10日

## 京都大学における放射線障害の防止に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、京都大学における放射線同位元素、放射線発生装置及びエックス線装置(以下「放射性同位元素等」という。)の取扱いに係る放射線障害を防止し、もって学内外の安全を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「放射性同位元素」とは、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「法」という。)第2条第2項に定める放射性同位元素をいう。

2 この規程において「放射線発生装置」とは、法第2条第4項に定める放射線発生装置をいう。

3 この規程において「エックス線装置」とは、1メガ電子ボルト未満のエックス線(電子線を含む。以下この条において同じ。)を発生する装置で、定格管電圧が10キロボルト以上のエックス線装置又は付随的にこれと同等のエックス線を発生する装置をいう。

### (放射性同位元素等管理委員会及び放射線障害予防小委員会)

第3条 放射線障害の防止の適切な実施を期するため、別に定める京都大学放射性同位元素等管理委員会規程により放射性同位元素等管理委員会(以下「管理委員会」という。)及び放射線障害予防小委員会(以下「小委員会」という。)を置く。

### (放射線障害防止のための部局委員会)

第4条 放射性同位元素等を取り扱う部局(医療技術短期大学部を含む。以下「部局」という。)に、当該部局における放射線障害の防止に関する事項を調査審議する委員会(以下「部局委員会」という。)を置く。

2 部局委員会に関し必要な事項は、当該部局の長(医療技術短期大学部にあっては、部長。以下同じ。)が定める。

### (放射性同位元素総合センター)

第5条 放射性同位元素総合センターは、放射線障害防止の適切な実施に関し、管理委員会又は放射性同位元素等を取り扱う部局の要請に応じて、助言等を行うものとする。

### (放射線障害予防規定)

第6条 部局の長は、法及び人事院規則10-5(職員の放射線障害の防止。以下「規則」という。)に基づき、放射線障害予防規定を制定しなければならない。

2 前項に定める規定を制定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、小委員会に届出をし、了承を得なければならない。

3 第1項の規定において定めるべき申請、届出、記録等の様式は、小委員会が定めるも

のとする。

(放射線取扱主任者等及びその代理者)

第7条 放射性同位元素等による放射線障害の防止について監督を行わせるため、法施行令第3条第1項に定める事業所(以下「事業所」という。)ごとに少なくとも1名の放射線取扱主任者を置かなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、エックス線装置のみを取り扱う事業所は、同装置に係る放射線障害の防止の監督について、放射線取扱主任者に代えて、エックス線作業主任者を置くことができる。

3 放射線取扱主任者は法第34条第1項に定める資格を有する職員のうちから、エックス線作業主任者は電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)第48条に定める資格を有する職員のうちから、選任しなければならない。

4 放射線取扱主任者又はエックス線作業主任者(以下「主任者」という。)が旅行、疾病その他の事故により、主任者の職務を行うことができない場合は、その職務を行うことができない期間中主任者の代理者を置くものとする。

5 第3項の規定は、主任者の代理者に準用する

(放射線取扱副主任者等)

第8条 主任者の職務を補助させるため、放射線取扱副主任者又はエックス線作業副主任者(エックス線装置の取扱いのみに係る業務を補助する者をいう。)を置くことができる。

(施設等の新設改廃)

第9条 放射性同位元素若しくは放射線発生装置を使用し、若しくは設置する施設(以下「使用施設」という。)、放射性同位元素を貯蔵する施設(以下「貯蔵施設」という。)若しくは放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物を廃棄する施設(以下「廃棄施設」という。)を新設し、又は改廃しようとするときは、部局の長は、あらかじめ、小委員会に届出をし、その了承を得なければならない。

2 使用施設、貯蔵施設若しくは廃棄施設(以下「施設等」という。)の新設若しくは改廃が完成し、又は完了したときは、部局の長は、所定の様式により小委員会に報告しなければならない。

3 エックス線装置(定格管電圧が100キロボルト未満の電子顕微鏡を除く。)を新設又は改廃したときは、部局の長は、所定の様式により小委員会に報告しなければならない。

4 法施行規則第1条に定める管理区域(以下「管理区域」という。)の設定及び改廃については、第1項の規定を準用する。

5 施設等及びエックス線装置の新設又は改廃に際して、部局の長は、法令に定める基準に基づき、標識を付し、又は改めなければならない。

6 管理区域内の見やすい場所に、放射線測定器の装着に関する注意事項、放射性同位元素等の取扱上の注意事項、事故が発生した場合の緊急措置その他放射線障害の防止等に必要事項及びマッピングの結果を掲示しなければならない。

(施設等の維持管理)

第10条 部局の長は、その部局の施設等の位置、構造及び設備が法令の定める技術上の基準に適合するように維持管理し、これらを定期的に点検するとともに、点検の結果を記録しなければならない。

2 前項の点検において、実施する項目、時期、点検者等については、小委員会が定めるものとする。

(調査・点検)

第11条 小委員会は、定期に、及び随時に、施設等に立ち入り、又は帳簿記録等により、施設等の維持管理及び放射性同位元素等の取扱いの状況について調査及び点検することができる。この場合、小委員会は、あらかじめ関係部局の長に通知するものとする。

2 管理委員会は、前項の調査及び点検の結果を関係部局に通知するものとする。

(放射性同位元素等の取扱者の登録)

第12条 放射性同位元素等の取扱い及び管理又は管理区域内における放射性同位元素等の取扱い及び管理に付随する業務に従事しようとする者は、その部局の放射線障害予防規定に定めるところにより登録の申請をしなければならない。

(新規教育訓練)

第13条 登録申請者の放射線障害の防止に必要な教育訓練(以下「新規教育訓練」という。)は、小委員会が放射性同位元素総合センターと協力して行う。

2 新規教育訓練の項目及び時間数は、次のとおりとする。ただし、エックス線装置取扱者は、第2号に掲げる項目の一部を省略することができる。

- (1) 放射線の人体に与える影響 30分間以上
- (2) 放射性同位元素等の安全な取扱い 4時間以上
- (3) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法令 1時間以上
- (4) 当該部局の放射線障害予防規定 30分間以上

3 前項の規定にかかわらず、登録申請者から所定の様式により新規教育訓練の免除の願い出があり、小委員会がこれらの項目について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、前項第1号から第3号までに掲げる項目の新規教育訓練を免除することができる。この場合において、前項第4号に掲げる項目の新規教育訓練は、登録申請者の所属する部局の主任者が行うものとする。

4 新規教育訓練の結果は、当該部局において記録する。

(部局が行う新規教育訓練)

第14条 前条第1項の規定にかかわらず、小委員会があらかじめ適当と認めた新規教育訓練を修了した者は、前条第1項の新規教育訓練を修了した者とみなすことができる。

(再教育訓練)

第15条 取扱者が1年を超えない期間ごとに受講することが必要な教育訓練(以下「再教育訓練」という。)は、第13条第2項各号に掲げる項目について当該部局が行う。

- 2 再教育訓練の時間数は、当該部局が定めるものとする。
- 3 再教育訓練の結果は、当該部局において記録し、小委員会へ報告するものとする。  
(健康管理)

第16条 部局の長は、保健管理センターと連携の下に、当該部局の放射線取扱者に対し、健康管理その他保健上必要な措置をとるとともに、放射線障害の防止に努めなければならない。

(事故・危険時の措置)

第17条 放射性同位元素等に関し、次の各号の一に掲げる事態が発生した場合には、発見者は、直ちに、その旨を当該部局の長及び主任者に通報しなければならない。

- (1) 盗取、所在不明その他の事故が発生した場合
- (2) 地震、火災その他の災害が起こったことにより放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合

2 部局の長及び主任者は、前項の通報を受けた場合又は自らそれを知った場合には、直ちに、避難警告、隔離、汚染の広がり防止、汚染の除去等の応急措置をとるとともに、法令の定めるところにより、所轄の警察署、消防署等に直ちに通報し、当該部局の長にあっては、これを総長に報告しなければならない。

3 総長は、前項の報告を受けた場合、文部科学省及び関係機関への届出等必要な措置をとる。

4 緊急時の連絡通報その他必要な事項は、小委員会が定めるものとする。

5 前各号によるもののほか、事故・危険時の措置は、部局の長の定めるところによる。  
(地震等の災害における措置)

第18条 部局の長及び主任者は、地震、火災等の災害が起こった場合には、施設等の点検を行い、当該部局の長にあっては、その結果を総長に報告しなければならない。ただし、地震時においては、震度4以上を目安に点検を行うものとする。

2 前項の点検において、実施する項目等については、第10条第2項の規定を準用する。  
(具申事項)

第19条 小委員会は、取扱者が法令等に著しく違反し、又は違反するおそれがあるときは、管理委員会に報告するものとする。

2 管理委員会は、前項の報告を受けた場合、必要があると認めるときは、総長に対し、その取扱者に関する放射性同位元素等の取扱いの制限又は中止その他必要な措置について具申するものとする。

3 小委員会は、管理区域又は施設等において放射線障害の生ずるおそれがあると認めるときは、管理委員会に報告するものとする。

4 管理委員会は、前項の報告を受けた場合、必要があると認めるときは、総長に対し、立入禁止又は閉鎖等必要な措置について具申するものとする。

5 管理委員会は、第2項又は前項の具申をした場合には、直ちに関係部局の長に対し、

その旨を通知するものとする。

(原子炉実験所の特例)

第20条 第6条第2項及び第3項、第9条第1項から第4項まで、第10条第2項、第11条、第13条、第14条、第17条第4項、第18条第2項並びに第19条の規定は、原子炉実験所に関しては適用しない。

(実施規定)

第21条 この規程を施行するため必要な事項は、管理委員会の議を経て、総長が定める。

附 則

1 この規程は、平成14年4月10日から施行する。

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 京都大学放射線障害予防規程(昭和35年達示第14号)

(2) 京都大学原子炉実験所放射線障害予防組織規程(昭和49年達示第17号)

(3) 京都大学放射線障害予防規程施行細則(平成4年1月14日総長裁定)

(4) 京都大学原子炉実験所放射線障害予防規程(昭和49年4月27日総長裁定)

改正 平16・4・1達示104号、平17・3・22達示8号、平23・3・28達示35号、平25・5・14達示35号、平30・3・28達示44号、令元・6・25達示50号、8・2達示55号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第6編 保健及び安全保持

達示第20号

2001(平成13)年9月11日

## 京都大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究管理規程

(趣旨)

第1条 京都大学(以下「本学」という。)におけるヒトゲノム・遺伝子解析研究の適正な実施に関しては、ヒトゲノム研究に関する基本原則(平成12年6月14日科学技術会議生命倫理委員会決定)を遵守するとともに、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成13年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号。以下「指針」という。)及びこれに基づき定められるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において使用する「ヒトゲノム・遺伝子解析研究」の各用語は、指針において使用する用語の例による。

(総括管理)

第3条 本学におけるヒトゲノム・遺伝子解析研究の適正な実施に関しては、総長が総括管理する。

(ヒトゲノム・遺伝子解析研究管理委員会)

第4条 本学におけるヒトゲノム・遺伝子解析研究を適正に実施するため、本学にヒトゲノム・遺伝子解析研究管理委員会(以下「管理委員会」という。)を置く。

第5条 管理委員会は、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) ヒトゲノム・遺伝子解析研究の適正な実施に関し、本学の体制及び方針等について調査、審議すること。
- (2) ヒトゲノム・遺伝子解析研究を行う部局(医療技術短期大学部を含む。以下「部局」という。)における当該研究の適正な実施に関し、審査体制及び方針等について指導助言すること。
- (3) 部局が承認したヒトゲノム・遺伝子解析研究の研究計画が指針若しくはこの規程に違反していると認められるとき又は研究計画書に従って適正に実施されていないと認められるときは、その研究の中止その他必要な措置について具申すること。

第6条 管理委員会の組織及び議事内容は、原則として公開するものとする。ただし、試料等の提供者等の人権、研究の独創性又は知的財産権の保護に支障が生じる恐れがある部分は、管理委員会の議を経て、非公開とすることができる。

第7条 管理委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) ヒトゲノム・遺伝子解析研究に係る自然科学の研究領域の教授又は助教授 若干名
- (2) 前号以外の自然科学の研究領域及び人文・社会科学の研究領域の教授又は助教授 若干名
- (3) 学外の学識経験者又は一般の立場の者 若干名

(4) 研究協力部長

(5) その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第1号から第3号まで及び第5号の委員は、総長が委嘱する。

3 第1項第1号から第3号まで及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。  
ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 管理委員会に委員長を置き、前条第1項第1号及び第2号の委員のうちから、管理委員会において選出する。

2 委員長は、管理委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第9条 管理委員会は、委員の過半数が出席し、かつ、第7条第1項第3号の委員が1名以上出席しなければ開くことができない。

2 管理委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

第10条 管理委員会に必要に応じて小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、第7条第1項第1号及び第2号の委員で構成する。

3 前2項に規定するもののほか、小委員会に関し必要な事項は、管理委員会が定める。

第11条 管理委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を管理委員会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第12条 前8条に定めるもののほか、管理委員会の運営に関し必要な事項は、管理委員会が定める。

(研究機関の長)

第13条 部局の長(医療技術短期大学部にあつては、部長。以下同じ。)は、指針に定める研究機関の長とし、当該部局におけるヒトゲノム・遺伝子解析研究の適正な実施に関し、管理及び監督する。

2 部局の長は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の審査体制及び方針を定め、あらかじめ総長に報告する。

3 部局の長は、審査方針等に疑義が生じた場合、管理委員会に助言を求めるものとする。

(部局委員会)

第14条 部局には、指針の定めるところにより、研究の実施の可否等を審査するための委員会(以下「部局委員会」という。)を置かなければならない。ただし、部局の事情により置くことができない場合は、この限りでない。

2 第6条の規定は、部局委員会に準用する。この場合において「管理委員会」とあるのは「部局委員会」と読み替えるものとする。

(個人情報管理者)

第15条 部局に、ヒトゲノム・遺伝子解析研究における個人情報の保護を図るため、個人情報管理者を置く。



2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、分担管理者又は個人情報管理者の監督の下に補助者を置くことができる。

(研究責任者)

第16条 ヒトゲノム・遺伝子解析研究を実施しようとする場合には、その業務を統括する者として、研究責任者を定めなければならない。

2 研究責任者は、研究計画の立案及び実施に際しては、指針及びこの規程を遵守し、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の適正な管理及び監督に当たるものとする。

(研究担当者)

第17条 ヒトゲノム・遺伝子解析研究に従事する者は、指針及びこれに基づき定められるものを遵守するとともに、研究責任者の指示に従わなければならない。

(研究計画の承認)

第18条 研究責任者は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施に当たって、あらかじめ所定の様式により研究計画書を作成し、当該部局の長の承認を得なければならない。承認を受けた研究計画を変更しようとする場合も同様とする。

2 部局の長は、前項の申請があったときは、部局委員会の審査を経て、その承認又は不承認を決定し、研究責任者及び個人情報管理者に通知する。

3 部局の長は、承認した研究計画を総長に報告する。

(研究計画の審査依頼)

第19条 前条第1項の規定にかかわらず、部局委員会が置かれない部局の研究責任者は、当該部局の長を経て、部局委員会が置かれる他の部局の長に、研究計画の審査を依頼しなければならない。

2 審査を行った部局の長は、その結果を審査を依頼した部局の長に通知し、当該部局の長が行うヒトゲノム・遺伝子解析研究の適正な実施に係る管理及び監督に協力するものとする。

3 前項の通知を受けた部局の長は、研究責任者及び個人情報管理者に通知する。

4 第2項の通知を受けた部局の長は、承認した研究計画を総長に報告する。

(インフォームド・コンセント)

第20条 研究責任者は、提供者等に対し、事前に、その研究の意義、目的、方法、予測される結果、提供者が被る可能性のある不利益、試料等の保存及び使用方法等について文書による十分な説明を行い、自由意思に基づく文書による同意(インフォームド・コンセント)を受けて、試料等の提供を受けなければならない。

(研究状況の報告)

第21条 研究責任者は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施状況について、部局の長に年1回以上定期的に文書で報告しなければならない。

2 部局の長は、前項の報告があったときは、部局委員会(部局委員会を置かれない部局にあっては、第19条第1項の審査を依頼した部局委員会をいう。以下同じ。)及び個人

情報管理者に写しを送付する。

(研究状況の調査)

第22条 部局の長は、年1回以上学外の学識経験者による研究実施状況の定期的な実地調査を実施するものとする。

2 部局の長は、前項の調査結果を総長に報告するとともに部局委員会及び個人情報管理者に写しを送付する。

(研究計画の変更又は中止)

第23条 部局の長は、承認した研究計画に違反して行われていると認めた場合又は部局委員会が研究の変更若しくは中止の勧告を行った場合には、研究責任者に変更又は中止を命じなければならない。

2 部局の長は、研究計画の変更又は中止を命じた場合には、総長に報告する。

(研究の公表)

第24条 研究責任者は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の進捗状況及びその結果を定期的に及び提供者等の求めに応じて、分かりやすく説明し、又は公表しなければならない。ただし、提供者等の人権の保障及び知的財産権の保護が必要な部分は、この限りでない。

(研究試料等の保存及び廃棄)

第25条 研究責任者は、試料等を保存及び廃棄する場合には、提供者等の同意事項を遵守し、研究計画書に記載された方法に従わなければならない。

(苦情等の窓口)

第26条 部局の長は、提供者等からの苦情等の窓口を設置し、提供者等からの苦情又は問合せ等に適切に対応しなければならない。

(遺伝カウンセリング)

第27条 部局の長は、適切な遺伝カウンセリング体制の整備又は遺伝カウンセリングについての説明及びその適切な施設の紹介等により、提供者等が遺伝カウンセリングを受けられるよう配慮しなければならない。

(雑則)

第28条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、総長が定める。

附 則

この規程は、平成13年9月11日から施行する。

改正 平16・6・2達示117号、平18・3・29達示39号、平19・3・30達示33号、  
平23・3・31達示38号、平26・5・27達示29号、平27・3・31達示31号

〔注〕2015・12・22達示第72号で廃止。

※当該規則は以下にも掲載。 規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第6編 保健及び安全保持
---

達示第43号

2003(平成15)年10月21日

## 京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、京都大学（以下「本学」という。）における情報セキュリティの維持及び向上に関する事項を定めることにより、本学の有する情報資産の保護と活用を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報セキュリティ 次号に定める情報資産の機密性、完全性及び可能性を維持することをいう。
- (2) 情報資産 情報の内容並びにその作成、利用及び管理等のための仕組み（ハードウェアおよびソフトウェアからなる情報機器並びに有線又は無線のネットワークをいう。）をいう。ただし、別に定める場合を除き、情報資産は、電磁的なものに限る。
- (3) 情報セキュリティポリシー 京都大学における情報セキュリティの基本方針（平成14年12月17日部局長会議了承）、この規程及び京都大学セキュリティ対策基準（平成15年10月21日総長裁定。以下「対策基準」という。）をいう。
- (4) リスク分析 情報セキュリティを侵害された場合の影響の評価をいう。
- (5) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。
- (6) 部局 各学部、大学院エネルギー科学研究科、大学院アジア・アフリカ地域研究研究科、大学院情報学研究科、大学院生命科学研究科、大学院地球環境学、各研究所、附属図書館、医学部附属病院、大学院農学研究科附属農場、放射性同位元素総合センター、環境保全センター、遺伝子実験施設、留学生センター、高等教育研究開発推進センター、総合博物館、国際融合創造センター、低温物質科学研究センター、フィールド科学教育研究センター、福井謙一記念研究センター、放射線生物研究センター、宙空電波科学研究センター、生態学研究センター、学術情報メディアセンター、東南アジア研究センター、事務局及び保健管理センター並びにカウンセリングセンター、大学文書館、埋蔵文化財研究センター、アフリカ地域研究資料センター及び大学情報収集・分析センター並びに医療技術短期大学部をいう。
- (7) 教職員 本学に勤務する常勤又は非常勤の教職員をいう。

- (8) 学生等 京都大学通則（昭和28年達示第3号）第2章に定める学部学生、同第3章に定める大学院学生及び同第5章に定める外国学生等並びに京都大学研究生規程（昭和50年達示第37号）に定める研究生並びに京都大学研修規程（昭和24年達示第3号）に定める研修員等並びにその他本学規程に基づき受け入れる研究者等をいう。

（対象範囲）

第3条 情報セキュリティポリシーは、次の各号に規定する情報資産を対象とする。

- (1) 本学が管理する情報機器及びネットワーク
- (2) 前号に規定する情報資産に接続された情報機器
- (3) 前号又は第1号に規定する情報資産を利用する者が、本学の教育、研究その他業務のために作成又は取得した情報で、前号又は第1号に規定する情報機器に記憶させたもの
- (4) 教職員及び学生等が、本学の教育、研究その他業務のために作成又は取得した情報で、前号に該当しないもの

## 第2章 組織体制

（最高情報セキュリティ責任者）

第4条 本学に最高情報セキュリティ責任者を置き、総長が指名する副学長又は総長補佐をもって充てる。

- 2 最高情報セキュリティ責任者は、本学の情報セキュリティに関する総括的な権限及び責任を有する。

（部局情報セキュリティ責任者）

第5条 部局に部局情報セキュリティ責任者を置き、当該部局の長をもって充てる。

- 2 部局情報セキュリティ責任者は、当該部局の情報セキュリティに関する権限と責任を有する。

（全学情報セキュリティ委員会等）

第6条 本学の情報セキュリティに関し、次の各号に掲げる事項について審議するため、本学に全学情報セキュリティ委員会（以下「全学委員会」という。）を置く。

- (1) この規程の改廃に関すること。
  - (2) 情報セキュリティの確保に必要な対策基準の改定に関すること。
  - (3) 情報セキュリティポリシーの実施状況に係る監査に関すること。
  - (4) 情報セキュリティの維持及び向上のための措置に関すること。
  - (5) その他情報セキュリティに関することで、重要なこと。
- 2 全学委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 最高情報セキュリティ責任者
- (2) 部局情報セキュリティ責任者
- (3) その他最高情報セキュリティ責任者が指名する者 若干名

- 3 全学委員会に委員長を置き、最高情報セキュリティ責任者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 5 全学委員会の下に、情報セキュリティに関する全学及び部局間の連絡調整を行うため全学情報セキュリティ幹事会（以下「幹事会」という。）及び第1項第3号に掲げる監査を実施させるため監査班を置く。
- 6 幹事会は、最高情報セキュリティ責任者及び第8条第4項に定める部局委員会の幹事で組織し、最高情報セキュリティ責任者又はその指名する者が座長となる。
- 7 監査班は、最高情報セキュリティ責任者が指名する者によって組織する。
- 8 前各項に定めるもののほか、全学委員会の議事運営その他必要な事項は、全学委員会が定める。

（情報ネットワーク危機管理委員会）

第7条 情報ネットワークに関わる危機管理を行うため、最高情報セキュリティ責任者の下に、情報ネットワーク危機管理委員会を置く。

- 2 情報ネットワーク危機管理委員会に関し必要な事項は、総長が別に定める。

（部局情報セキュリティ委員会）

第8条 部局に部局情報セキュリティ委員会（以下「部局委員会」という。）を置く。

- 2 部局委員会は、部局情報セキュリティ責任者が指名する者で組織する。
- 3 部局委員会に委員長を置き、部局情報セキュリティ責任者をもって充てる。
- 4 部局委員会に情報セキュリティに関する連絡調整等を行うため幹事を置く。
- 5 部局委員会は、部局情報セキュリティ責任者を補佐し、部局における情報セキュリティに関する事項を扱う。
- 6 部局委員会に関し必要な事項は、当該部局において定める。

### 第3章 情報資産の保護

（情報資産の分類及び管理）

第9条 部局情報セキュリティ責任者は、次の各号に規定する情報資産に対してリスク分析を行い、その結果に基づいた適切な分類と管理を実施しなければならない。

- (1) 当該部局が管理する情報機器
  - (2) 前号に規定する情報機器において扱う情報
  - (3) 当該部局が管理するネットワーク
- 2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、対策基準で定める。

### 第4章 セキュリティ侵害

（セキュリティ侵害への対処）

第10条 本学に対するセキュリティ侵害への対処に関し必要な事項は、対策基準で定める。

### 第5章 ネットワークの監視及び利用情報の取得

（ネットワークの監視）

第11条 第3条第1号のネットワークを利用する者は、ネットワークを通じて行われる通信を傍受してはならない。ただし、最高情報セキュリティ責任者又は当該ネットワークを管理する部局情報セキュリティ責任者は、セキュリティ確保のために、あらかじめ指名した者に、ネットワークを通じて行われる通信の監視（以下「監視」という。）を行わせることができる。監視の範囲及び手続は、対策基準で定める。

2 前項の指名を受けた者は、監視によって知った通信の内容又は個人情報を、他の者に伝達してはならない。ただし、本学又は学外に対する重大なセキュリティ侵害を防止するために必要と認められる場合は、対策基準で認める内容を対策基準で定める手続により、監視を行わせる者及び対策基準で特に定める者に伝達することができる。

3 監視によって採取した記録の取扱いその他必要な事項は、対策基準で定める。  
（利用の記録）

第12条 情報機器の利用記録（以下「利用記録」という。）の採取及び取扱いについては、対策基準で定める。

第6章 監査、点検及び情報セキュリティポリシーの更新等  
（監査）

第13条 全学委員会は、情報セキュリティポリシーの実施状況に係る監査を監査班に行わせ、監査班は、その結果を全学委員会に報告するものとする。

（点検）

第14条 部局情報セキュリティ責任者は、当該部局における情報セキュリティポリシーの実施状況について点検を行い、全学委員会に報告するものとする。

（ポリシーの更新）

第15条 全学委員会は、第13条の監査及び前条の点検の結果並びに本学におけるセキュリティ侵害を勘案し、定期的に情報セキュリティポリシーの更新を審議するものとする。

（その他）

第16条 この規程に定めるもののほか、本学の情報セキュリティの維持及び向上に関し必要な事項は、対策基準で定める。

附 則

この規程は、平成15年10月21日から施行する。

改正 平16・6・2達示117号、平17・2・16達示143号、11・29達示76号、平18・3・29達示39号、12・25達示71号、平19・3・30達示33号、9・25達示60号、平21・3・2達示67号、平22・3・29達示36号、平23・3・28達示20号、平24・3・27達示31号、9・25達示53号、平25・3・27達示33号、平26・9・30達示40号、平27・3・25達示12号、平28・3・22達示22号、平29・3・28達示14号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第1編 組織及び運営>第19章 その他

規程第2号

1975(昭和50)年7月23日

京都大学医療技術短期大学部教授会規程

第1条 この規程は、京都大学医療技術短期大学部学則(昭和50年規程第1号)に定めるもののほか、京都大学医療技術短期大学部教授会(以下「教授会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 教育公務員特例法の規定により、その権限に属せしめられた事項を取り扱う教授会は、学長及び教授をもって構成する。

第3条 教授会は、学長が招集し、その議長となる。

2 学長に事故があるとき又は学長が欠けたときは、主事が前項の職務を代行する。

第4条 教授会は、毎月(8月を除く。)1回定例に開くものとする。

2 前項に規定するもののほか、学長は、必要と認めるときは、臨時に教授会を開くことができる。

第5条 教授会は、その構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第6条 教授会の議事は、別段の定めのある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7条 教授会の議案は、学長が定め、あらかじめ教授会構成員に通知しなければならない。ただし、緊急を要するものについては、この限りでない。

第8条 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者を教授会に出席させて、説明又は意見をきくことができる。

第9条 教授会の議事の要領は、議事録として作成する。

第10条 この規程の改正は、教授会において出席者の3分の2以上の同意を経なければならない。

第11条 この規程に定めるもののほか、教授会の議事の運営その他必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規程は、昭和50年7月23日から施行し、昭和50年6月11日から適用する。

改正 昭59・4・18規程1号、平元・6・21規程3号、平2・6・20規程5号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第9編 医療技術短期大学部



規程第1号

1979(昭和54)年9月19日

京都大学医療技術短期大学部教員停年規程

第1条 教員は、満63歳を停年とする。

2 教員の停年による退職の時期は、停年に達した日の属する学年の末日とする。

第2条 主事は、学長に対し、停年に達する教員の退職の内申をしなければならない。

第3条 授業上特に必要があるときは、教授会の議を経て、退職教員に非常勤講師を命ずることができる。

2 前項の場合における教授会の議決は、短期大学部教授の4分の3以上の出席した教授会において、その4分の3以上の同意を得なければならない。任期の満了した非常勤講師を更に任用する場合も同様とする。

第4条 併任の教員についても、前3条の規定を適用する。

附 則

1 この規程は、昭和54年9月19日から施行する。

2 この規程は、助手に準用する。

3 専任の教員及び助手に関する第1条第2項の規定の適用又は準用については、当分の間、同項中「学年の末日」とあるのは、「学年の末日の翌日」と読み替えるものとする。

改正 昭59・4・18規程2号、平元・6・21規程3号、平14・3・20規程3号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第9編 医療技術短期大学部

規程第3号

1984(昭和59)年9月19日

京都大学医療技術短期大学部研究生規程

第1条 京都大学医療技術短期大学部(以下「短期大学部」という。)において、研究生として特定事項の研究を志望する者がいるときは、短期大学部において支障のない場合に限り、入学を許可することがある。

第2条 研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 3年制の医療技術系の短期大学を卒業した者
- (2) 短期大学部において、前号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

第3条 研究生の入学は、学年又は学期の初めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

第4条 研究生として入学を志望する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- (1) 研究生入学願書(別記様式1)
- (2) 履歴書(別記様式2)
- (3) その他必要書類

2 前項の入学志望者については、選考のうえ、教授会の議を経て、学長が入学を許可するものとする。

第5条 入学に際しては、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

2 入学料を納付しない者には、前条第2項の許可を行わない。

第6条 入学を許可された者には、健康診断を行う。

第7条 研究生に対しては、教授会の議を経て指導教官を定める。

第8条 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、在学期間満了後更に研究を継続したい者には、その願出により、教授会の議を経て、期間の延長を許可することができる。

第9条 研究生の授業料は、所定の期日までに在学期間に係る全額を納付しなければならない。ただし、在学期間が6か月を超える場合にあっては、初めの6か月とこれを超える期間に分けて、それぞれ当該期間に係る額を納付することができる。

2 授業料を納付しない者は、除籍する。

第10条 研究に必要な特別の費用は、研究生の負担とする。

第11条 第4条第1項の検定料、第5条第1項の入学料及び第9条第1項の授業料の額は、それぞれ国立の学校における授業料その他の費用に関する省令(昭和36年文部省令第9号)第13条の規定に基づき定められた額とする。

2 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

第12条 研究生は、短期大学部の関係諸規程を遵守し、指導教官の指導に従い、研究を行うものとする。

第13条 この規程に違反した者又は疾病その他の事故により研究を続けることができない者に対しては、学長は、教授会の議を経て、退学を命ずることがある。

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、主事が定める。

附 則

この規程は、昭和59年9月19日から施行する。

〔別記様式略〕

改正 平元・6・21規程3号、6・21規程4号、平13・7・18規程2号

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第9編 医療技術短期大学部

規程第2号

1985（昭和60）年11月20日

京都大学医療技術短期大学部名誉教授称号授与規程

第1条 この規程は、京都大学医療技術短期大学部（以下「短期大学部」という。）の名誉教授の称号の授与について定めるものとする。

第2条 短期大学部は、次の各号の1に掲げる者に京都大学医療技術短期大学部名誉教授の称号を授ける。

- (1) 短期大学部に多年勤務した教授で教育上又は学術上功績のあつた者
- (2) 教育上又は学術上特に功績の顕著であつた教授で特別の選考を経た者

第3条 前条第1号に掲げる者の勤務年数の標準は、15年以上とする。

2 前項の勤務年数の計算については、短期大学部の教授の勤務年数に次の各号に掲げる年数を加算するものとする。

- (1) 短期大学部における助教授の勤務年数の3分の2及び専任講師の勤務年数の2分の1
- (2) 京都大学における教授の勤務年数、助教授の勤務年数の3分の2及び専任講師の勤務年数の2分の1

3 教授の勤務年数が10年以上で停年により退職した者は、第1項の年数に達しなくても選考することができる。

第4条 名誉教授の称号の授与は、教授会でその構成員の3の2以上の同意を得なければならない。

第5条 名誉教授の称号の授与は、別記様式による辞令書を交付して行う。

附 則

この規程は、昭和60年11月20日から施行する。

※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第9編 医療技術短期大学部

規程第1号

1990(平成2)年3月30日

京都大学医療技術短期大学部学則

第1章 総則

(目的)

第1条 京都大学医療技術短期大学部(以下「本学」という。)は、看護、衛生技術、理学療法及び作業療法等に関する高度の知識と技術を教授研究し、豊かな教養及び人格を備えた技術者を育成することにより、広く国民の保健医療の進展向上に寄与することを目的とする。

(学科及び学生定員)

第2条 本学に、看護学科、衛生技術学科、理学療法学科及び作業療法学科を置く。

2 前項の学科の学生定員は、次の表に掲げるとおりとする。

学 科 名	入 学 定 員	総 定 員
看護学科	80名	240名
衛生技術学科	40名	120名
理学療法学科	20名	60名
作業療法学科	20名	60名

(職員)

第3条 本学に、学長、教授、助教授、講師、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

(学長)

第4条 学長は、京都大学長をもって充てる。

2 学長は、本学の校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(部長)

第5条 本学に、部長を置き、本学の教授をもって充てる。

2 部長は、学長の職務を助け、本学の校務を整理する。

(主任)

第6条 本学に、一般教育主任、看護学科主任、衛生技術学科主任、理学療法学科主任及び作業療法学科主任を置き、本学の教授をもって充てる。

2 主任は、当該学科等の校務を処理する。

(教授会)

第7条 本学に、重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会は、学長及び本学の教授をもって組織する。

3 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、専任の助教授又は講師を加えることができる。

第8条 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項

(2) 予算概算に関する事項

(3) 学科、専攻科の専攻その他重要な施設の設置改廃に関する事項

(4) 教育課程及び授業に関する事項

(5) 学生の入学、卒業その他身分に関する重要事項

(6) 学生の厚生補導に関する重要事項

(7) 教員の任免その他人事に関する事項

(8) その他運営に関する重要事項

2 教授会は、前項に掲げる事項のほか、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を取り扱う。

第9条 前2条に規定するもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

## 第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第10条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第11条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から10月15日まで

後期 10月16日から翌年3月31日まで

(休業日)

第12条 学年中の休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

春季休業 4月1日から4月7日まで

京都大学創立記念日 6月18日

夏季休業 7月11日から9月10日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 学長は、必要があると認めた場合は、前項の休業日を変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

## 第3章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第13条 学科の修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第14条 学生は、6年を超えて在学することができない。ただし、第20条第1項の規定により入学した学生は、同条第2項により定められる在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

#### 第4章 入学

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の初め1回とする。

(入学資格)

第16条 本学に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部大臣の指定した者
- (4) 文部大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

(入学の出願)

第17条 本学への入学を志望する者は、所定の期日までに、願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて、学長に願出しなければならない。

(入学者の選考)

第18条 入学を志望する者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学の許可)

第19条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、入学に必要な書類を学長に提出するとともに、所定の入学料を納めなければならない。ただし、特別の事由がある者については、別に定める入学料免除規程による。

2 学長は、前項の入学手続を終えた者に、入学を許可する。

(編入学、転入学及び再入学)

第20条 次の各号の一に該当する者で、本学に入学を志望する者がある場合は、欠員のあるときに限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 本学を退学し、又は第31条第4号の規定により除籍された者
- (2) 他の短期大学又は大学に1年以上在学した者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が定める。

#### 第5章 教育課程及び履修等

(授業科目及びその単位数)

第21条 本学において開設する一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び専門教育科目に関する授業科目及びその単位数は、別表第1のとおりとする。

2 前項の授業科目のほか、臨時に必要と認める授業科目については、そのつど教授会が定める。

(単位の計算方法)

第22条 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、1時間の講義に対し2時間の準備のための学修を必要とするものとし、15時間の講義をもって1単位とする。ただし、必要があるものについては、22時間半又は30時間の講義をもって1単位とする。

(2) 演習については、2時間の演習に対し1時間の準備のための学修を必要とするものとし、30時間の演習をもって1単位とする。

(3) 実験・実習又は実技については、45時間の実験・実習又は実技をもって1単位とする。

(履修方法)

第23条 学生は、履修しようとする授業科目を登録しなければならない。

2 前項の登録をしない授業科目は、履修することができない。

3 授業科目の登録及び履修に関し必要な事項は、別に定める。

(成績の評価)

第24条 履修した授業科目の成績の評価は、試験により行う。ただし、平素の成績又は提出論文をもって評価することもできる。

2 前項の成績の評価は、優、良、可及び不可とし、優、良及び可を合格とする。

(単位の認定)

第25条 授業科目を履修し、その試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

(既修得単位の認定)

第26条 短期大学又は大学(外国の短期大学又は大学を含む。)を卒業又は中途退学し、新たに本学の第一年次に入学した者が当該短期大学又は大学において修得した単位(以下「既修得単位」という。)については、教育上有益と認めるときは、本学において修得したものとして認定することがある。

2 前項の規定による単位の認定は、一般教育科目、外国語科目及び保健体育科目の単位として、15単位を超えない範囲で行うものとする。

3 既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 休学、転学科、転学、退学及び除籍

(休学)



第27条 疾病その他やむを得ない理由により引き続き3月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学が不相当と認められる者に対しては、学長は、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りでない。

4 休学期間は、通算3年を超えることができない。

5 休学期間内に復学しようとする者は、学長に願い出て許可を受けなければならない。

6 休学期間は、第14条に規定する在学年限に算入しない。

(転学科)

第28条 転学科は、認めない。

(転学)

第29条 他の短期大学又は大学に転学しようとする者は、その理由を申し出て、学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第30条 退学しようとする者は、その理由を申し出て、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第31条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 疾病その他の事由により、成業の見込みがない者

(2) 第14条に規定する在学年限を超えた者

(3) 第27条第4項に規定する期間を経過して、なお修学できない者

(4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

第7章 卒業

(卒業の要件)

第32条 卒業の要件は、本学に3年(第20条第1項の規定により入学した者にあつては、同条第2項の規定により定められる在学すべき年数)以上在学し、次の表に定める各学科所定の単位数を修得することとする。

区 分		修 得 単 位 数			
		看護学科	衛生技術学科	理学療法学科	作業療法学科
一般教育科 目	人文科学 系	各系列4単位 以上	各系列2単位 以上	各系列4単位 以上	各系列4単位 以上

	社会科学系	計 10 単位以上	計 10 単位以上	計 10 単位以上	計 10 単位以上
	自然科学系	6 単位以上	15 単位以上	6 単位以上	6 単位以上
	小 計	16 単位以上	20 単位以上	16 単位以上	16 単位以上
外国語科目		6 単位以上	6 単位以上	6 単位以上	6 単位以上
保健体育科目		2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上
専門教育科目		78 単位以上	76 単位以上	77 単位以上	78 単位以上
合 計		102 単位以上	104 単位以上	101 単位以上	102 単位以上

(卒業の認定)

第33条 前条の要件を満たした者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に卒業証書を授与する。

第8章 表彰及び懲戒

(表彰)

第34条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第35条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
- (2) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学3月以上にわたるときは、その期間は、第32条に規定する卒業要件の期間には算入しない。

第9章 授業料等

(授業料等の額)

第36条 本学の授業料、入学料及び検定料の額は、それぞれ、国立の学校における授業料その他の費用に関する省令(昭和36年文部省令第9号)の定めるところによる。

(授業料の納付)

第37条 授業料は、次の2期に分け、それぞれ年額の2分の1に相当する額を所定の期間に納めなければならない。ただし、入学年度の第1期に係る授業料については、入学を許可される者が申し出た場合、入学を許可するときに納めるものとする。

第1期（4月から9月まで） 納期4月中

第2期（10月から翌年3月まで） 納期10月中

2 特別の事由がある者については、別に定める授業料免除及び徴収猶予規程による。

（休学の場合の授業料）

第38条 休学を許可され、又は命ぜられた者については、休学した月の翌月（休学する日が月の初日からのときは、その月）から復学した月の前月までの期間の授業料を免除する。ただし、休学する日が授業料の納付期限経過後であって、授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されていない者の当該期の授業料については、この限りでない。

（復学の場合の授業料）

第39条 第1期又は第2期中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの期間の授業料を、復学した月に納めなければならない。

（学年の途中で卒業する場合の授業料）

第40条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの期間の授業料を納めなければならない。

（退学及び停学の場合の授業料）

第41条 第1期又は第2期中途において退学若しくは転学し、又は除籍された者は、当該期分の授業料の全額を納めなければならない。

2 停学期間中であっても、授業料を納めなければならない。

（納付された授業料等）

第42条 納付された授業料、入学料及び検定料は、返還しない。

2 第37条第1項ただし書の規定により入学年度の第1期に係る授業料を納めた者が入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退し、かつ、申し出た場合にあっては、既に納めた授業料に相当する額を返還するものとする。

#### 第10章 専攻科助産学特別専攻

（専攻科、目的及び学生定員）

第43条 本学に、専攻科助産学特別専攻（以下「専攻科」という。）を置く。

2 専攻科は、短期大学の学科における看護に関する教育の基礎の上に、助産に関する最新の知識と技術を精深な程度において教授するとともに、その研究を指導し、高度な技術者を育成することにより、わが国母子保健の進展向上に寄与することを目的とする。

3 専攻科の学生定員は、次の表に掲げるとおりとする。

入学定員	総定員
20名	20名

(専攻科主任)

第44条 専攻科に、専攻科主任を置き、本学の教授をもって充てる。

2 専攻科主任は、専攻科の校務を処理する。

(修業年限)

第45条 専攻科の修業年限は、1年とする。

(在学年限)

第46条 専攻科の学生は、2年を越えて在学することができない。

(入学資格)

第47条 専攻科に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

(1) 3年制の短期大学における看護に関する学科を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における15年の課程(最終の課程が看護又は助産に関するものに限る。)を修了した者

(3) その他本学において第1号に掲げる者と同等以上の学力があると認められた者

(編入学、転入学及び再入学)

第48条 専攻科への編入学、転入学及び再入学は、認めない。

(授業科目及びその単位数)

第49条 専攻科において開設する専門教育科目に関する授業科目及びその単位数は、別表第2のとおりとする。

(休学)

第50条 専攻科の学生の休学期間は、通算1年を超えることができない。

2 休学期間は、第46条に規定する在学年限に算入しない。

(修了の要件)

第51条 修了の要件は、専攻科に1年以上在学し、専門教育科目30単位以上を履修することとする。

(修了の認定)

第52条 前条の要件を満たした者については、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

2 学長は、修了を認定した者に修了証書を授与する。

(準用規定)

第53条 第10条から第12条まで、第15条、第17条から第19条まで、第21条第2項、第22条、第23条から第25条まで、第27条第1項、第2項及び第<sup>[ママ]</sup>5項、第30条、第31条並びに第34条から第42条までの規定は、専攻科に、これを準用する。この場合において、第31条第2号中「第14条」とあるのは「第46条」と、同条第3号中「第27条第4項」とあるのは「第50条第1項」と、第40条中「卒業」とあるのは「修了」と、第41条第1項中「退学若しくは転学し」とあるのは「退学し」と読み替えるものとする。

第11章 研究生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第54条 本学において、特定の専門事項について研究を志望する者がいるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

(聴講生)

第55条 本学の開設する授業科目のうち、特定の授業科目を聴講することを志望する者がいるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、選考のうえ、聴講生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第56条 他の短期大学又は大学の学生で、本学の特定の授業科目を履修することを志望する者がいるときは、当該短期大学又は大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第57条 外国人で、短期大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志望する者がいるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

(その他)

第58条 研究生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第21条第1項、第32条、第49条及び第51条並びに別表第1及び別表第2の規定は、平成2年4月1日以後の入学者から適用し、同日前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1

(イ) 看護学科の授業科目及び単位数

授業科目の区分等		授 業 科 目	単位数	
			必修	選択
一般教育科目	人文科学系	哲学		2
		倫理学		2
		文学		2
		史学		2

		心理学	2	
	社会科学系	教育学	2	
		社会学		2
		経済学		2
		法学		2
		統計学		2
		自然科学系	生物学	2
		化学		2
		物理学		2
		情報科学概論		2
		数学		2
	計	6	2 4	
外国語科目		英語 A	4	
		英語 B		2
		独語		2
		仏語		2
		計	4	6
保健体育科目		保健体育	1	
		体育実技 I	1	
		体育実技 II		1
		計	2	1
合 計			1 2	3 1
専門教育科目		医療概論	1	
		形態機能学 I	3	
		形態機能学 II	1	
		生化学	1	
		栄養学	1	
		薬理学	1	

	病態栄養学	1	
	病理学	2	
	病態学 I	1	
	病態学 II	1	
	微生物学	2	
	公衆衛生学	1	
	社会福祉	1	
	関係法規	1	
	精神保健	2	
	放射線医学		1
	発達心理		1
	看護学概論	2	
	基礎看護技術 I	3	
	基礎看護技術 II (実習)	2	
	臨床看護総論 I	2	
	臨床看護総論 II (実習)	2	
	成人看護概論・保健	2	
	成人臨床看護 I	4	
	成人臨床看護 II	4	
	成人臨床看護 III	2	
	老人看護概論・保健	1	
	老人臨床看護	1	
	小児看護概論・保健	2	
	小児臨床看護	2	
	母性看護概論・保健	2	
	母性臨床看護	2	
	特別セミナー(卒業研究)	2	
	臨床実習		

	基礎看護	3	
	成人看護 老人看護	14	
	小児看護	3	
	母性看護	3	
	計	78	2
総計		90	33

(ロ) 衛生技術学科の授業科目及び単位数

授業科目の区分等		授 業 科 目	単位数	
			必修	選択
一般教育科目	人文科学系	哲学		2
		倫理学		2
		文学		2
		史学		2
		心理学		2
	社会科学系	教育学		2
		社会学		2
		経済学		2
		法学		2
		統計学		2
	自然科学系	生物学	2	
		化学	3	
		化学実習		1
		物理学	3	
		数学	2	
	計		10	21
外国語科目	英語A	4		



	英語 B		2
	独語		2
	仏語		2
	計	4	6
保健体育科目	保健体育	1	
	体育実技 I	1	
	体育実技 II		1
	計	2	1
合 計		1 6	2 8
専門教育科目	医学概論	1	
	解剖学	2	
	解剖学実習	1	
	生理学	2	
	生理学実習	1	
	病理学	2	
	病理学実習	1	
	生化学	3	
	生化学実習	1	
	微生物学	2	
	微生物学実習	1	
	医動物学	1	
	情報科学概論	1	
	検査機器総論	2	
	医用工学概論	1	
	医用工学概論実習	1	
	実験用動物学		1
	医用英語		2
公衆衛生学	2		

	公衆衛生学実習	1	
	臨床医学総論	2	
	臨床病理学総論	2	
	臨床検査総論	2	
	臨床検査総論実習 A	1	
	臨床検査総論実習 B	2	
	検査管理総論	2	
	病理組織細胞学	1	
	病理組織細胞学実習	3	
	臨床生理学	3	
	臨床生理学実習	3	
	臨床化学	2	
	臨床化学実習 A	1	
	臨床化学実習 B	3	
	臨床血液学	2	
	臨床血液学実習 A	2	
	臨床血液学実習 B	2	
	臨床微生物学	2	
	臨床微生物学実習	3	
	臨床免疫学	3	
	臨床免疫学実習 A	1	
	臨床免疫学実習 B	3	
	放射性同位元素検査技術学	1	
	放射性同位元素検査技術学実習 A	1	
	放射性同位元素検査技術学実習 B		1
	関係法規	1	
	臨床検査学特論	2	
	計	7 6	4

総 計	9 2	3 2
-----	-----	-----

(ハ) 理学療法学科の授業科目及び単位数

授業科目の区分等		授 業 科 目	単位数	
			必修	選択
一般教育科目	人文科学系	哲学		2
		倫理学		2
		文学		2
		史学		2
		心理学	2	
	社会科学系	教育学		2
		社会学		2
		経済学		2
		法学		2
		統計学	2	
	自然科学系	生物学	2	
		化学		2
		物理学	2	
		情報科学概論		2
		数学		2
計			8	2 2
外国語科目	英語 A	4		
	英語 B		2	
	独語		2	
	仏語		2	
	計	4	6	
保健体育科目	保健体育	1		
	体育実技 I	1		

	体育実技Ⅱ		1
	計	2	1
合 計		14	29
専門教育科目	医学概論	1	
	解剖学	3	
	解剖学実習	2	
	生理学	3	
	生理学実習	1	
	運動学	2	
	運動学実習	1	
	病理学概論	2	
	臨床心理学	1	
	リハビリテーション概論	1	
	リハビリテーション医学	1	
	一般臨床医学	1	
	内科学	2	
	整形外科	3	
	神経内科学	2	
	精神医学	2	
	小児科学	1	
	人間発達学	1	
	理学療法概論	3	
	臨床運動学	1	
	理学療法評価法	2	
	理学療法評価法実習	1	
	運動療法	3	
運動療法実習	2		
物理療法	2		

	物理療法実習	1	
	日常生活活動	1	
	日常生活活動実習	1	
	生活環境論	1	
	義肢装具学	2	
	義肢装具学実習	1	
	理学療法技術論	2	
	理学療法技術論実習	2	
	臨床評価実習	3	
	臨床実習	15	
	運動発達療法	2	
	研究方法論	2	
	医学英語		1
	原書講読		1
	計	77	2
総計		91	31

(二) 作業療法学科の授業科目及び単位数

授業科目の区分等		授 業 科 目	単位数	
			必修	選択
一般教育科目	人文科学系	哲学		2
		倫理学		2
		文学		2
		史学		2
		心理学	2	
	社会科学系	教育学	2	
		社会学		2
		経済学		2

		法学		2
		統計学	2	
	自然科学系	生物学		2
		化学		2
		物理学		2
		情報科学概論		2
		数学		2
	計		8	2 2
外国語科目	英語 A	4		
	英語 B		2	
	独語		2	
	仏語		2	
	計	4	6	
保健体育科目	保健体育	1		
	体育実技 I	1		
	体育実技 II		1	
	計	2	1	
合 計			1 4	2 9
専門教育科目	医学概論	1		
	解剖学	3		
	解剖学実習	2		
	生理学	3		
	生理学実習	1		
	運動学	2		
	運動学実習	1		
	病理学概論	2		
	臨床心理学	1		
	リハビリテーション概論	1		

	リハビリテーション医学	1	
	一般臨床医学	1	
	内科学	2	
	整形外科学	2	
	神経内科学	2	
	精神医学	3	
	小児科学	1	
	人間発達学	1	
	作業療法概論	2	
	作業療法管理学	1	
	基礎作業学	1	
	基礎作業学実習	3	
	作業療法評価法	1	
	作業療法評価法実習	1	
	作業治療学 I	6	
	作業治療学 I 実習	2	
	作業治療学 II	1	
	作業治療学 II 実習	1	
	作業療法技術論	2	
	作業療法技術論実習	2	
	職業適応論	1	
	臨床実習	1 8	
	研究方法論	1	
	作業療法特論	1	
	作業療法演習	1	
	医学英語		1
	外書講読		1
	臨床評価実習	3	

	計	78	2
総計		92	31

別表第2

専攻科助産学特別専攻の授業科目及び単位数

授業科目の区分等	授 業 科 目	単位数	
		必修	選択
専門教育科目	助産学概論	1	
	生殖科学Ⅰ	1	
	生殖科学Ⅱ	2	
	生殖科学Ⅲ	1	
	母子行動科学	2	
	助産診断学	4	
	助産技術学	4	
	助産技術学特論		1
	助産学実習Ⅰ	8	
	助産学実習Ⅱ		2
	地域保健	1	
	地域母子保健実習	1	
	助産業務管理	1	
	助産業務管理実習	1	
	助産学研究Ⅰ	2	
	助産学研究Ⅱ		1
計	29	4	

改正 平3・3・12規程1号、4・1規程2号、平4・1・22規程1号、平9・11・19規程1号、平11・3・24規程2号、平12・4・1規程1号、平13・4・25規程1号、平15・7・16規程1号、平16・4・8規程1号



※当該規則は以下にも掲載。

規則(2004(平成16)年4月1日以降)>第9編 医療技術短期大学部

達示第33号

2001(平成13)年3月21日

中央省庁等改革に伴う学内規程の整備に関する規程

- 第1条 京都大学通則(昭和28年達示第3号)の一部を次のように改正する。
- 第5条第5号から第8号までの規定中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。
- 第10条第3項中「以下「文部省令」という」を「以下「文部科学省令」という」に改める。
- 第21条第1項、第37条第1項第4号、同条第2項第3号及び同条第3項第3号中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。
- 第67条中「文部省令」を「文部科学省令」に改める。
- 第2条 京都大学学位規程(昭和33年達示第1号)の一部を次のように改正する。
- 第13条中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。
- 第3条 京都大学研修規程(昭和24年達示第3号)の一部を次のように改正する。
- 第2の章名、第11条第1項、同条第5号及び第12条第1項中「文部省内地研究員」を「内地研究員」に改める。
- 第4条 京都大学総合人間学部規程(平成4年達示第25号)の一部を次のように改正する。
- 第13条第2項第2号及び第4号中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。
- 第5条 京都大学文学部規程(昭和24年達示第26号)の一部を次のように改正する。
- 第13条第2項第2号及び第4号中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。
- 第6条 京都大学教育学部規程(昭和25年達示第18号)の一部を次のように改正する。
- 第13条第2項第2号及び第4号中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。
- 第7条 京都大学法学部規程(昭和24年達示第24号)の一部を次のように改正する。
- 第14条第4項第2号及び第4号中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。
- 第8条 京都大学経済学部規程(昭和24年達示第23号)の一部を次のように改正する。
- 第13条第2項第2号及び第4号中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。
- 第9条 京都大学理学部規程(昭和25年達示第10号)の一部を次のように改正する。
- 第10条第1項中「第8条、第9条及び第10条」を「第7条、第8条及び第9条」に改め、同条第3項第2号及び第4号中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。
- 第10条 京都大学医学部規程(昭和29年達示第12号)の一部を次のように改正する。
- 第16条第2項第2号及び第4号中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。
- 第11条 京都大学薬学部規程(昭和35年達示第9号)の一部を次のように改正する。
- 第14条第2項第2号及び第4号中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。
- 第12条 京都大学工学部規程(昭和24年達示第14号)の一部を次のように改正する。
- 第19条第1項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第13条 京都大学農学部規程(昭和28年達示第23号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項第3号及び第5号中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める

第14条 京都大学保健診療所規程(平成10年達示第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「厚生省告示」を「健康保険法の規程による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)」に改める。

第15条 京都大学大型計算機センター利用規程(昭和44年達示第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「文部省所轄機関」を「文部科学省所轄機関」に改め、同条第4号中「文部省所管」を「文部科学省所管」に改める。

第16条 京都大学国際交流会館規程(昭和57年達示第17号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「文部省」を「文部科学省」に改める。

第17条 京都大学受託研究取扱規程(昭和57年達示第22号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「文部省」を「文部科学省」に改める。

第18条 京都大学職員健康管理規程(昭和50年達示第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「文部省健康管理規程(昭和48年文部省訓令第23号)」を「文部科学省健康管理規程(平成13年文部科学省訓令第10号)」に改める。

第19条 京都大学高圧ガス製造施設危害予防規程(昭和49年達示第31号)の一部を次のように改定する。

第6条第4項中「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

第20条 京都大学組換えDNA実験安全管理規程(昭和54年達示第21号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項及び第19条第1項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成13年3月21日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

達示第20号

2002(平成14)年4月1日

京都大学の講座、学科目及び研究部門に関する規程

## 第1章 総則

第1条 京都大学の学部に置く講座及び学科目並びに大学院の研究科に置く講座等並びに研究所に置く研究部門については、この規程の定めるところによる。

## 第2章 学部

第2条 総合人間学部の次表上欄に掲げる学科にそれぞれ同表下欄に掲げる講座を置く。

人間学科 人間基礎論講座、生活空間論講座

国際文化学科 文化構造論講座、文明論講座、言語文化論講座、日本・中国文化・社会論講座、欧米文化・社会論講座

基礎科学科 数理基礎論講座、情報科学論講座、自然構造基礎論講座

自然環境学科 物質環境論講座、生物・地球圏環境論講座、環境適応論講座

第3条 文学部人文学科に次に掲げる学科目を置く。

哲学基礎文化学、東洋文化学、西洋文化学、歴史基礎文化学、行動・環境文化学、基礎現代文化学

第4条 教育学部教育科学科に次に掲げる学科目を置く。

現代教育基礎学、教育心理学、相関教育システム論

第5条 法学部に次に掲げる学科目を置く。

基礎法学、公法、民刑事法、政治学

第6条 経済学部の次表上欄に掲げる学科にそれぞれ同表下欄に掲げる学科目を置く。

経済学科 理論・情報、経済史・思想史、財政・金融、産業・労働、国際経済

経営学科 経営、会計

第7条 理学部理学科に次に掲げる学科目を置く。

数学、物理学、宇宙惑星科学、地球科学、化学、生物科学

第8条 医学部医学科に次に掲げる学科目を置く。

分子生物学、細胞学・組織学、発生学・遺伝学、人体構造機能学、臨床入門医学、環境・社会医学、内科学、外科学、眼科学、婦人科学・産科学、小児科学、皮膚科学、形成外科学、泌尿器科学、耳鼻咽喉科学、整形外科学、精神医学、放射線医学・核医学、麻酔学、臨床神経学、臨床検査医学、口腔外科学

第9条 薬学部総合薬学科に次に掲げる学科目を置く。

物理・薬化学、生物・分子薬学、生命・臨床薬学

第10条 工学部の次表上欄に掲げる学科にそれぞれ同表下欄に掲げる学科目を置く。

地球工学科 土木工学、環境工学、資源工学

建築学科 建築学

物理工学科	機械システム学、材料科学、エネルギー理工学、宇宙基礎工学
電気電子工学科	電気電子工学
情報学科	計算機科学、数理工学
工業化学科	反応化学、物性化学、化学プロセス工学

第11条 農学部の下表上欄に掲げる学科にそれぞれ同表下欄に掲げる学科目を置く。

資源生物科学科	資源生物学
応用生命科学科	応用生命科学
地域環境工学科	地域環境工学
食料・環境経済学科	食料・環境経済学
森林科学科	森林科学
食品生物科学科	食品生物学

### 第3章 研究科等

第12条 文学研究科の下表上欄に掲げる専攻にそれぞれ同表下欄に掲げる講座を置く。

文献文化学専攻	国語学・国文学講座、中国語学・中国文学講座、東洋古典学講座、西洋古典学講座、欧米語学・欧米文学講座
思想文化学専攻	哲学・宗教学講座、美学・美術史学講座
歴史文化学専攻	日本史学講座、東洋史学講座、西洋史学講座、考古学講座
行動文化学専攻	心理学講座、言語学講座、社会学講座、地理学講座
現代文化学専攻	現代文化学講座

2 前項に掲げるもののほか、文学研究科に総合文化学講座を置く。

第13条 教育学研究科の下表上欄に掲げる専攻にそれぞれ同表下欄に掲げる講座を置く。

教育科学専攻	教育学講座、教育方法学講座、教育認知心理学講座、教育社会学講座、生涯教育学講座、比較教育政策学講座
臨床教育学専攻	臨床教育学講座、心理臨床学講座

第14条 法学研究科の下表上欄に掲げる専攻にそれぞれ同表下欄に掲げる講座を置く。

基礎法学専攻	法史学講座、法理学講座、法社会学講座、外国法講座
公法専攻	憲法講座、行政法講座、租税法講座、国際法講座
民刑事法専攻	民事法講座、商事法講座、経済法講座、社会法講座、民事手続法講座、涉外関係法講座、刑事法講座
政治学専攻	政治理論講座、政治外交史講座、国際政治学講座、比較政治講座、現代政治行政分析講座

2 前項に掲げるもののほか、法学研究科に総合法政分析講座を置く。

第15条 経済学研究科の下表上欄に掲げる専攻にそれぞれ同表下欄に掲げる講座を置く。

経済システム分析専攻	経済理論講座、統計・情報分析講座、歴史・思想分析講座
経済動態分析専攻	比較制度・政策講座、金融・財政講座、ファイナンス工学講座

組織経営分析専攻 経営・社会環境分析講座、経営政策講座、市場・会計分析講座、事業創成講座

現代経済学専攻 現代経済学講座、国際経営・経済分析講座

第16条 理学研究科の次表上欄に掲げる専攻にそれぞれ同表下欄に掲げる講座を置く。

数学・数理解析専攻 相関数理講座、表現論代数構造論講座、多様体論講座、解析学講座、基礎数理講座

物理学・宇宙物理学専攻 相関重力基礎論講座、物性基礎論講座、非線形物理学講座、物質物理学講座、量子光学講座、物質・時空基礎論講座、粒子物理学講座、核物理学講座、宇宙放射学講座、宇宙物理学講座、宇宙構造学講座

地球惑星科学専攻 相関地球惑星科学講座、個体地球物理学講座、水圏地球物理学講座、大気圏物理学講座、太陽惑星系電磁気学講座、地球テクトニクス講座、地球物質科学講座、地球生物圏史講座

化学専攻 相関化学講座、理論化学講座、物理化学講座、物性化学講座、無機化学講座、有機化学講座、生物化学講座

生物科学専攻 相関動植共生学講座、自然史学講座、動物科学講座、人類学講座、分子植物科学講座、進化植物科学講座、情報分子細胞学講座、機能統合学講座、高次情報形成学講座

第17条 医学研究科の次表上欄に掲げる専攻にそれぞれ同表下欄に掲げる講座を置く。

生理系専攻 生体情報科学講座、生体構造医学講座、生体制御医学講座

病理系専攻 腫瘍生物学講座、基礎病態学講座、感染・免疫学講座、法医学講座

内科系専攻 臨床病態医科学講座、臨床器官病態学講座、臨床生体統御医学講座、発生発達医学講座、放射線医学講座

外科系専攻 移植免疫医学講座、器官外科学講座、感覚運動系病態学講座

分子医学系専攻 分子生体統御学講座、遺伝医学講座

脳統御医科学系専攻 高次脳科学講座、脳病態生理学講座

社会健康医学系専攻 健康解析学講座、健康管理学講座、健康要因学講座、国際保健学講座

2 前項に掲げるもののほか、医学研究科に先端・国際医学講座を置く。

第18条 薬学研究科の次表上欄に掲げる専攻にそれぞれ同表下欄に掲げる講座を置く。

創薬科学専攻 薬品創製化学講座、薬品機能統御学講座、薬品製剤設計学講座

生命薬科学専攻 生体分子薬学講座、生体機能薬学講座、生体情報薬学講座

医療薬科学専攻 薬品動態医療薬学講座、病態機能解析学講座

第19条 工学研究科の次表上欄に掲げる専攻にそれぞれ同表下欄に掲げる講座を置く。

土木工学専攻	土木基礎情報学講座、構造工学講座、水工学講座、地盤工学講座、土木計画学講座
土木システム工学専攻	都市基盤システム工学講座、ライフライン工学講座、複合基盤システム工学講座、社会システム工学講座
資源工学専攻	資源開発工学講座、探査計測システム工学講座、地殻開発工学講座
環境工学専攻	環境デザイン工学講座、環境システム工学講座、環境マネジメント工学講座
環境地球工学専攻	環境情報工学講座、人間環境設計学講座、水域環境工学講座、都市環境安全工学講座、気圏工学講座、環境リスク工学講座、環境構成材料学講座、居住空間工学講座
建築学専攻	建築情報システム学講座、建築設計学講座、建築計画学講座、建築構造学講座
生活空間学専攻	人間生活環境工学講座、生活空間計画学講座、生活空間開発工学講座
機械工学専攻	機械システム工学講座、機械設計制御工学講座、機械材料力学講座、熱流体工学講座
機械物理工学専攻	メゾスコピック物性工学講座、材料強度物性学講座、物性工学講座
精密工学専攻	デザインシステム論講座、システム工学講座、知能機械システム講座
原子核工学専攻	量子ビーム科学講座、量子物質工学講座、核エネルギー工学講座
材料工学専攻	材料設計工学講座、材料プロセス工学講座、材料物性学講座、材料機能学講座
航空宇宙工学専攻	航空宇宙力学講座、航空宇宙基礎工学講座、航空宇宙解析工学講座
電気工学専攻	複合システム論講座、電磁工学講座、電力工学講座、電気システム論講座
電子物性工学専攻	集積機能工学講座、電子物理学講座、機能物性工学講座、量子工学講座
材料化学専攻	機能材料設計学講座、無機材料化学講座、有機材料化学講座、高分子材料化学講座
物質エネルギー化学専攻	エネルギー変換化学講座、基礎エネルギー化学講座、基礎物質化学講座、触媒科学講座
分子工学専攻	分子設計学講座、分子物性工学講座、分子エネルギー工学

	講座、物性物理化学講座
高分子化学専攻	先端機能高分子講座、高分子合成講座、高分子物性講座
合成・生物化学専攻	生物機能工学講座、合成化学講座、生物化学講座
化学工学専攻	環境プロセス工学講座、化学工学基礎講座、化学システム工学講座

第20条 農学研究科の次表上欄に掲げる専攻にそれぞれ同表下欄に掲げる講座を置く。

農学専攻	作物科学講座、園芸科学講座、耕地生態科学講座、品質科学講座
森林科学専攻	森林管理学講座、森林生産学講座、緑地環境保全学講座、生物材料工学講座、生物材料機能学講座
応用生命科学専攻	応用生化学講座、分子細胞科学講座、応用微生物学講座、生物機能化学講座
応用生物科学専攻	資源植物科学講座、植物保護科学講座、動物遺伝増殖学講座、動物機能開発学講座、海洋生物資源学講座、海洋微生物学講座、海洋生物生産学講座
地域環境科学専攻	比較農業論講座、生物環境科学講座、生産生態科学講座、地域環境開発工学講座、地域環境管理工学講座、生物生産工学講座
生物資源経済学専攻	農企業経営情報学講座、国際農林経済学講座、比較農史農学論講座
食品生物科学専攻	食品生命科学講座、食品健康科学講座、食品生産工学講座

第21条 人間・環境学研究科の次表上欄に掲げる専攻にそれぞれ同表下欄に掲げる講座を置く。

人間・環境学専攻	人間存在基礎論講座、動態環境論講座、人間社会論講座、人間形成論講座、自然・人間共生基礎論講座、環境情報認知論講座、自然環境論講座、分子・生命環境論講座
文化・地域環境学専攻	文化・社会環境論講座、環境物性解析論講座、文化環境言語基礎論講座、環境保全発展論講座
環境相関研究専攻	共有環境システム論講座、生物環境システム論講座、社会環境システム論講座

第22条 エネルギー科学研究科の次表上欄に掲げる専攻にそれぞれ同表下欄に掲げる講座を置く。

エネルギー社会・環境科学専攻	社会エネルギー科学講座、エネルギー社会環境学講座
エネルギー基礎科学専攻	エネルギー反応学講座、エネルギー物理学講座
エネルギー変換科学専攻	エネルギー変換システム学講座、エネルギー機能設計学講座



エネルギー応用科学専攻 応用熱科学講座、エネルギー応用プロセス学講座、  
資源エネルギー学講座

第23条 アジア・アフリカ地域研究研究科の次表上欄に掲げる専攻にそれぞれ同表下欄  
に掲げる講座を置く。

東南アジア地域研究専攻 生態環境論講座、地域進化論講座、連環地域論講座

アフリカ地域研究専攻 地域生態論講座、民族共生論講座、地域動態論講座

第24条 情報学研究科の次表上欄に掲げる専攻にそれぞれ同表下欄に掲げる講座を置く。

知能情報学専攻 生体・認知情報学講座、知能情報ソフトウェア講座、知能メ  
ディア講座、生命情報学講座

社会情報学専攻 社会情報モデル講座、社会情報ネットワーク講座、生物圏情  
報学講座

複雑系科学専攻 応用解析学講座、複雑系力学講座、複雑系構成論講座

数理工学専攻 応用数学講座、システム数理講座、数理物理学講座

システム科学専攻 人間機械共生系講座、システム構成論講座、システム情報論  
講座

通信情報システム専攻 コンピュータ工学講座、通信システム工学講座、集積システ  
ム工学講座

第25条 生命科学研究科の次表上欄に掲げる専攻にそれぞれ同表下欄に掲げる講座を置  
く。

統合生命科学専攻 遺伝機構学講座、多細胞体構築学講座、細胞全能性発現学講座、  
応用生物機構学講座、環境応答制御学講座

高次生命科学専攻 認知情報学講座、体制統御学講座、高次応答制御学講座、高次生  
体統御学講座

第26条 地球環境学堂の組織については、京都大学大学院地球環境学舎及び大学院地球  
環境学堂の組織等に関する規程（平成14年達示第4号）の定めるところによる。

#### 第4章 研究所

第27条 化学研究所に次に掲げる研究部門を置く。

構造解析基礎研究部門、界面物性研究部門、無機素材化学研究部門、材料物性基礎研  
究部門、有機材料化学研究部門、有機合成基礎研究部門、生体反応設計研究部門、生体  
分子機能研究部門、生体分子情報研究部門

第28条 人文科学研究所に次に掲げる研究部門を置く。

文化研究創成研究部門、文化生成研究部門、文化表象研究部門、文化構成研究部門、  
文化連関研究部門

第29条 再生医科学研究所に次に掲げる研究部門を置く。

生体機能学研究部門、生体組織工学研究部門、再生統御学研究部門、生体システム医  
工学研究部門、再生医学応用研究部門

第30条 エネルギー理工学研究所に次に掲げる研究部門を置く。

エネルギー生成研究部門、エネルギー機能変換研究部門、エネルギー利用過程研究部門

第31条 木質科学研究所に次に掲げる研究部門を置く。

木質生命科学研究部門、木質バイオマス研究部門、木質材料機能研究部門、木質環境研究部門

第32条 防災研究所に次に掲げる研究部門を置く。

総合防災研究部門、地震災害研究部門、地盤災害研究部門、水災害研究部門、大気災害研究部門

第33条 基礎物理学研究所に次に掲げる研究部門を置く。

一般相対論研究部門、統計力学研究部門、原子核理論研究部門、素粒子論研究部門、物性理論研究部門、場の理論研究部門、時間空間理論研究部門、宇宙基礎論研究部門、非平衡系物理学研究部門、素粒子論的天体物理学研究部門

第34条 ウイルス研究所に次に掲げる研究部門を置く。

がんウイルス研究部門、遺伝子動態調節研究部門、生体応答学研究部門、細胞生物学研究部門

第35条 経済研究所に次に掲げる研究部門を置く。

数量産業分析研究部門、複雑系経済研究部門、資源環境研究部門、比較経済研究部門、資産経済研究部門、現代経済分析研究部門

第36条 数理解析研究所に次に掲げる研究部門を置く。

基礎数理研究部門、無限解析研究部門、応用数理研究部門

第37条 原子炉実験所に次に掲げる研究部門を置く。

原子炉安全管理研究部門、中性子科学研究部門、核エネルギー基礎研究部門、バックエンド工学研究部門、応用原子核科学研究部門、放射線生命科学研究部門

第38条 霊長類研究所に次に掲げる研究部門を置く。

進化系統研究部門、社会生態研究部門、行動神経研究部門、分子生理研究部門

附 則

1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

2 第33条に定める基礎物理学研究所の非平衡系物理学研究部門は、平成19年3月31日まで存続するものとする。

改正 平15・4・1達示3号、平16・4・1達示6号

〔注〕2004・4・1達示第6号で全部改正、京都大学の講座、学科目、研究部門等に関する規程に改称。